（別添）

業務実績評価書

令和５年度（第４期）

自：令和５年４月　１日

至：令和６年３月３１日

独立行政法人 国立病院機構

様式１－１－１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立病院機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和５年度（第４期）
	中期目標期間	令和元～５年度

２．評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	医政局	担当課、責任者	医療経営支援課　和田　昌弘　課長
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室　三村　国雄　参事官

３．評価の実施に関する事項
令和６年７月 30 日に法人の理事長・監事からのヒアリング及び外部有識者からの意見聴取を実施した。

４．その他評価に関する重要事項
特になし

様式１－１－２　中期目標管理法人　年度評価　総合評定

１．全体の評定						
評定 （Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ）	Ａ：全体として中期計画における所期の目標を上回る成果及び国の有事である新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）対応しつつ、５類移行後もポストコロナの新興感染症に向けた取組が見られ、国民への安心・安全に貢献していると認められる。	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
		Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ
評定に至った理由	項目別評定は、８項目中Ｓが１項目、Ａが５項目、Ｂが１項目、Ｃが１項目であり、うち重要度「高」を付している項目は、Ｓが１項目、Ａが３項目である。また、全体の評価を引き下げる事象もなかったため、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評定の評価基準に基づき算出した結果、Ａ判定とした。					

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	国立病院機構の業務内容である診療事業において特に高い実績をあげている。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	新型コロナの５類移行後も、人口減少や物価上昇など医療を取り巻く環境の著しい変化や、患者の受療行動の変化の影響が続く中にあっても、理事長の強力なリーダーシップの下、国や自治体からの様々な要請に的確に応え続けるとともに、地域から求められる医療の提供に努めた。

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	特になし
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

４．その他事項	
監事等からの意見	【監事からの意見】 ・　監査結果として、監査報告のとおりであり、特に問題はない。 ・　国から負託を受けた公的医療機関として、理事長のリーダーシップの下、自らの病院機能を維持する傍らで、前年度に引き続き地域医療の担い手として様々な課題に取り組んでいる。特筆すべきは能登半島地震への対応であり、当機構のネットワークを最大限に活かし、被災地において切れ目ない医療活動を実施したことを高く評価したい。 ・　医業収支が４期連続の赤字となったが、新型コロナの第５類移行後において、患者数が減少した状態が継続したことなどによる一方で、新型コロナ関係の補助金が大きく減少したにもかかわらず、様々な工夫により経常費用を削減し、経常収支の黒字を維持したことは、国、自治体の期待に応えることができた証左と考えている。なお、多々ご意見いただいたとおり、積立金の国庫納付に関しては、当機構が今後も役割をしっかりと果たせるように、関連制度の見直しに向け、各方面の理解を得るべく努める必要がある。 ・　昨年 12 月に発覚した「入院患者への虐待事件」については、誠に遺憾な事案であり、監事としても今後講じられる再発防止策の徹底状況等を注意深くフォローしていく。 【理事長からの意見】 ・　新型コロナへの対応とともに、重症心身障害、神経・筋疾患、筋ジストロフィーなどセーフティネット分野の医療を着実に提供し、都道府県が策定する医療計画を踏まえ、５疾病５事業、災害や新興感染症等の国の危機管理に際して求められる医療及び在宅医療など、地域医療の向上に積極的に取り組むなど、一般医療との両立を実現した。 ・　今年の１月１日に発災した能登半島地震に際しては、発災直後からＮＨＯ医療班を現地に派遣し、避難所支援活動や市立輪島病院の運営支援に対応するなど、ＮＨＯのネットワークを最大限に活かすことで、被災地において切れ目のない医療活動を実施した。 ・　令和５年６月には「防衛財源確保法」が施行され、当機構の積立金のうち 422 億円を納付する義務が課され、令和６年３月に国庫納付し、更に、第４期中期目標期間終了時点の積立金である 1,368 億円については、厚生労働省と協議の上、206 億円の追加国庫納付を行い、今年の７月 10 日に納付し、合計で 628 億円の納付を行った。 ・　令和６年４月からは第５期中期目標期間が始まり、当機構に求められる役割を果たしていくため、法人全体の資金を最大限活用する基金を創設した。 ・　新型コロナ収束後の患者数の減少や労働力人口の減少、諸物価の高騰など、医療を取り巻く環境が大きく変化している中で、ＮＨＯとして持続可能な法人運営を行うために、法人全体の経営戦略の策定に取組む予定である。
その他特記事項	特になし

様式１－１－３　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書	備考
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	No.	
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
診療事業	A	A	A	S	A	１－１	
医療の提供	B○重	B○重	B○重	A○重	A○重	１－１－１	
地域医療への貢献	A○重	A○重	A○重	S○重	A○重	１－１－２	
国の医療政策への貢献	A○重	S○重	S○重	S○重	S○重	１－１－３	
臨床研究事業	A○重	S○重	S○重	A○重	A○重	１－２	
教育研修事業	B	B	A	A	A	１－３	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書	備考
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	No.	
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
業務運営等の効率化	A	A	A	A	A	２－１	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	B	３－１	
Ⅳ．その他の事項							
その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	B	B	B	C	４－１	

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。
難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。
重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１	診療事業		
業務に関連する政策・施策	―	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第３条
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
予算額（千円）	988,900,395	1,018,255,670	970,115,890	977,419,394	1,070,720,573
決算額（千円）	976,561,682	956,299,491	983,965,290	1,004,868,764	1,018,426,041
経常費用（千円）	983,294,458	986,002,575	1,024,979,669	1,054,064,867	1,051,544,704
経常利益（千円）	13,610,531	69,089,449	104,267,516	67,615,378	12,659,133
行政コスト（千円）	990,162,530	992,065,689	1,028,777,383	1,059,244,784	1,056,851,404
従事人員数（人）	62,226 （※注①）	62,581 （※注①）	62,946 （※注①）	62,555 （※注①）	62,481 （※注①）

注）①従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第３ 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項 通則法第２９条第２項第２号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 **１　診療事業** 患者の目線に立った安心・安全で質の高い医療を提供し、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の実現に積極的に取り組むとともに、国の医療政策に貢献すること。	**第１　国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置** **１　診療事業** 診療事業においては、患者の目線に立って、安心・安全で質の高い医療を、多職種が連携して提供し、国立病院機構の機能を最大限活用しながら、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の実現に積極的に取り組むとともに、引き続き、国の医療政策に貢献する。	**第１　国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置** **１　診療事業**		（１）医療の提供【Ａ】 （２）地域医療への貢献【Ａ】 （３）国の医療政策への貢献【Ｓ】	＜評定と根拠＞ 評定：Ａ （自己評定Ｓの理由） 小項目である（１）医療の提供、（２）地域医療への貢献、（３）国の医療政策への貢献において、良好な結果を得たため、Ａとした。	評定	**Ａ**

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１－１	診療事業　医療の提供		
業務に関連する政策・施策	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること 医療従事者の資質の向上を図ること 医療安全確保対策の推進を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第３条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 　標準化した診療計画及び実施プロセスに基づき着実なインフォームドコンセントを実施することや、地域の医療機関との医療安全相互チェック、臨床評価指標による計測等の取組を実施し、医療の質や患者満足度の向上に努めることは、政策目標である「安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりの推進」に寄与するものであり重要度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
特定行為を実施できる看護師の配置数（計画値）	前年度より増加		111 名	133 名	163 名	202 名	293 名
特定行為を実施できる看護師の配置数（実績値）		111 名	133 名	163 名	202 名	293 名	423 名
達成度			119.8%	122.6%	123.9%	145.0%	144.4%
専門性の高い職種の配置数（計画値）	前年度より増加		認定看護師 1,040 名 専門看護師 63 名 認定薬剤師 1,269 名 専門薬剤師 92 名	認定看護師 1,077 名 専門看護師 74 名 認定薬剤師 1,334 名 専門薬剤師 94 名	認定看護師 1,097 名 専門看護師 76 名 認定薬剤師 1,396 名 専門薬剤師 91 名	認定看護師 1,109 名 専門看護師 74 名 認定薬剤師 1,384 名 専門薬剤師 94 名	認定看護師 1,140 名 専門看護師 77 名 認定薬剤師 1,404 名 専門薬剤師 96 名
専門性の高い職種の配置数（実績値）		認定看護師 1,040 名 専門看護師 63 名 認定薬剤師 1,269 名 専門薬剤師 92 名	認定看護師 1,077 名 専門看護師 74 名 認定薬剤師 1,334 名 専門薬剤師 94 名	認定看護師 1,097 名 専門看護師 76 名 認定薬剤師 1,396 名 専門薬剤師 91 名	認定看護師 1,109 名 専門看護師 74 名 認定薬剤師 1,384 名 専門薬剤師 94 名	認定看護師 1,140 名 専門看護師 77 名 認定薬剤師 1,404 名 専門薬剤師 96 名	認定看護師 1,174 名 専門看護師 76 名 認定薬剤師 1,420 名 専門薬剤師 106 名
達成度			認定看護師 103.6% 専門看護師 117.5% 認定薬剤師	認定看護師 101.9% 専門看護師 102.7% 認定薬剤師	認定看護師 101.1% 専門看護師 97.4% 認定薬剤師	認定看護師 102.8% 専門看護師 104.1% 認定薬剤師	認定看護師 103.0% 専門看護師 98.7% 認定薬剤師

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
予算額（千円）	988,900,395（※注①）	1,018,255,670（※注①）	970,115,890（※注①）	977,419,394（※注①）	1,070,720,573（※注①）
決算額（千円）	976,561,682（※注①）	956,299,491（※注①）	983,965,290（※注①）	1,004,868,764（※注①）	1,018,426,041（※注①）
経常費用（千円）	983,294,458（※注①）	986,002,575（※注①）	1,024,979,669（※注①）	1,054,064,867（※注①）	1,051,544,704（※注①）
経常利益（千円）	13,610,531（※注①）	69,089,449（※注①）	104,267,516（※注①）	67,615,378（※注①）	12,659,133（※注①）
行政コスト（千円）	990,162,530（※注①）	992,065,689（※注①）	1,028,777,383（※注①）	1,059,244,784（※注①）	1,056,851,404（※注①）
従事人員数（人）	62,226（※注②）	62,581（※注②）	62,946（※注②）	62,555（※注②）	62,481（※注②）

			105.1% 専門薬剤師 102.2%	104.6% 専門薬剤師 96.8%	99.1% 専門薬剤師 103.3%	101.4% 専門薬剤師 102.1%	101.1% 専門薬剤師 110.4%							
クリティカルパスの実施割合（計画値）	前中期目標期間中の最も高い年度の実績以上		48.6% （平成 28 年度）	48.6% （平成 28 年度）	48.6% （平成 28 年度）	48.6% （平成 28 年度）	48.6% （平成 28 年度）							
クリティカルパスの実施割合（実績値）		47.1%	49.4%	50.1%	50.7%	51.4%	51.6%							
達成度			101.6%	103.1%	104.3%	105.8%	106.2%							

注）①予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストについては、診療事業の項目（項目 1－1－1、1－1－2、1－1－3）ごとに算出することが困難であるため、診療事業の項目全体の額を記載。
②従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
						＜評定と根拠＞ 評定：Ａ （自己評定Ａの理由） ・　専門看護師の配置数については、１００％を下回ったものの、その他定量的指標について、達成度が１００％以上であった。 ・　下記理由により定量的指標について、一部達成率が１００％を下回ったものの、その他の達成率が１００％以上であり、定量的指標以外の目標についても良好な結果を得た。 ○　高度な判断能力と実践能力をもつ特定行為を実施できる看護師の配置は、多職種協働によるチーム医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフティング、タスク・シェアリングにも資するため、医療の質の向上につながる。各病院が特定行為研修修了者を配置する意義を理解できるよう活動事例・効果を紹介する等、法人としてより積極的かつ主体的に特定行為を実施できる看護師育成のための取組を行い、各病院における特定行為研修に関する理解がさらに深まったことにより、令和５年度は、特定行為を実施できる看護師を１１０病院、計４２３名配置し、達成度は１４４．４％となった。新たに３病院が特定行為研修制度における指定研修機関となり、機構全体で３８病院が指定研修機関となる等研修を受講しやすい環境を整備し、特定行為ができる看護師の育成に努めた。 ○　各専門領域における高度な専門的知識・技能を有する専門・認定看護師及び専門・認定薬剤師等の配置は医療の高度化・複雑化に対応するためのチーム医療の推進につながる。令和５年度においては、認定看護師１，１７４名、専門看護師７６名、認定薬剤師１，４２０名、専門薬剤師１０６名を配置し、達成度はそれぞれ１０３．０％、９８．７％、１０１．１％、１１０．４％となり、質の高い医療提供の取組を引き続き推進した。 ○　専門看護師の配置が目標達成できなかった要因としては、令和５年度の新たに取得した者が２名であったのに対して、辞職者２名、未更新者１名であり、資格取得者数よりも辞職者数等が上回った。令和５年度の資格取得者は、令和３年４月に大学院に進学した者であることから、新型コロナ感染症の拡大により受講者が減少したことが目標達成できなかった要因となっている。	評定	A
							＜評定に至った理由＞ Ⅰ．主な目標の内容 独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）では、国立病院機構の目的として、国の医療政策として国立病院機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされており、その目的を達成するため、医療を提供することを業務としている。 中期目標・中期計画では、患者の目線に立った、安心・安全で質の高い医療を提供し、患者・家族が医療内容を適切に理解し治療の選択に主体的に関わることができる環境を整えることとされており、患者・家族の目線に立った支援を行うことが期待されている。 (1)患者の目線に立った医療の提供 (2)安心・安全な医療の提供 (3)質の高い医療の提供 また、年度計画において、定量的指標として「特定行為を実施できる看護師の配置数」、「専門性の高い職種の配置数」については前年度より増加、「クリティカルパスの実施割合」については前中期目標期間中の最も高い年度の実績以上にすることと設定している。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
						○　クリティカルパスは、疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画であり、診療計画・実施プロセスを標準化することにより、チーム医療の実現、医療の質の向上に資するのみならず、インフォームドコンセントを着実に実施することで、患者の満足度を向上させる効果が期待できる。 　病院の機能分化が進み、急性期病院の平均在院日数の適正化（短縮）を進めている中で、積極的にクリティカルパスも活用した結果、令和５年度におけるクリティカルパスの実施割合は５１．６％となり、達成度は１０６．２％と高い水準を維持した。 ＜課題と対応＞ 　特になし。	評定 Ⅱ．目標と実績の比較 指標　達成度 特定行為を実施できる看護師の配置数　144.4% 認定看護師の配置数　103.0% 専門看護師の配置数　98.7% 認定薬剤師の配置数　101.1% 専門薬剤師の配置数　110.4% クリティカルパスの実施割合　106.2% と専門看護師の配置数を除いて達成度が 100%以上となっている。 　ただし、専門看護師の配置数の達成度が 100%を下回っているが、これは令和5年度に新たに取得した者が2名であったのに対して、辞職者2名、未更新者1名であり、資格取得者数よりも辞職者数等が上回ったこと、新型コロナの拡大により受講者が減少したこと等が目標達成できなかった要因となっている。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	（１）医療の提供 患者の目線に立った医療の提供を推進する観点から、引き続き、患者のニーズを的確に把握し、患者満足度の向上に努めること。 また、安心・安全な医療を提供するため、地域の医療機関との連携や機構のネットワークの活用により、医療安全対策をより一層充実させ医療事故の防止に努めるとともに、院内感染対策の標準化にも取り組み、これらの取組の成果について適切に情報発信すること。 さらに、質の高い医療の提供や医療の	**（１）医療の提供** **①　患者の目線に立った医療の提供** サービスの改善に資するよう、患者満足度調査をはじめ多様な調査結果に基づき各病院でＰＤＣＡを展開し、患者満足度の向上に努める。 患者・家族が医療内容を理解し治療の選択に主体的に関わることができるように相談体制を充実するとともに、複数職種が協働し、患者・家族の目線に立った支援を行う。 疾病に関する情報を提供する環境を整える等、患者・家族の健康・疾病に対する理解を促	**（１）医療の提供** **①　患者の目線に立った医療の提供** 患者満足度調査をはじめ多様な調査結果に基づき各病院でＰＤＣＡを展開し、自院の課題を検討するとともに、多様な診療時間の設定や待ち時間対策など必要なサービスの改善を図り、患者満足度の向上に努める。 患者・家族が医療内容を理解し治療の選択に主体的に関わることができるように相談しやすい環境や体制を充実させるとともに、患者への説明時に医師以外の職種が同席するなど複数職	＜評価の視点＞ ・　患者満足度調査をはじめ多様な調査結果に基づき各病院でＰＤＣＡを展開し、必要なサービスの改善を図り、患者満足度の向上に努めているか。	**（１）医療の提供** **①　患者の目線に立った医療の提供** １．患者満足度調査の実施と必要なサービスの改善に向けた取組 （１）患者経験価値･満足度調査の概要及び結果 患者経験価値･満足度調査については、患者の目線に立ちＮＨＯ全体のサービスの向上を図ることを目的に実施している。 令和５年度においては、より具体的な改善事項が見える調査とするため、従来の調査方法に加え、ＰＸ（患者経験価値）調査の要素を取り入れた調査を実施し、より患者目線に立ったサービスの改善を図った。 入院においては調査期間（令和５年８月１日から令和５年８月３１日まで）の退院患者のうち協力の得られた１８，８９６名、外来においては調査日（令和５年８月１日から令和５年８月２２日までの病院任意の２日間）に来院した外来患者のうち協力の得られた２５，８２７名について調査を行った。 調査項目の一部は、日本医療機能評価機構で実施している患者満足度調査と同内容の設問を追加することで、他の設置主体との比較が可能な内容としている。また、患者の匿名性を担保するため、記入された調査票については、病院職員が内容を確認することができないよう患者が厳封し、集計に当たっても個人が特定されることがないようにするなど、患者のプライバシーに十分配慮し実施した。 令和５年度における調査の結果は、前年度に引き続き、入院、外来とも他の設置主体との比較において高水準の結果となった。調査結果は各病院において活用しやすくなるよう本部において取りまとめ、１４０病院全体結果との比較や病院毎にポートフォリオ分析等を示しており、また、各病院においても自院の結果を分析、ＰＤＣＡサイクルを回し、更なる患者サービスの改善に取り組んでいる。 【調査結果概要】※アンケートは５段階評価で、以下はその平均ポイントである。 ○入院　　ＮＨＯ平均値　　日本医療機能評価機構平均値 ・診療内容　　４．７５　　４．５０ ・プライバシーへの配慮　　４．５９　　４．３０ ○外来　　ＮＨＯ平均値　　日本医療機能評価機構平均値 ・待ち時間　　３．３６　　３．３０ ・診察時間　　４．１９　　３．８０ ・診療内容　　４．５０　　４．１０ ・プライバシーへの配慮　　４．４１　　３．９０	年度計画の目標を達成した。	評定 Ⅲ. その他考慮すべき要素 (1)安心･安全な医療の提供について 院内感染防止体制の強化への取組として他の医療機関との合同カンファレンスを 128 病院で実施したほか、89 病院で他の医療機関と相互に感染防止対策に係る評価を実施するとともに、前年度に引き続き 123 病院が院内感染防止対策サーベイランス事業(JANIS)に参加し院内での感染症に関わる情報提供を行うほか、院内感染対策に係る研修の実施やICTが設置されており、感染対策に努めていることを評価する。 (2)質の高い医療の提供について 新型コロナの対応について、地域から求められている救急医療、産科･小児科･精神科等の診療機能を維持することにより、基礎疾患を有する新型コロナ患者や新型コロナ患者が合併症を併発した場合にも幅広く対応するとともに、重症心身障害や筋ジストロ

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	標準化のため、引き続き、チーム医療やクリティカルパス※の活用を推進するとともに、臨床評価指標の効果的な活用を推進すること。 ※ クリティカルパス･･･疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画	す取組を推進する。	種が協働して患者・家族の目線に立ったきめ細やかな支援を行う。 疾病に関する情報を提供する環境整備を進めるとともに、患者や家族向けの勉強会を開催するなど患者・家族の健康・疾病に対する理解を促す取組を推進する。		（２）患者サービスの改善に向けた取組 ○ 分かりやすい説明に関する取組 医師、看護師、メディカルスタッフなどが参画し、委員会やＷＧを立ち上げて、多職種がそれぞれの立場で患者の目線に立ちながら、患者サービスの改善を行っている。 そのほかに、医療従事者等に対する接遇やコミュニケーションに関する研修を全ての病院で実施した。 以上のように、説明スキルの向上等に、令和５年度も引き続き取り組んだ。 【接遇マニュアルを作成している病院】 令和４年度　１２９病院　→　令和５年度　１２９病院 【特徴的な取組例】 患者・環境等サービス委員会において、多職種でチームを組み、年間計画に沿った院内ラウンドを行っている。院内ラウンドではチェック表に基づいて、設備面や職員の身だしなみ等のチェックを行い、問題点等があればその場でフィードバックしている。（呉医療センター） ○ 多様な診療時間の設定に関する取組 患者が受診しやすい体制を構築するため、多様な診療時間の設定を推進している。各病院においては、地域の医療ニーズ、自院の診療機能や診療体制等を踏まえ、以下のような取組を行った。		評定 フィーなどのセーフティネット分野の医療を提供する病院においても、感染対策を徹底し、新型コロナ患者を受け入れるなどコロナ禍においても継続的に地域医療に貢献したことを高く評価する。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					【各病院による主な取組】 ・大型連休期間中における放射線治療やリハビリテーション等の実施、平常時に準じた手術の実施体制の整備 ・肺がん検診や人間ドックの土曜日実施や平日１９時までの受付体制の整備 ・ＭＲＩ・ＣＴ検査や入院予定患者の時間外受入れ ・人工透析外来について会社帰りに透析が実施できる準夜体制を整備 ・学生等のニーズに応じた総合スポーツ外来の受診枠を午後に設定 【特徴的な取組例】 乳がん検診について、平日の早朝や日曜日に予約枠を設け対応することで、平日が仕事の社会人等も受診しやすいような環境を提供している。（函館病院） ○ 待ち時間対策に関する取組 １４０病院全ての外来診療において予約制を導入しており、予約の変更についても電話で受け付ける体制を整備している。また、１４０病院全ての会計窓口において、クレジットカード等が使用できるほか、令和５年度は６病院において医療費後払いサービスを実施し、会計窓口の待ち時間をゼロとすることで、待ち時間に対する心理的負担を軽減できる取組を行った。 また、各病院で待ち時間調査、外来運営委員会等での要因分析を実施しており、その結果に基づいて以下のような取組を行った。 【病院による主な取組】 ・看護師等による積極的な患者への声かけや状況説明 ・会計窓口における収納端末の増設や混雑時における人員増 ・紹介・逆紹介など地域の医療機関との受診予約等を含めた連携強化による混雑の緩和 ・待ち時間の目安になるよう受付番号を表示 ・ポケベルやＰＨＳの貸出により待ち時間中の行動範囲の制限を緩和 ・アメニティの提供等による待ち時間への負担感の軽減 【特徴的な取組例】 患者サービス、利便性向上のため、令和５年４月から患者向けの医療情報管理アプリの利用を開始した。当該アプリからは診察の順番を確認することができるため、待ち時間を有効活用ができるほか、後払いや処方箋送信の機能も備えており、各場面での待機ストレスを解消することによりで満足度の向上を図った。また、採血や画像検査等の結果、処方内容を確認できるため、患者の健康意識の高まりにも繋がっている。（金沢医療センター）		評定 Ⅳ. 評価 新型コロナの対応について、一般医療の維持・両立を行いながら、「特定行為を実施できる看護師の配置数」において、前年度を大きく上回る 423 名（達成度 144.4%）を配置したことや、新たに3病院が特定行為研修制度における指定研修機関となり、特定行為が実施できる看護師の育成・確保にも努めていることを高く評価する。 「専門性の高い職種の配置数」について、看護師は、感染、皮膚、排泄ケア、救急といった、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践能力を持つ専門・認定看護師の配置を拡充し、質の高い医療提供の取組を引き続き推進していることを評価する。薬剤師においても、院内感染対策チーム、がん化学療法チーム等の特定領域において、他の医療職の期待に応えることのできる専門・認定薬剤師を配置し、医薬品の適正使用を

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　患者･家族が医療内容を理解し治療の選択に主体的に関わることができるように相談しやすい環境や体制を充実させているか。	**２．　患者・家族が相談しやすい環境や体制を充実させるための取組** （１）医療相談窓口の設置等 患者が相談しやすい環境を整備するため、全ての病院において医療相談窓口を設置している。そのうち１３３病院においては、患者のプライバシーにも配慮するため相談窓口を個室化している。残りの病院についても、第三者に会話が聞こえにくいように、パーテーションを設ける等可能な限りの対策を講じている。 また、都道府県などが開催しているピアサポーター養成研修を修了したがん治療体験者がピアサポーターとして、自らの経験を生かしながら、患者や家族の不安や悩みを共有し、相談や支援を行っている。 ・総合案内における看護師長等による患者・家族への対応・・・１１４病院 ・薬剤に関する質問や相談に薬剤師が随時対応できる体制・・・１２５病院 【特徴的な取組例】 神経難病など長期入院になる患者が多く、在宅から看取りまで様々な要望があるため、ＭＳＷ及び看護師が入院前に全ての患者に面談を行い、現状を確認、確認した内容を病棟の受持看護師と共有し、患者の対応をしている。患者の病状変化等によるニーズの変化などがあった場合、再度面談を行い対応をしている。（山形病院） （２）医療ソーシャルワーカー（ＭＳＷ）の配置 診療に係る社会的、心理的、経済的問題などについて相談に応じ、解決への支援を行う医療ソーシャルワーカー（ＭＳＷ）を配置している。令和５年度においてはＭＳＷを７名増やし、１３７病院５８６名で相談体制の更なる充実を図った。 【ＭＳＷの配置状況】 令和４年度　　１３７病院　５７９名　→　令和５年度　　１３７病院　５８６名 （３）周産期及び産後の育児支援 周産期医療を提供している病院においては、家族のニーズに合わせた満足度の高い、安心なお産及び育児支援ができるよう、院内助産所や助産師外来を設置している病院もある。また、核家族化や出産年齢の高齢化に伴う、産後の家族のサポート不足を原因とした育児への不安や負担感を軽減するため、産後ケアに取り組む病院もある。	年度計画の目標を達成した。	評定 推進するとともに安全かつ有効な薬物療法の実施に取り組み、チーム医療に貢献していることを評価する。 「クリティカルパスの実施割合」については、安全で精度が高く効率的な医療を提供するため、各病院において、予想されたプロセスとは異なる過程を分析し、その結果を踏まえてクリティカルパスの改良を行うなどの取組を引き続き実施しているほか、各病院でクリティカルパス研究会等を開催し、その普及にも引き続き取り組むなど、継続して実施していることを評価する。 このほか、上記以外の目標についても所期の目標を達成していることから評定を「A」とした。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　複数職種が協働して患者・家族の目線に立ったきめ細やかな支援を行っているか。	【特徴的な取組例】 産後ケア事業として近隣３市から委託を受け、ショートステイ（宿泊型）、デイサービス（日帰り型）の産後ケアを行っており、令和４年度からはアウトリーチ（訪問型）の産後ケアを開始している。助産師が訪問することにより、自宅で乳児の沐浴や授乳についての支援を受けられるようになり、外出が困難な母親でも利用できるとともに、父親の相談にも対応することができる。また、自院だけでなく他院で分娩した方にも利用いただいている。（大阪南医療センター） ３．　複数職種が協働して患者・家族の目線に立った支援を行う取組 （１）多職種協働による長期療養患者のＱＯＬ向上のための具体的取組 長期療養患者のＱＯＬ向上のため、単調になりがちな長期療養生活の良いアクセントとなるよう、各病院において、七夕祭り、クリスマス会などの季節的行事に加え、院内コンサート、遠足、誕生会等の開催に令和５年度も引き続き取り組んだ。 また、長期療養に伴い患者・家族に生じる社会的、心理的、経済的問題等の解決に早期に対応し安心して医療が受けられるようにするとともに、退院後の在宅ケア、社会復帰が円滑に行えるよう関係機関と連携し必要な援助を行っていくため、ＭＳＷを重症心身障害病床・筋ジストロフィー病床を有している８３病院に２８７名を配置した。 さらに、８９病院ではボランティアの受入れを行っており、重症心身障害児（者）等の日常生活援助や遊び相手等、病院職員とともに長期療養患者のＱＯＬ向上に引き続き貢献していただいた。 【特徴的な取組】 夏の季節を感じながら患者・家族が祭りの雰囲気を楽しめるイベントとして例年「夏祭り」を企画している。近年は感染対策の観点から規模を縮小して実施していたが、令和５年度は実行委員会及び感染症対策プロジェクト会議にて十分に検討した上で、縁日は各病棟への「移動型」とし、くじ引きを行い、栄養管理室からたこ焼き等を模したソフト食を提供した。また、地域のアカペラサークルや落語研究会等の外部団体を呼んでパフォーマンスを披露していただいた。会場からは懐かしさに喜びの声が聞かれた。（青森病院） （２）患者への説明時における取組 入院及び退院時における医師による患者への説明に際しては、医師以外の職種も同席し、きめ細やかな対応を行った。また、患者や家族が入院生活の全容を把握し易くするとともに、手続きに関する負担を軽減・効率化するため、入院・退院に関わる手続きを集約する入退院支援センターを設置する取組を、令和５年度も引き続き行った。	年度計画の目標を達成した。	評定 ＜独立行政法人評価に関する有識者からの意見＞ ・フォーミュラリーの導入について、R5 年度は新たに 2 薬効群を加え全部で 10 薬効群のフォーミュラリーを作成している点は評価できる。 ・患者アンケートの調査結果について、ポートフォリオ分析を用いて各病院における優先課題や比較をすることができるよう工夫している点が評価できる。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　患者･家族の健康・疾病に対する理解を促す取組を推進しているか。	【特徴的な取組】 入退院支援センターにおいて、手術を行う患者が入院する際は、通常の必要物品等の説明に加え、手術用オムツの準備を依頼している。手術用オムツの購入に関しては種類、必要枚数や購入負担額等の意見が多く聞かれていたため、患者が購入する際の労力や金銭面の負担を軽減することを目的に、手術用オムツセットを導入した。導入後は、手術患者の半数近くが当該セットを利用しており、「便利」「分かりやすい」という意見が多く聞かれるようになった（金沢医療センター） ４．疾病に関する理解を促すための取組 （１）図書コーナー等の設置 患者が医療知識を入手しやすいように、８０病院において医学資料を閲覧できる図書コーナーや情報室（がん専門の場合は、『がん相談支援室』）を設置しており、図書コーナーにおいては、患者が理解しやすい書籍を中心に蔵書数を増やし、利用向上に努めた。 【患者が閲覧できる図書コーナー・情報室を設置している病院】 令和４年度　７９病院　→　令和５年度　８０病院 （２）集団栄養食事指導の開催 患者とその家族を対象とした自己管理を支援する取組の一環として、様々な健康状態に対しての集団栄養食事指導（集団勉強会）を開催し、正しい食生活への理解を促し、改善方法の指導及び悩みや不安の解消に努めた。 【令和５年度 主な集団栄養食事指導実績】 実施病院数　実施回数　参加人数 ・糖尿病教室　５３病院　８７５回　３，４６１人 ・心臓病教室　１１病院　２２５回　７０７人 ・高血圧教室　１１病院　４９回　２６１人 ・離乳食・調乳教室　９病院　２７６回　７２９人 ・子育て教室　８病院　９１回　３６６人 ・肥満症教室　７施設　１９回　１１４人 ・肝臓病教室　６病院　７７回　１，０１９人 ・脂質異常症　５病院　１１５回　３９８人 ・腎臓病教室　４病院　８１回　２８２人	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					【特徴的な取組例】 小児肥満患者を対象に、２泊３日の入院教育「子供健康教室」を実施している。医師、看護師、保育士及び管理栄養士など複数職種が介入しており、令和５年度の参加者は１０歳から１３歳までの合計１２名。集団栄養食事指導においては、患児に自宅で普段食べているお菓子を持参してもらい、適量以内で食べる方法を指導、また患児と共に低カロリーアイスを作るなど、自宅で実践しやすい食事指導を行っている。（下志津病院） （３）各種イベントにおける様々な地域住民サービスの実施 各病院においては、看護師を中心とした職員が、公共施設等において、身体測定や簡易な検査、並びに健康相談を通じて地域の住民とコミュニケーションを図る健康増進イベントや看護の日等に係るイベントを実施している。 【特徴的な取組例】 地域の公民館等に出張する出前講座（年４２回実施）、宇城教育事務所管内の小中高への健康教育「がん教育」（１２校実施）や、救急フェア・世界糖尿病デー・新春・宇城市健康フェアに伴う健康相談等、地域住民の健康増進のための取組みを行っている。また、熊本大学病院緩和ケアセンターと連携した市民公開講座２０２３がんフォーラムも開催した。（熊本南病院）		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		②　安心・安全な医療の提供 安心・安全な医療を提供するため、医療事故報告の収集・分析や地域の医療機関はもとより国立病院機構内の病院間での医療安全相互評価の推進、医薬品及び医療機器の適正使用、使用医薬品の標準化等を通じて、医療安全対策の一層の充実を図る。また、院内サーベイランスの充実や院内感染対策の標準化などに取り組む。 これら取組の成果を医療安全白書の公表など情報発信に努める。	**②　安心・安全な医療の提供** 安心・安全な医療を提供するため、全病院からの医療事故報告の提出を徹底するとともに、報告された事例を活用し医療事故の発生原因や再発防止対策の情報共有により医療安全対策の一層の充実を図る。 地域の医療機関はもとより国立病院機構内の病院間での医療安全相互評価の推進、医薬品及び医療機器の適正使用、使用医薬品の標準化等を通じて、医療安全対策の一層の充実を図る。 院内感染対策に関する研修の実施、病	＜評価の視点＞ ・　全病院からの医療事故報告の提出を徹底するとともに、医療事故の発生原因や再発防止対策の情報共有により医療安全対策の充実を図っているか。	**②　安心・安全な医療の提供** １．医療安全対策の推進 ＮＨＯにおける医療安全対策についての基本的方向性等を審議する「中央医療安全管理委員会」において、令和５年度は次の内容について審議し、取りまとめた。 ○令和６年度病院間医療安全相互チェックの実施方法について ○ＮＨＯにおける院内感染報告状況等について ○ＮＨＯにおける医療安全対策への取組の公表について ２．医療事故等への対応 （１）医療事故調査制度への対応 平成２７年１０月に施行された医療事故調査制度において、ＮＨＯは、制度に該当する事案が発生した医療機関等の院内事故調査を支援するための「医療事故調査等支援団体」に指定されている。令和５年度末時点で５８病院が登録されており、本部、グループが各病院への制度の周知を行うとともに、医療機関等の要請に応じ事故発生時の支援に令和５年度も引き続き取り組んだ。 （２）国の報告制度への対応 発生した医療事故について国への報告を徹底することを目的に、「独立行政法人国立病院機構における医療安全管理のための指針」（平成２７年１０月１日施行）において、国の報告制度について法令を遵守すべき旨を定めている。 また、国の報告制度への対応として、日本医療機能評価機構の「医療事故情報収集事業」への医療事故等報告件数は、制度の趣旨を踏まえ軽微な事故も含め積極的に報告するよう病院に促しており、令和５年１月～１２月の１年間で１，５８６件が報告され、これは同事業全体の報告（５，１８３件）の３０．６％を占めており、国の報告制度に寄与した。 なお、医療事故に係る患者影響度５の事案については、医療事故調査制度に基づく報告の有無及びその理由を本部においても確認することで、報告されるべき事案が適切に報告される体制を構築している。	年度計画の目標を達成した。	評定 年度計画の目標を達成した。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			院間相互での感染防止対策に係る評価等の取組、院内感染に関する情報収集・分析により、院内感染対策の標準化に取り組む。 安全で適切な医療提供の確保を推進するため、検体検査の品質及び精度の確保に努める。 医療安全の観点から、使用医薬品の標準化・適正使用を引き続き推進する。 これら取組の成果を医療安全に係る年次報告書の公表など情報発信に努める。		３．医療事故に係る情報共有及び教育体制 （１）医療事故報告に係る集計・分析及び情報共有 各病院における医療安全対策の推進に資するため、ＮＨＯ本部へ報告された事故事例等を素材として、どの病院でも共通して起こり得ると思われる事例のうち患者影響度が高い事例を中心に、生体情報モニターのアラーム対応不備が関係する医療事故や誤嚥・嚥下・窒息事故の防止に向けた取組について、令和５年度においても具体的取組等を整理して各病院に周知し注意喚起を行った。 （２）新人看護師等を対象とした全病院統一の研修ガイドラインの運用 本ガイドラインでは、病院における医療安全管理体制についての基本的理解や医療現場における倫理の重要性、院内感染防止やＭＥ機器の取扱いなど、医療安全に関わる知識・技術について、経験年数毎の達成目標との比較を行いながら修得できるよう示している。 令和５年度においても、引き続き本ガイドラインに基づいた各病院での研修を通じて、新人看護師に対して採用後早い段階で医療安全に係る研修を行うことにより、医療安全に関わる知識・技術の向上に努めた。 （３）ＮＨＯ本部での研修の実施 ＮＨＯ本部で実施する新任の院長、副院長、統括診療部長、看護部長、薬剤部（科）長等を対象とする研修において、医療安全に関する講義やグループワークを実施した。 （４）各グループでの研修の実施 全グループにおいて、医療安全に関する具体的な事例分析等の演習を通して、実践的な知識、技術を習得し、適正な医療事故対策能力を養成するとともに、医師・看護師・事務職等職種毎の職責と連携の重要性を認識することを目的とした医療安全管理対策に係る研修を令和５年度も引き続き実施した。 グループ主催研修の受講者は、研修の成果を自院で活用し医療事故防止に繋げていくため、研修内容を踏まえ、病院において「医療メディエーションの役割」や「ヒューマンエラー事例分析」などの院内研修を実施するとともに、医療安全管理マニュアルの見直し等を行い、医療事故防止策の充実を図った。 令和４年度　１２回　→　令和５年度　１４回 （参加人数５８３名）　（参加人数６５７名）		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　地域の医療機関はもとより国立病院機構内の病院間での医療安全相互評価の推進等を通じて、医療安全対策の一層の充実を図っているか。	**４．病院間医療安全相互チェックの実施** 令和５年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ令和２年度より導入したオンラインによるディスカッション形式に加え、対面による方法も再開し次のような形で実施した。 ①　セーフティネット分野の病院の相互チェックについては、重症心身障害、筋ジストロフィーを含む神経・筋難病、精神科医療のそれぞれの病院機能に応じた３種類のチェックシートを用意し、同じ機能を持つ「セーフティネット分野の病院間での相互チェック」を８１病院で実施した。 日頃から類似の医療を提供している職員がセーフティネット分野の医療に特化したチェック項目などで評価し、より的確な指摘・助言をするとともに、相互の情報共有の場としても有効な相互チェックを実施することができ、セーフティネット分野の医療の質の向上に貢献している。 ②　セーフティネット分野以外の病院の相互チェックについては、重点課題として「転倒・転落防止」、「食事中の窒息予防」、「急性肺血栓塞栓症予防」、「ハイリスク薬の取り扱い」の４テーマに絞って相互チェックを５０病院で実施した。 セーフティネット分野以外の病院は、診療報酬上の医療安全対策地域連携加算を取得しており、病院毎に連携する医療機関と医療安全対策に関する相互評価を年１回程度実施しているが、それとは別に、ＮＨＯ独自の取り組みとして、特に重篤な状態に繋がるリスクが高い重点課題項目について相互チェックを実施することで、医療安全対策の一層の充実を図った。	年度計画の目標を達成した。	評定
				＜評価の視点＞ ・　院内感染対策に関する研修の実施、病院間相互での感染防止対策に係る評価等の取組 、院内感染に関する情報収集・分析により、院内感染対策の標準化に取り組んでいるか。	**５．院内感染防止体制の強化** （１）各病院における体制の強化 全ての病院において院内感染防止対策委員会等を開催し、アウトブレイクになり得る可能性が高い多剤耐性菌、季節性インフルエンザ、ノロウイルス等の院内サーベイランスを実施し、医療関連感染の減少に向けたアウトブレイクの早期発見、感染予防等の取組を着実に実施するとともに医師・看護師・薬剤師・事務職等で構成される院内感染対策チーム（ＩＣＴ）又はそれに準ずる院内組織を全ての病院で設置している。 また、感染管理を専門分野とする認定看護師を配置するなど、院内感染防止体制の強化を図るとともに、全病院において、院内感染対策に係る基本的知識を習得するため、院内研修を令和５年度も引き続き実施した。 この他の取組として他の医療機関との合同カンファレンスを１２８病院で実施したほか、８９病院で他の医療機関と相互に感染防止対策に係る評価の実施に取り組むとともに、前年度から引き続き１２３病院が院内感染防止対策サーベイランス事業（ＪＡＮＩＳ）に参加し、院内での感染症に関わる情報提供を行うことにより、国の院内感染対策に貢献した。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（２）各グループにおける体制の強化 院内感染発生時の対応における実践的な知識と技能の習得や、医師、看護師、薬剤師等の多職種連携の重要性を認識することを目的とし、グループ内の各施設の職員に対し院内感染対策に係る研修を、令和５年度も引き続き実施した。 （３）本部における体制の強化 平成２６年１２月に中央医療安全管理委員会の下に設置した「院内感染対策に関する専門委員会」での報告等を踏まえ、院内感染対策の標準化に資する取組として、院内感染事例について本部で一元的に情報収集・分析を行い、院内感染に関する情報を機構全体で共有し再発防止に努めていくため、平成２７年度より「国立病院機構内院内感染報告制度」の運用を始めた。 令和５年度においては令和４年度中に報告のあった院内感染報告書の分析結果を各病院に情報提供した。 なお、１３９病院に感染症対策チーム（Infection Control Team,ICT）を設置しており、１３０病院には２５２名の感染管理認定看護師を配置し、常時、感染対策に努めている。 【感染管理認定看護師配置状況】 令和４年度　２２８名（１２９病院）　→　令和５年度　２５２名（１３０病院） ※全国登録者（ＮＨＯ職員の占める割合） 令和４年度　３，３１２名（６．９％）→　令和５年度　３，６５３名（６．９％） ※ＮＨＯ以外の病院の感染管理認定看護師の数が全国的に増加している中、全国登録者におけるＮＨＯ職員の人数は一定の割合を保っている。 【病院における院内感染対策研修の実施回数】 令和４年度　８５０回　→　令和５年度　８０２回 【感染防止対策加算１（感染対策向上加算１）※の取得状況】 令和４年度　８９病院　→　令和５年度　８９病院 ※令和４年度診療報酬改定により、感染防止対策加算から感染対策向上加算へ名称が変更された。また、感染対策向上加算１は新型コロナウイルス感染症の重点医療機関であること等が要件とされるなど、従前の要件から厳格化された。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　検体検査の品質及び精度の確保に努めているか。	６．検体検査の品質及び精度の確保 医療法の改正に伴い、臨床検査の精度確保と品質の向上に資する人材を育成するため、令和５年度においても、臨床検査の精度確保と品質マネジメントシステム研修を実施した。 ｅラーニング：令和６年１月１５日～令和６年２月２日　６０名(理解度チェックを実施) グループディスカッション（第一部）：令和６年２月８日　３０名 グループディスカッション（第二部）：令和６年２月２２日　２９名 ※グループディスカッションは、第一部又は第二部のいずれかを受講する。 業務改善報告書　５９件	年度計画の目標を達成した。	評定
				＜評価の視点＞ ・　医療安全の観点から、使用医薬品の標準化・適正使用を引き続き推進しているか。	７．ＮＨＯ使用医薬品の標準化 平成１７年度から医療安全、医薬品管理の効率化に資するため、ＮＨＯ本部に標準的医薬品検討委員会を設置し、使用医薬品の標準化の取組を進めている。 令和５年度においては、令和４年度に見直した標準的医薬品リストを運用するとともに、医薬品検討委員会における７つの分野の小委員会で２８医薬品について検討を行い、その結果に基づいてリストに２３医薬品を追補し、２，６２２医薬品を標準的医薬品とした。 また、標準的医薬品リストに掲載された品目は原則共同購入で調達しており、医薬品費の低減に努めている。 ８．フォーミュラリーの導入 フォーミュラリーは、「医療機関等において医学的妥当性や経済性を踏まえて作成された医薬品の使用指針（中医協資料より）」とされ、標準的医薬品検討委員会にてＮＨＯフォーミュラリー作成を検討し、令和４年度より導入を開始している。 令和５年度においては、新たに２薬効群のＮＨＯフォーミュラリーを作成し、各施設へ周知した。 令和５年度末には計１０薬効群のフォーミュラリーとなり、全１４０病院でＮＨＯフォーミュラリーを導入（１薬効群以上）することができた。 ９．持参薬鑑別報告マニュアルの周知 慢性疾患等の治療のため継続服薬する患者が増え、入院時の持参薬確認の必要性が高くなっており、本部においては各病院での持参薬確認業務の質の担保、標準化及び安全管理が徹底できるよう、持参薬鑑別報告マニュアルを平成２７年度に作成した。令和５年度においては、各病院で本マニュアルによる運用を引き続き行った。 １０．規制医薬品等安全管理のための自己点検チェックリスト（例）の作成 麻薬等の規制医薬品については、麻薬及び向精神薬取締法等により、適切な管理が求められており、本部において各病院の実情に応じて規制医薬品等の安全管理が徹底できるよう、規制医薬品等安全管理のための自己点検チェックリスト（例）を平成２８年度に作成した。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					令和５年度も引き続き各病院で運用を行っている。 １１．医薬品回収事案対応に関するチェックリスト（例）の作成 医薬品回収事案については、医薬品医療機器等法に基づき製薬企業から適宜情報提供等を受け、適切に対処しており、令和５年度においても引き続き、関係者が遺漏無く医薬品回収の処理を行い、かつ関係者間で適切に情報共有を図ることをより容易にするため、本部にて「医薬品回収事案対応に関するチェックリスト（例）」を作成し、各病院に通知するとともに、リストに基づく運用を各病院で行っている。 １２．長期療養患者が使用する人工呼吸器の取扱について 人工呼吸器の機種の標準化については、各病院においてリスク管理等を考慮した上で適切な機種を選定するための基本７要件を定め、平成２４年７月に各病院に通知しており、令和５年度末においては、人工呼吸器を装着している長期療養患者の中で基本７要件を全て満たす人工呼吸器を装着している患者は３，５８７人中、３，３７７人であり、９４．１％の割合であった。		評定
				＜評価の視点＞ ・　医療安全の取組の成果について、医療安全に係る年次報告書の公表など情報発信に努めているか。	１３．医療安全対策における情報発信 我が国の医療安全対策の推進に積極的に貢献していくため、情報発信の一環として、 ①医療事故報告の状況 ②警鐘的事例 ③院内感染報告の状況 ④病院間における医療安全相互チェックの状況 ⑤医療安全対策に係る研修の実施状況 等を内容とする「国立病院機構における医療安全対策への取り組み（医療安全報告書）～令和４年度版～」を作成し、ＮＨＯのホームページに公表した。 また、医療安全相互チェックに係る取組みは国からも評価され、診療報酬上の「医療安全対策地域連携加算」に係る施設基準において「独立行政法人国立病院機構作成の『医療安全相互チェックシート』を参考」にすることとされており、全国の医療機関が参照できるよう、医療安全に係る好事例とともに医療安全報告書に収載し、ホームページに公表、ＮＨＯのみならず全国の医療機関の医療安全対策の一層の充実に寄与している。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		③　質の高い医療の提供 高度な専門性の下に多職種の連携・協働によるチーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進する。 また、チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等や、医師のタスク・シフティング、タスク・シェアリングにも資する特定行為を実施できる看護師や診療看護師を育成し、その配置を促進する。 さらに、国立病院機構において蓄積された診療データを活用した	**③　質の高い医療の提供** 多職種の連携・協働を推進するための研修を実施し、チーム医療を推進していくとともに、クリティカルパスの活用を推進し実施促進を図る。 また、チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等や、医師のタスク・シフティング、タスク・シェアリングにも資する特定行為を実施できる看護師や診療看護師を育成し、その配置を促進する。 さらに、国立病院機構において蓄積された診療データを活用した臨床評価指標	＜評価の視点＞ ・　多職種の連携・協働を推進するための研修を実施し、チーム医療を推進しているか。 ・　チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等や、特定行為を実施できる看護師や診療看護師を育成し、その配置を促進しているか。	**③　質の高い医療の提供** １．チーム医療の推進 （１）チーム医療の実施 チーム医療の推進のための取組として、複数の医療従事者がそれぞれの専門性を前提に、目的と情報を共有し、連携を図りながら、患者の状況に的確に対応した医療を提供するため、引き続きチーム医療を推進した。 【複数の専門職種による協働チームの設置状況】 令和４年度　　令和５年度 ・ＮＳＴ（栄養サポートチーム）　１３２病院　→　１３２病院 ・呼吸ケアチーム　６７病院　→　６７病院 ・緩和ケアチーム　９１病院　→　９０病院 ・褥瘡ケアチーム　１４０病院　→　１４０病院 ・ＩＣＴ（院内感染対策チーム）　１３９病院　→　１３９病院 ・摂食・嚥下サポートチーム　１０１病院　→　１０３病院 ・精神科リエゾンチーム　１５病院　→　１６病院 （２）薬剤関連業務の充実 医療の質の向上及び医療安全の確保の観点から、病棟における医師や看護師の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上を図るため、病棟薬剤師の配置を引き続き推進した。 ＮＨＯにおいては、令和５年度末までに９０病院５７４病棟で病棟専任の薬剤師がチーム医療の一員として活動した。 また、平成２８年度に新設された薬剤師の救命救急、特定集中治療室等における薬剤関連業務の実施を目的とした病棟薬剤業務実施加算２については、令和５年度末までに２９病院が取得し業務を行った。 【病棟薬剤師配置数】 令和４年度　８９病院　５６９病棟　→　令和５年度　９０病院　５７４病棟	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		臨床評価指標の新規項目開発・見直しを行うとともに、特に重点的に取り組むべき指標を選定して、臨床評価指標を活用したＰＤＣＡサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進する。あわせて、病院間で改善事例を共有するとともに、第三者評価による認定の取得に努め、国立病院機構の医療の質の向上を図る。 これらの取組を通じて得られた成果を取りまとめ情報発信し、我が国の医療の質の向上に貢献する。	の新規項目開発・見直しを行うとともに、特に重点的に取り組むべき指標を選定して、臨床評価指標を活用したＰＤＣＡサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進する。あわせて、各病院の委員会活動から得られた改善事例を全病院で共有するとともに、第三者評価による認定の取得に努め、国立病院機構の医療の質の向上を図る。 これらの取組を通じて得られた成果を取りまとめ情報発信し、我が国の医療の質の向上に貢献する。		（３）診療看護師（ＪＮＰ）の活動 ＮＨＯでは、全国に先駆けて、高度な判断と実践能力を持ち、多職種協働によるチーム医療を提供できる「診療看護師（ＪＮＰ）」（※）を育成しており、令和５年度も引き続き、診療看護師研修病院への配置を推進した。 病院での最初の１年間は内科や外科など複数診療科のローテーションで勤務し、２年目以降に各診療科に配置され、医療の質を担保しつつ、医師のタスク・シフティングに貢献している。 東京医療センターでは、診療看護師（ＪＮＰ）が入院患者の状態に応じて包括的指示に基づく診療行為をタイムリーに実施しており、心臓血管外科に配置している診療看護師（ＪＮＰ）が術後管理等を行うことで、医師は手術や外来診療に専念することができている。長崎医療センターにおいては、意識障害や運動障害等の症状が残存する患者の転院搬送も診療看護師（ＪＮＰ）が担っており、地域医療にも貢献している。さらに、教育センターに副看護師長として配置されている診療看護師（ＪＮＰ）は、特定行為研修指定研修機関の指導者としても活動し、研修受講中及び修了後の受講者への継続的な支援も実施している。 ※診療看護師（ＪＮＰ）：ＪＮＰはＮＨＯ独自の呼称であり、大学院修士課程（いわゆるＮＰ教育課程）を修了し、特定行為２１区分３８行為を含めた医療行為を医師の指示を受けて幅広く実施し、診療部に配置されている看護師を指す。 【診療看護師研修病院指定病院、配置数】 令和４年度　４４病院　１１６名　→　令和５年度　４４病院　１２０名 （４）特定行為研修修了者の活動 ＮＨＯにおいては質の高い医療の提供及びタスクシフトを目的に特定行為を実施できる看護師の配置を進めている。 特定行為研修修了者を病棟・手術室・外来に配置し、手順書に従って診療の補助行為を行うことにより、チーム医療の推進に寄与している。 新潟病院では、特定行為研修（在宅・慢性期領域）修了看護師を病棟に配置し、医師が実施していた長期療養中の患者に対する気管カニューレ交換や胃ろうカテーテル・胃ろうボタンの交換をタスクシフトしている。患者の生活に合わせた特定行為を実施しＱＯＬの向上に貢献している。また、高崎総合医療センターでは、特定行為研修（術中麻酔管理領域）修了看護師を手術室に配置し、術中麻酔管理の補助を行うことで、手術の待ち時間短縮や麻酔科医の緊急手術への迅速な対応に貢献している。 令和５年度は、新たに３病院が指定研修機関となり、機構全体で３８病院が指定研修機関となった。（全国の指定研修機関４１２施設のうち９．２％をＮＨＯが占めている）		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜定量的指標＞ ・　特定行為を実施できる看護師の配置数 ＜定量的指標＞ ・　専門性の高い職種の配置数	また、指定研修機関との連携により自施設での実地研修が可能となる協力施設の拡大への取り組みや病院長会議や看護部長会議で活動事例・効果を紹介する等、法人としてより積極的かつ主体的に看護師育成のための体制整備をしたことにより、特定行為研修に関する理解が深まり特定行為を実施できる看護師を配置する病院数が増加し、特定行為を実施できる看護師の配置数は前年度を大きく上回る４２３名となった。 （令和５年度新たに特定行為研修指定研修機関となった病院） 弘前総合医療センター、金沢医療センター、名古屋医療センター 【特定行為を実施できる看護師の配置数】 令和４年度　２９３名（診療看護師１１６名　認定看護師７５名　看護師１０２名） 令和５年度　４２３名（診療看護師１２０名　認定看護師１３２名　看護師１７０名） （５）専門・認定看護師／薬剤師の配置 感染、皮膚、排泄ケア、救急といった特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践能力を持つ専門・認定看護師の配置を拡充し、質の高い医療提供の取組を引き続き推進した。 また、院内感染対策チーム、がん化学療法チーム、緩和医療チーム等の特定領域において、他の医療職の期待に応えることのできる専門・認定薬剤師を配置し、医薬品の適正使用を推進するとともに安全かつ有効な薬物療法の実施に取り組み、チーム医療に貢献している。 【専門看護師配置数】 令和４年度　４６病院　７７名　→　令和５年度　４６病院　７６名 【認定看護師配置数】 令和４年度　１３６病院　１，１４０名 →　令和５年度　１３６病院　１，１７４名 【専門薬剤師配置数】 令和４年度　４３病院　９６名　→　令和５年度　５２病院　１０６名 【認定薬剤師配置数】 令和４年度　１３４病院　１，４０４名 →　令和５年度　１３４病院　１，４２０名	年度計画の目標を上回る実績をあげた。 認定看護師、認定薬剤師及び専門薬剤師については、年度計画の目標を上回る実績をあげたが、専門看護師については、大学院進学時にコロナ禍であったため受講者数が減少したことにより、年度計画値を上回る配置数とならなかった。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					２．チーム医療推進のための研修等の実施 医療の質向上を目指し、メディカルスタッフの専門知識の強化、チーム医療推進の支援を目的とした研修を例年実施しているところだが、令和５年度については、新型コロナの５類移行により再開された集合形態の研修に加え、テレビ会議システムを用いての研修を併用した。 【強度行動障害医療研修】（本部主催） 強度行動障害とは、「直接的他害（噛みつき、頭つきなど）や間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持例えば場所・プログラム・人へのこだわり、多動、うなり、飛び出し、器物破損など）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇困難な者をいい、行動的に定義される群である」とされている。 入所施設で支える仕組みから地域生活を支える仕組みへと変化している中で、医師だけでなく、看護師・児童指導員・心理療法士など患者の２４時間の生活に接する多職種で行うチーム医療で治療等を行う必要性がある。 強度行動障害に対する行動療法や行動分析、医療安全の実施、障害児（者）の地域移行について学ぶことに加え、行動分析の仕方と目標行動の設定の仕方について、具体的な事例をもとにしたグループワークを展開することを目的とした研修を、令和５年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、４３病院から８３名が参加した。 当該研修を通じて強度行動障害医療の専門性をさらに高め、ＮＨＯ内での治療内容（技法・プログラム）の均てん化を目指しており、強度行動障害を専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。 参加職種：医師２名、理学療法士・作業療法士１０名、心理療法士１名、看護師４０名、児童指導員１０名、保育士１２名、療養介助員等７名、言語聴覚士１名 【障害者虐待防止対策セミナー】（本部主催） 障害者虐待防止法を踏まえて、虐待とされる事案を未然に防ぐために、有識者の講演だけでなく、職員自らが障害者目線となったロールプレイを通じて、自らの言動や行動を振り返り、自施設で取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした研修を、令和５年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、５６病院から５６名が参加した。 参加職種：看護師２８名、児童指導員９名、保育士８名、療養介助員等１１名		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					【在宅医療推進セミナー】（本部主催） 地域包括ケアシステムの構築における自院の課題を把握し、グループディスカッションを通じ、情報を共有することにより在宅医療提供体制の構築に向けて必要な知識・技術の習得や、訪問看護ステーションの開設に向けての必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を、令和５年度においては、テレビ会議システムを活用して、２４病院から４０名（うち５名は事務職員）が参加した。 【医療観察法ＭＤＴ研修】（本部主催） 医療観察法病棟としてあるべき「治療とは」、そして最終目標である「社会復帰とは」という重要なテーマに対し、多職種によるディスカッションを通じて、精神科医療の底上げを図ることを目的とした研修を、令和５年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、３４病院から１４８名が参加した。 【チームで行う小児救急・成育研修】（本部主催） 小児救急医療に対する医療的重要性及び社会的要望の増大に伴い、小児救急・成育に関する知識、技能、対応の向上を図ることを目的に、ハンズオン形式の集合研修を実施してきた。令和２年度から令和４年度にかけては新型コロナの影響でハンズオン形式での実施が困難なため開催を見送っていたが、令和５年度は新型コロナの５類移行に伴い研修を実施し、２６名が参加した。 【ＮＳＴ（栄養サポートチーム）研修】（グループ主催） 臨床におけるより良い栄養管理の実施に当たり、チーム医療での専門的役割発揮に必要な問題・課題を認識させるとともに、ネットワーク体制の充実と向上を図ることを目的とした研修を継続して年４回実施し、８１名が参加した。 ※本研修において、ＮＳＴ教育認定施設での４０時間の臨床実地修練の単位を取得でき、診療報酬上の「栄養サポートチーム加算」の施設基準を取得可能となっている。 参加職種：看護師３１名、薬剤師２７名、管理栄養士２３名 【がん化学療法研修】（グループ主催） がん化学療法に携わる各職種が専門性を発揮し、情報を共有し、それぞれの役割を果たすことで質の高い安全で安心ながん化学療法の提供体制が構築され、医療安全対策の充実強化につなげることを目的とした研修を、令和５年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、年３回実施し、９０名が参加した。 【輸血研修】（グループ主催） 輸血の医療安全業務に関わる医療従事者に対して、輸血における安全かつ適正な業務を遂行するために必要な専門的知識及び関連職種間連携業務等を習得させ、医療安全対策の		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					意識を向上させることを目的とした研修を、令和５年度については年３回実施し、７０名が参加した。		評定
				＜評価の視点＞ ・　患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進しているか。 ＜定量的指標＞ ・　クリティカルパスの実施割合	３．クリティカルパスの活用推進 安全で精度が高く効率的な医療を提供するため、クリティカルパス（※１）の活用を進めてきており、各病院において、予想されたプロセスとは異なる過程を分析し、その結果を踏まえてクリティカルパスの改良を行うなどの取組を引き続き実施した。また、各病院でクリティカルパス研究会等を開催して、その普及にも引き続き取り組んだ。 【クリティカルパス実施患者数】 令和４年度　　３０９，６６１人　→　令和５年度　　３１６，８６２人 【クリティカルパスの実施割合（※２）】 平成２８年度　４８．６％（目標値）　→　令和５年度　５１．６％ ※１クリティカルパス：疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画のことをいう。 ※２クリティカルパスの実施割合＝クリティカルパス実施患者数／新規入院患者数	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を上回る実績をあげた。	
					４．地域連携クリティカルパス実施のための取組 地域の医療機関の機能分化と連携を強化し、地域完結型医療の実現の一環として、開業医をはじめとする地域の医療機関と一体となり、大腿骨頸部骨折、脳卒中、がん等の地域連携クリティカルパスの導入の取組を引き続き推進した。なお、地域連携クリティカルパスによる医療を実践している病院は令和５年度末までに８８病院ある。 【地域連携クリティカルパス実施患者数】 令和４年度　　令和５年度 ・大腿骨頸部骨折　２，１１６人　→　２，３９３人 ・脳卒中　３，１８１人　→　３，４８１人 ・がん（五大がん等）　２，１８０人　→　２，０３０人 ・結核、ＣＯＰＤ等その他のパス　２，４０７人　→　３，２１８人 ・総数　９，８８４人　→　１１，１２２人		

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　臨床評価指標の新規項目開発・見直しを行うとともに、特に重点的に取り組むべき指標を選定して、臨床評価指標を活用したＰＤＣＡサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進しているか。あわせて、各病院の委員会活動から得られた改善事例を全病院で共有しているか。また、取組による成果を取りまとめ情報発信しているか。	５．「臨床評価指標」を用いたＰＤＣＡサイクルによる医療の質の向上の推進 　ＮＨＯにおいて、各病院が自らの医療の質の実態を知り、問題解決を行い、医療の質の向上を図っていくためのツールとして活用されることを目的として「臨床評価指標」を開発している。 　本中期目標期間では、「医療の質の改善事業」を引き続き実施していくとともに、令和２年度より、各病院が特に重点的に取り組むべき「重点指標」を選定して、臨床評価指標を用いたＰＤＣＡサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進している。令和５年度においても、令和４年度に引き続きクオリティマネジメントセミナーを開催し、改善事例や優れた取り組みを行った病院の事例を共有し、情報発信した。 【特に重点的に取り組むべき指標】 ・急性脳梗塞患者に対する早期リハビリテーション開始率 ・外来糖尿病患者に対する管理栄養士による栄養指導の実施率 ・市中肺炎（重症除く）患者に対する広域スペクトル抗菌薬の未処方率 ・重症心身障害児（者）に対するリハビリテーションの実施率 ・パーキンソン病患者に対するリハビリテーションの実施率 ・統合失調症患者に対する抗精神病薬の単剤治療の実施率 ・手術ありの患者の肺血栓塞栓症の予防対策の実施率 ・広域スペクトル抗菌薬投与患者に対する細菌培養実施率 ・安全管理が必要な医薬品に対する服薬指導の実施率 ・バンコマイシン投与患者の血中濃度測定率 ・がん患者の周術期医科歯科連携実施率 ・入院患者における総合満足度 ・外来患者における総合満足度 ６．「臨床評価指標」による計測の実施 　ＮＨＯが提供する医療の質を可視化し向上を図るため、平成１８年度より「臨床評価指標」を開発し計測を続けている。 　令和４年度に「臨床評価指標Ｖｅｒ．５」を開発することを臨床評価指標評価委員会に諮り承認されたため、新規指標の開発を進めた。「臨床評価指標Ｖｅｒ．５」では、これまでの臨床評価指標の枠にとらわれない改定を目標として、国内外で使用される指標の調査など事前の情報収集を進めた。多様化する病院機能を評価する指標、患者向けの指標など、新たな視点から既存指標の定義見直しと新規指標の作成を行った。新指標２９指標（血液培養実施時の２セット実施率、誤嚥性肺炎の３０日以内の予定外再入院、入院後せん妄ハイリスク患者への専門対策実施率など）を加え、合計１１０指標で計測指標を設定した。令和５年度においては、ＮＨＯ外部にはこの１１０指標の計測結果をすべて公開し、そのうち１７指標については病院名付きで公表した。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　第三者評価による認定の取得に努めているか。	＜ＮＣＤＡを活用した指標例＞ ・糖尿病患者におけるＨｂＡ１ｃ値コントロール率 ・中心静脈カテーテル留置後の感染症の発生率 ７．日本医療機能評価機構等の認定状況 日本医療機能評価機構の病院評価認定病院は、令和５年度において合計で６４病院となった。 【その他の外部機関による認定状況（令和５年度末）】 ・「ＩＳＯ９００１」（国際標準化機構が策定する品質マネジメントシステムの国際規格）３病院 ・「ＩＳＯ１５１８９」（国際標準化機構が策定する臨床検査室-品質と適合能力に対する特定要求事項）１６病院 ・「赤ちゃんにやさしい病院」（ＷＨＯ・ユニセフによる認定）９病院 ・「ＮＰＯ法人卒後臨床研修評価機構」による認定　７病院 ８．臨床検査データの精度保証 日本医師会が主催する「臨床検査精度管理調査」等にＮＨＯの全病院が参加し、臨床検査の精度の維持向上に令和５年度も引き続き取り組んだ。 その結果、臨床検査精度の評価評点について、全国３，２００病院における平均点は９７．０点（令和４年度は９７．１点）であったのに対し、ＮＨＯの病院の平均点は９８．１点（令和４年度は９８．２点）であり、１００点満点の病院は６病院（令和４年度は６病院）であった。 ９．新型コロナウイルス感染症への対応と一般医療等の維持・両立 新型コロナウイルス感染症対応については、発生初期から、ＮＨＯがワンチームとして積極的に取り組むという大方針の下、国や自治体からの病床確保や看護師派遣などの依頼に対し、一貫して積極的に協力し、地域から求められている救急医療、産科・小児科・精神科等の病床などの診療機能を維持することにより、基礎疾患を有する新型コロナウイルス感染症患者や新型コロナウイルス感染症患者が合併症を併発した場合にも幅広く対応した。 また、重症心身障害や神経筋難病などのセーフティネット系医療を提供する病院においても、感染対策を徹底し、コロナ患者を受け入れるなどコロナ禍でも安心・安全な医療を提供し、継続的に地域医療に貢献した。 令和５年度においては、セーフティネット系医療を提供する６６病院のうち、５９病院で延べ２６，２７４人日のコロナ患者を受入れた。	年度計画の目標を達成した。	評定

４．その他参考情報
特になし

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１－２	診療事業　地域医療への貢献		
業務に関連する政策・施策	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第３条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」、難易度：「高」 　今後、超高齢社会を迎えるにあたり、国として、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの構築を推進しており、機構の個々の病院が、それぞれの地域で求められる医療需要の変化に対応することや、在宅医療支援を含め他の医療機関等と連携を進めることは重要度が高い。 　機構の各病院が、地域医療により一層貢献するためには、地域の実情（人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等）に応じて、それぞれの地域で異なった連携デザインを構築していく必要があり、その上で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していくこと、また、特に、紹介率・逆紹介率といった指標は既に高い水準にある中で、これを維持・向上させていくことは難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
紹介率（計画値）	前中期目標期間中の最も高い年度の実績以上		76.5%（平成30年度）	76.5%（平成30年度）	76.5%（平成30年度）	76.5%（平成30年度）	76.5%（平成30年度）
紹介率（実績値）		76.5%	77.3%	76.1%	74.6%	75.6%	81.6%
達成度			101.0%	99.5%	97.5%	98.8%	106.7%
逆紹介率（計画値）	前中期目標期間中の最も高い年度の実績以上		64.1%（平成30年度）	64.1%（平成30年度）	64.1%（平成30年度）	64.1%（平成30年度）	64.1%（平成30年度）
逆紹介率（実績値）		64.1%	66.7%	71.9%	70.6%	70.3%	76.6%
達成度			104.1%	112.2%	110.1%	109.7%	119.5%

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
予算額（千円）	988,900,395（※注①）	1,018,255,670（※注①）	970,115,890（※注①）	977,419,394（※注①）	1,070,720,573（※注①）
決算額（千円）	976,561,682（※注①）	956,299,491（※注①）	983,965,290（※注①）	1,004,868,764（※注①）	1,018,426,041（※注①）
経常費用（千円）	983,294,458（※注①）	986,002,575（※注①）	1,024,979,669（※注①）	1,054,064,867（※注①）	1,051,544,704（※注①）
経常利益（千円）	13,610,531（※注①）	69,089,449（※注①）	104,267,516（※注①）	67,615,378（※注①）	12,659,133（※注①）
行政コスト（千円）	990,162,530（※注①）	992,065,689（※注①）	1,028,777,383（※注①）	1,059,244,784（※注①）	1,056,851,404（※注①）
従事人員数（人）	62,226（※注②）	62,581（※注②）	62,946（※注②）	62,555（※注②）	62,481（※注②）

訪問看護の延べ利用者数（計画値）	前年度より増加		58,635 名	64,211 名	65,153 名	65,741 名	72,003 名							
訪問看護の延べ利用者数（実績値）		58,635 名	64,211 名	65,153 名	65,741 名	72,003 名	71,150 名							
達成度			109.5%	101.5%	100.9%	109.5%	98.8%							
入退院支援実施件数（計画値）	前年度より増加		155,234 件	182,126 件	191,363 件	223,938 件	257,491 件							
入退院支援実施件数（実績値）		155,234 件	182,126 件	191,363 件	223,938 件	257,491 件	294,803 件							
達成度			117.3%	105.1%	117.0%	115.0%	114.5%							
短期入所、通所事業の延べ利用者数（計画値）	前中期目標期間中の最も高い年度の実績以上		短期入所 39,932 名（平成 30 年度）通所事業 48,788 名（平成 28 年度）	短期入所 39,932 名（平成 30 年度）通所事業 48,788 名（平成 28 年度）	短期入所 39,932 名（平成 30 年度）通所事業 48,788 名（平成 28 年度）	短期入所 39,932 名（平成 30 年度）通所事業 48,788 名（平成 28 年度）	短期入所 39,932 名（平成 30 年度）通所事業 48,788 名（平成 28 年度）							
短期入所、通所事業の延べ利用者数（実績値）		短期入所 39,932 名 通所事業 43,100 名	短期入所 49,993 名 通所事業 48,081 名	短期入所 30,194 名 通所事業 39,543 名	短期入所 31,347 名 通所事業 37,012 名	短期入所 34,035 名 通所事業 37,097 名	短期入所 39,942 名 通所事業 36,391 名							
達成度			短期入所 125.2% 通所事業 98.6%	短期入所 75.6% 通所事業 81.1%	短期入所 78.5% 通所事業 75.9%	短期入所 85.2% 通所事業 76.0%	短期入所 100.0% 通所事業 74.6%							

注）①予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストについては、診療事業の項目（項目 1－1－1、1－1－2、1－1－3）ごとに算出することが困難であるため、診療事業の項目全体の額を記載。

②従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	（２）地域医療への貢献 地域包括ケアシステムの構築や各都道府県の地域医療構想の実現のため、機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、併せて、個々の病院について、その機能、地域医療需要及び経営状況等を総合的に分析した上で、機能転換や再編成等を検討すること。 また、地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、介護施設や福祉施設も含めた入退院時における連携及び退院	**（２）地域医療への貢献**	**（２）地域医療への一層の貢献**			＜評定と根拠＞ 評定：Ａ （自己評定Ａの理由） ・　訪問看護及び通所事業については、１００％を下回ったものの、その他の定量的指標において、達成度が１００％以上であった。 ・　上記理由により、難易度が高い定量的指標について、一部達成度が１００％を下回ったものの、その他の達成度が１００％以上であり、定量的指標以外の目標についても良好な結果を得た。 ○　ＮＨＯでは、地域連携をより一層強化するため、紹介・逆紹介の向上に努めている。各病院においては、急性期医療だけでなくセーフティネット系医療といった地域で求められる医療機能を担っている中で、第三期中期計画期間で既に高い水準となっているにもかかわらず、令和５年度においては、紹介率は８１．６％、逆紹介率は７６．６％となり、達成度もそれぞれ１０６．７％、１１９．５％と計画値を上回った。 ○　地域の実情（人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等）に応じて、それぞれの地域で異なった連携デザインを構築していく必要があり、その中で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していかなければならない。 その上で、地域包括ケアシステムの構築において、地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、令和５年度においては２６病院で訪問診療を行い、７０病院が訪問看護等を引き続き行った。また、地域の要請に応じて１７病院で訪問看護ステーションを運営している。訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数は、７１，０９７人、達成度は９８．８％となった。 さらに、介護・福祉施設を含めた入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援についても、令和５年度においては入退院支援実施件数２９４，８０３件、達成度は１１４．５％となる等、医療機関や介護・福祉施設との連携及び在宅復帰支援を行った。	評定　Ａ ＜評定に至った理由＞ Ⅰ．主な目標の内容 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステム（高齢者が可能な限り住み慣れた地域で継続して生活ができるよう、医療、介護、生活支援サービス及び住まいが包括的に確保される体制）を構築することを通じ、国民が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資する事を目的として定められている。 中期目標・中期計画では、都道府県が地域の実情に応じて定める医療計画を踏まえ、各病院が持つ医療資源を活用することにより当該計画で求められる役割を積極的に果たし、地域における課題の解決に貢献すること及び在宅療養患者やその家族を支援する取組を進めることとされている。 (1) 医療計画等で求められる機能の発揮 (2) 在宅医療との連携など地域包括ケアシステムへの貢献 また、年度計画において、定量的指標として「紹介率・逆紹介率」、「短期入所、通所事業の延べ利用者数」については前中期目標期間中の最も高い年度の実績以上、「訪問看護の延べ利用者数」、「入退院支援実施件数」については前年度より増加することと設定している。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	後の在宅医療支援を含めた支援の強化を図ること。					○　都道府県医療計画において、５疾病５事業及び在宅医療の実施医療機関として位置付けられており、各病院では、新型コロナへ対応しつつ、地域で必要とされる役割を果たした結果、令和５年度の救急車受入数・手術件数は昨年度以上となり、地域医療に大きく貢献した。 　また、医療法により、地域における医療機関の役割分担と連携を図り、「地域完結型医療」を目的に創設された地域医療支援病院には、令和５年度においては６１病院が指定されており、地域医療の支援に引き続き貢献した。 ○　地域連携を進めつつ各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、他の医療機関では提供されないおそれのあるセーフティネット分野の重症心身障害児（者）、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患等の在宅療養患者の支援体制を構築するため、セーフティネット分野の医療提供をする病院において、短期入所について受入れを行った。また、通所事業については、生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービスを実施した。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行の中、特に通所事業については感染の危険性が高く、患者の安全のために一時的に受入れを中止・制限せざるを得ない状況が継続していたところ、５類移行後においても、感染対策等の観点から新型コロナ流行前と同様の受入れ体制を確保することは困難な状況が継続しているため、令和４年度に引き続き、評価対象から除外する。 ○　訪問看護の利用者数については、前年度の利用者数を目標値としているところ、令和５年度の目標値は平成３０年度の利用者数（５８，６３５人）から大きく増加した令和４年度の利用者数（７２，００３人）を目標値としており、結果として目標値を超えなかったが、引き続き、高い水準で訪問看護を実施している。 ＜課題と対応＞ 　特になし。	評定 Ⅱ．目標と実績の比較 指標　達成度 紹介率　106.7% 逆紹介率　119.5% 紹介率については、第三期中期計画期間で既に高い水準となっているにもかかわらず、令和5年度においては、紹介率81.6%、逆紹介率は76.6%となり、達成度もそれぞれ計画値を上回った。 訪問看護の延べ利用者数　98.8% 入退院支援実施件数　114.5% 短期入所の延べ利用者　100.0% 通所事業の延べ利用者数　74.6% 訪問看護の延べ利用者数については、前年度からの利用者数が大きく増加した令和4年度の利用者数(72,003人)を目標としており、結果として目標を下回ったが、引き続き高い水準で訪問看護を実施している。 また、通所事業の延べ利用者数については、新型コロナの流行の中、入院患者の安全のため、受入れを一時的に中止・制限せざるを得ない状況が続いていたところ、5類移行後においても感染対策等の観点から新型コロナ流行前と同様の受入体制を確保することが困難な状況が継続していることから100%を下回っている。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		①　医療計画等で求められる機能の発揮 国立病院機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な機能を維持しつつ、地域に求められる医療に貢献する。 その上で、必要に応じて、各都道府県の地域医療構想の実現に向けて、国立病院機構としては個々の病院ごとにその機能や、地域医療需要、経営状況について総合的に勘案し、地域のニーズに応じた機能転換や再編等を検討していく。 また、地域	**①　医療計画等で求められる機能の発揮** 国立病院機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な機能を維持しつつ、地域に求められる医療に貢献する。 また、各都道府県の地域医療構想に基づいた地域医療構想調整会議等へ積極的に参加し、各病院が地域で担っている診療機能を踏まえた役割の明確化に引き続き努める。 その上で、必要に応じて、各都道府県の地域医療	＜評価の視点＞ ・　地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な機能を維持しつつ、地域に求められる医療に貢献しているか。	**①　医療計画等で求められる機能の発揮** １．地域医療への取組 （１）５疾病・５事業への対応 都道府県医療計画において、５疾病５事業及び在宅医療の実施医療機関として位置付けられており、各病院では、新型コロナへ対応しつつ、地域で必要とされる役割を果たしている。 具体的には、救急車受入数については、２２９，５３０件（対前年度比１１，８１８件増、１０５．４％）であり、手術件数は、２０３，７０１件（対前年度比８２１件増、１００．４％）と新型コロナに積極的に対応しつつ地域医療にも大きく貢献した。また、在宅医療機関と連携し緊急時に在宅患者の入院を受け入れる在宅療養後方支援病院（※）について、３９病院（対前年度±０病院）指定されており、地域における在宅医療の推進及び在宅医療提供体制の確保に寄与した。 （※）在宅を担当する医療機関と連携し、連携医療機関の求めに応じた２４時間診療が可能な体制を確保するとともに、緊急入院の必要がある場合に受け入れる病院 【各都道府県の医療計画における５疾病・５事業に係る記載状況（令和５年度末）】 ・５疾病：がん８６病院、脳卒中９０病院、心筋梗塞６６病院、糖尿病８０病院、精神４６病院 ・５事業：救急医療１１５病院、災害医療６９病院、へき地医療１５病院、周産期医療６２病院、小児医療９７病院 （２）地域医療支援病院の指定状況 医療法により、地域における医療機関の役割分担と連携を図り、「地域完結型医療」を目的に創設された地域医療支援病院に、令和５年度においては６１病院が指定されており、地域医療の支援に引き続き貢献した。 （３）がん対策推進基本計画への対応 ３病院が都道府県がん診療連携拠点病院、２９病院が地域がん診療連携拠点病院、２病院が地域がん診療病院にそれぞれ指定されており、専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者・家族に対する相談支援及び情報提供等を実施している。 １病院（令和５年度末）が、がんゲノム医療拠点病院の指定を受け、がんゲノム医療中核拠点病院と協力し、がんゲノム情報に基づく診療や臨床研究・治験の実施、新薬等の研究開発、がんゲノム関連の人材育成等について貢献している。 また、１４病院（令和５年度末）が、がんゲノム医療連携病院の指定を受け、がんゲノム医療中核拠点病院と連携して遺伝子パネル検査に関する診療機能体制の整備や遺伝子カ	年度計画の目標を達成した。	評定 Ⅲ. その他考慮すべき要素 (1)医療計画等で求められる機能の発揮について 地域の医療連携体制を検討･討議するための医療審議会等に引き続き積極的に参加するなど、地域医療への取組を推進していることを評価する。 また、5疾病5事業及び在宅医療の実施医療機関として位置づけられた各病院が地域で必要とされる医療機能を発揮することで、地域医療への取組を引き続き推進し、さらに、新型コロナへの対応が続く中、救急患者受入数は令和4年度より増加するなど、地域の救急医療体制の中での国立病院機構の役割を引き続き適切に果たしていることを高く評価する。 東徳島医療センターと徳島病院の機能統合では、医師確保の課題に対して、徳島病院のポストNICU病床8床について、関連する医療機能をより広く持つ東徳島医療センターに移し、患者ニーズにより対応できるよう

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		連携クリティカルパスや医療機器の共同利用などにより、地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、入退院時支援や資産の有効活用などにより、介護・福祉施設との連携強化を図る。	構想の実現に向けて、国立病院機構としては個々の病院ごとにその機能や、地域医療需要、経営状況について総合的に勘案し、地域のニーズに応じた機能転換や再編等を検討していく。 また、地域連携クリティカルパスや医療機器の共同利用などにより、地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、入退院時支援や資産の有効活用などにより、介護・福祉施設との連携強化を図る。	＜評価の視点＞ ・　各都道府県の地域医療構想に基づいた地域医療構想調整会議等へ積極的に参加し、各病院が地域で担っている診療機能を踏まえた役割の明確化に引き続き努めているか。	ウンセリングの実施、がんゲノム医療に関する人材育成などの役割を担っている。 【がん診療連携拠点病院等の指定状況】 令和４年度　令和５年度 ・都道府県がん診療連携拠点病院　３病院　→　３病院 ・地域がん診療連携拠点病院　３０病院　→　２９病院 ・地域がん診療病院　２病院　→　２病院 ・がんゲノム医療拠点病院　３病院　→　１病院 四国がんセンター ・がんゲノム医療連携病院　１２病院　→　１４病院 北海道がんセンター、東京医療センター、名古屋医療センター、 京都医療センター、大阪医療センター、大阪南医療センター、岡山医療センター、 呉医療センター、岩国医療センター、九州医療センター、長崎医療センター、 福山医療センター、東広島医療センター、九州がんセンター （４）地域医療構想調整会議等への参加状況 都道府県が策定した地域医療構想を基に、構想区域毎に「地域医療構想調整会議」において、医療機能の役割分担等具体的な議論が進められている中で、ＮＨＯの各病院も地域医療構想調整会議に積極的に参加する等、地域関係者との対話を令和５年度も引き続き実施した。 また、医療機関がその有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向性を選択し、病棟単位で都道府県に報告する病床機能報告制度については、令和５年度も引き続き各病院が適切に対応した。 【各都道府県における医療連携体制について検討・討議するために設置される医療審議会等への参加状況（令和５年度末現在）】 ・都道府県医療審議会（及び作業部会等）参加病院数　１９病院 ・地域医療対策協議会（及び作業部会等）参加病院数　４６病院 ・地域医療構想調整会議（及び専門部会等）参加病院数　９９病院 ・医療連携会議参加病院数　２５病院 （５）ＮＨＯにおける地域医療構想への対応 ＮＨＯでは、従来から、ＳＵＲＥプロジェクトの理念に沿った取組を進めている。 （ＳＵＲＥプロジェクト報告書（令和元年１０月）） ①地域等の患者、住民が必要とする医療を安定的かつ継続的に提供するＮＨＯ ②全ての職員にとって安全、安心に働ける職場であるＮＨＯ ③災害時等の危機管理に強いＮＨＯ	年度計画の目標を達成した。	評定 にすること、併せて、両病院の医療資源を有効活用するため、組織の合理化に取り組んだことを高く評価する。 (2)在宅医療との連携など地域包括ケアシステムへの貢献について 重症心身障害児(者)等の通所事業を推進するなど、在宅療養を支援するとともに、地域包括ケアシステムに貢献するため、在宅医療機関との連携を強化し、在宅療養後方支援病院などの施設基準を取得、地域の要請に応じた訪問看護ステーションの開設、地域包括支援センターの運営等、着実な取組が行われていることを評価する。 また、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)に基づき、設置する医療的ケア児支援センターについて、新たに1病院での運営を開始し、医療的ケア児コーディネーターを10病院で配置するなど、自治体からの要請に基づき、地域の医療的ケア児

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					国が進める地域医療構想において、病床の機能分化・連携を進め、ダウンサイジングや機能転換等を念頭においた議論が各地域において進められていく中で、地域医療構想における再検証要請が求められている病院を含め、地域等の患者、住民が必要とする医療を安定的かつ継続的に提供する必要があることから、次の点について、各病院へ周知を図った。 ・新型コロナウイルス感染症の対応を行っている状況下ではあるが、今後も地域医療構想の基本的な枠組み（病床の必要量の推計・考え方など）を維持し着実に進めていくことや、第８次医療計画において、５事業に「新興感染症等の感染拡大時における医療」が追加されるといった国の方針が示されていることを踏まえ、２０２５年に向けて実現すべき規模・機能及びその実現のための道筋を定める経営戦略の策定又はその見直しを行い、毎年度計画に反映の上、取り組むとともに、経営戦略に基づく具体的な方針を示しつつ、地域関係者の理解を得ていくよう取り組む必要があること。 ・２０４０年に向けた中期的な状況や見通しを踏まえた内部・外部環境の分析結果、同感染症による環境の変化などを正確に見極め、同感染症対応に係る経験を踏まえた今後の新興感染症に関する自院の役割なども見通した上で経営戦略の策定及び見直しを行うこと。		評定 及びその家族に対して切れ目なく支援を行っていることを高く評価する。
				＜評価の視点＞ ・　各都道府県の地域医療構想の実現に向けて、個々の病院ごとにその機能や、地域医療需要、経営状況について総合的に勘案し、地域のニーズに応じた機能転換や再編等を検討しているか。	（６）紹介受診重点医療機関 令和５年度からスタートした紹介受診重点医療機関制度（※）において、かかりつけ医などからの紹介状を持って受診いただくことに重点をおいた医療機関（紹介受診重点医療機関）として、７６病院が指定された。 （※）　厚生労働省の制度。これにより、患者がまずは地域の「かかりつけ医療機能を担う医療機関」を受診し、必要に応じて紹介を受けて「手術・処置や化学療法等を必要とする外来を行う医療機関」を受診することで、外来待ち時間の短縮や勤務医の外来負担軽減等の効果が見込まれる。 （７）ＮＨＯ病院主催の地域医療機関との新興感染症発生を想定した感染対応力向上のための訓練 ＜三重病院＞ 地域全体の感染予防・感染防止対策の向上のため、令和４年度に引き続き、同病院が中心となり、地域の連携医療機関１７施設と合同して、新興感染症等が発生し患者を受け入れる場合を想定した訓練を実施した。 令和５年度には、新たに日常的に使用する機会が少ない感染症対策機材の体験や展示、また、トリアージや患者誘導の検討のための患者搬送経路の確認などを行い、地域で連携した感染対応力の向上を図った。＜高崎総合医療センター等＞ 令和５年度に、上記と同様の訓練が行われており、地域と連携した新興感染症の発生等を想定した訓練の実施等の取り組みを評価する感染症向上加算１を、８９病院において取得した。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（８）ＮＨＯ病院の医療機能の移転 ＜東徳島医療センター・徳島病院の機能統合について(ポスト NICU の移転)＞ 東徳島医療センター（徳島県板野郡板野町）及び徳島病院（同吉野川市）がそれぞれ実施しているセーフティネット分野の専門医療等について、将来にわたって実施できる体制を確保するとともに、患者の療養環境を更に充実していくため、徳島病院の機能を東徳島医療センターの地に移転・統合し、徳島県地域医療構想を踏まえ、現在、両病院が有している医療機能の充実・強化等を図ることとした基本構想を平成３０年２月に公表した。 徳島県の小児医療については、その機能を支える医師を確保していくことが課題となっており、特に、ポストＮＩＣＵ病床の専門医療については、合併症や在宅移行支援などの患者ニーズにも対応していくことが求められていることから、徳島病院のポストＮＩＣＵ病床８床について、関連する医療機能をより広く持つ東徳島医療センターへ移し、患者ニーズにより対応できるようにすること、併せて、両病院の医療資源を有効活用するため、組織の合理化（一体の組織運営）を図ることを決定し、令和５年３月に公表した。 令和６年２月にポストＮＩＣＵ病床８床の移転を完了し、令和６年４月から東徳島医療センター及び徳島病院を一体の組織「とくしま医療センター」として運営を開始し、医療機能の持続可能性を高め、徳島県全体の医療体制に貢献していく。 ○主な動き 平成２９年１２月　徳島県東部地域医療構想調整会議で機能再編案を説明 平成３０年　２月　基本構想の公表 令和　５年　３月　当面の対応（ポストＮＩＣＵ病床の移転等）の公表 令和　５年１１月～令和　６年　２月　ポストＮＩＣＵ病床の移転 令和　６年　４月　「とくしま医療センター」（一体の組織運営）運営開始 ＜信州上田医療センターへの上田市立産婦人科病院の医療機能の集約について＞ 長野県上田市の市立産婦人科病院では、医師確保が困難な状況等が続いていたため、市立産婦人科病院の医療機能を信州上田医療センターに集約することにより安定的で持続可能な医療提供体制の構築を目指して、令和３年１１月に上田市において「市立産婦人科病院のあり方（方針）」が策定された。 令和４年度末をもって市立産婦人科病院での分娩が中止されたことから、令和５年度においては、医師や医療スタッフの確保、施設整備等の体制整備を着実に行ったうえで、分娩数の増加に対応し、妊産婦の受け入れを円滑に行った。 令和５年度末をもって市立産婦人科病院は閉院となったことから、今後も、上田市と連携しながら、地域における安全・安心な周産期医療提供体制の確保に貢献していく。		評定 Ⅳ. 評価 5疾病5事業及び在宅医療の実施医療機関として、新型コロナへ対応しつつ、救急車受入数・手術件数は昨年度以上の件数を実施し地域医療に貢献するなど、医療計画で求められる機能を発揮したことを評価する。 「紹介率・逆紹介率」については、新型コロナの影響により、紹介先の医療機関においても受入れが困難な状況がある中にあっても昨年度の達成率を上回っており、さらには、紹介率及び逆紹介率がともに 100%を上回り、いずれも高水準で維持されていることを評価する。 「訪問看護の延べ利用者数」について、目標値を超えなかったが、「入退院支援実施件数」、「短期入所の延べ利用者数」については、地域における積極的な受入れを行い、地域の医療事情に応じながら在宅療養支援の充実を図っていることを高く評価する。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　地域連携クリティカルパスや医療機器の共同利用などにより、地域の医療機関との連携をさらに進めているか。	（９）強度行動障害を伴う発達障害チーム医療研修 肥前精神医療センターでは、平成２８年度より、多職種の精神科医療従事者を主な対象に、強度行動障害を伴う知的・発達障害児（者）に対する専門医療研修を行っており、令和５年度においては、地域の医療従事者８２名が受講した（参加施設：５３施設）。 ２．地域完結型医療を実現するための取組 （１）地域連携クリティカルパス実施のための取組（再掲） 地域の医療機関の機能分化と連携を強化し、地域完結型医療の実現の一環として、開業医をはじめとする地域の医療機関と一体となり、大腿骨頸部骨折、脳卒中、がん等の地域連携クリティカルパスの導入の取組を引き続き推進した。なお、地域連携クリティカルパスによる医療を実践している病院は令和５年度末までに８８病院ある。 【地域連携クリティカルパス実施患者数】 令和４年度　　令和５年度 ・大腿骨頸部骨折　２，１１６人　→　２，３９３人 ・脳卒中　３，１８１人　→　３，４８１人 ・がん（五大がん等）　３，３２６人　→　２，０３０人 ・結核、ＣＯＰＤ等その他のパス　２，４０７人　→　３，２１８人 ・総数　１１，０３０人　→　１１，１２２人 （２）医療機器の共同利用 地域の医療機関や医師会等への医療機器の整備状況の説明、地域医療連携システムの導入による利便性の向上などの取組により医療機器の共同利用を促進することで、地域の医療機関との連携を図った。 【医療機器の共同利用数】 令和４年度　　令和５年度 ・ＣＴ　３０，９７８件　→　３２，５８６件 ・ＭＲＩ　３７，６６４件　→　３７，６８３件 ・ガンマカメラ　５，６２３件　→　５，７４４件 ・リニアック　１２，３７６件　→　１０，２６６件	年度計画の目標を達成した。	評定 「通所事業の延べ利用者数」については、新型コロナの5類移行後も、感染の危険性が高く、入院患者の安全のために制限をかけざるを得ない状況であったことがあげられる。 このほか、上記以外の目標についても所期の目標を達成しており、定量的指標においても高い実績をあげていること、難易度「高」であることも考慮し、評定を「A」とした。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜定量的指標＞ ・　紹介率 逆紹介率	（３）紹介率と逆紹介率の向上 近隣医療機関等への定期的な訪問や、退院支援看護師の配置による退院支援の強化等により、紹介率（※）、逆紹介率の向上に努め、引き続き地域医療に貢献した。 各病院においては、急性期医療だけでなくセーフティネット系医療といった地域で求められる医療機能を担っている中で、第三期中期計画期間で既に高い水準となっているにもかかわらず、令和５年度においては、紹介率は８１．６％、逆紹介率は７６．６％となり、達成度もそれぞれ１０６．７％、１１９．５％と計画値を上回った。 【紹介率・逆紹介率】 令和４年度　　令和５年度 ・紹介率　７５．６％　→　８１．６％ ・逆紹介率　７０．３％　→　７６．６％ ※ 紹介率：受診した患者のうち他の医療機関から紹介されて来院した患者の割合。	年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評定 ＜独立行政法人評価に関する有識者からの意見＞ ・地域医療構想を始めとし、各自治体の要請に応えていただいていることは高く評価できる。
				＜評価の視点＞ ・　入退院時支援や資産の有効活用などにより、介護・福祉施設との連携強化を図るっているか。 ＜定量的指標＞ ・　入退院支援実施件数	（４）入退院支援センターにおける介護・福祉施設との連携及び在宅支援 各病院の入退院支援センターにおいて、入院時には在宅サービス事業者と連携し、患者の生活状態や身体機能に即した入院説明を行い、退院時には介護、福祉に関わる機関との連携や訪問看護ステーションの活用などスムーズな在宅医療への移行に取り組んでいる。 また、院内における在宅支援の相談窓口の強化を図るため、地域医療連携室、がん相談支援センター、患者相談窓口の機能を統合して、患者支援センターとして運用を行っている例もある。 【入退院支援実施件数】 令和４年度　　令和５年度 入退院支援実施　２５７，４９１件　→　２９４，８０３件 ３．地域の救急医療体制への取組 （１）地域の救急医療体制の強化 地域の医療ニーズを踏まえて、三次救急への取組も充実させており、救命救急センターを２１病院設置している。また、二次医療機関と一次医療機関との役割分担が進んできたことから、各病院は、より重篤な患者の受入れを積極的に行うなど、地域の救急医療体制強化に令和５年度も引き続き貢献した。 なお、令和５年度においては、消防法に基づく救急告示病院として９１病院が指定されている。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を上回る実績をあげた。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					また、小児救急医療拠点病院等として２４時間の小児救急医療を行っている病院は２２病院、地域の小児救急輪番に参加している病院は４１病院となっており、引き続き地域の小児救急医療体制の強化に貢献した。 さらに、自治体等が主導して地域全体で救急医療・小児救急医療体制を構築している地域においては、市町村や地域医師会が運営する休日・夜間の小児急患センターに対して医師を派遣するなど、引き続き地域の医療ニーズに応えた重要な役割を果たしている。 （２）救急・小児救急患者の受入数 令和５年度は、救急車による受入数は令和４年度より増加しており、より重篤な患者の受入れを行い、地域の救急医療体制の中でのＮＨＯの役割を引き続き適切に果たした。 【救急患者受入数】 ・令和５年度　４９２，２８２人（－３．１％） （うち小児救急患者数　９４，２１３人）　（＋０．４％） 【救急受診後の入院患者数】 ・令和５年度　１８９，８１０人　（＋２．６％） （うち小児救急患者数　１９，８３９人）　（＋１３．０％） 【救急車による受入数】 ・令和５年度　２２９，５３０人　（＋５．４％） （うち小児救急患者数　２０，５６８人）　（＋１４．９％） 【救急車による受入数のうち受診後の入院患者数】 ・令和５年度　１２３，４４２人　（＋５．７％） （うち小児救急患者数　５，６６３人）　（＋１７．１％）		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					４．ドクターヘリ・防災ヘリ、ドクターカーによる診療状況 （１）ドクターヘリ・防災ヘリ 令和５年度においても、医師等が同乗し自治体等の所有する防災ヘリやドクターヘリによる患者受入れや患者搬送を、２４病院で１，６３５回引き続き実施した。 【長崎医療センターにおけるドクターヘリ等による診療活動】 ・稼働回数：令和５年度においても、防災ヘリやドクターヘリによる患者受入れや患者搬送を７３４回実施した。 ・病院側の診療体制：医師１２名、看護師９名のフライトチームを組み診療を実施。 （２）ドクターカー 令和５年度においても、医師等が同乗するドクターカーによる患者の受入れや患者搬送を、３０病院で２，３５８回引き続き実施した。 ５．新興感染症等への対応 （１）背景 令和２年からの新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、平時から国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和４年１２月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し令和６年４月から施行されるとともに、都道府県が策定する医療計画に新たに６事業目として「新興感染症発生・まん延時における医療」が令和６年度から追加された。 これにより、都道府県はＮＨＯを含む公的医療機関等に対して、感染症発生・まん延時における医療の提供に関し、①病床確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供、④後方支援、⑤医療人材の派遣のうち、あらかじめ当該医療機関において講ずべき措置を義務付けるとともに、都道府県と医療機関との間で医療措置協定を締結することにより、平時から新興感染症等の発生・まん延に備える医療提供体制の整備を進めている。この協定締結作業について、国は令和６年９月までの完了を目指すとしている。 （２）ＮＨＯの対応 ＮＨＯは、今後の新興感染症等の対応についても、公的医療機関等としての役割を確実に果たすため、各病院が地域において果たしている役割や医療機能等を踏まえ、可能な範囲で積極的に対応することを基本方針とし、令和５年６月に本部から各病院に通知した。 現在、都道府県からの協議の求めに応じて各病院が上記方針のもと協議を進めており、順次協定を締結している。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		②　在宅医療との連携など地域包括ケアシステムへの貢献 地域連携を進めつつ、各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、 ・重症心身障害児（者）、筋ジストロフィー、神経難病等の在宅療養患者の支援のための一時的入院や通所支援等に取り組むこと ・在宅療養患者の急性増悪時に対応する体制を充実させること ・グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームを含めた在宅サービス	**②　在宅医療との連携など地域包括ケアシステムへの貢献** 地域連携を進めつつ各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、 ・重症心身障害児（者）、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患等の在宅療養患者の支援のための一時的入院や通所支援等に取り組むこと ・精神科疾患の在宅療養患者に対して、訪問看護等に取り組むことによって地域生活への移行促進に貢献すること ・在宅療養患者の急性	＜評価の視点＞ ・　地域連携を進めつつ各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、重症心身障害児（者）、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患等の在宅療養患者の支援のための一時的入院や通所支援等に取り組んでいるか。 ＜定量的指標＞ ・　短期入所、通所事業の延べ利用者数	**②　在宅医療との連携など地域包括ケアシステムへの貢献** １．重症心身障害児（者）等の在宅療養支援 （１）在宅療養支援体制の構築 地域連携を進めつつ各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、重症心身障害児（者）、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患等の在宅療養患者の支援体制を構築するため、引き続き各病院において取組を行った。令和５年度末時点で２病院が在宅療養支援病院（※１）、３８病院が在宅療養後方支援病院（※２）、２９病院が地域包括ケア病棟入院料・地域包括ケア病棟入院医療管理料を取得し、在宅医療を担う医療機関と連携を行った。 また、１１６病院が地域ケア会議等に出席し、地域の医療機関等とも連携し、地域包括ケアシステムの構築の推進に貢献した。 ※１在宅療養支援病院：２００床未満又は４ｋｍ以内に診療所がなく、２４時間往診、訪問看護等を提供する病院 ※２在宅療養後方支援病院：２００床以上で、在宅療養を提供している医療機関と連携し、必要があれば入院の受入れ等を行う病院 （２）通所事業の実施 重症心身障害児（者）等の在宅療養を支援するため、通所事業を引き続き実施した。令和５年度においては、障害者総合支援法における生活介護（１８歳以上対象）を３３病院で実施した。また、児童福祉法における放課後等デイサービス（就学児対象）を２９病院、児童発達支援（１８歳未満対象）を３４病院で実施した。 令和４年度　令和５年度 ・生活介護　３５病院　→　３３病院 ・放課後等デイサービス　２９病院　→　２９病院 ・児童発達支援　３５病院　→　３４病院 【短期入所、通所事業の延べ利用者数】 平成３０年度　令和５年度 短期入所　３９，９３２名　→　３９，９４２名 平成２８年度　令和５年度 通所事業　４８，７８８名　→　３６，３９１名	年度計画の目標を達成した。 通所事業については、コロナの流行の中においては、入院患者の安全のため、受入れを	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		との連携を行い、入退院前後の在宅支援を図ること 等によって在宅療養支援を行う。 在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成、地域の求めに応じた訪問看護・訪問診療の実施、他の主体では実施が困難な分野における国立病院機構の医療資源を活用した新たな取組など、地域包括ケアシステムの中で在宅医療提供体制の充実に貢献する。	増悪時に対応する体制を充実させること ・グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームを含めた在宅サービスとの連携を行い、入退院前後の在宅支援を図ること 等によって在宅療養支援を行う。 在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成、地域の求めに応じた訪問看護・訪問診療の実施、他の主体では実施	＜評価の視点＞ ・　在宅療養患者の急性増悪時に対応する体制を充実させているか。 ＜評価の視点＞ ・　精神科疾患の在宅療養患者に対して、訪問看護等に取り組むことによって地域生活への移行促進に貢献しているか。 ＜定量的指標＞ ・　訪問看護の延べ利用者数	（３）在宅療養支援の取組 入院治療が必要な難病患者が適時に入院できる体制及び在宅療養提供体制を整備するために都道府県が実施している難病医療提供体制整備事業について、３３病院が難病診療連携拠点病院又は難病診療分野別拠点病院、６１病院が難病医療協力病院等の役割を担うなど、地域の在宅支援ネットワークへの協力を令和５年度も引き続き行った。 また、在宅の重症心身障害児（者）等の居宅支援として、家族の病気、保護者の休養などの理由で、短期間入所できる短期入所事業を７８病院で行い、地域の在宅支援ネットワークへの協力を行った。 （４）在宅療養患者の急性増悪時の対応 令和５年度においては、１２６病院で在宅療養患者の急性増悪時入院や１０５病院でレスパイト入院に対応するため在宅医療を担う医療機関との連携を引き続き行った。 （５）訪問診療・訪問看護等の取組 各病院の診療機能と地域の医療ニーズに応じて在宅療養患者に対して２６病院が訪問診療を行い、７０病院が訪問看護等を令和５年度も引き続き行った。 （６）訪問看護ステーションの開設 地域包括ケアシステムの構築が推進される中で地域の医療事情に応じながら、神経筋疾患・精神疾患の患者を中心に在宅医療提供体制の充実に引き続き貢献しており、令和５年度は、地域の要請に応じて１７病院で訪問看護ステーション（※）を運営している。そのうち、宮城病院、宇多野病院、兵庫中央病院、関門医療センター、九州がんセンターにおいては、２４時間の訪問対応を行っている。 ※訪問看護ステーション：健康保険法及び介護保険法による指定を受けて「指定訪問看護事業者」が訪問看護事業を行う事業所としての指定訪問看護ステーション 【訪問看護ステーションを設置している病院】 旭川医療センター、花巻病院、宮城病院、東埼玉病院、下総精神医療センター、西新潟中央病院、新潟病院、さいがた医療センター、榊原病院、東尾張病院、あわら病院、宇多野病院、兵庫中央病院、やまと精神医療センター、関門医療センター、九州がんセンター、長崎川棚医療センター、大分医療センター 【訪問看護の延べ利用者数】 令和４年度　７２，００３人　→　令和５年度　７１，０９７人	一時的に中止・制限せざるを得ない状況であったため、評価から除外する。 年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。 年度計画値を上回る配置数とならなかったが、引き続き高い水準で訪問看護を実現している。	評定 （　　）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			が困難な分野における国立病院機構の医療資源を活用した新たな取組など、地域における在宅医療提供体制の充実に貢献する。	＜評価の視点＞ ・　グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームを含めた在宅サービスとの連携を行い、入退院前後の在宅支援を行っているか。 ＜定量評価＞ ・　入退院支援実施件数	（７）入退院支援センターにおける介護・福祉施設との連携及び在宅支援（再掲） 各病院の入退院支援センターにおいて、入院時には在宅サービス事業者と連携し、患者の生活状態や身体機能に即した入院説明を行い、退院時には介護、福祉に関わる機関との連携や訪問看護ステーションの活用などスムーズな在宅医療への移行に取り組んでいる。また、地域医療連携室、がん相談支援センター、患者相談窓口の機能を統合して、患者支援センターとして運用するなど、院内における在宅支援の相談窓口の強化も図っている。 【入退院支援実施件数】 令和４年度　　令和５年度 入退院支援実施　２５７，４９１件　→　２９４，８０３件 （８）医療的ケア児支援法への対応 令和３年９月に施行した「医療的ケア時及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、都道府県が設置する医療的ケア児支援センター（※）を、令和５年度は６病院（対前年度+１病院）で運営した。 この他、医療的ケア児等コーディネーターを、令和５年度は１０病院で配置し、自治体からの医療的ケア児支援要請に基づき、医療従事者に対する研修実施など、地域における医療的ケア児及びその家族が切れ目なく支援を受けられるよう関係機関との連携を行った。 （※）医療的ケア児等に対する、医療、保健、福祉、教育、労働等の多数の機関にまたがる支援の調整について、中核的な役割を果たす機関。 ＜福岡県初の医療的ケア児の在宅療養支援＞ 令和５年１０月から福岡県では、ＮＩＣＵ（新生児集中治療室）に長期間入院し、退院後も医療的ケアを必要とする子どもたちを支援する医療機関の運営費等への補助事業（小児等地域療育支援病院の運営及び在宅療養児一時受入支援事業）を開始した。 この事業の開始当初から、福岡病院と福岡東医療センターは、「小児等地域療育支援病院」と位置づけられ、ＮＩＣＵでの治療を終え、転院してきた子どもとその家族に自宅でのケアの訓練を行うほか、在宅療養に移行後も病状が悪化した時の受け入れや診療も行い、在宅療養へのスムーズな移行を支援している。 （９）認知症疾患医療センターへの指定状況 都道府県から認知症疾患医療センター（※）に指定されている病院は、令和５年度末時点で、１５病院となっている。 北海道医療センターにおいては、長年に渡り、地域の認知症医療へ貢献してきた結果、政令指定都市の中で唯一、認知症疾患医療センターが存在しなかった札幌市から認知症疾患医療センター設置の要請があり、令和６年３月に指定を受け、令和６年４月から運営を開始している。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評定 （	）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成、地域の求めに応じた訪問看護・訪問診療の実施など、地域における在宅医療提供体制の充実に貢献しているか。	（※）認知症の速やかな鑑別診断や、行動・心理症状（ＢＰＳＤ）と身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談、関係機関との連携、研修会の開催等の役割を担う機関 ２．地域包括ケアシステムへの貢献 （１）在宅医療提供体制に向けての在宅医療推進セミナーの実施（再掲） 地域包括ケアシステムの構築における自院の課題を把握し、グループディスカッションを通じ、情報を共有することにより在宅医療提供体制の構築に向けて必要な知識・技術の習得や、訪問看護ステーションの開設に向けての必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を令和５年度においては、テレビ会議システムを活用して実施し、２４病院から４０名が参加した。 （２）在宅医療を担う医療機関との連携（再掲） 令和５年度においては、１２６病院で在宅療養患者の急性増悪時入院や１０５病院でレスパイト入院に対応するため在宅医療を担う医療機関との連携を引き続き行った。 （３）訪問診療・訪問看護の取組（再掲） 各病院の診療機能と地域の医療ニーズに応じて在宅療養患者に対して２６病院が訪問診療を行い、７０病院が訪問看護等を令和５年度も引き続き行った。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（４）訪問看護ステーションの開設（再掲） 地域包括ケアシステムの構築が推進される中で地域の医療事情に応じながら、神経筋疾患・精神疾患の患者を中心に在宅医療提供体制の充実に引き続き貢献している。令和５年度は、地域の要請に応じて１７病院で訪問看護ステーション（※）を運営している。そのうち、宮城病院、宇多野病院、兵庫中央病院、関門医療センター、九州がんセンターにおいては、２４時間の訪問対応を行っている。 ※訪問看護ステーション：健康保険法及び介護保険法による指定を受けて「指定訪問看護事業者」が訪問看護事業を行う事業所としての指定訪問看護ステーション 【訪問看護ステーションを設置している病院】 旭川医療センター、花巻病院、東埼玉病院、下総精神医療センター、 西新潟中央病院、新潟病院、さいがた医療センター、榊原病院、東尾張病院、 あわら病院、宇多野病院、兵庫中央病院、やまと精神医療センター、 関門医療センター、九州がんセンター、大分医療センター、宮城病院 【訪問看護の延べ利用者数】 令和４年度　７２，００３人　→　令和５年度　７１，０９７人		評定

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１－３	診療事業　国の医療政策への貢献		
業務に関連する政策・施策	政策医療を向上・均てん化させること 感染症の発生・まん延の防止を図ること 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第３条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」、難易度：「高」 　南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害が予想される中、人材育成を含め災害発生に備えた機能の充実・強化は重要であり、また、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療についても、引き続き中心的な役割を果たしていく必要があるため重要度が高い。 　さらに、新型コロナウイルス感染症の新規陽性患者数が全国的に増加している中、病院ネットワークを活用し、地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることは、国の医療施策に貢献するものであるため重要度が高い。 　必要な医療を確実に提供しながら、災害発生時など国の危機管理に際して求められる医療についても迅速かつ確実に提供できるよう、災害対応体制を整備し、維持することは難易度が高い。 　また、後発医薬品の使用割合に係る目標達成には、医療提供側と患者側の双方の理解を一層深め、後発医薬品の使用促進対策を継続的に実施していく必要があるが、機構では既に政府目標である 80%を超える高い水準にある中、更にこれを上回る目標を達成することは難易度が高い。 　さらに、新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの取組により培った経験や知識に基づき、効果的な感染症対策を分析したうえ、地域における様々なニーズに応えるような研修を実施し、感染症拡大防止を図ることは難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
事業継続計画（ＢＣＰ）整備済病院数（災害拠点病院を除く。）（計画値）	前年度より増加させ、速やかに全病院で整備する		22 病院	39 病院	－（令和２年度末までに全病院で整備した。）	－（令和２年度末までに全病院で整備した。）	－（令和２年度末までに全病院で整備した。）
事業継続計画（ＢＣＰ）整備済病院数（災害拠点病院を除く。）（実績値）		22 病院	39 病院	103 病院			
達成度			177.3%	264.1%			
後発医薬品の使用割合（計画値）	数量ベースで８５％以上【平成２９年度実績以上】（※注）		83.5%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%
後発医薬品の使用割合（実績値）		86.2%	88.7%	88.9%	89.3%	89.6%	90.5%
達成度			106.2%	104.6%	105.1%	105.4%	106.4%
訪問看護の延べ利用者数（計画値）	前年度より増加		58,635 名	64,211 名	65,153 名	65,741 名	72,003 名
訪問看護の延べ利用者数（実績値）		58,635 名	64,211 名	65,153 名	65,741 名	72,003 名	71,150 名
達成度			109.5%	101.5%	100.9%	109.5%	98.8%
感染症対応にかかる研修（計画値）	前年度より増加		－	－	276 件	392 件	496 件
感染症対応にかかる研修（実績値）			－	－	392 件	496 件	535 件
達成度			－	－	142.0%	126.5%	107.9%

注）【　】については、令和元年度の達成目標。

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
予算額（千円）	988,900,395（※注①）	1,018,255,670（※注①）	970,115,890（※注①）	977,419,394（※注①）	1,070,720,573（※注①）
決算額（千円）	976,561,682（※注①）	956,299,491（※注①）	983,965,290（※注①）	1,004,868,763（※注①）	1,018,426,041（※注①）
経常費用（千円）	983,294,458（※注①）	986,002,575（※注①）	1,024,979,669（※注①）	1,054,064,867（※注①）	1,051,544,704（※注①）
経常利益（千円）	13,610,531（※注①）	69,089,449（※注①）	104,267,516（※注①）	67,615,378（※注①）	12,659,133（※注①）
行政コスト（千円）	990,162,530（※注①）	992,065,689（※注①）	1,028,777,383（※注①）	1,059,244,784（※注①）	1,056,851,404（※注①）
従事人員数（人）	62,226（※注②）	62,581（※注②）	62,946（※注②）	62,555（※注②）	62,481（※注②）

注）①予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストについては、診療事業の項目（項目 1－1－1、1－1－2、1－1－3）ごとに算出することが困難であるため、診療事業の項目全体の額を記載。

②従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
（３）国の医療政策への貢献 機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、以下の取組を実施すること。 災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、国や地域との連携の強化により、災害対応時の役割の明確化や災害医療現場等で貢献できる人材の育成、厚生労働省のＤＭＡＴ事務局の体制強化など国の災害医療体制の維持・発	**（３）国の医療政策への貢献**	**（３）国の医療政策への貢献**			＜評定と根拠＞ 評定：Ｓ （自己評定Ｓの理由） ・　訪問看護については、１００％を下回ったものの、その他の定量的指標において、達成度が１００％以上であった。 ・　上記理由により、難易度が高い定量的指標について、一部達成度が１００％を下回ったものの、その他の達成度が１００％以上であり、定量的指標以外の目標についても特に良好な結果を得た。 ○　新型コロナウイルス感染症の流行初期から、厚生労働省参与としてのＤＭＡＴ事務局職員によるコロナ対応（クラスターが発生した施設での対応や都道府県庁の支援）、ＤＭＡＴ隊員養成研修等の研修方法（ｅラーニングやｗｅｂの導入）やカリキュラム（感染症対策の導入）の見直しを行うなど感染症対策に大きく貢献し、こうした取組が厚生労働省に評価された。 ＮＨＯにおいては、新興感染症に対応するため、令和４年４月に感染症の専門家の医師を採用し、研修プログラムの策定等の準備を進め、令和４年７月に本部ＤＭＡＴ事務局に新興感染症対策課を設置した。 ＮＨＯでは令和５年度末時点で、５５病院で７５８名のＤＭＡＴ隊員を有しており、災害発生時における迅速な対応を可能とする体制を維持した。 ○　日本の後発医薬品のシェアは諸外国と比べ低い状況にあり、政府目標は、「経済財政運営と改革の基本方針２０１５について」（平成２７年６月３０日閣議決定）で示された、平成２９年央に７０％以上とするとともに、平成３０年度から令和２年度末までのなるべく早い時期に８０％以上にするとされた。 さらに、「経済財政運営と改革の基本方針２０１７について」（平成２９年６月９日閣議決定）において、２０２０年（令和２年）９月までに、後発医薬品の使用割合を８０％とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討するとされており、この達成には、医師・薬剤師等の医療従事者側と患者側の理解を一層深め、後発医薬品使用促進対策を率先して、継続的に推進していく必要がある中で、ＮＨＯは平成２９年度から８０％を超える高い水準を維持している。令和５年度においては、後発医薬品の使用割合は９０．５％、達成度は１０６．４％となり、引き続き高い水準を維持した。	評定	Ｓ
						＜評定に至った理由＞ Ⅰ．主な目標の内容 独立行政法人国立病院機構法では、厚生労働大臣は、緊急の必要がある場合には、国立病院機構に対して、必要な業務の実施を求めることができ、国立病院機構はその要求に応じることとされている。 中期目標・中期計画では国立病院機構が、人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、医療を確実に提供することとされており、国の危機管理に際して求められる医療の提供が期待されている。 また、同法では、国の医療政策として国立病院機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することが目的とされている。 中期目標・中期計画では重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患等、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、我が国の中心的な役割を果たすこととされており、国の医療政策への貢献が期待されている。 (1)国の危機管理に際して求められる医療の提供 (2)セーフティネット分野の医療の確実な提供 (3)エイズへの取組推進 (4)重点課題に対応するモデル事業等の実施 さらに、年度計画において、定量的指標として、「訪問看護の延べ利用者数（再掲）」については、前年度より増加、「後発医薬品の使用割合」については、数量ベースで85%以上、「地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修」については、496件以上と設定している。		

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	展への貢献を含め、中核的な役割を果たす機関としての機能を充実・強化すること。また、発災時に必要な医療を確実に提供すること。 　重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成１５年法律第１１０号）に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれの					○　他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療、国の施策に対応した心神喪失者等医療観察法に基づく精神科医療、エイズ、新型インフルエンザ等の感染症等に対する医療、セーフティネット分野の在宅患者や医療依存度の高い重症心身障害児（者）及び強度行動障害児（者）等の他の医療機関では対応が困難な患者への医療を提供している。 　また、地域包括ケアシステムの構築において、地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、令和５年度においては２６病院で訪問診療を行い、７０病院が訪問看護等を実施した。また、訪問看護ステーションは１７病院であり、訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数は、７１，０９７人、達成度は９８．７％となった。 ○　数多くの病院が新型コロナ対応を行ったというＮＨＯの特性を生かし、令和５年度においては、ポストコロナも視野に入れた新興感染症に備えるとともに、地域の医療・福祉・介護関係者の感染症対策能力の向上に寄与するために地域の医療従事者向けの研修会などを開催し、前年度を上回る５３５件（外部受講者２４，８７０名）、達成度は１０７．９％となった。 ○　石川県能登半島地震においては、発災直後から、本部内にＮＨＯ災害対策本部を設置し、ＮＨＯ医療班による避難所支援活動、ＮＨＯ病院での被災患者の受入れ等を行うとともに、ＤＭＡＴとＤＰＡＴにＮＨＯ病院が参加した。 　また、厚生労働省からの要請に基づき、ＮＨＯ病院の看護師を被災地の医療機関に派遣する広域看護師派遣にも対応するなど、ＮＨＯのネットワークを最大限に生かすことで、医療班や医療従事者を継続的に派遣し、被災地において切れ目のない医療活動を実施した。 ○　訪問看護の利用者数については、前年度の利用者数を目標値としているところ、令和５年度の目標値は平成３０年度の利用者数（５８，６３５人）から大きく増加した令和４年度の利用者数（７２,００３人）を目標値としており、結果として目標値を超えなかったが、引き続き、高い水準で訪問看護を実施している。 ＜課題と対応＞ 　特になし。	評定 　なお、「事業継続計画（BCP）整備済病院数（災害拠点病院を除く）」については、令和2年度末までに全病院で整備した。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	あるセーフティネット分野の医療について、引き続き、我が国における中心的な役割を果たすこと。また、利用者の権利を守り、在宅医療支援を含めた医療・福祉サービスの充実を図ること。 エイズへの取組について、ブロック拠点病院においてＨＩＶ裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズ患者及びＨＩＶ感染者を含め、高齢化等個々の状態に応じて適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、	**①　国の危機管理に際して求められる医療の提供** 災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して、病院ネットワークを最大限活用し、災害医療現場等で貢献できる人材の育成を含め地域における中核的な役割を果たす機関としての機能を充実･強化する。 厚生労働省のＤＭＡＴ事務局の体制強化など国の災害医療体制の維持・発展に貢献するとともに、防災業務計画に基づき初動医療班や医療班の派遣体制及び災害拠点病院等における医療救護体制を充実し、発災時	**①　国の危機管理に際して求められる医療の提供** 災害発生時など国の危機管理に際して、各病院の状況に応じた業務継続計画を整備するとともに被災した状況を想定した訓練・研修を実施するなど危機管理機能を充実･強化し、必要な医療を確実に提供する。 厚生労働省のＤＭＡＴ事務局の体制強化及び新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成・訓練・研修の実施などにより、国の災害医療	＜評価の視点＞ ・　災害発生時など国の危機管理に際して、各病院の状況に応じた業務継続計画を整備しているか。 ・　被災した状況を想定した訓練・研修を実施するなど危機管理機能を充実・強化し、必要な医療を確実に提供しているか。 ＜定量的指標＞ ・　事業継続計画（ＢＣＰ）整備済病院数	**①　国の危機管理に際して求められる医療の提供** １．ＮＨＯ防災業務計画に基づく災害への対応 （１）ＮＨＯ防災業務計画に基づく体制の整備 ＮＨＯは災害対策基本法における指定公共機関であり、ＮＨＯの医療救護活動の実施に関する事項を定め、円滑かつ適切な医療救護活動に資するため、「国立病院機構防災業務計画」及び「国立病院機構防災業務計画本部業務実施要領」を作成している。 令和５年度末現在では、「国立病院機構防災業務計画」に基づき、災害医療の拠点となるＮＨＯ基幹災害拠点病院、及び被災者の受入・搬出等を中心的に実施するＮＨＯ災害拠点病院について、３８病院体制とした。 また、全病院に設置している医療班に加え、災害急性期に情報収集をしつつ避難所等の医療救護活動を開始する「初動医療班」を、基幹災害拠点病院に各２班、災害拠点病院に各１班設置し、全体で４９班を確保し維持した。 「国立病院機構防災業務計画」については、これまでも東日本大震災等での経験を踏まえ基幹災害拠点病院及び災害拠点病院に初動医療班を配置するなど、より効果的・効率的な災害対応体制を確立するため所要の見直しを行っており、令和元年度においては、国の災害拠点病院の指定要件に準じて、全病院が災害時の燃料や飲料水等の備蓄量、優先供給協定の締結や事業継続計画を整備することを規定し、令和２年度においては、南海トラフ地震に備え、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時の連絡体制等の対応を推進計画として規定した。 【ＢＣＰ策定状況】 令和２年度末までに全病院で整備した。 （２）能登半島地震への対応 令和６年１月１日に発生した石川県能登半島地震においては、発災直後から、本部内にＮＨＯ災害対策本部を設置し、被害状況の情報収集等を開始した。２日には、現地対策本部を金沢医療センター内に設置することを決定し、３日中に本部職員を現地に派遣した。 ４日からは、金沢医療センター内に現地災害対策本部を設置した。 ５日からは、穴水町や七尾市でＮＨＯ医療班による避難所支援活動を開始した。 ７日からは、被害の大きかった輪島市にもＮＨＯ医療斑を派遣し、同市の避難所支援の中心的な役割を担い、ＤＭＡＴ、自衛隊等、他の機関と連携しながら活動した（延べ活動日数：２１４班日※）。 金沢医療センターにおいては、発災直後より、被災した医療機関の透析患者や介護老人保健施設等の入所者（寝たきり状態など）などの転院受入れ体制を整え、積極的に受入れを行った。１０日からは、受入れ体制をさらに拡大すべく休棟病棟（４２床）を開棟して、これに対応するために、全国のＮＨＯ病院から医師及び看護師を派遣した。 （延べ入院患者数：４，６９５人日）（延べ派遣人数：８５２人日）。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。 令和２年度末までに全病院で整備したことから、目標を達成している。	評定 Ⅱ．目標と実績の比較 指標　達成度 訪問看護の延べ利用者数　98.8% 後発医薬品の使用割合　106.4% 地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修　107.9% なお、「BCP整備済病院数」は、令和2年度末までに全病院で整備を完了している。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	引き続き取組を進めること。 新型コロナウイルス感染症への取組について、引き続き、都道府県と連携し、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供するよう体制の整備を図ること。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、病院ネットワークを活用し、地域の医療機関や介護・障害福祉分野等の関係者を対象として、地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修を実施することにより、地域における感染防止対策を講ずること。	に必要な医療を確実に提供する。 　また、国立病院機構のネットワークを活用し、重症心身障害児（者）等の患者の特性を踏まえた災害時の広域搬送等に係る検討を進める。 　特に、新型コロナウイルス感染症への取組について、引き続き、都道府県と連携し、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供するよう機構全体の感染症対応能力の向上を図るとともに、機構病院の新型コロナウイルス感染症対応で得られた経験や国内外の様々な知見を踏まえ、地域の医	体制の維持・発展に貢献する。 　防災業務計画に基づき、初動医療班や医療班の派遣体制及び災害拠点病院等における医療救護体制の充実を図るとともに、必要な研修を実施する。 　新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症対策については、「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」等に基づき、適切に対応が行えるように必要な体制の確保に努める。 　また、国立病院機構	＜評価の視点＞ ・　厚生労働省のＤＭＡＴ事務局の体制強化及び新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成・訓練・研修の実施などにより、国の災害医療体制の維持・発展に貢献しているか。	また、国の災害救助活動にも積極的に対応しており、２日からＤＭＡＴ（延べ活動日数：５０８チーム日※）に、５日からＤＰＡＴ（延べ活動日数：４２チーム日）にＮＨＯ病院が参加を開始した。 　１２日からは、厚生労働省からの要請に基づき、ＮＨＯ病院の看護師を被災地の医療機関に派遣する広域看護師派遣に対応した（延べ派遣人数：２２４人日）。 　このように、ＮＨＯのネットワークを最大限に生かすことで、医療班や医療従事者を継続的に派遣し、被災地において切れ目のない医療活動を実施した。 　※医療班の構成は５名１組、ＤＭＡＴは４名１組が基本となっている。 **２．厚生労働省のＤＭＡＴ体制への貢献** （１）ＮＨＯにおけるＤＭＡＴ体制の役割 　大規模災害時に全国から参集するＤＭＡＴ活動を指揮するため、平成２２年４月に厚生労働省のＤＭＡＴ事務局が災害医療センターに設置された。さらに首都直下地震の発生を想定し災害医療センターのＤＭＡＴ事務局機能の補完を目的として、平成２５年１０月に大阪医療センターにもＤＭＡＴ事務局が設置され、全国のＤＭＡＴ活動を指揮する役割をＮＨＯの２病院が担ってきたところ、また、「経済財政運営と改革の基本方針２０１８」（平成３０年６月１５日閣議決定）において、「災害派遣医療チームの司令塔機能の強化等を進める」こととされ、厚生労働省に設置された「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」において「ＤＭＡＴ事務局が病院内の一部門となっている現状を改める」、「大規模災害時に備え、ＤＭＡＴ事務局の人員増強を行う」ことが挙げられている。厚生労働省からの要請を受け、これまで災害医療センターと大阪医療センターがそれぞれ受託していた厚生労働省ＤＭＡＴ事務局業務を実施するため令和２年４月より本部の一組織として「国立病院機構本部ＤＭＡＴ事務局」を新設し、人員増強を行うなどの体制強化を図った。 新型コロナ対応の経緯も踏まえ、新興感染症に対応するため、令和４年４月に感染症の専門家の医師を採用し、研修プログラムの策定等の準備を進め、令和４年７月に本部ＤＭＡＴ事務局に新興感染症対策課を設置した。ＮＨＯでは令和５年度末時点で、５５病院で７５８名のＤＭＡＴ隊員を有しており、災害発生時における迅速な対応を可能とする体制を維持した。	年度計画の目標を達成した。	評定 Ⅲ. その他考慮すべき要素 (1)国の危機管理に際して求められる医療の提供について 　石川県能登半島地震においては、発災直後から災害対策本部の設置、及び医療班による避難所支援活動(延べ活動日数:214班日)、被災患者の受入れ等(延べ入院患者数:4,695人日)を行うとともに、DMAT(延べ活動日数:508チーム日)とDPAT(延べ活動日数:42チーム日)に参加し、又厚生労働省からの要請に基づき、広域看護師派遣(延べ派遣人数:224人日)に対応するなど、国立病院機構のネットワークを最大限に活用し、被災地において切れ目のない医療活動を実施したことを高く評価する。 　また、新型コロナ対応の経験を生かし、ポストコロナも視野に入れた新興感染症への備えとして、病院と本部の保有資金から拠出する資金を財源とする基盤強化推進基金(約1,000億円)を創設し、当該基金を活用

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	このほか、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組を積極的に実施するなど国の医療政策に貢献すること。	療機関や介護・障害福祉分野等の関係者を対象とした感染症対応にかかる研修を実施することにより、地域における感染拡大防止対策の強化に貢献する。	のネットワークを活用し、重症心身障害児（者）等の患者の特性を踏まえた災害時の広域搬送等に係る検討を進める。 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症対策については、「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」等に基づき、国、都道府県等と相互に連携を図りながら、各病院のそれぞれの機能等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対応するための病床を設ける等必要な		（２）ＤＭＡＴ隊員等の養成・研修 ＤＭＡＴ事務局では、厚生労働省から委託を受けた災害及び新興感染症に対する平時の対応として、以下の研修を実施した。 【日本ＤＭＡＴ隊員養成研修】 ・　日本国内におけるＤＭＡＴ隊員を増加させ、災害時の医療体制の強化を目的とした研修を１５回実施し、都道府県から推薦された４５７病院８６９名が参加した。 【統括ＤＭＡＴ研修】 ・　参集したＤＭＡＴを組織化し、指揮・命令を行うとともに、災害対策本部等関係機関等との調整などを速やかに行う者を養成することを目的とした研修を１回実施し、４４都道府県から１２４名（うち２名は本部ＤＭＡＴ事務局員、１名は厚生労働省職員）が参加した。 【日本ＤＭＡＴ隊員技能維持研修】 ・　ＤＭＡＴ隊員として登録されている者を対象に、隊員としての知識・技術の確認・ブラッシュアップすることを目的とした研修を地方ブロックにおいて計２７回実施し、北海道ブロックで２２６名、東北ブロックで５３８名、関東ブロックで１０５９名、中部ブロックで８３２名、近畿ブロックで６７０名、中国・四国ブロックで８８４名、九州・沖縄ブロックで６５５名の計４，８６４名が参加した。 【日本ＤＭＡＴロジスティックチーム隊員養成研修】 ・　災害時に主に本部での指揮支援や情報収集等のロジスティックスを専門とした活動を行う者を養成することを目的とした研修を１回実施し、４０都道府県から１４０名参加した。 【新興感染症クラスター対応研修】 ・　新興感染症感染拡大化における本部活動、クラスター支援、入院待機救護所の設営運営を中心にシミュレーションや事例紹介を実施することにより、全国のＤＭＡＴ登録者が新型コロナウイルス感染症対応を通して得た知見を共有し、今後の新興感染症対応に応用することを目的とした研修を１回実施し、都道府県から推薦された３６病院３６名が参加した。 （３）災害発生時の対応状況 ＤＭＡＴ事務局では、次の事案について、被害状況の情報収集、被災都道府県（統括ＤＭＡＴ登録者）との連絡調整及び支援等を実施した。 ・令和５年５月　５日　　石川県能登地方の地震（石川県）		評定 して感染症対応にかかる機能強化を含めた医療機能の強靭化に向けた取組（感染症対応対策・災害対応対策の建物整備等）を進めていることを評価する。 (2)セーフティネット分野の医療の確実な提供について 重症心身障害や筋ジストロフィー、結核などの政策医療に着実に取り組んでおり、特に筋ジストロフィーにおいては、全国シェアの93.7%を占めるなど、セーフティネット分野の医療の確実な提供のために重要な役割を果たしている。 精神科医療についても、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下、「心神喪失者等医療観察法」という。）に基づく指定入院医療機関について、国立病院機構が全国の病床数の約5割を占め、心神喪失者等医療観察法関連職種研修会の実施や、心神喪失者等医療観察法医療水準向上等事業への

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			体制の構築を進め、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供する。 また、機構内職員のみならず、地域の医療機関や介護・障害福祉分野等の関係者に対して、これまでの新型コロナウイルス感染症対応で得られた経験や国内外の様々な知見を踏まえ、感染症対応にかかる研修を実施する。		・令和５年７月１０日　　福岡県・大分県大雨特別警報（福岡県、大分県） ・令和５年７月１５日　　秋田県豪雨災害（秋田県） 　対応期間：令和５年７月１５日～令和５年７月１７日 　事務局からの派遣延べ人数：６人日 ・令和６年１月　１日　　石川県能登半島地震（石川県） 　対応期間：令和６年１月２日～令和６年３月３１日（４月以降も継続中） 　事務局からの派遣延べ人数：８２７人日 令和６年１月１日に発生した石川県能登半島地震においては、発災直後からＤＭＡＴ事務局員が立川ＤＭＡＴ事務局（災害医療センター内）に参集するとともに、大阪ＤＭＡＴ事務局（大阪医療センター内）に対策本部を設置し、石川県との連絡調整や被害状況の情報収集等を開始した。 また、翌日には、４名のＤＭＡＴ事務局員を石川県庁に派遣し、現地での支援等に当たらせ、その後、順次、派遣を拡大し、輪島、珠洲等へ展開するなど、３月末までに延べ８２７人のＤＭＡＴ事務局員を派遣し、現地のＤＭＡＴ本部等の支援等を実施した。 （４）ＤＭＡＴ事務局の国外活動 ○　対パレスチナ支援 ・　イスラエルのガザへの攻撃、及びガザ国境の封鎖により多数のパレスチナ難民がガザ南部に避難し、また多くの死傷者が発生し、複数の国際医療チームがエジプトを経由してガザに入る支援が行われた。 ＷＨＯから国際医療チームの調整支援の要請があり、またＪＩＣＡが対パレスチナ支援検討のための調査団を編成し、その一員として、ＤＭＡＴ事務局員１名がエジプト、カイロに派遣された。そこで、日本のＤＭＡＴで行う本部調整活動、ならびに情報処理の手法が使用され、ガザ内で活動する医療チームの情報を集約し、ガザ保健省、エジプト保健省、ＷＨＯに報告する支援を行った。 ○　モルドバ支援 ・　令和４年、ロシアのウクライナ侵攻により、難民支援が必要とされ、国際医療チームがモルドバに派遣され、支援活動が行われた。ＷＨＯからは国際医療チームの調整支援が要請され、ＤＭＡＴ事務局から１名がＪＩＣＡ調査団として派遣された。 また、モルドバ保健省からは、日本の災害医療体制、特にＤＭＡＴの導入を希望する要望があり、これを受けてＪＩＣＡ人間開発部が支援事業を実施した。具体的には、モルドバ関係者を日本に招聘し、令和５年１１月６日から１３日までの期間にＤＭＡＴ導入の研修・訓練見学を実施し、さらに令和６年２月２５日から２９日までの期間にはインストラクター養成の研修をＤＭＡＴ事務局員６名で候補者に提供した。 令和６年度もモルドバにおける災害医療チーム構築の支援を継続して行っていく。		評定 参加など、我が国の精神科医療の向上に継続して大きく貢献していることを評価する。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　防災業務計画に基づき初動医療班や医療班の派遣体制及び災害拠点病院等における医療救護体制の充実を図るとともに必要な研修を実施しているか。	○　ウクライナ支援 ・　ＪＩＣＡの人間開発部の事業において、ウクライナにおける救急・災害医療の支援が令和５年より開始された。そのために、ウクライナ保健省、救急災害対応局、そしてＷＨＯウクライナオフィスから１１名が招聘され、日本の災害・救急医療の現状を見学・視察した。ＤＭＡＴ事務局員は、ウクライナ側の視察希望を事前にミーティングで受け取り、見学施設などの調整を行い、日本の災害・救急医療の知見を共有した。 令和６年度以降、ウクライナ側はＤＭＡＴの構築や、ウクライナ内の災害医療情報システムの構築、災害時の精神科対応などの知見共有を希望しており、ＪＩＣＡ人間開発部からの依頼を受け、継続的にウクライナへの災害医療体制構築の支援を行っていく。 ３．災害研修の実施・総合防災訓練への対応 （１）災害研修の実施 大規模災害発生時の傷病者受入等多種多様な状況に適切に対応できる知識・技術の習得及び災害時の医療救護活動として、被災地に派遣する初動医療班・医療班の業務上必要な知識・技術の向上を図り、災害時対応能力の充実を図る災害医療従事者研修及び初動医療班・医療班研修（ＮＨＯ本部主催）について、令和５年度においては、１３病院６６名が参加した。 （２）総合防災訓練等への対応 令和５年度においても引き続き、内閣府が主催する政府の総合防災訓練（広域医療搬送実働訓練）へ職員を派遣した。 ＮＨＯの病院においても、自院又は自治体等が開催する災害対応訓練に８２病院で参加した。 ４．災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）訓練等への参加 厚生労働省が平成２６年度に策定した「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領」に定めるＤＰＡＴを有する病院として、令和５年度末では２２病院１６７名の隊員を有している。令和５年度には、琉球病院外５病院から医師・看護師・精神保健福祉士がＤＰＡＴ訓練等に引き続き参加し、各都道府県の担当職員とともに、大規模演習を通じて、大規模災害時における心のケア向上に係る意識と知識の向上に努めた。 ５．新型インフルエンザ等対策に関する業務計画に基づく訓練 ＮＨＯは新型インフルエンザ等対策特別措置法における指定公共機関であり、新型インフルエンザ等発生時に地方公共団体等と相互に連携協力し、円滑かつ適切な医療活動に資するよう「国立病院機構新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」（平成２６年度１月１７日施行）及び「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画に係る機構対策本部業務実施要領」（平成３０年１月１日施行）を作成している。	年度計画の目標を達成した。	評定 Ⅳ. 評価 「後発医薬品の採用率」については、国立病院機構は平成29年度から80%を超える高い水準を維持している。令和5年度においては、後発医薬品の使用割合は90.5%と引き続き高い水準を維持していることを高く評価する。 「地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修」については、535件で達成度107.9%と上回っており、これは、数多くの病院がコロナ対応を行っているという国立病院機構の特性を生かし、ポストコロナも視野に入れた新興感染症に備えるとともに、地域の医療・福祉・介護関係者の感染症対策能力の向上に寄与するために地域の医療従事者向けの研修会、近隣の障害者施設や高齢者施設への出張講座を開催するなどしたことによるものであり、高く評価する。 定量的指標は目標の水準を満たし、難易度が高いことも考慮すると高い実績をあげていることから、「A」と評価するところ、厚生労働省所管

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　国立病院機構のネットワークを活用し、重症心身障害児（者）等の患者の特性を踏まえた災害時の広域搬送等に係る検討を進めているか。	各病院においては、引き続き新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を確保するため、診療継続計画を作成しているほか、自院において、新型インフルエンザ等が発生した際の医療体制を確認するため、令和５年度には、９病院で訓練を実施した。 ６．国民保護業務計画に基づく訓練 ＮＨＯは国民保護法における指定公共機関であり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の円滑かつ適切な実施に資するよう、「国立病院機構国民保護業務計画」（平成１８年３月）及び「国民保護業務計画に係る機構対策本部等業務実施要領」（平成３０年４月１日施行）を作成している。 ７．重症心身障害児（者）等の患者に関する災害時の広域搬送等に係る検討 セーフティネット分野の医療を提供している病院に対して、事業継続計画を作成するに当たって、令和元年度は重症心身障害児（者）等の患者に関する災害時の広域搬送など課題となった事項及び解決策等を聞き取り、検証を行った。今後、各病院にフィードバックすることとしている。	年度計画の目標を達成した。	評定 法人の公的病院の先頭に立って、Ⅲ.その他考慮すべき要素(1)のとおり、国の災害対応に関する様々な要請に応え続けた貢献は定量的に評価できる以上の高い実績かつ重要なことであることから、評定を「S」とした。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症対策については、適切に対応が行えるように必要な体制の確保を行っているか。 ・　新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症対策については、「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」等に基づき、国、都道府県等と相互に連携を図りながら、各病院のそれぞれの機能等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対応するための病床を設ける等必要な体制の構築を進め、地	8．新興感染症等への対応（再掲） （１）背景 令和２年からの新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、平時から国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和４年１２月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し令和６年４月から施行されるとともに、都道府県が策定する医療計画に新たに６事業目として「新興感染症発生・まん延時における医療」が令和６年度から追加された。 これにより、都道府県はＮＨＯを含む公的医療機関等に対して、感染症発生・まん延時における医療の提供に関し、①病床確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供、④後方支援、⑤医療人材の派遣のうち、あらかじめ当該医療機関において講ずべき措置を義務付けるとともに、都道府県と医療機関との間で医療措置協定を締結することにより、平時から新興感染症等の発生・まん延に備える医療提供体制の整備を進めている。この協定締結作業について、国は令和６年９月までの完了を目指すとしている。 （２）ＮＨＯの対応 ＮＨＯは、今後の新興感染症等の対応についても、公的医療機関等としての役割を確実に果たすため、各病院が地域において果たしている役割や医療機能等を踏まえ、可能な範囲で積極的に対応することを基本方針とし、令和５年６月に本部から各病院に通知した。 現在、都道府県からの協議の求めに応じて各病院が上記方針のもと協議を進めており、順次協定を締結している。 （３）感染症にかかる機能強化 令和４年１２月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正が成立し、令和６年４月施行となり、当機構を含む公的医療機関に対して医療提供の義務が課された。 このため、同法に基づく使命を果たせるよう、病院と本部の保有資金から拠出する資金を財源とする基盤強化推進基金（約１，０００億円）を創設し、当該基金を活用して感染症対応にかかる機能強化を含めた医療機能の強靭化に向けた取組（感染症対応対策・災害対応対策の建物整備等）を進めることとしている。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定 ＜独立行政法人評価に関する有識者からの意見＞ ・後発医薬品の利用促進において、数量ベースで90.5%の実績はかなり高い数値であり、評価できる。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供しているか。 ＜評価の視点＞ ・機構内職員のみならず、地域の医療機関や介護・障害福祉分野等の関係者に対して、これまでの新型コロナウイルス感染症対応で得られた経験や国内外の様々な知見を踏まえ、感染症対応にかかる研修を実施しているか。 ＜定量的指標＞ ・　地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修	９．感染症対応にかかる研修のＮＨＯの枠を越えた実施 （１）新型コロナウイルス感染症等にかかる研修会等（一部再掲） 　数多くの病院が新型コロナ対応を行ったというＮＨＯの特性を生かし、令和５年度においては、ポストコロナも視野に入れた新興感染症に備えるとともに、地域の医療・福祉・介護関係者の感染症対策能力の向上に寄与するために地域の医療従事者向けの研修会などについて、前年度を上回る５３５件（外部受講者２４，８７０名）開催した。 （２）ポストコロナの感染症対策に係る具体的な取組事例 【病院実施分】 ・大阪医療センター ＜５類移行後のコロナとどう向き合うのか（セミナー）＞ 　新型コロナの現状、重症化を防ぐワクチンや治療薬、新型コロナで得られた教訓をどう生かせるかなどをテーマに令和５年７月１９日から１０月１７日までオンデマンド配信を行い、約２，９００名の参加があった。 ＜感染症に強い社会をつくるために（セミナー）」＞ 　新型コロナを踏まえ、今後の新興感染症のパンデミックに備えることをテーマに令和６年１月１０日から３月３１日までオンデマンド配信を行い、約２，９００名の参加があった。 ・下志津病院 ＜新型コロナウイルス感染症５類移行にあたるオンライン相談会」＞ 　地域の病院や診療所に対して、新型コロナ５類移行後の患者対応などに関する質疑応答を行う相談会を令和５年５月３０日に開催し、外部機関の医療従事者１６名の参加があった。 ＜新興感染症等発生想定訓練（研修）＞ 　マスクのフィッティングテストや患者のゾーニングなど、地域の病院と合同で、令和６年２月２９日に研修を実施し、外部機関の医療従事者１０名の参加があった。 【本部実施分】 ＜ＷＨＯ衛生多角化戦略に基づく手指衛生指導者育成セミナー＞ 　病院全体の感染管理プログラムを立案する立場の職員を対象に、今後想定される新興感染症対策の徹底を目的としたセミナーを、事前課題や講義・グループワークなどを通して令和６年２月９日に実施し、６０名（うち外部機関の医療従事者１５名）が参加した。 ＜ＮＨＯの各病院の新型コロナ関連の研修の取組等を掲載した「ＣＯＶＩＤ－１９研修特設ウェブサイト」の運用＞ 　特設ウェブサイトにおいて、医療従事者や地域住民の感染対策等に役立つよう、ＣＯＶＩＤ－１９対応を踏まえた、新興感染症も視野に入れたＮＨＯ各病院の感染症対策への取組や、「５類移行後の新型コロナウイルス感染症の現状と対策」などポストコロナの感染	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					症対策に係る研修動画等の公開を実施し、令和５年度においては２８件の記事を掲載した。 ＜重症心身障害（児）グループ院内感染担当者部会において作成した「重症心身障害」（者）病棟における感染対策の手引き」の発信＞ 重症心身障害児（者）病棟の患者の感染対策を推進するため、重症心身障害児（者）病棟を有するＮＨＯの７５施設を対象に実態調査を実施、作成した手引書を、ＮＨＯ内外２１２施設へ送付することで、知見等を共有した。 ＜ポストコロナを視野に入れた感染症にかかる研修（職種ごとに開催）＞ 新型コロナに対するこれまでの取組により培った経験や知識に基づき、本部において職種ごとにポストコロナの感染症対策に係る研修を開催した。 （外部受講者数）		評定

	３年度	４年度	５年度
臨床検査技師	４１名	３３０名	３６５名
放射線技師	９７名	１８８名	１７２名
栄養士	１９名	５９６名	－名
リハビリテーション	７名	－	－名
臨床工学技士	－	３名	５名
保育士等	－	－	１４１名

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		② セーフティネット分野の医療の確実な提供 重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療について、在宅支援の視点を持ちつつ高い専門性を活かし、我が国における中心的な役割を果たす。 特に、以下については、積極的な取組を進める。 ・ 障害者総合支援	**② セーフティネット分野の医療の確実な提供** 重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療について、在宅支援の視点を持ちつつ高い専門性を活かし、着実に実施する。 特に、以下については、積極的な取組を進める。 ・ 障害者総合支援法に基づ	＜評価の視点＞ ・ 障害者総合支援法に基づく療養介護を始めとする障害福祉サービスの更なる充実を図っているか。	**② セーフティネット分野の医療の確実な提供** １．重症心身障害児（者）、神経・筋疾患患者への対応 （１）療養介助職の充実による介護サービス提供体制の強化 ＮＨＯの療養介護サービスを提供する病棟において、医療だけでなく介護の視点からもより質の高い患者サービスを実施するため、令和５年度においては、重症心身障害・筋ジストロフィーを主とする療養介護病棟等で療養介助職１，３２９名を定数配置し、長期療養患者のＱＯＬの基本である入浴、食事、排泄等の日常生活のケアに係る介護サービスの提供体制を引き続き確保した。 また、療養介護サービスを提供する上では障害者への虐待の防止が重要であることから、必要な知識を得るとともに、自らの言動や行動を振り返りつつ自施設で取り組むべき課題を明らかにするグループワークを行い、病院間での取組事例を共有することでＮＨＯ全体としての障害者虐待防止に係る意識向上を図ることを目的とした「障害者虐待防止対策セミナー」を令和５年度も引き続き実施し、５６病院から５６名が参加した。 【療養介助職定数（常勤）】 令和４年度　７５病院　１，３１９名 → 令和５年度　７６病院　１，３２９名 （２）多職種協働による長期療養患者のＱＯＬ向上のための具体的取組（再掲） 長期療養患者のＱＯＬ向上のため、単調になりがちな長期療養生活の良いアクセントとなるよう、各病院において、七夕祭り、クリスマス会などの季節的行事に加え、院内コンサート、遠足、誕生会等の開催に令和５年度も引き続き取り組んだ。 また、長期療養に伴い患者・家族に生じる社会的、心理的、経済的問題等の解決に早期に対応し安心して医療が受けられるようにするとともに、退院後の在宅ケア、社会復帰が円滑に行えるよう関係機関と連携し必要な援助を行っていくため、ＭＳＷを重症心身障害病床・筋ジストロフィー病床を有している８３病院に２８７名を配置した。 さらに、８９病院ではボランティアの受入れを行っており、重症心身障害児（者）等の日常生活援助や遊び相手等、病院職員とともに長期療養患者のＱＯＬ向上に引き続き貢献していただいた。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		法に基づく療養介護サービスの更なる充実 ・　医療依存度の高い重症心身障害児（者）や強度行動障害児（者）等、他の医療機関では受入れの難しい障害者の受入れ ・　神経・筋難病に係る長期の入院療養等の提供及び相談支援の拠点としての機能の向上など、他の設置主体では対応困難な難病患者への医療の提供 ・　精神科	く療養介護を始めとする障害福祉サービスの更なる充実 ・　医療依存度の高い重症心身障害児（者）や強度行動障害児（者）等、他の医療機関では受入れの難しい障害者の受入れ ・　神経・筋難病に係る長期の入院療養等の提供及び相談支援の拠点としての機能の向上など、他の設置主体では対応困難な難病患者への医療の	＜評価の視点＞ ・　医療依存度の高い重症心身障害児（者）や強度行動障害児（者）等、他の医療機関では受入れの難しい障害者の受入れを行っているか。	（３）重症心身障害児（者）等の在宅療養支援 ①通所事業の実施（再掲） 重症心身障害児（者）等の在宅療養を支援するため、通所事業を引き続き実施した。令和５年度においては、障害者総合支援法における生活介護（１８歳以上対象）を３３病院で実施した。また、児童福祉法における放課後等デイサービス（就学児対象）を２９病院、児童発達支援（１８歳未満対象）を３４病院で実施した。 令和４年度　　令和５年度 ・生活介護　３５病院　→　３３病院 ・放課後等デイサービス　２９病院　→　２９病院 ・児童発達支援　３５病院　→　３４病院 ②在宅療養支援の取組（再掲） 入院治療が必要な難病患者が適時に入院できる体制及び在宅療養提供体制を整備するために都道府県が実施している難病医療提供体制事業について、３４病院が難病診療連携拠点病院又は難病診療分野別拠点病院６０病院が難病医療協力病院の役割を担うなど、地域の在宅支援ネットワークへの協力を令和５年度も引き続き行った。 また、在宅の重症心身障害児（者）等の居宅支援として、家族の病気、保護者の休養などの理由で、短期間入所できる短期入所事業を７８病院で行い、地域の在宅支援ネットワークへの協力を行った。 （４）訪問診療・訪問看護の取組（再掲） 各病院の診療機能と地域の医療ニーズに応じて在宅療養患者に対して２６病院が訪問診療を行い、７０病院が訪問看護等を令和５年度も引き続き行った。 【訪問看護の延べ利用者数】 令和４年度　７２，００３人　→　令和５年度　７１，０９７人 （５）重症心身障害児（者）病棟等におけるＮＩＣＵの後方支援病床としての機能強化 医療技術の向上や環境の改善とともに重症児の救命率も上昇し、その結果人工呼吸器等高度な医療的ケアを長期に必要とする児も増えている状況の中で、重症心身障害児（者）病棟等を有する病院のうち２９病院（※）において、地域のＮＩＣＵを有する病院と連携し、ＮＩＣＵの後方支援病床としての機能強化を引き続き図っており、在宅に復帰することが困難な患者を受け入れるなどして、令和５年度中に延べ４７，８９７人の患者の受入れを行った。 ※ＮＩＣＵを自院に設置している病院は集計から除外している。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		疾患患者の地域生活への移行促進 ・　難治性精神疾患、児童・思春期精神疾患、老年期精神障害等への対応 ・　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献 ・　多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応	提供 ・ 精神科疾患患者の地域生活への移行促進 ・　難治性精神疾患、児童・思春期精神疾患、老年期精神障害、依存症等への対応 ・　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献 ・　多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応		（６）強度行動障害医療研修の実施（再掲） 強度行動障害とは、「直接的他害（噛みつき、頭つきなど）や間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持例えば場所・プログラム・人へのこだわり、多動、うなり、飛び出し、器物破損など）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇困難な者をいい、行動的に定義される群である」とされている。 入所施設で支える仕組みから地域生活を支える仕組みへと変化している中で、医師だけでなく、看護師・児童指導員・心理療法士など患者の２４時間の生活に接する多職種で行うチーム医療で治療等を行う必要性がある。 強度行動障害に対する行動療法や行動分析、医療安全の実施、障害児（者）の地域移行について学ぶことに加え、行動分析の仕方と目標行動の設定の仕方について、具体的な事例をもとにしたグループワークを展開することを目的とした研修を、令和５年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、４３病院から８３名が参加した。 当該研修を通じて強度行動障害医療の専門性をさらに高め、ＮＨＯ内での治療内容（技法・プログラム）の均てん化を目指しており、強度行動障害を専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。 参加職種：医師２名、理学療法士・作業療法士１０名、心理療法士１名、看護師４０名、児童指導員１０名、保育士１２名、療養介助員等７名、言語聴覚士１名 （７）長期療養患者のＱＯＬを維持・向上させるための人工呼吸器の標準化（再掲） 人工呼吸器の機種の標準化については、各病院においてリスク管理等を考慮した上で適切な機種を選定するための基本７要件を定め、平成２４年７月に各病院に通知しており、令和５年度末においては、人工呼吸器を装着している長期療養患者の中で基本７要件を全て満たす人工呼吸器を装着している患者は３，５８７人中、３，３７７人であり、９４．１％の割合であった。 【基本７要件を全て満たす人工呼吸器を装着している患者の割合】 令和４年度　９５．４％　→　令和５年度　９４．１％ （８）障害福祉サービス等に係る相談支援事業の実施 障害者総合支援法等において、市区町村は、平成２７年度以降、障害福祉サービス等の利用申請があった全ての事例に対して、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出を求めるものとされている。令和５年度においても、当該計画案の作成を推進するために、厚生労働省からの要請を受け、市区町村から依頼のあった１９病院において特定相談支援事業所を設置し、サービス等利用計画についての相談及び作成等適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を引き続き行った。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　神経・筋難病に係る長期の入院療養等の提供及び相談支援の拠点としての機能の向上など、他の設置主体では対応困難な難病患者への医療の提供を行っているか。	（９）障害者虐待防止対策セミナーの実施（再掲） 障害者虐待防止法を踏まえて、虐待とされる事案を未然に防ぐために、有識者の講演だけでなく、職員自らが障害者目線となったロールプレイを通じて、自らの言動や行動を振り返り、自施設で取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした研修を、令和５年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、５６病院から５６名が参加した。 参加職種：看護師２８名、児童指導員９名、保育士８名、療養介助員等１１名 （１０）重症難病患者の在宅療養支援等の取組 地方自治体等からの委託を受け、重症難病患者の在宅療養を支援するため、在宅療養を希望する重症難病患者・家族及び医療機関からの相談対応を行う難病医療連絡協議会事務局を令和５年度も引き続き設置している。また、療養上の悩みや不安、就労の継続や再就職等に関する相談を受け付ける相談員が配置された難病相談支援センター１７病院に、令和５年度も引き続き設置している。 また、特定疾患治療研究事業対象疾患入院患者（指定難病入院患者含む）延べ１，５７５，８３１人、小児慢性特定疾患治療研究事業対象疾患入院患者延べ７７，３０８人を受け入れており、他の医療機関では対応が困難な患者の受入れに令和５年度も引き続き、積極的に取り組んだ。 （１１）障害福祉サービス提供体制のあるべき姿についての検討 将来的な人口動態や社会情勢等を見据えた障害福祉サービスのあるべき姿の構築を目指して、令和元年１１月、本部に「障害福祉サービス対応チーム」を設置し、①ＮＨＯ内外への周知・浸透・定着、②在宅療養患者への対応、③医療、生活支援の質の向上、④障害福祉サービス情報のデータベース化などについて議論を行い、引き続き短期入所、通所事業、訪問診療、訪問看護、就労支援の充実などについて検討していくこととしている。 （１２）『重症心身障害児（者）病棟における感染対策の手引き』の作成について（一部再掲） ＮＨＯにおける重症心身障害児（者）病棟では、 新型コロナ流行以前からインフルエンザやノロウイルス感染症などの感染症アウトブレイクに苦しんできた経緯があるが、重症心身障害児（者）施設の感染対策に関するガイドラインや指針は乏しく、試行錯誤しながら対策を講じていたところ。 先般の新型コロナ対応により、重症心身障害児（者）施設でも多くのクラスターが発生していたところであり、重症心身障害児（者）施設では、人工呼吸器などの高度な医療ケアが必要な患者が増加し、高齢化も進行も伴い、近年では重症心身障害児（者）病棟における感染対策の需要はますます高まっていた。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					重症心身障害児（者）病棟の患者の生命および成長・発達に深刻な影響を事前に防ぎ、 このような病棟において感染対策を推進するため、 令和４年度に『重症心身障害児（者）病棟における感染対策の手引き』作成の検討を開始した。令和５年度には重症心身障害児（者）病棟を有するＮＨＯの７５施設を対象に実態調査を行い、その結果を基に各著者がこれまでの経験を結集した推奨事項を記載し、重症心身障害児（者）病棟を有するＮＨＯや重症心身障害児（者）の受け入れを行っている機構外の病院や福祉施設、合計２１２施設へ令和６年３月に送付し、知見等を共有した。		評定
				＜評価の視点＞ ・　精神科疾患患者の地域生活への移行促進を行っているか。難治性精神疾患、児童・思春期精神疾患、老年期精神障害依存症等への対応を行っているか。	２．心神喪失者等医療観察法に基づく医療の実施と精神科医療への対応 （１）精神科疾患患者の地域生活への移行促進 平成３０年６月、社会保障審議会障害者部会より、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があると示された。 ＮＨＯにおいても、第三期中期計画期間から精神科疾患患者の地域生活への移行促進への取組を積極的に推進しており、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいる。 具体的な取組事例として、下総精神医療センターでは、精神障害者に対する訪問診療や訪問看護を実施するとともに、社会福祉法人が行う共同生活援助、就労移行支援事業、就労継続支援事業Ｂ型などと連携し、病状変化等で入院医療が必要となった場合の受入体制も確保するなど、自宅に戻ることが困難な精神障害者の地域生活支援を行っている。 また、様々な活動を通して病気や症状の改善と再発防止を図り、充実した生活を送り安心して過ごせる居場所作りを目的としてデイケアを実施するとともに、保健所等関係機関と連携し、措置入院患者の退院後支援にも取り組んでいる。 地域生活への移行を促進する一方で、慢性的な統合失調症や身体合併症など長期入院が必要とされる患者に対しても医師、看護師、精神保健福祉士・臨床心理士などの多職種と連携し適切な医療を提供している。 （２）精神科急性期医療並びに依存症対策への対応 精神科医療を中心に担うＮＨＯの病院においては、長期入院する患者を中心に地域移行等を進め、急性期医療の機能強化を図っている。令和５年度においては、薬物依存症入院患者延べ６，９１０人、アルコール依存症入院患者延べ７８，４８０人をはじめとする治療困難な入院患者の受入れを引き続き行った。 また、精神科救急について、２９病院で延べ２，３００人の救急患者を受け入れ、このうち４病院で精神科救急入院料を取得している。 依存症対策においては、平成２６年度に国が開始した依存症拠点機関設置運営事業から	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献しているか。	引き続き久里浜医療センターが全国拠点機関に指定されており、国立精神・神経医療研究センターとの連携のもと、令和５年度は都道府県等における担当者等を対象にアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症の相談・治療等に係る指導者養成事業及び依存症回復施設職員研修を実施するとともに、依存症患者等の状況や課題などの情報共有を目的とした全国会議を開催した。 　また、久里浜医療センターは世界保健機関（ＷＨＯ）アルコール関連問題研究・研修協力センターに指定されており、厚生労働省からの委託を受け、アルコール依存症臨床医等研修を引き続き実施したほか、引き続きギャンブル依存症研修やインターネット依存症研修、ゲーム依存の相談対応に関する研修等を実施した。 （３）認知症疾患への対応（一部再掲） 　認知症疾患医療センターとして、令和５年度は１５病院が都道府県及び政令指定都市より指定されており、引き続き、医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の医療水準の向上に貢献した。 　さらに、認知症患者への理解を深め、患者・家族を支援するために必要な看護実践力の向上を図るとともに、地域を含めた患者・家族の介入に携わる多職種のチームと協働・連携し中心的役割を果たせる能力を養うことを目的とした「認知症ケア研修」を、令和５年度は、本部・各グループで開催し、計４９０名が参加した。 　北海道医療センターにおいては、長年に渡り、地域の認知症医療へ貢献してきた結果、政令指定都市の中で唯一、認知症疾患医療センターが存在しなかった札幌市から認知症疾患医療センター設置の要請があり、令和６年３月に指定を受け、令和６年４月から運営を開始している。 （４）医療観察法病床の主導的運営 　令和５年４月時点の全国の指定入院医療機関は３５病院（８５６床）であり、うちＮＨＯの病院が１４病院（４１５床）となっている。 　また、長期入院の是正を図るための医療観察法医療の専門家による指定入院医療機関の医療体制等についての評価（ピアレビュー）を行う、厚生労働省の「心神喪失者等医療観察法医療水準向上等事業」に令和５年度も引き続き各病院が参加し、精神医療の向上に取り組んだ。 　さらに、医療観察法に関わる全国の各職種を対象とした医療観察法関連職種研修会を平成２８年度から、ＮＨＯ病院が厚生労働省からの委託を受け、主体となり実施しているなどＮＨＯが中心的な役割を果たした。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					【ＮＨＯにおける指定医療機関数及び病床数（注）括弧内は全国の数値】 病院数　　病床数 令和５年４月　１４病院（３５病院）　４１５床（８５６床） 【ＮＨＯにおける医療観察法病棟入院患者数（１日当たり）】 令和４年度　３９９．０人　→　令和５年度　３７７．２人 【医療観察法ＭＤＴ研修】（再掲） 医療観察法病棟としてあるべき「治療とは」、そして最終目標である「社会復帰とは」という重要なテーマに対し、多職種によるディスカッションを通じて、精神科医療の底上げを図ることを目的とした研修を、令和５年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、３４病院から１４８名が参加した。 （ＭＤＴ：Ｍｕｌｔｉｄｉｓｃｉｐｌｉｎａｒｙ　ｔｅａｍ） ３．質の高い結核医療の実施 （１）我が国の結核医療におけるＮＨＯの役割 結核医療は、ＮＨＯで担う医療の重要な一分野であり、ほとんどの都道府県において結核医療の中心的役割を担っており、年々、結核患者は減少傾向であるが、地域における必要性から体制を維持しつつ、多剤耐性結核など難易度の高い結核にも引き続き対応した。 結核病床については、入院患者数及び病床利用率は低下傾向にあることから、効率的な病棟運営のため、複数の結核病棟を保有している病院においては、病棟の休棟又は廃止、また、単一の結核病棟を保有している病院においては、結核病床を一部削減の上、一般病床とのユニット化を行うなどの取組を令和５年度も引き続き進めている。 令和４年度　　令和５年度 結核病床を有する病院　４４病院　→　４２病院 延べ入院患者数（結核）　１７４，０６７人　→　１４４，３５７人 うち多剤耐性結核延べ入院患者数　１，６６４人　→　２、２４３人 多剤耐性結核の占める割合　０．９６％　→　１．５５％ 在院日数（結核）　４３．１日　→　５９．５日 病床数（結核）　１，１８４床　→　１，１６９床 病床利用率（結核）　４６．６％　→　３９．４％		評定
				＜評価の視点＞ ・　多剤耐性結核や複雑な管	（２）結核患者に対するＤＯＴＳ（直接服薬確認療法）の推進 結核の蔓延を防止し、多剤耐性結核の発生を予防するためには、結核患者に確実に抗結核薬を服用させる必要があり、厚生労働省はＤＯＴＳ（直接服薬確認療法※１）を推	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				理を要する結核への対応を行っているか。	進しており、ＮＨＯも、結核病床を有する４２病院において令和５年度も引き続き推進を図っている。令和５年度には２，０３０回のＤＯＴＳカンファレンスを実施し、ＤＯＴＳ実施率（※２）は引き続き高い水準を維持し、９６．３％であった。 ※１医療関係者において、患者が処方された薬剤を服用することを直接確認し、患者が治癒するまで保健サービスの経過をモニターすること。 ※２主病名が肺結核かつ３日以上１８０日未満の期間入院した患者で抗結核薬を投薬した患者の実施率		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		③　エイズへの取組推進 ブロック拠点病院においては、ＨＩＶ裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズ患者及びＨＩＶ感染者を含め、高齢化等個々の状態に応じて適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き全科対応による診療等の総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施、エイズ医療ネットワークの活用等による情報収集・提供など必要な取組を進める。	**③　エイズへの取組推進** ブロック拠点病院においては、被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、全科対応による総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施など必要な取組を進める。	＜評価の視点＞ ・　ブロック拠点病院にて、被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、全科対応による総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施など必要な取組を進め	**③　エイズへの取組推進** １．エイズへの取組 日本で診療中のＨＩＶ感染者／ＡＩＤＳ患者の９割以上がエイズ診療拠点病院（以下、拠点病院）で診療を受けており、他国に比べ、その把握率が高く、我が国では治療普及率が高い要因の１つとされている。 ＮＨＯ病院は全国で６８施設、４７都道府県中、３８都道府県で選定されている（令和６年３月時点）。 特に、全国を８ブロックに分けてそれぞれブロック拠点病院が設置されており、そのうち４ブロックで仙台医療センター、名古屋医療センター、大阪医療センター、九州医療センターの４病院がブロック拠点病院に指定されている。それぞれ仙台医療センター約２００名、名古屋医療センター約１，６００名、大阪医療センター約２，７００名、九州医療センター約６００名の定期通院患者を診察しており、定期通院が必要なＨＩＶ患者の５分の１はこれらの病院でフォローしていることとなり、まさに、全国のＨＩＶ診療の均てん化、地域での医療提供、普及啓発、人材育成等の拠点として貢献している。 また、ＮＨＯの病院において、多くのＨＩＶ患者を診察していることから、厚生労働科学研究におけるＨＩＶに関する複数の研究班において中心的な役割を果たしており、調査研究などを実施しエイズに係る施策の基礎資料を提供し、必要な取組を提案している。ＨＩＶが不治の病から慢性疾患へと移行する中で、ＮＨＯの医師が研究代表者を務める研究班が、合併症への対応、チーム医療の必要性等を取りまとめ、ウイルス疾患指導料のチーム医療加算として診療報酬上でも評価されている。 ２．ブロック拠点病院と中核拠点病院の連携 各ブロック拠点病院においては、中核病院等に対してエイズ医療の均てん化や連携を図ることを目的とした研修・会議を令和５年度も引き続き積極的に実施した。 【仙台医療センター】 ・東北ブロックエイズ拠点病院等連絡会議：２回 ・東北エイズ／ＨＩＶ臨床カンファレンス：１回 ・東北ＨＩＶ診療ネットワーク会議：１回 ・東北ＨＩＶ／ＡＩＤＳ看護研修：１回 ・東北ＨＩＶ看護連絡会議：１回 ・東北ＨＩＶ／ＡＩＤＳ薬剤師連絡会議：１回 ・東北ＨＩＶ／ＡＩＤＳ心理職・福祉職連絡会議：１回 ・東北ブロック中核拠点病院等ＨＩＶカウンセラー連携会議：１回 ・東北ＨＩＶ／ＡＩＤＳ歯科診療連絡協議会：１回 ・ＨＩＶ／ＡＩＤＳ包括医療センター出張研修：２回 ・長期療養とリハビリ検診会（集合開催）：１回 ・薬学部学生実習　ＨＩＶ講義：３回	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				ているか。	・東北学院大学教育学部公認心理師養成のための学生実習：１回 ・ＨＩＶ保険薬局（院外薬局）連携ミーティング：１回 ・令和５年度ＨＩＶ感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業実地研修：１回 ・仙台市ＨＩＶ・梅毒即日検査会：１回 ・仙台市ＨＩＶ・梅毒男性限定検査会：１回 ・仙台市エイズ・性感染症対策推進協議会：１回 ・仙台医療センター附属看護学校　講義：１回 ・ＨＩＶ長期療養支援室による地域ＨＩＶ担当医師等面談：１回 ・ＨＩＶ長期療養支援室による介護施設訪問講習会：２回 ・仙台医療センター新規採用者・転任者オリエンテーション全職種対象：１回 【名古屋医療センター】 ・名古屋医療センターＨＩＶ研修会：１回 ・愛知県エイズ対策会議：１回 ・愛知県病院薬剤師会ＨＩＶ部会学術講演会：３回 ・名城大学薬学部「薬剤師の専門性（ＨＩＶ／ＡＩＤＳ）」　講義：１回 ・薬学部実習　ＨＩＶ講義：３回 ・静岡県エイズ治療拠点病院医療連携会議：１回 ・血友病ＨＩＶ感染被害者の「長期療養と加齢」東海シリーズ長期療養とリハビリ個別検診（はばたき福祉事業団）：５回 ・名古屋大学医学部「ＨＩＶ感染症」講義：１回 ・三重中央医療センター附属三重中央看護学校　保健医療論Ⅱ（ＨＩＶ/ＡＩＤＳ患者の看護）講義：１回 ・静岡医療センター附属看護学校　保健医療論　講義：１回 ・名古屋学芸大学ヒューマンケア学部子どもケア学科養護教諭コース実習：２回 ・ｉＴｅｓｔｉｎｇ@Aichi&NMC：4/1～3/31 ・ｉＴｅｓｔｉｎｇ@Nagoya：３回 ・第１２回ＨＩＶ／ＡＩＤＳブロック・中核拠点病院薬剤師連絡会：１回 ・令和５年度愛知県病院薬剤師会　新任・中堅薬剤師研修会：１回 ・第１６回ＨＩＶ／ＡＩＤＳブロック拠点病院薬剤師連絡協議会：１回 ・ＨＩＶ／ＡＩＤＳブロック・中核拠点病院薬剤師連絡評議会：１回 ・日本病院薬剤師会ＨＩＶ感染症薬物療法認定薬剤師養成研修：３回 ・愛知県エイズ治療拠点病院　医療連携会議：３回 ・令和５年度東海ブロックカウンセラー拡大会議：１回 ・ＨＩＶ医療と精神科医療との連携を促進する啓発冊子作成会議：１２回 ・ＨＩＶ診療をつなぐ薬薬連携会議 in Aichi（院外薬局との連携会議）：３回 ・ＨＩＶカウンセラー連絡会議：１２回 ・名古屋医療センター　看護部　現任教育　政策医療研修（慢性疾患看護）：５回 ・愛知県ＨＩＶ感染症医療推進会議：１回 ・エイズ治療拠点病院東海ブロック発ＨＩＶ診療セミナー：１回 ・東海ブロックＨＩＶ歯科医療連携会議：１回		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					・岐阜県立可児工業高校　保健衛生講話：１回 ・愛知県立東海樟風高校　性教育講話：１回 ・名古屋市感染症予防協議会：１回 ・名古屋学芸大学講義：２回 ・名古屋大学講義：１回 ・感染症 Fundamentals 世話人会：２回 ・豊田市保健所感染症予防課講義：１回 ・ＨＩＶ臨床カンファレンス世話人会：１回 ・名古屋医療センター入退院支援センターＨＩＶレクチャー：１０回 ・京都工場保健会ＨＩＶ検査スタッフ対象研修会：２回 ・令和５年度ＨＩＶ感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業（実地研修）：２回 ・令和５年度東海ブロック都道府県・エイズ治療拠点病院等連絡会議：１回 ・八王子中学校性感染症・エイズ講話：１回 ・東海感染症研究会（AIDiTA）：１回 ・令和５年度東海ブロックエイズ診療中核拠点病院ソーシャルワーカー連絡会議：１回 ・福井県ＨＩＶ／ＡＩＤＳカウンセリング・ソーシャルワーク研修会：１回 ・東京都産業保健健康診断機関連絡協議会研修会：１回 ・第９回感染症（ＨＩＶ医療講習会）・予防接種研修会：１回 ・令和５年度名古屋市エイズ対策懇談会：１回 ・名古屋市中生涯学習センター　人権講座：１回 ・名古屋市名東生涯学習センター　人権講座：１回 ・医心館訪問：１回 ・鳴海クリニック訪問：１回 ・高山赤十字病院訪問：１回 ・愛知県ＨＩＶ感染症カンファレンス：１回 ・愛知県済生会リハビリテーション病院院内感染研修会：１回 ・愛知医科大学付属病院看護学部４年生　講義：１回 ・令和５年度日本病院薬剤師会新人研修：１回 【大阪医療センター】 ・ＨＩＶ感染症医師実地研修会（３週間コース）：１回 ・ＨＩＶ感染症研修会（医師・看護師・薬剤師・臨床心理士・ＭＳＷ等全職種向け）：１回 ・ＨＩＶ医療におけるコミュニケーションとチーム医療研修会：１回 ・ＨＩＶ／ＡＩＤＳ看護師研修（初心者コース）：２回 ・ＨＩＶ／ＡＩＤＳ看護師研修（応用コース）：１回 ・ＨＩＶコーディネーターナース研修：１回 ・近畿ブロック拠点・中核拠点病院看護連絡会議：１回 ・ＨＩＶ感染症薬物療法認定薬剤師養成研修：１回		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					・薬学部学生実習　ＨＩＶ講義：３回 ・薬学部学生実習　薬害エイズ講義：３回 ・薬学部学生実習　外来ＨＩＶ感染症診療実務実習：３回 ・近畿ブロックエイズ診療拠点病院ソーシャルワーク研修会：１回 ・近畿ブロックＨＩＶ医療におけるカウンセリング研修会：２回 ・近畿ブロックＨＩＶ医療に携わるカウンセラー連絡会議：１回 ・近畿ブロック都道府県・エイズ拠点病院等連絡会議：１回 ・令和５年度新採用職員及び転任職員研修：１回 ・奈良県立医科大学医学部公衆衛生学実習：１回 ・臨床心理学専攻大学院生実習：２回 ・臨床心理学専攻大学学部生見学実習：１回 ・関西ＨＩＶ臨床カンファレンス特別講演会：１回 ・関西ＨＩＶ臨床カンファレンスカウンセリング部会　オンラインセミナー：１回 ・関西ＨＩＶ臨床カンファレンスカウンセリング部会主催症例検討会：１回 ・関西ＨＩＶ臨床カンファレンス薬剤部会主催症例検討会：１回 ・関西ＨＩＶカンファレンスＨＩＶ／ＡＩＤＳ診療スキルアップセミナー：２回 ・関西ＨＩＶ臨床カンファレンス～ＮＧＯ・ＮＰＯ交流会：１回 ・関西ＨＩＶカンファレンス薬剤部会主催セミナー：１回 ・関西ＨＩＶ臨床カンファレンス看護部主催事例検討会：１回 ・他施設、病院、行政主催ＨＩＶ研修会講師：５２回 【九州医療センター】 ・福岡県拠点病院等連絡会議：１回 ・九州ブロックエイズ拠点病院研修会：１回 ・福岡ＨＩＶネットワーク　シンポジウム：１回 ・九州ブロックＨＩＶ看護・ソーシャルワーク研修会：１回 ・九州ブロックＨＩＶカウンセラー会議：１回 ・九州ブロックエイズ診療ネットワーク会議：１回 ・ＨＩＶ／ＡＩＤＳ出前研修：８回 ・薬害被害患者支援者会議：１回 ・福岡県ＨＩＶサポーター連携会議：１回 ・ＨＩＶ／ＡＩＤＳ基礎研修：２回 ・ＨＩＶ／ＡＩＤＳアドバンスト研修：１回 ・九州医療センター新規採用者合同オリエンテーション：１回 ・九州医療センター院内研修：１回 ・国際医療福祉大学認定看護師教育課程：１回 ・福岡県立大学講義：１回 ・長崎県医師会ＨＩＶ医療講演会：１回 ・福岡県性感染症（ＳＴＤ）研究会：１回 ・ＨＩＶ感染症薬剤師研修会・ＨＩＶ栄養 担当者研修会：１回		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					・在宅サービス担当者会議：２回 ・九州山口薬害被害者医療福祉相談会：１回 ・ＨＩＶ講演会：１回 ・薬学部実習　ＨＩＶ講義：３回 ・九州抗ＨＩＶ薬勉強会：２回 ・長期療養とリハビリ検診会：１回 ・九州ブロックエイズカウンセリング研修会：１回 ・福岡県ＨＩＶ陽性者地域支援ネットワーク会議：１回 ・公益社団法人福岡県介護福祉士会令和５年度定時社員総会：１回 ・熊本薬害被害者医療福祉相談会：１回 ・沖縄県ＨＩＶ臨床カンファレンス：１回 ・ソーシャルワーカーのためのＨＩＶ陽性者とメンタルヘルス研修会：１回 ・北海道ＨＩＶ情報交換会：１回 ・みんなでＨＩＶ／ＡＩＤＳをＵＰＤＡＴＥする会：１回 ・福岡県エイズ・性感染症対策推進協議会：１回 ・福岡県エイズ治療拠点病院等連絡協議会・研修会：１回 ３．国立国際医療研究センターエイズ治療・研究開発センターとの連携 ＮＨＯの医療従事者（医師、看護師、薬剤師など）を対象に、最新の専門知識・治療技術を習得させ、ＮＨＯにおけるエイズ治療及びＨＩＶ感染対策の充実を図ることを目的とした、ＨＩＶ感染症研修を、令和５年度も引き続き国立国際医療研究センターと共同開催し、合計８２名が参加した。 ・開催場所 国立国際医療研究センター 大阪医療センター		評定
		④　重点課題に対応するモデル事業等の実施 国立病院機構の人的、物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、国の医療	**④　重点課題に対応するモデル事業等の実施** 国立病院機構の人的、物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、国の医療	＜評価の視点＞ ・　国の医療分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に実施しているか。	**④　重点課題に対応するモデル事業等の実施** １．がん対策推進基本計画への対応（再掲） ＮＨＯにおいて、３病院が都道府県がん診療連携拠点病院、２９病院が地域がん診療連携拠点病院、２病院が地域がん診療病院にそれぞれ指定されており、専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者・家族に対する相談支援及び情報提供等を実施している。 １病院（令和５年度末）が、がんゲノム医療拠点病院の指定を受け、がんゲノム医療中核拠点病院と協力し、がんゲノム情報に基づく診療や臨床研究・治験の実施、新薬等の研究開発、がんゲノム関連の人材育成等について貢献している。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に実施する。後発医薬品の使用促進について、「経済財政運営と改革の基本方針２０１７について」（平成２９年６月９日閣議決定）による政府目標等を踏まえ、さらに促進する。	分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に実施する。後発医薬品の使用促進について、「経済財政運営と改革の基本方針２０１９について」（令和元年６月２１日閣議決定）による政府目標等を踏まえ、さらに促進する。	＜評価の視点＞ ・　後発医薬品の使用促進について、さらに促進しているか。 ＜定量的指標＞ ・　後発医薬品の使用割合	また、１４病院（令和５年度末）が、がんゲノム医療連携病院の指定を受け、がんゲノム医療中核拠点病院と連携して遺伝子パネル検査に関する診療機能体制の整備や遺伝子カウンセリングの実施、がんゲノム医療に関する人材育成などの役割を担っている。 ２．後発医薬品の利用促進 令和２年９月までに後発医薬品の使用割合を８０％とする政府目標に対し、ＮＨＯでは、引き続き後発医薬品使用促進対策を行った。平成２９年度は後発医薬品の採用率が８３．５％となり、政府目標と比較して３年早く達成し、令和３年度は後発医薬品の供給が滞る中、８９．３％と採用率を増加することができた。令和４年度も後発薬品の供給は改善していない中で、各施設の努力の結果、わずかであるが使用割合を増加することができ、令和５年度も後発薬品の供給が滞る中、後発医薬品の採用率は９０．５％であった。 【これまでの促進対策】 ・各病院における取組の共有 ・後発医薬品使用割合ランキング、薬効別納入価格表などの配布 ・共同入札の見直し 【後発医薬品採用率（新算定式）】 数量ベース　令和４年度　８９．６％　→　令和５年度　９０．５％ 採用率７０％以上の病院　令和４年度　１３５病院　→　令和５年度　１３５病院	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評定

４．その他参考情報
特になし

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－２	臨床研究事業		
業務に関連する政策・施策	医療情報化の体制整備の普及を推進すること 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第３条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」、難易度：「高」 　効率的な臨床研究及び治験を実施するため、ＩＣＴを活用した各種データの標準化や、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立する研究事業等は、国が推進する医療分野の研究開発に貢献するものであるため重要度が高い。 　機構における英語論文掲載数については、これまでに、我が国全体における臨床医学系論文数の増加割合を大幅に超える伸び率で増加させてきている中、毎年、前年より英語原著論文掲載数を増加させ、令和５年までに平成３０年の実績と比べ、５％以上増加させることは難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
英語論文掲載数（計画値）	最終年までに平成３０年の実績に比し５％以上増加		2,594 本	2,619 本	2,645 本	2,671 本	2,697 本
英語論文掲載数（実績値）		2,568 本	2,747 本	2,759 本	2,765 本	2,738 本	2,860 本
達成度			105.9%	105.3%	104.5%	102.5%	106.0%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
予算額（千円）	13,209,895	11,889,242	10,912,441	10,647,143	13,203,527
決算額（千円）	12,457,049	11,289,809	11,189,789	11,536,776	11,782,427
経常費用（千円）	12,880,833	12,085,429	11,707,748	12,127,977	11,848,126
経常利益（千円）	▲1,740,952	▲2,940,614	▲3,190,448	▲1,166,543	▲1,118,316
行政コスト（千円）	12,884,936	12,085,548	11,713,852	12,131,022	11,849,198
従事人員数（人）	62,226 （※注①）	62,581 （※注①）	62,946 （※注①）	62,555 （※注①）	62,481 （※注①）

注）①従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	２　臨床研究事業 機構の病院ネットワークを最大限活用した迅速で質の高い治験の推進やＥＢＭ推進のための大規模臨床研究に、より一層取り組むとともに、他の設置主体も含めたこれらの分野に精通する医療従事者の育成及び認定臨床研究審査委員会の適正な運用を図ることにより、我が国の臨床研究及び治験の活性化に貢献すること。 また、電子カルテデータ等から標準化された診療データを収集・分析するデータベースを引き続き運用し、更なる標	**２　臨床研究事業** 臨床研究事業においては、質の高い標準的な医療の提供と我が国の医療政策の形成・評価に貢献するため、研究倫理を遵守しつつ、病院ネットワークを活用してＥＢＭ推進の基礎となる科学的根拠を築くデータを集積し、その情報を発信する。また、迅速で質の高い治験や臨床研究のためのＩＴ基盤を充実する。	**２　臨床研究事業**			＜評定と根拠＞ 評定：Ａ （自己評定Ａの理由） ・　定量的指標において、達成度が１００％以上であった。 ・　下記理由により、難易度が高い定量的指標について、達成度が１００％以上であり、その他の目標についても特に良好な結果を得た。 ○　定量的指標としている「英語論文掲載数」については、ＮＨＯ全体で研究により得られた成果を国内外に広く情報発信するため、英語論文の投稿や学会発表について、積極的に取り組んでいる。 これまでに、我が国全体における臨床医学系論文数の増加割合を大幅に超える伸び率で増加させてきている中、毎年、前年度より増加させ、令和５年度までに平成３０年度の実績と比べ、５％以上増加させることは難易度が高い。令和５年度は、目標値２，６９７本に対して、２，８６０本となり、達成度は１０６．０％となっている。 ○　「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」（平成２７年６月３０日閣議決定）においてＮＨＯに対して求められている「電子カルテデータを標準的な形式に変換して出力・集積する事業を先行的に実施し、対象病院を順次拡大できる汎用的な手順書を作成して公開する」という我が国の電子カルテデータ標準化の全国普及・展開に資するため、他の機関に先駆けて、電子カルテ情報を収集・集積するＩＴ基盤（国立病院機構診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ※））を平成２７年度に構築し、令和５年度は新たに１病院を加えた７７病院まで対象病院の拡大を図っている。また、平成２９年度に当初は収集できなかった診療経過記録や退院時サマリ、紹介状データについても集積ができるよう改修したことで、より精度の高い臨床疫学研究等の実施が可能になるデータベースとして運用している。さらに、今後標準規格となることが予定されているＨＬ７ＦＨＩＲ準拠規格について、データ収集が可能となるよう、導入に向けた検証を行った。	評定	Ａ ＜評定に至った理由＞ Ⅰ．主な目標の内容 中期目標では、電子カルテデータ等から標準化された診療データを収集・分析するデータベースを引き続き運用し、更なる標準化データの収集・分析や規模の拡大に取り組み、臨床疫学の推進等を図ること。あわせて、医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献することが求められている。 その上で、国立病院機構の取組として、平成 27 年度に「電子カルテデータ標準化等のためのIT基盤構築事業」（国立病院機構診療情報集積基盤（NCDA））を構築し、平成 28 年4月には他の医療機関への普及促進を図るため、その導入手順等の工程を標準作業手順書として作成・公表しており、今後も、国の政策への貢献や医療情報化の体制整備の普及・推進への貢献が期待されている。 （1）診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化 （2）大規模臨床研究の推進 （3）迅速で質の高い治験の推進 （4）先進医療技術の臨床導入の推進 （5）臨床研究や治験に従事する人材の育成 また、年度計画において、定量的指標として「英語論文掲載数」を令和5年までに平成 30 年の実績に比べ5%以上増加させることを念頭に置きつつ、前年より増加させることと設定している。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	準化データの収集・分析や規模の拡大に取り組み、臨床疫学研究の推進等を図ること。あわせて、医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献すること。 　さらに、先進的医療への取組として、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させること。					○　ＰＭＤＡのＭＩＤ－ＮＥＴへのデータ連携については、令和５年１０月からレセプト及びＤＰＣデータの提供にかかる運用を開始した。これに伴い、データの利活用の前提となる情報提供のための秘密保持契約を１２社と締結し、うち１社については利活用に向けた審査手続きの準備を進めている。 ※ＮＣＤＡ：厚生労働省が推奨するＳＳ－ＭＩＸ２規格を用いて、電子カルテベンダ毎に異なるデータを標準形式に変換して集積するＩＴ基盤。（NHO Clinical Data Archives） ○　次世代医療基盤法に基づき、認定匿名加工医療情報作成事業者である一般財団法人日本医師会医療情報管理機構へ医療情報データの提供に協力することとし、令和３年２月１９日付けで内閣府宛てにＮＣＤＡ参加６７病院のうち４８病院の届出を行い、令和３年４月からデータ提供を開始した。令和４年１０月には、新たに７病院を追加し、５５病院でデータ提供を行っている。 次世代医療基盤法に基づき提供された医療情報のデータの利活用は、例えば、患者の特徴ごとの治療効果等の研究を行えば、患者の体質や既往歴等を踏まえた最適な医療の提供につながり、病気の前兆や初期症状から、病気が重篤化する前に治療開始ができるようになること等が期待されている。しかしながら、本取組に参加する機関が全国で１１９機関（令和６年２月末現在）と少ない中で、ＮＨＯが４６．２％を占めている。ＮＨＯとして、国が進める政策の実現に向けて、今後も取組を進めていくこととしている。 ○　令和５年度においても引き続き、令和３年度から実施している厚生労働科学研究（指定研究）「新型コロナワクチン追加接種並びに適応拡大にかかわる免疫持続性及び安全性調査（コホート調査）」の分担研究者として参加するとともに、新たに「新規新型コロナワクチンを含むコホート調査並びに副反応シグナル全国調査」の分担研究者としてワクチン接種を行った延べ６９病院、５，０８５人を対象にコホート調査を行った。また、「新規新型コロナワクチンを含むコホート調査並びに副反応シグナル全国調査」に分担研究者として引き続き参加をし、ワクチンを接種した延べ５４病院、３，４３５人にワクチンを対象にコホート調査を行った。また、健康日誌の記載及び副作用情報の報告などを行い、ワクチンの安全性や接種状況などの国民への情報発信に貢献した。	評定	
						Ⅱ．目標と実績の比較 「英語論文掲載数」については、2,860 本で、達成度は 106.0%と目標値を上回っている。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	加えて、国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のＩＴ化への対応に向けて積極的に貢献すること。					○　大規模臨床研究や迅速で質の高い治験を実施するに当たり、ＮＨＯにおける急性期から慢性期まで全病院の幅広い病院ネットワークを活用し、地域の医療機関とも調整した上で、十分な症例を集積することや多くの難病疾患の患者から適正な同意を得る等のハイレベルなコーディネートを図っている。 ○　治験の実施については、民間企業から依頼された治験以外に、医師主導治験も独自に実施している。入院を伴う重症疾患、慢性疾患や厚生労働省の指定難病といった他の医療機関では実施することが困難な症例に対する治験を推進することで、我が国の医療水準の向上に寄与している。 ＜課題と対応＞ 特になし。	評定 Ⅲ．その他考慮すべき要素 (1)診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化について 他の機関に先駆けて、電子カルテ情報を収集・集積するIT基盤（NCDA）を構築し、他の医療機関への普及促進を図るため、導入手順等の工程を標準作業手順書として作成し、他の医療機関・病院グループの普及促進にも寄与するため、これを公表するなど、重要な事業に積極的に取り組み、令和5年度に事業参加病院を1病院追加し、77 病院とし、より精度の高い臨床疫学研究等の実施が可能になるデータベースを運用していることを高く評価する。 また、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号）に基づき、認定匿名加工医療情報作成事業者である一般財団法人日本医師会医療情報管理機構へ医療情報データを提供することとし、内閣府宛に 55 病院の届出を行い、本取組に参加する 119 機関の 46.2%を国立病院機構が占めるなど、国が進める政策の実現に向けて、取組を進めていることを高く評価する。 (2)大規模臨床研究の推進 厚生労働科学研究「新規新型コロナワクチンを含むコホート調査並びに副反応シグナル調査」に参加し、ワクチンを接種した者を対象として、全国の調査対象者数の 78%、うちオミクロン株対応ワクチンについては 78%に当たる、延べ 54 病院 3,435 人についてコホート調査を行うとともに、接種に伴う副作用の報告などを行い、ワクチンの安全性や接種状況などの政府から国民への情報発信に貢献したことを高く評価する。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（１）診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化 リアルワールドデータ（実診療に基づき得られたデータ）を用いた研究を推進するため、病院ネットワークを最大限活用し、電子カルテデータ等の診療情報データの分析を更に充実する。これにより、引き続き臨床評価指標等の作成・公表及び臨床疫学研究を推進し、質の高い標準的な医療の提供に役立てるとともに、診療情報の分析結果や基礎情報の提供を行うことにより、我が国の医療政策の形成・評価に貢献する。 その際、電	**（１）診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化** リアルワールドデータ（実診療に基づき得られたデータ）を用いた研究を推進するため、病院ネットワークを最大限活用し、診療情報データバンクによるレセプト、ＤＰＣ調査データに加え、ＳＳ－ＭＩＸ２標準規格を用いた診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）による電子カルテ情報の収集・分析を行い、臨床評価指標等の作成・公表及び臨床疫学研究を引き続き実施するとともに、今後標準規格となることが予定されているＨＬ７ＦＨＩＲ	＜評価の視点＞ ・　病院ネットワークを最大限活用し、診療情報データバンクによるレセプト、ＤＰＣ調査データに加え、ＳＳ－ＭＩＸ２標準規格を用いた診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）による電子カルテ情報の収集・分析を行っているか。	**（１）診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化** １．EBM 推進のための診療情報分析 ＮＨＯ本部ではＮＨＯ病院のＤＰＣ・レセプトデータを収集して診療情報データベースを構築している。診療情報分析部ではそのビッグデータを用いた臨床疫学研究の実施・支援及び「診療機能分析レポート」作成を行っている。 （１）診療情報データベースを利活用した臨床疫学研究 ＮＨＯ本部が各ＮＨＯ病院から収集している診療情報は、ＭＩＡ及びＮＣＤＡという診療情報データベースに集積されている。ＥＢＭ推進の観点から、ＮＨＯの診療情報データベースを利活用した査読付き英語原著論文の出版が近年活発になってきている。令和５年度はＮＨＯ所属の医師や研究員が第一筆頭著者や責任著者、最終著者として研究を主導して、診療情報データベースを利活用した査読付き英語原著論文は４本出版することができた。研究の形態としては本部研究員によるもの、ＮＨＯ病院所属の医師からの利活用申請、外部の大学や製薬企業からの利活用申請に応じた共同研究が含まれており、データ利活用の件数及び研究形態の多様性が年々拡大している。 （２）診療機能分析レポート 平成２３年度から診療情報データベースを活用して、全国のＮＨＯ病院の診療の現状を分析した「診療機能分析レポート」を作成して、ＮＨＯ病院の診療の質や経営改善に活用している。患者数や在院日数、疾患別患者シェア、ＳＷＯＴ分析、診療圏及び患者住所地の地図情報へのマッピングなど分析内容は多岐にわたり、令和５年度も引き続き診療機能分析レポートを作成した。診療機能分析レポートは令和３年度からは紙媒体からデータ分析ツールＴａｂｌｅａｕを利用したブラウザベースのオンライン版へ移行した。これまで紙媒体として提供してきた、全ＮＨＯ病院の分析を総括した「全病院編」、個別のＮＨＯ病院ごとに診療情報を詳細に分析した「個別病院編」、年度ごとに特色あるデータ分析を行った「特別編」の構成はオンライン版でも踏襲しつつ、内容の統合・改廃を行った上で、デジタル版診療機能分析レポートの提供を行ってきた。分析対象は全ＮＨＯ病院として、地域におけるＮＨＯ病院の医療提供状況の可視化、そこからＮＨＯ病院の役割と位置づけの把握に資することを目標として、下記内容を掲載した。 ＜ＮＨＯ病院の診療状況の可視化＞ 患者数や患者特性をはじめとした患者基本情報、診療行為、加算、薬剤処方、手術などの診療報酬請求情報をもとに、「診療内容や診療経過は他院と比べて違いがあるか」、「地域の連携体制はどの程度進んでいるか」、「どの分野の診療が多く行われているか」などの視点から分析を行った。対象は、全ＮＨＯ病院であり、ＮＨＯ内の同規模病院や自院の診療状況の比較も可能な分析を行った。	年度計画の目標を達成した。	評定 また、国立病院機構のスケールメリットを生かしたEBM推進のための大規模臨床研究や外部機関との連携を引き続き推進したほか、国立病院機構においては、厚生労働省から臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）に基づき、臨床研究審査委員会の認定を受けており、特定臨床研究等の課題を延べ 214 件の審査を行うなど、我が国の臨床研究に貢献していることを高く評価する。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		子カルテデータをもとにした診療情報集積基盤(ＮＣＤＡ)や、レセプト・ＤＰＣデータをもとにした診療情報分析システム(ＭＩＡ)といった標準化された診療データを収集・分析するデータベースを引き続き運用し、更なる標準化データの収集や規模の拡大に取り組む。 また、医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献する	準拠規格を用いたデータ収集が可能となるよう検討を進める。 また、国の医療情報政策に基づき、ＮＣＤＡと独立行政法人医薬品医療機器総合機構（ＰＭＤＡ）が運営・管理するＭＩＤ－ＮＥＴのデータを連携し、統合解析したデータの提供を開始する。 引き続き、国が推進しているパーソナル・ヘルス・レコード（ＰＨＲ）の国立病院機構における活用法について検討を進める。		＜地域の病院との比較＞ 厚生労働省のＤＰＣ公表データを利用して、ＮＨＯ病院と近隣の他病院の診療状況を地図上にマッピングして、疾患シェアなどの比較を可能とした。各ＮＨＯ病院が立地している地域の医療において、各ＮＨＯ病院が果たしている役割や位置づけを可視化・分析した。「地域医療においてＮＨＯ病院の強みとなる診療分野は何か」、「これからどのような診療分野を強化する必要があるか」など、ＮＨＯ病院が今後の方向性を決定する助けとなる分析を行った。 令和５年度の診療機能分析レポートで行った分析内容の概要は下記のとおりである。 ○疾患別分析 厚生労働省の定めた５疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患）を対象として、ＮＨＯ病院における患者数や診療状況を可視化・分析した。 ○地域分析 当分析レポートユーザーがＮＨＯ病院の周辺地域における患者シェアを地理情報とともに知ることができる地域分析を行った。マウス操作によりインタラクティブな操作が可能な地図を用いたことで、ＮＨＯ病院及び同じ二次医療圏の他病院を地図上にマッピングして、周辺地域における疾患の患者シェアの可視化を可能とした。 ○病床機能別分析 ＮＨＯ病院の重要な使命の一つに、患者に対して全国的にばらつきのない標準医療の持続的な提供が挙げられる。ＮＨＯ病院の標準医療の実現・維持のための方針策定の一助として、ＮＨＯ病院の病床機能分析を行い、結果を各ＮＨＯ病院に共有した。 これらの分析により、各ＮＨＯ病院が自院やＮＨＯ内の他院を含めた全体像の把握が可能となっている。 ○特別編『薬剤耐性菌の検出状況に関して』 令和５年度の診療機能分析レポート特別編では、２０２０年から２０２２年にＮＨＯ病院を受診した患者の薬剤耐性菌検出状況を分析した。 厚生労働省が策定した『薬剤耐性（AMR）アクションプラン（2023-2027）』の目標達成に向けた現状把握を目的として、 ・アクションプラン内で数値目標が設定されているメチシリン耐性黄色ブドウ球菌等、耐性菌検出患者の分布状況 ・施設ごとの血液、尿等の提出検体別の耐性菌検出率の年次推移、 ・施設ごとの自宅、施設など入院経路別の耐性菌検出率 を可視化した。 これにより各ＮＨＯ病院が自施設の薬剤耐性菌の検出状況を把握し、目標達成に向けた取り組みに活かせるデータ提供を目指した。		評定 Ⅳ. 評価 「英語論文掲載数」については、国立病院機構全体で研究により得られた成果について、論文投稿や学会発表などで情報発信を行っており、中期計画の最終年までに平成30年の実績の5%以上という目標の中、これを超える「英語論文掲載数」となったことを高く評価する。 上記以外の目標についても所期の目標を達成していること、難易度「高」であることも考慮し、評定を「A」とした。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　臨床評価指標等の作成・公表及び臨床疫学研究を引き続き実施しているか。	**２．「臨床評価指標」を用いたPDCAサイクルによる医療の質の向上の推進（再掲）** 　ＮＨＯにおいて、各病院が自らの医療の質の実態を知り、問題解決を行い、医療の質の向上を図っていくためのツールとして活用されることを目的として「臨床評価指標」を開発している。 　この臨床評価指標を効率的に医療の質向上に活用するため、第３期中期計画中に全ての病院に多職種によるチームからなる「医療の質向上委員会（クオリティマネジメント委員会）」を設置し、「臨床評価指標を用いたＰＤＣＡサイクルに基づく医療の質の改善事業」を推進してきた。 　第４期中期計画では、この「医療の質の改善事業」を引き続き実施していくとともに、令和２年度より、各病院が特に重点的に取り組むべき「重点指標」を選定して、臨床評価指標を用いたＰＤＣＡサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進している。令和４年度においては、クオリティマネジメントセミナーを開催し、改善事例や優れた取り組みを行った病院の事例を共有した。 【特に重点的に取り組むべき指標】 ・急性脳梗塞患者に対する早期リハビリテーション開始率 ・外来糖尿病患者に対する管理栄養士による栄養指導の実施率 ・市中肺炎（重症除く）患者に対する広域スペクトル抗菌薬の未処方率 ・重症心身障害児（者）に対するリハビリテーションの実施率 ・パーキンソン病患者に対するリハビリテーションの実施率 ・統合失調症患者に対する抗精神病薬の単剤治療の実施率 ・手術ありの患者の肺血栓塞栓症の予防対策の実施率 ・広域スペクトル抗菌薬投与患者に対する細菌培養実施率 ・安全管理が必要な医薬品に対する服薬指導の実施率 ・バンコマイシン投与患者の血中濃度測定率 ・がん患者の周術期医科歯科連携実施率 ・入院患者における総合満足度 ・外来患者における総合満足度 **３．「臨床評価指標」による計測の実施（一部再掲）** 　ＮＨＯが提供する医療の質を可視化し向上を図るため、平成１８年度より「臨床評価指標」を開発し計測を続けている。平成２８年度には電子カルテ情報のデータベース「国立病院機構診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）」を構築し、検査値、バイタルなどの情報が収集できるようになったことから、令和元年度に開発した「臨床評価指標Ｖｅｒ．４」ではＮＣＤＡデータを活用した指標が盛り込まれた。 　令和３年度は、令和２年度診療報酬改定による変更を反映した「臨床評価指標Ｖｅｒ．４．１」による計測を行い、結果を機構内外へ公表した。令和４年度に「臨床評価指標Ｖｅｒ．５」を開発することを臨床評価指標評価委員会に諮り承認されたため、新規指標の開発	年度計画の目標を達成した。	評定 ＜独立行政法人評価に関する有識者からの意見＞ ・新型コロナへの対応や診療で多忙の中、積極的に臨床研究へ取り組み、結果を出している点は評価できる。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					を進めた。「臨床評価指標Ｖｅｒ．５」では、これまでの臨床評価指標の枠にとらわれない改定を目標として、国内外で使用される指標の調査など事前の情報収集を進めた。臨床評価指標Ｖｅｒ．５では多様化する病院機能を評価する指標、患者向けの指標など、新たな視点から既存指標の定義見直しと新規指標の作成を行った。新指標２９指標（血液培養実施時の２セット実施率、誤嚥性肺炎の３０日以内の予定外再入院、入院後せん妄ハイリスク患者への専門対策実施率など）を加え、合計１１０指標で計測指標を設定した。令和５年度においては、ＮＨＯ外部にはこの１１０指標の計測結果をすべて公開し、そのうち１７指標については病院名付きで公表した。 ＜ＮＣＤＡを活用した指標例＞ ・糖尿病患者におけるＨｂＡ１ｃ値コントロール率 ・中心静脈カテーテル留置後の感染症の発生率 ４．外部競争的資金をもとにした研究活動による医療政策や医療の質への貢献 文部科学省科学研究費補助金を申請することができる文部科学大臣の指定機関として、ＮＨＯでは計８９施設で科学研究費補助金の申請が可能となっている。 令和５年度においても厚生労働科学研究費、文部科学研究費、日本医療研究開発機構研究費等の競争的研究費の獲得に向け積極的な応募等に取り組み、ＮＨＯ全体で総額２３．１億円の外部競争的資金を獲得した。 【外部競争的資金の獲得状況】 令和４年度　１，３８８件　２４．３億円 → 令和５年度　１，３２７件　２３．１億円 ５．電子カルテ情報の収集・分析をするためのＩＴ基盤構築について		評定
				＜評価の視点＞ ・　今後標準規格となることが予定されているＨＬ７ＦＨＩＲ準拠規格を用いたデータ収集が可能となるよう検討を進めているか。	（１）ＮＨＯ診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）の拡大 「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」（平成２７年６月３０日閣議決定）においてＮＨＯに対して求められている「電子カルテデータを標準的な形式に変換して出力・集積する事業を先行的に実施し、対象病院を順次拡大できる汎用的な手順書を作成して公開する」という我が国の電子カルテデータ標準化の全国普及・展開に資するため、国の補助金を得て平成２７年度に構築した厚生労働省が推奨しているＳＳ－ＭＩＸ２標準規格を用いて電子カルテ情報を収集・集積するＩＴ基盤（国立病院機構診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ））を令和４年度も引き続き運用するとともに、この電子カルテデータ標準化のためのＩＴ基盤構築事業を発展・充実させるため、事業参加病院数を、令和５年度に１病院を追加し、７７病院となった。また対応ベンダ数も主要７社でＮＣＤＡとの接続試験を引き続き行うとともに、平成２９年度に当初は収集できなかった診療経過記録や退院時サマリ、	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					紹介状データについても集積ができるよう改修したことで、より精度の高い臨床疫学研究等の実施が可能になるデータベースとして運用している。さらに、今後標準規格となることが予定されているＨＬ７ＦＨＩＲ準拠規格について、データ収集が可能となるよう、導入に向けた検証を行った。 【ＮＣＤＡ保有患者データ数（実患者）】 令和４年度末　３６０万人　→　令和５年度末　４１０万人 （うち新規１病院　２万人） （２）ＮＣＤＡを活用した災害時診療情報の抽出等 ＮＣＤＡの標準化機能を活かして、様々なベンダの電子カルテから災害診療記録用の電子フォーマットの出力が可能となるよう対応モジュールをバージョンアップし、災害時に必要な診療情報の自動抽出化等の開発及び検証を行い、その結果を導入手順書として公開している。 ＮＣＤＡ参加病院（令和５年度末：７７病院）のうち、災害拠点病院を中心に７４病院（前年度比：＋１病院）で本モジュールを導入済みである。 本モジュールの活用により、被災地の病院での医療ニーズをＮＨＯ本部で集計することが可能になり、本部が病院に代わり災害対策本部へ必要な情報を提供する等、災害時の病院の後方支援に役立てている。		評定
				＜評価の視点＞ ・　ＮＣＤＡと独立行政法人医薬品医療機器総合機構（ＰＭＤＡ）が運営・管理するＭＩＤ－ＮＥＴのデータを連携し、統合解析したデータの提供を開始しているか。	（３）外部のデータベースとの連携 令和元年度より厚生労働省からの補助事業として、ＭＩＤ－ＮＥＴ（※１）を活用した医薬品等の安全対策の高度化を図ることを目的に、国立病院機構診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）で解析している各種医療データを医薬品医療機器総合機構（ＰＭＤＡ）のＭＩＤ－ＮＥＴ側で解析が可能となるように変換し、提供することで、統合解析（※２）するための環境を構築する「医療情報データベース連携推進事業」を開始した。 ＮＣＤＡから抽出されるデータをＭＩＤ－ＮＥＴの分析用データセットと同様の形式に変換するための医療情報データベース連携用変換ツールを作製し、令和２年度は、ＰＭＤＡのＭＩＤ－ＮＥＴ側で実施した利活用がＮＣＤＡ側にて同様の利活用結果が得られるか検証できるように調整を進め、令和３年度は、医薬品製造販売後調査、ＧＰＳＰ省令対応に対応すべく、ＰＭＤＡ、ＭＩＤ－ＮＥＴの体制を参考とし、整備すべき事項等を双方で協力して確認を行った。令和４年度は、令和５年度のレセプトとＤＰＣの連携データ提供の運用開始に向けて、調整、準備、ＧＰＳＰ省令（※３）対応のため各種規程・手順書の整備を進めた。令和５年度は、レセプト及びＤＰＣデータの提供に向けた調整、テスト等を行い、１０月に運用を開始した。これに伴い、データの利活用の前提となる情報提供のための秘密保持契約を１２社と締結し、うち１社については利活用に向けた審査手続きの準備を進めている。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					ＮＨＯの「ＮＣＤＡ」は、ＭＩＤ－ＮＥＴより中小規模の病院が多く、慢性期疾患のデータも多く含まれているため、ＮＣＤＡとＭＩＤ－ＮＥＴを連携し、統合解析するための環境を構築することは、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するための医薬品の製造販売後調査等のデータ規模拡大やその他利活用可能データの拡充につながり、医薬品の有害事象リスクの把握、その安全対策の影響評価、処方実態の確認などの「リアルワールドデータ」（※４）の実用化に向けて貢献できる。 ※１ＭＩＤ－ＮＥＴ：厚生労働省の事業で構築されたデータベースシステムで、国内の医療機関が保有する電子カルテやレセプト等の電子診療情報をデータベース化して、それらを解析するためのシステム。 ※２統合解析：各医療情報がどのような関係で成り立っているのかを調べる。 ※３ＧＰＳＰ省令：医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令。 ※４リアルワールドデータ：臨床研究、治験等以外の日常診療で得られた医療情報。 （４）診療情報データベースの利活用の推進 医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資するため、ＮＨＯ診療情報データベース（※）に格納されたデータを適切に利活用する際の手続き及び遵守すべき事項等の必要な事項を平成２８年度に定め、診療情報の利活用を推進している。 ※診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）及び診療情報分析システム（ＭＩＡ） 【利活用新規申請件数】 令和４年度　１７件　→　令和５年度　１２件		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（５）外部機関へのデータ提供 外部機関からのデータ提供依頼のニーズへ対応するため、令和元年度より新たに民間企業等のＮＨＯの職員以外でも診療情報の利活用の申請手続きが可能となるよう規程等の整備を行った。 令和５年度は、製薬企業等の民間企業１件を含む６件の外部からの利活用申請に対応した。 外部機関からの申請については、患者への不利益が無いよう、外部有識者からの意見聴取を行うこととしている。 次世代医療基盤法に基づき、認定匿名加工医療情報作成事業者である一般財団法人日本医師会医療情報管理機構へ医療情報データの提供に協力することとし、令和３年２月１９日付けで内閣府宛てにＮＣＤＡ参加６７病院のうち４８病院の届出を行い、令和３年４月からデータ提供を開始した。令和４年１０月には、新たに７病院を追加し、５５病院でデータ提供を行っている。次世代医療基盤法に基づき提供された医療情報のデータの利活用は、例えば、患者の特徴ごとの治療効果等の研究を行えば、患者の体質や既往歴等を踏まえた最適な医療の提供につながり、病気の前兆や初期症状から、病気が重篤化する前に治療開始ができるようになること等が期待されている。しかしながら、本取組に参加する機関が全国で１１９機関（令和６年２月末現在）と少ない中で、ＮＨＯが４６．２％を占めている。ＮＨＯとして、国が進める政策の実現に向けて、今後も取組を進めていくこととしている。		評定
				＜評価の視点＞ ・　国が推進しているパーソナル・ヘルス・レコード（ＰＨＲ）の国立病院機構における活用法について検討を進めているか。	６．パーソナル・ヘルス・レコード（ＰＨＲ）の活用法の検討 令和７年度からの運用開始に向けて国が基盤整備を進めている全国医療情報プラットフォーム（電子カルテ情報共有サービス（仮称））について、NHO 内電子カルテとの接続に向けてベンダとの調整を行うなど、令和４年度に完了したオンライン資格確認の導入に引き続いて、パーソナル・ヘルス・レコード（ＰＨＲ）の活用に向けた検討及び取り組みを進めた。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（２）大規模臨床研究の推進 病院ネットワークを活用したＥＢＭ推進のための大規模臨床研究を引き続き実施し、科学的根拠を確立するとともに、その研究成果を積極的に情報発信する。 第三期中期計画期間で構築した臨床研究支援体制を継続し、国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広く汲み上げ、研究成果の実用化・製品化という出口を見据えた医薬品・医療機器の開発に貢献する。	**（２）大規模臨床研究の推進** 病院ネットワークを活用したＥＢＭ推進のための大規模臨床研究については、採択した課題の研究においては、得られた成果を学会・論文などで発表し、医療の質の向上に資するとともに、国立病院機構のホームページで公開することで、広く情報発信し、臨床への還元を目指す。 平成２６年度以降に採択した課題の研究で継続しているものについては、本部が主導となり、着実に推進･運営する。 令和５年度においても介入研究を含め	＜評価の視点＞ ・　採択した課題の研究においては、得られた成果を学会・論文などで発表し、医療の質の向上に資するとともに、国立病院機構のホームページで公開し、広く情報発信し、臨床への還元を目指しているか。 ＜定量的指標＞ ・　英語論文掲載数	**（２）大規模臨床研究の推進** １．新型コロナワクチンの投与開始初期の重点的調査（コホート調査）等への対応 厚生労働科学研究「新規新型コロナワクチンを含むコホート調査並びに副反応シグナル調査」に参加し、ワクチンを接種した者を対象として、全国の調査対象者数の７８％、うちオミクロン株対応ワクチンについては７８％に当たる、延べ５４病院３，４３５人についてコホート調査を行った。そして接種に伴う副作用の報告などを行い、ワクチンの安全性や接種状況などの政府から国民への情報発信に当たってその中核を担った。 ２．ＮＨＯで計画・実施された臨床研究から構築されたエビデンスの情報発信 （１）令和５年度に論文や学会でなされた主な発表 ＮＨＯネットワーク共同研究 ・Effect of Maternal Egg Intake During the Early Neonatal Period and Risk of Infant Egg Allergy at 12 Months Among Breastfeeding Mothers: A Randomized Clinical Trial ・The effect of recent antirheumatic drug on features of rheumatoid arthritis-associated lymphoproliferative disorders （２）学会発表等による研究成果の情報発信 令和５年度においてもＮＨＯ全体で研究により得られた成果について、論文投稿や学会発表などにより以下のとおり情報発信を行った。 【情報発信件数】 令和４年度　　令和５年度 ・英文原著論文数：　延べ　２，７３８本　→　延べ　２，８６０本 ・和文原著論文数：　延べ　１，５４５本　→　延べ　１，６３４本 ・国際学会発表　：　延べ　６０７回　→　延べ　７３６回 ・国内学会発表　：　延べ　１２，００４回　→　延べ　１３，４１１回 令和５年度における英文原著論文のインパクトファクターの合計は１３，８４５点となり、１本当たりの平均は４．８４１点となった。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			課題を採択し、ＥＢＭ推進のための大規模臨床研究の質の向上を図る。 国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広く汲み上げる体制整備を推進するとともに、研究実施に向けた支援に取り組む。 民間企業とそれぞれ連携し、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究を進めていく。 研究成果を国内外に広く情報発信するため、英語論文掲載数の増加を目指す。		（３）国立病院総合医学会の開催 ＮＨＯ主催の国立病院総合医学会を、呉医療センターを学会長施設、広島西医療センターを副学会長施設として、「未来へ向かって ～日本の医療を支える国立病院機構～」をテーマに掲げ、令和５年１０月２０日から２１日にかけて熊本市において開催した。国立病院総合医学会を通じて、研究成果を公表するとともに、ＮＨＯの職員等に対し、学術研究の成果を発表する機会を与え、職員の自発的な研究の取組を奨励し、職員が行う研究レベルの向上を図り、また、研究者のみならず参加するＮＨＯ職員の活性化を目指した。 令和５年度においては、参加者数５，９２３名の盛大な学会となった。 ○シンポジウム、口演・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６７８題 ○ポスターセッション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１，６１０題 ○特別講演・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３講演 『膝を守る』 ・越智 光夫（広島大学 大学長） 『PMDA 最近の動向』 ・藤原 康弘（独立行政法人医薬品医療機器総合機構 理事長） 『スポーツで幸せな国へ』 ・二宮 清純（株式会社スポーツコミュニケーションズ 代表取締役） （４）電子ジャーナルの配信 最新の医学知見をもとに、根拠に基づいた医療サービスを患者に提供することを目的として、ＮＨＯの全ての病院で職員がインターネット経由で配信される医学文献を閲覧、全文ダウンロードすることができるように、本部において電子ジャーナル配信サービスの一括契約を行い、定期的に更新している。 毎月電子メールにより職員への周知を行った結果、ダウンロードされた医学文献数は令和５年度で１３，９８１件となった。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　平成２６年度以降に採択した課題の研究で継続しているものは、本部が主導となり、着実に推進・運営しているか。 ・　令和５年度においても介入研究を含め課題を採択し、ＥＢＭ推進のための大規模臨床研究の質の向上を図っているか。 ・　国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広く汲み上げる体制整備を推進するとともに、研究実施に向けた支援に取り組んでいるか。	３．ＥＢＭ推進のための大規模臨床研究の実施 一般医療を多く担っている日本最大の病院グループであるＮＨＯにおいて、豊富な症例と一定の質を確保することが可能という特徴を活かして、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立するため、平成１６年度から「ＥＢＭ推進のための大規模臨床研究」を開始している。 令和５年度においては、４課題について症例登録を進め、２課題について経過観察を行った。 これらの研究を実施することを通じて、各病院の診療の質の標準化を図るとともに、関係学会等で成果を公表した。 ４．ＮＨＯの臨床研究体制 （１）臨床研究体制 令和５年度も、国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広く汲み上げる体制整備を推進するとともに、研究実施に向けた支援に引き続き取り組んだ。 また、名古屋医療センターでは、自施設の臨床研究だけでなく、他施設をサポートするアカデミック臨床研究機関（ＡＲＯ）の機能を有している。 （２）ＮＨＯにおける臨床研究組織 ＮＨＯでは、実施症例数や、競争的外部資金の獲得額、論文発表数などの評価項目からなる臨床研究組織の活動評価に基づき、各施設の臨床研究組織の活動実績を点数化し、活動の実績に応じた研究費の配分や臨床研究組織の再構築、研究ネットワークグループ構築の指標として活用してきた。 また、時代の変革に合わせた新しい研究グループを構築するため、臨床研究組織の活動性が高い領域を中心に再編・統合することで、ネットワークグループを再構築した。 ○臨床研究組織の数　令和５年４月　令和６年４月 ・臨床研究センター　１０病院　１０病院 ・臨床研究部　７５病院　７５病院 ・臨床研究部（院内標榜）　４５病院　４５病院 （３）ＮＨＯネットワークの活動性の向上 各研究分野において最も活動実績の高い病院をグループリーダーとした１８分野の研究ネットワークグループを構築することにより、グループリーダー主導による質の高い臨床研究を実施している。 ＮＨＯネットワーク共同研究課題は臨床研究推進委員会（委員６名で構成されている共同研究課題の審査機関）の審査を経て採択され、研究を実施した。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定 年度計画の目標を達成した。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					【ＮＨＯネットワーク共同研究課題採択数と申請数】 令和４年度　３５／　６７課題（新規　９／３１課題、継続　２６／３６課題） 令和５年度　３４／　６８課題（新規　１４／４３課題、継続　２０／２５課題） （４）データセンターの活動 ＥＢＭ推進研究等の多施設共同研究事業等を支援・推進するため、本部内に設置した「データセンター」において、１名のデータマネージャーにより、令和５年度も引き続き臨床研究の支援を行った。 （５）臨床研究に精通した人材の育成 一般財団法人公正研究推進協会が提供する、研究倫理教育ｅラーニングプログラムであるＡＰＲＩＮ　ｅラーニングプログラム（ｅＡＰＲＩＮ教育研修プログラム）を活用し、研究者、倫理審査委員会の委員、研究機関の長、ＣＲＣ、事務局員等を対象として、ｅラーニングによる研究倫理等の教育を令和５年度も引き続き実施した。 平成３０年度からは、研究者を含め、ＣＲＣ、事務局等の研究活動に関わる全ての職員を対象に、ｅＡＰＲＩＮ教育研修プログラムの受講を毎年度必須としている。 【ｅＡＰＲＩＮ教育研修プログラム修了者数】 ２４，６３６名（うち研究者コース２０，６１３名、倫理審査委員会委員・研究機関の長コース９，８８８名、ＣＲＣコース１８，１８０名、事務局員・事務職員コース１８，５８６名、ＧＣＰ／治験コース５，５９９名、継続コース１９，６５３名） ※各コースの重複受講あり。		評定
				＜評価の視点＞ ・　民間企業とそれぞれ連携し、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究を進めているか。	５．外部機関との連携 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（ＡＭＥＤ）の「疾患特異的ｉＰＳ細胞の利活用促進・難病研究加速プログラム」において採択された京都大学の「指定難病を中心とした希少疾患ｉＰＳ細胞バンクの拡充に関する研究」に参画し、ドナーリクルート体制の整備を行った。 ６．臨床研究・治験に係る倫理の遵守 （臨床研究） 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」等のガイドラインを踏まえ、令和５年度も引き続き臨床研究等の推進を図った。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					①倫理審査委員会 　倫理的配慮の趣旨に沿って臨床研究等の推進を果たせるよう、全ての病院に倫理審査委員会を設置して、その審議内容等については、ガイドラインに沿って、病院のホームページ上に掲示するなど外部に公開している。 【倫理審査件数】 　令和４年度　６，５７５件　→　令和５年度　７，１９８件 ②臨床研究中央倫理審査委員会 　ＮＨＯが主導して行う臨床研究等の研究課題を中心に、臨床研究中央倫理審査委員会において審議を行い、ＮＨＯネットワーク共同研究の新規１０課題をはじめ、延べ１１９件の課題について審査を令和５年度に実施した。 ③認定臨床研究審査委員会 　平成３０年４月施行の臨床研究法に基づき、特定臨床研究を実施する者は、実施計画による特定臨床研究の実施の適否等について、厚生労働省が認定する臨床研究審査委員会（以下、認定臨床研究審査委員会）の審査を受けることが必要となった。 　認定臨床研究審査委員会は主に大学病院等で認定を受けており、ＮＨＯにおいては、令和６年３月３１日時点では、名古屋医療センターが認定臨床研究審査委員会の認定を受けており、令和５年度中に特定臨床研究等に係る新規課題５課題を含む延べ２１４件の審査を行った。 （治験） ①治験審査委員会 　質の高い治験を推進するため、治験を実施している全ての病院で治験審査委員会を設置し、その審議内容等については、法令に沿って、病院のホームページに掲示するなど、外部に公開している。 【治験等審査件数】 　令和４年度　２４，２８６件　→　令和５年度　２２，２０１件 ②中央治験審査委員会 　治験審査の効率化、迅速化を図るために本部に設置している中央治験審査委員会を毎月１回定期的に開催しており、令和５年度には、新規課題２８課題、安全性審査などを含む継続審査延べ７５８件について審議を実施した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（その他） ①研究利益相反（研究利益相反審査委員会）（ＣＯＩ審査委員会） 　臨床研究その他の研究を行う研究者、関係者、被験者及びＮＨＯ等を取り巻く利益相反の存在を明らかにすることによって、被験者の保護を最優先としつつ、ＮＨＯ及び研究者等の正当な権利を認め、社会の理解と信頼を得て、ＮＨＯの社会的信頼を守り、臨床研究その他の研究の適正な推進を図ることを目的として、令和５年度も引き続き、研究利益相反審査委員会を開催した。 【ＣＯＩ審査件数】 　令和４年度　４，１６７件　→　令和５年度　３，３９１件 ②動物実験委員会 　動物愛護の観点に配慮しつつ、科学的観点に基づく適正な動物実験等が実施されるよう、動物実験を実施した６病院全てにおいて、動物実験委員会を設置し適切に運営している。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（３）迅速で質の高い治験の推進 病院ネットワークを活用した共同治験や国際共同治験・医師主導治験を積極的に推進するとともに、症例集積性の向上やコスト適正化に取り組み、迅速で質の高い治験を実施する。	**（３）迅速で質の高い治験の推進** 迅速で質の高い治験を実施するため、本部において、治験実施病院の実態を詳細に把握し、必要な病院に対しては指導・支援を実施するとともに、国際共同治験や医師主導治験を推進する。 ＮＨＯＣＲＢ（中央治験審査委員会）における審査を円滑に実施し、ＮＨＯＣＲＢに係る契約事務等の業務を本部の治験管理室（治験ネットワーク事務局）へ集約化する。 治験実施計画に応じた治験経費の最適化に向けて、関係団体と協議を続ける。	＜評価の視点＞ ・　迅速で質の高い治験を実施するため、本部において、治験実施病院の実態を詳細に把握し、必要な病院に対しては指導・支援を実施するとともに、国際共同治験や医師主導治験を推進しているか。 ・　ＮＨＯＣＲＢに係る契約事務等の業務を本部の治験管理室（治験ネットワーク事務局）へ集約化しているか。	**（３）迅速で質の高い治験の推進** １．ＮＨＯにおける治験実施体制の確立 ＮＣＤＡ等の診療情報データベースを参加意向調査などに活用するとともに、本部で治験の実施状況を継続的にモニタリングし、施設に対して進捗に関する指導や助言を行った結果、新規課題数は２０３課題となった。また、令和５年度の企業から依頼された治験実施症例数は４，６２９例となり、令和４年度の実績を超える成果を収めた。 （１）本部 治験審査の効率化、迅速化を図ることを目的として平成２０年度より中央治験審査委員会（ＮＨＯＣＲＢ）を本部に設置しており、毎月１回定期的に開催した。令和５年度には、新規課題２８課題、安全性審査などを含む継続審査延べ７５８件についての審議を実施した。 ＮＨＯＣＲＢの設置により、多施設共同治験を実施するに当たっての一括審査が可能になり、同一治験の、倫理審査、費用、契約等の病院間のバラつきが排除され、参加病院全体で迅速かつ効率的な治験を実施することが可能となった。また、各病院と治験依頼者の事務手続きの負担軽減や、治験期間の短縮が可能な体制を整えた。 （２）病院 各病院の企業への請求費用の実績に応じて、常勤の治験・臨床研究コーディネーター（ＣＲＣ）の定員化・再配置を行い、組織的な治験受入体制を整備している。 ・常勤ＣＲＣ配置病院数 令和４年度　７０病院　→　令和５年度　７０病院 ・常勤ＣＲＣ数 令和４年度　２４０名　→　令和５年度　２４１名 （３）病院に対する本部の実施支援 治験等受託研究の進捗状況の確認、請求管理等の機能を有する「治験管理システム」を全病院に導入している。本部では、病院の治験進捗状況を把握し、情報を集約することが可能となり、進捗が進んでいない治験課題について、病院に対して指導・支援を行っている。また、病院では、治験管理システムに症例毎の進捗を入力することで、請求処理が可能となり、治験会計の効率化を図っている。 （４）ワンストップサービス ＮＨＯの治験実施体制整備の一環として、中央治験審査委員会で審議される治験に関して、「ワンストップサービス（本部が各病院と治験依頼者との契約を一括で取りまとめるサービス）」により、治験依頼者との窓口を本部に一本化している。契約書や同意	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定 （　　）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			治験の進捗状況を随時把握するシステムを活用して本部により各病院の進捗管理を行い、治験実施期間の短縮及び症例集積性の向上を図る。	＜評価の視点＞ ・　治験実施計画に応じた治験経費の最適化に向けて、関係団体と協議を続けているか。 ・　治験の進捗状況を随時把握するシステムを活用して本部により各病院の進捗管理を行い、治験実施期間の短縮及び症例集積性の向上を図っているか。	説明文書等が課題ごとに統一化されることで、治験依頼者並びに病院の業務の効率化等が図られており、令和５年度は、本部で新規課題２８課題、延べ７８病院の契約を締結した。 ２．治験費用の最適化 ＮＨＯにおいては、平成２４年度より「Ｐｅｒｆｏｒｍａｎｃｅ Ｂａｓｅｄ Ｐａｙｍｅｎｔ（治験の進捗状況に応じた実績払い）」を導入し、平成２９年度には、治験経費の算定方法を改定した。令和５年度においても当該算定方法に基づき、治験ごとに治験依頼者と協議、合意の上、費用を算定している。 ３．治験実績 （１）治験実施症例数及び治験等受託研究に係る請求金額 ○治験取組状況 ・新規治験 令和４年度　２０７課題　→　令和５年度　２０３課題 ・企業から依頼された治験 令和４年度　３，９８２例　→　令和５年度　４，６２９例 （１，３４７課題）　（１，５０７課題） （うち国際共同治験） 令和４年度　２，２０３例　→　令和５年度　２，６６４例 （うち国内治験） 令和４年度　１，７７９例　→　令和５年度　１，９６５例 ・医師主導治験 令和４年度　１８４例　→　令和５年度　１７６例 （６４課題）　（６６課題） ・製造販売後臨床試験 令和４年度　２２８例　→　令和５年度　２１１例 ○治験等受託研究に係る請求金額 令和４年度　４８．０億円　→　令和５年度　４９．４億円	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（２）本部が紹介、契約を行う治験 ＮＣＤＡ等の診療情報データベースを参加意向調査などに活用している。 治験に関する連絡・調整を行う治験ネットワークを利用し、本部より各医療機関に対して治験概要を配信し、病院の情報及び参加意向を取りまとめて、治験依頼者に情報提供している。 ・治験依頼者より本部に依頼があり、実施可能な病院を紹介した治験 令和４年度　７８課題　→　令和５年度　８２課題 （３）ＮＨＯ職員が主任研究者の主な医師主導治験 ○「切除不能進行・再発小腸癌患者に対するベバシズマブ併用ＦＯＬＦＯＸ療法の第Ⅱ相多施設共同二重盲検ランダム化比較試験」（岡山医療センター） （４）企業に対するＰＲ等 本部のホームページの内容を更新し、令和５年度も引き続き各病院の治験実施体制等の情報提供を進めた。令和元年度より、治験依頼者向けに「ＮＨＯＣＲＢ手続きの手引き」を作成し、ＮＨＯＣＲＢ利用促進に向けた情報提供も行っている。 令和５年度版治験推進室パンフレット（ＮＨＯにおけるネットワークを活用した治験の取組）等を日本製薬工業協会等へ配布するなどして、引き続きＮＨＯの取組について理解を求めた。 製薬会社７社とパートナーシップ契約を締結しており、令和５年度も定期的にミーティングを開催し、治験促進に向けた意見交換を行った。 令和５年度の依頼者面談数は６２件であった。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（４）先進医療技術の臨床導入の推進 先端的研究機関との研究協力・連携を推進し、先進医療技術の臨床導入を推進するとともに、その結果を公表する。 また、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させる。 加えて、国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のＩＴ化への対応に向けて積極的に貢献する。	**（４）先進医療技術の臨床導入の推進** 先端的研究機関との研究協力・連携を推進し、先進医療技術の臨床導入を進めるための検討に取り組む。 加えて、国の工程表に基づく医療情報政策の事業の実施など、医療のＩＴ化への対応に向けて積極的に貢献する。	＜評価の視点＞ ・　先端的研究機関との研究協力・連携を推進し、先進医療技術の臨床導入を進めるための検討に取り組んでいるか。	**（４）先進医療技術の臨床導入の推進** １．高度先端医療技術の臨床導入等 高度先端医療技術の開発及び臨床導入について、令和５年度は以下のとおり先進医療を実施している。これらについては、ホームページ等で公表している。 ○先進医療Ａ：　２技術、延べ　２病院 ○先進医療Ｂ：　１１技術、延べ　１３病院 平成２９年１１月には「筋ジストロフィー心筋障害に対するＴＲＰＶ２阻害薬内服療法」が先進医療Ｂに承認された。 ・ＴＲＰＶ２阻害薬経口投与療法　心不全（十三歳以上の患者に係るものであって筋ジストロフィーによるものに限る。）（大阪刀根山医療センター） 厚生労働省に先進医療の届出を行い、先進医療技術審査部会において有効性安全性が審議された結果、平成２９年１１月に先進医療Ｂに「適」とされ、令和２年度には、国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターも含めた１５病院が実施医療機関として登録された。 すでに症例登録は終了しているが、令和４年度においても引き続き、データの解析を行うとともに、結果解析を進めている。 ２．職務発明の権利化の推進 高度先端医療技術の開発等を推進するために、ＮＨＯで実施された職務発明について権利化を進めており、令和５年度においては、１１件の発明が届けられ、５件の特許出願を行った（企業等との共同出願も含む）。 また、ＮＨＯと企業等とで共同で特許出願を行っていた案件のうち、令和５年度に１４件の特許権設定登録、１件の実用新案登録を受けた。 ※特許出願を行った発明 ○MuSK を標的とする新規化合物及びその用途（長崎川棚医療センター） ○脂質組成物および医薬組成物（呉医療センター） ○人工内耳装用効果予測装置及び予測方法（東京医療センター） ○シューティンの機能阻害による癌細胞の浸潤および増殖の抑制（大阪医療センター） ○内径動脈狭窄症例に対する狭窄進行抑制としての P2X4 阻害薬（京都医療センター）	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					※特許権設定登録を受けた発明（※外国出願等により複数国設定登録されたものを含む） ○乾燥血液試料保存基材（肥前精神医療センター）【日本】 ○生体情報取得装置（呉医療センター）【日本】 ○前脳型の神経前駆細胞の製造方法、分化用培地、及び、前脳型の神経前駆細胞（大阪医療センター）【日本】 ○抗原固相化デバイス（長崎川棚医療センター）【日本】 ○最終到達身長算出装置及び筋肉・内臓年齢評価装置（西別府病院）【日本】 ○内視鏡処置具（呉医医療センター）【日本】 ○深紫外線殺菌装置（仙台医療センター）【日本】 ○被験者の状態を推定するためのコンピュータシステム、方法、およびプログラム（大阪南医療センター）【日本】 ○評価システム、オゾン発生器、加湿器、電子看板システム、及び情報提供システム（仙台医療センター）【日本】 ○オゾン検知システム及びオゾン発生器（仙台医療センター）【日本】 ○悪性リンパ腫又は白血病の罹患の有無の判別方法並びに白血病の治療及び/又は予防のための薬剤　（名古屋医療センター）【日本】 ○直腸切離補助器具（南和歌山医療センター）【日本・実用新案】 ○細胞培養培地及びそれを用いた培養方法【中国】 ○２－［５－（イミダゾール－１－イルメチル）ピリジン－３－イル］ベンズイミダゾール誘導体化合物、及び、これを含む医薬（京都医療センター）【中国・香港】		評定
				＜評価の視点＞ ・　国の工程表に基づく医療情報政策の事業の実施など、医療のＩＴ化への対応に向けて積極的に貢献しているか。	３．医療のＩＴ化への対応 マイナンバーカードの保険証利用（以下、マイナ保険証利用）や電子処方箋の導入等の医療ＤＸの推進に向けては、国から率先した対応が求められているところ、本部から各病院に通知を発出の上、説明会を実施して、具体的な取り組みについて提示しながら積極的な対応を求めるなど、推進に向けて取り組んでいる。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（５）臨床研究や治験に従事する人材の育成 国際水準の臨床研究や迅速で質の高い治験を推進するため、ＣＲＣ、臨床研究を実施する医師等を対象とした研修を実施し、他の設置主体も含めた臨床研究や治験に精通する医療従事者を育成する。 職員が筆頭著者の英語原著論文を対象に表彰制度を創設し、高いモチベーションを維持しながら臨床研究に取り組める環境を整える。	**（５）臨床研究や治験に従事する人材の育成** ＣＲＣ養成研修、臨床研究を実施する医師等を対象とした臨床研究デザインや生物統計に関する研修及びＩＲＢ等委員を対象とした研修を実施し、他の設置主体も含めた臨床研究や治験に精通する医療従事者等を育成する。 国立病院機構優秀論文表彰を通じて職員の筆頭著者の英語原著論文への取組を奨励し、高いモチベーションを維持しながら臨床研究に取り組める環境を整える。	＜評価の視点＞ ・　ＣＲＣ養成研修、臨床研究を実施する医師等を対象とした臨床研究デザインや生物統計に関する研修及びＩＲＢ等委員を対象とした研修を実施し、他の設置主体も含めた臨床研究や治験に精通する医療従事者等を育成しているか。 ・　国立病院機構優秀論文表彰を通じて、職員の筆頭著者の英語原著論文への取組を奨励し、高いモチベーションを維持しながら臨床研究に取り組める環境を整えているか。	**（５）臨床研究や治験に従事する人材の育成** １．質の高い治験・臨床研究を推進するための研修会等の実施 （１）質の高い治験・臨床研究をするための研修会等 令和５年度は、初級者ＣＲＣ及びＣＲＣ実務者研修、治験事務担当、臨床研究を実施する医師、治験審査委員・臨床研究倫理審査委員等を対象とした中核となる人材の養成のための研修を、６回、８日間の日程で開催された。特に初級者ＣＲＣ研修については、日本臨床薬理学会認定ＣＲＣの認定要件であるＣＲＣ養成研修会の指定を満たす形で、３日間の日程でＷｅｂ形式にて開催し、計５８名が参加し、そのうち３名はＮＨＯ以外からも受け入れた。 （２）倫理審査委員会の委員を対象とした研修（再掲） 一般財団法人公正研究推進協会が提供する、研究倫理教育ｅラーニングプログラムであるＡＰＲＩＮ　ｅラーニングプログラム（ｅＡＰＲＩＮ教育研修プログラム）を活用し、研究者、倫理審査委員会の委員、研究機関の長、ＣＲＣ、事務局員等を対象として、ｅラーニングによる研究倫理等の教育を令和５年度も引き続き実施した。 平成３０年度からは、研究者を含め、ＣＲＣ、事務局等の研究活動に関わる全ての職員を対象に、ｅＡＰＲＩＮ教育研修プログラムの受講を毎年度必須としている。 【ｅＡＰＲＩＮ教育研修プログラム修了者数】 ２０，６１３名（うち研究者コース２０，６１３名、倫理審査委員会委員・研究機関の長コース９，８８８名、ＣＲＣコース１８，１８０名、事務局員・事務職員コース１８，５８６名、ＧＣＰ／治験コース５，５９９名、継続コース１９，６５３名） ※各コースの重複受講あり。 （３）ＮＨＯ優秀論文の表彰 令和５年度においては、令和２年度以降新型コロナウイルス感染症の影響などから表彰を行っていなかった分も含め、令和元～４年度にＮＨＯの職員が筆頭筆者として発表した英文原著論文の中から優秀論文を選定し表彰を行った。 【各年度の最優秀論文】 ○　Masayuki Tahara, Tomoko Oeda, Kazumasa Okada, Takao Kiriyama, Kazuhide Ochi, Hirofumi Maruyama, Hikoaki Fukaura, Kyoichi Nomura,Yuko Shimizu, Masahiro Mori, Ichiro Nakashima, Tatsuro Misu, Atsushi Umemura, Kenji Yamamoto, Hideyuki Sawada. Safety and efficacy of rituximab in neuromyelitis optica spectrum disorders (RIN-1 study): a multicentre, randomised, double-blind, placebo-	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					controlled trial. Lancet Neurol. 2020 Apr;19(4):298-306. ○ Hiromichi Wada , MD, PhD; Masahiro Suzuki , MD, PhD; Morihiro Matsuda, MD, PhD; Yoichi Ajiro , MD, PhD;Tsuyoshi Shinozaki , MD, PhD; Satoru Sakagami, MD, PhD; Kazuya Yonezawa, MD, PhD; Masatoshi Shimizu, MD, PhD;Junichi Funada, MD, PhD; Takashi Takenaka, MD, PhD; Yukiko Morita, MD, PhD; Toshihiro Nakamura, MD, PhD;Kazuteru Fujimoto, MD, PhD; Hiromi Matsubara, MD, PhD; Toru Kato, MD, PhD; Takashi Unoki, MD;Daisuke Takagi, MD; Kyohma Wada, MD; Miyaka Wada; Moritake Iguchi, MD, PhD; Nobutoyo Masunaga, MD;Mitsuru Ishii, MD; Hajime Yamakage, ME; Toru Kusakabe, MD, PhD; Akihiro Yasoda, MD, PhD; Akira Shimatsu, MD, PhD;Kazuhiko Kotani, MD, PhD; Noriko Satoh-Asahara, MD, PhD; Mitsuru Abe, MD, PhD; Masaharu Akao, MD, PhD;Koji Hasegawa, MD, PhD; for the ANOX Study Investigators. Impact of Smoking Status on Growth Differentiation Factor 15 and Mortality in Patients With Suspected or Known Coronary Artery Disease: The ANOX Study. J Am Heart Assoc. 2020 Nov 17;9(22):e018217. ○ Takahiko Yasuda, Masashi Sanada, Masahito Kawazu, Shinya Kojima, Shinobu Tsuzuki, Hiroo Ueno, Eisuke Iwamoto,Yuka Iijima-Yamashita, Tomomi Yamada, Takashi Kanamori, Rieko Nishimura, Yachiyo Kuwatsuka, Satoru Takada,Masatsugu Tanaka, Shuichi Ota, Nobuaki Dobashi, Etsuko Yamazaki, Asao Hirose, Tohru Murayama, Masahiko Sumi,Shinya Sato, Naoyuki Tange, Yukinori Nakamura, Yuna Katsuoka, Emiko Sakaida, Toyotaka Kawamata, Hiroatsu Iida,Yuichi Shiraishi, Yasuhito Nannya, Seishi Ogawa, Masafumi Taniwaki, Norio Asou, Yoshihiro Hatta, Hitoshi Kiyoi,Itaru Matsumura, Keizo Horibe, Hiroyuki Mano, Tomoki Naoe, Yasushi Miyazaki, and Fumihiko Hayakawa. Two novel high-risk adult B-cell acute lymphoblastic leukemia subtypes with high expression of CDX2 and IDH1/2 mutations. Blood. 2022 Mar 24;139(12):1850-1862. ○ Maho Suzukawa , Ken Ohta , Yuma Fukutomi , Hiroya Hashimoto ,Takeo Endo , Masahiro Abe , Yosuke Kamide , Makoto Yoshida , Yoshihiro Kikuchi ,Toshiyuki Kita , Kenji Chibana , Yasushi Tanimoto , Kentaro Hyodo , Shohei Takata ,Toshiya Inui , Masahide Yasui , Yoshinori Harada , Toshio Sato , Yumi Sakakibara ,Yoshiaki Minakata , Yoshikazu Inoue , Shinji Tamaki , Tsutomu Shinohara ,Kazutaka Takami , Motofumi Tsubakihara , Masahide Oki , Kentaro Wakamatsu ,Masahide Horiba , Gen Ideura , Koko Hidaka , Akiko M. Saito ,Nobuyuki Kobayashi , Masami Taniguchi. Classifications of moderate to severe asthma phenotypes in Japan and analysis of serum biomarkers: A Nationwide Cohort Study in Japan (NHOM Asthma Study). Allergol Int. 2023 Jan;72(1):63-74.		評定

４．その他参考情報
特になし

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－３	教育研修事業		
業務に関連する政策・施策	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 医療従事者の資質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第３条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
職種毎の実習生の延べ受入日数（計画値）	前年度より増加		医師・歯科医師 22,417 人日 看護師 434,000 人日 その他職種 96,011 人日	医師・歯科医師 20,233 人日 看護師 430,159 人日 その他職種 88,713 人日	医師・歯科医師 10,625 人日 看護師 243,903 人日 その他職種 66,188 人日	医師・歯科医師 16,477 人日 看護師 284,114 人日 その他職種 80,216 人日	医師・歯科医師 23,448 人日 看護師 309,672 人日 その他職種 91,540 人日
職種毎の実習生の延べ受入日数（実績値）		医師・歯科医師 22,417 人日 看護師 434,000 人日 その他職種 96,011 人日	医師・歯科医師 20,233 人日 看護師 430,159 人日 その他職種 88,713 人日	医師・歯科医師 10,625 人日 看護師 243,903 人日 その他職種 66,188 人日	医師・歯科医師 16,477 人日 看護師 284,114 人日 その他職種 80,216 人日	医師・歯科医師 23,448 人日 看護師 309,672 人日 その他職種 91,540 人日	医師・歯科医師 25,523 人日 看護師 351,094 人日 その他職種 101,579 人日
達成度			医師・歯科医師 90.3% 看護師	医師・歯科医師 52.5% 看護師	医師・歯科医師 155.1% 看護師	医師・歯科医師 142.3% 看護師	医師・歯科医師 108.8% 看護師

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
予算額（千円）	8,248,936	5,960,528	6,784,270	5,991,950	6,109,522
決算額（千円）	7,697,971	5,872,902	6,001,433	6,372,447	6,323,504
経常費用（千円）	7,739,448	7,044,723	7,354,100	7,209,114	6,810,942

			99.1% その他職種 92.4%	56.7% その他職種 74.6%	116.5% その他職種 121.2%	109.0% その他職種 114.1%	113.4% その他職種 111.0%							
	地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数 （計画値）	前年度より増加		3,795 件	3,180 件	631 件	1,057 件	1,049 件		経常利益 （千円）	▲2,501,751	▲1,823,542	▲2,371,412	▲2,086,839	▲2,037,649
	地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数 （実績値）		3,795 件	3,180 件	631 件	1,057 件	1,049 件	1,261 件		行政コスト （千円）	7,811,454	7,132,517	7,358,247	7,241,073	6,814,211
	達成度			83.8%	19.8%	167.5%	99.2%	120.2%		従事人員数 （人）	62,226 （※注①）	62,581 （※注①）	62,946 （※注①）	62,555 （※注①）	62,481 （※注①）
	地域住民を対象とした研修会の開催件数 （計画値）	前年度より増加		1,402 件	1.401 件	287 件	309 件	451 件							
	地域住民を対象とした研修会の開催件数 （実績値）		1,402 件	1.401 件	287 件	309 件	451 件	566 件							
	達成度			99.9%	20.5%	107.7%	146.0%	125.5%							
	特定行為研修修了者数 （計画値）	前年度より増加		16 人	31 人	59 人	90 人	135 人							
	特定行為研修修了者数 （実績値）		16 人	31 人	59 人	90 人	135 人	164 人							
	達成度			193.8%	190.3%	152.5%	150.0%	121.5%							

注）①従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
３　教育研修事業 様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用し、医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を含め、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施し、我が国の医療の質の向上に貢献すること。 また、看護師等養成施設については、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえた上	**３　教育研修事業** 様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院ネットワークを活用し、医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）に貢献しつつ、卒後においても国立病院機構の特色を活かした臨床研修プログラムやキャリアパス制度により、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施する。	**３　教育研修事業**			＜評定と根拠＞ 評定：Ａ （自己評定Ａの理由） ・　下記理由により、定量的指標について、達成度が１００％以上であり、定量的指標以外の目標についても特に良好な結果を得た。 ○　ＮＨＯの病床数の全国に占める割合については、令和６年４月１日時点で、重症心身障害３６．９％、筋ジストロフィー９３．７％、結核３０．４％、医療観察法４８．５％と高い割合となっていることから、各々、全国トップの症例数を集積することができる。これらを活用することにより、医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を含め、質の高い医療従事者の育成を行っている。令和５年度の職種毎の実習生の延べ受入日数は医師・歯科医師２５，５２３人日、看護師３０９，６７２人日、その他職種１０１，５７９人日となり、達成度はそれぞれ１０８．８％、１０９．０％、１１１．０％となった。 ○　当機構病院では、新型コロナにおける対応等の経験を還元する場として、地域の医療従事者向けの研修会や近隣の障害者施設や高齢者施設への出張講座を開催するなどしており、令和５年度は地域の医療従事者等や地域住民のニーズを踏まえた医療情報発信に努めた結果、地域の医療従事者を対象とした研修会の開催件数は１，２６１件、地域住民を対象とした研修会の開催研数は５６６件となり、達成度はそれぞれ１２０．２％、１２５．５％となった。	評定	Ａ ＜評定に至った理由＞ Ⅰ．主な目標の内容 厚生労働省が示す「医療の提供体制の確保に関する基本方針」では、医療提供者は、患者本位の医療という理念を踏まえつつ、医師とその他の医療従事者がそれぞれの専門性を発揮しながら協力してチーム医療を推進していくことはもとより、地域において、医療連携体制の構築にも積極的に協力していくことが定められている。 また、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第 86 号）において、病院等の開設者の責務として、専門知識と技能を向上させ、看護師等に対する臨床研修その他の研修を実施するとともに、看護師等が自ら研修を受ける機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。 中期目標・中期計画では、様々な診療機能を持つ国立病院機構のネットワークを活用することにより、独自のプログラムに基づく質の高い医療従事者の育成を行うとともに、キャリア形成を支援することとされている。また、地域医療の質の向上に貢献するため、地域の医療従事者や患者、地域住民を対象とした研修会等を積極的に開催し、医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育を実施、医療従事者の育成に貢献することとされている。 (1)質の高い医療従事者の育成・確保 (2)地域医療に貢献する研修事業の実施 (3)卒前教育の実施 また、年度計画において、定量的指標として「職種毎の実習生の延べ受入日数」、「地域の医療従事者を対象とした研修会の開催件数」「地域住民を対象とした研修会の開催件数」、「特定行為研修修了者数」について前年度より増加することと設定している。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	で、必要に応じて見直しを行うこと。 　さらに、今後の医療の高度化・複雑化を支えるために、国においても特定行為に係る看護師の育成を進めている中で、機構においては、当該政策の推進に貢献することに加え、チーム医療の推進及びタスク・シフティング、タスク・シェアリングによる医師の負担軽減を図る観点からも、高度な看護実践能力を持つ看護師の育成を引き続き推進すること。					○　高度な判断能力と実践能力をもつ特定行為を実施できる看護師の育成は、スキルミックスによるチーム医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフティング、タスク・シェアリングにも資するため、医療の質の向上につながる。令和５年度においては、３病院が新た特定行為研修指定研修機関となり、機構全体で３８病院（全国の指定研修機関４１２施設の９．２％）が指定研修機関となった。また、制度理解を深めるための説明会を開催するなどの取組を行い、指定研修機関との連携により自施設での実地研修が可能となる協力施設は４６病院となった。また、指定研修機関と協力施設のマッチングや新たに研修担当者を専従配置できる仕組みを創設するなど、研修の受講機会を拡大する取組や研修の充実を図る取組を行い、令和５年度特定行為研修修了者は目標を２９名回る１６４名（達成度：１２１．５％）となった。さらに、令和５年度「特定行為研修の組織定着化支援事業」に４病院が参画し、概ね３年目以上の看護師が特定行為研修の共通科目をｅラーニングにより受講できるよう整備し、特定行為研修への受講に繋げる取組を行っている。外部からの受講生の受入も徐々に拡大しており、広島西医療センターなどでは、他設置主体の訪問看護ステーション職員の研修受入・研修修了者のフォローアップ研修を行うなど、国が推進している在宅領域における特定行為研修修了者の養成及び地域の医療提供体制構築にも大きく貢献している。 　また令和２年度より厚生労働省委託事業の「看護師の特定行為に係る指導者育成事業実地団体」に毎年指定されており、令和５年度は指導者講習会を５回実施した。応募倍率は２．０倍であり、研修受講生は合計２３４名（内訳：ＮＨＯ内１６１名、ＮＨＯ外７３名）であり、指導者育成に貢献した。 ＜課題と対応＞ 　特になし。	評定 Ⅱ．目標と実績の比較 指標　達成度 特定行為研修修了者数　121.5% 地域の医療従事者を対象とした研修会の開催件数　120.2% 地域住民を対象とした研修会の開催件数　125.5% 職種毎の実習生の延べ受入日数 医師･歯科医師　108.8% 看護師　113.4% その他職種　111.0% とすべての指標において、目標値を大きく上回っている。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（１）質の高い医療従事者の育成・確保 **①　質の高い医師の育成・キャリア形成支援** 様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院ネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な医師の育成を行う。臨床研修終了後の医師が各病院において実施する専門分野の研修である専修医制度及び平成３０年４月から開始された新たな後期臨床研修医制度である新専門医制度における研修コースや研修プログラムの更なる充実を図り、良質な医師を育成する。	**（１）質の高い医療従事者の育成・確保** **①　質の高い医師の育成・キャリア形成支援** 国立病院機構のネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施する。 臨床研修終了後の医師を対象とした新たな専門医制度の専門研修プログラムへの取組を、大学病院や地域の協力病院等との連携により進めるとともに、各病院において実施する専門分野の研修である専修医制度に関しては、新たな専門医制度の状況を注視しつつ継続する。 また、機構病院の若手医	＜評価の視点＞ ・　国立病院機構のネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施しているか。	**（１）質の高い医療従事者の育成・確保** **①　質の高い医師の育成・キャリア形成支援** １．病院ネットワークを活用した質の高い医師の育成 国に指定された基幹型臨床研修病院及び協力型臨床研修病院において、初期研修医の育成を行っており、多くの臨床研修医の育成を引き続き行った。 また、初期臨床研修修了後の専門領域の研修システム（いわゆる後期臨床研修）の構築に我が国でいち早く着手し、平成１８年度からＮＨＯ独自の取組として「ＮＨＯ専修医制度」の運用を行っており、専修医等の育成を行った。 （１）良質な医師を育てる研修について 初期研修医・専攻医など医師や専門医を目指す医師を対象として、ＮＨＯのネットワークを活用し、各領域の専門性に秀でた指導医が講師を務め、講義と技術習得を組み合わせたセミナー形式の実地研修である「良質な医師を育てる研修」を引き続き開催している。 ＜研修事例＞ ・「神経・筋（神経難病）診療中級研修」 ・「センスとスキルを身につけろ！未来を拓く消化器内科セミナー」 ・「病院勤務医に求められる総合内科診療スキル 」 ・「肺結核・非結核性抗酸菌症・真菌症－ＮＨＯのノウハウを伝える研修」 ・「ＮＨＯ-ＪＭＥＣＣ指導者講習会」 ・「呼吸器に関する研修」 ・「循環器に関する研修」 ・「小児疾患に関する研修」 （２）重症心身障害児（者）医療に関する研修について 「重症心身障害児（者）に関する研修」においては、重症心身障害児（者）医療に携わる医師や関心のある医師（大学病院等に所属する医師を含む）を対象に研修を行っている。本研修においては、参加者のスキルアップを図るため、実際の医療機器を用いて呼吸管理を学ぶハンズオンセミナーや、臨床上の課題である意思決定・臨床倫理についてのグループワークなどを実施し、重症心身障害医療に携わる医師の育成や確保に努めている。令和５年度においては、１１名の参加があった。	年度計画の目標を達成した。	評定 Ⅲ．その他考慮すべき要素 (1)質の高い医療従事者の育成･確保について 令和5年度においては、3病院が新たに特定行為研修指定研修機関となり、指定研修機関との連携により自施設での実施研修が可能となる協力施設の拡大に取り組む等、法人として特定行為を実施できる看護師育成のための体制を整備する等、必要な指導者育成に貢献したことを評価する。 (2)地域医療に貢献する研修事業の実施について 数多くの病院が新型コロナ対応を行っているという国立病院機構の特性を生かし、蓄積された知見を活用し、新型コロナの感染拡大防止や対応能力の向上を図るため、地域の医療機関･介護施設等を対象として、国立病院機構の知見を活用した感染症対応にかかる研修（COVID-19研修）を実施するなど地域の医療機関における対応能力向上に努めたことや地域の医療従事

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		国立病院機構の病院に所属する若手医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他の国立病院機構の病院でより専門的な分野について修練できる制度（ＮＨＯフェローシップ）を推進する等により、キャリア形成を支援する。	師を対象としたキャリア支援のための情報発信を行うことにより、キャリア形成を支援する。 機構病院の若手医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他の機構病院でより専門的な分野について修練できる制度（ＮＨＯ フェローシップ）を推進する等により、キャリア形成を支援する。		（３）病院運営におけるリーダー育成共同宿泊研修の実施 卒後１５年以上の医師は、診療の中核を担うとともに、チーム医療、医療安全、地域医療連携など病院運営に積極的に関わることが求められ、多職種との連携が重要となる。看護職等の医療職、事務職も同様であり、これらが職種を越えてリーダーシップを発揮し、協働することが医療の向上には重要であることから、平成２３年度より病院におけるリーダー育成を目的とした研修を実施している。令和５年度においては、４７名の参加があった。 （４）若手医師を対象とした研究発表をサポートする「若手医師フォーラム」の開催 ＮＨＯの若手医師の臨床研究及び研究発表を推進する目的で、国立病院総合医学会において若手医師の研究発表の場である「若手医師フォーラム」を引き続き開催している。 令和５年度は全国より１３演題が集まり、その中から審査にて優秀と評価された８演題は、特別セッションで英語による口演発表を行い、最優秀演題２題が選ばれた。 （５）「医師育成・教育委員会」の開催 平成２２年９月に医師の知識・技術の向上とキャリア形成の支援を目的として設置された「医師キャリア支援検討委員会」の下に「医師育成・教育委員会」を設け、令和５年度は、オンラインにて計２回開催し、研修医・専攻医の研修内容の充実を図った。また、専修医修了者として１名を新たに認定した。 【主な検討内容】 ・初期研修医のマッチング結果について ・新専門医制度への対応、各病院の専攻医の登録状況の共有について ・国立病院総合医学会「若手医師フォーラム」の開催について ・今後の専修医制度のあり方について ・臨床実習後共用試験（ＯＳＣＥ）について		評定 者向けの研修会や近隣の障害者施設や高齢者施設への出張講座を開催するなど、地域全体での感染拡大防止に貢献したことを評価する。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　臨床研修終了後の医師を対象とした新たな専門医制度の専門研修プログラムへの取組を、大学病院や地域の協力病院等との連携により進めている。	２．ＮＨＯの病院を中心とする独自の臨床研修及びレジデントの育成 （１）初期研修医の積極的な受入 国に指定された基幹型臨床研修病院及び協力型臨床研修病院において、初期研修医の育成を行っており、令和５年度においては基幹型で５４の病院、協力型で１２６の病院（一部基幹型臨床研修施設を含む）が指定を受けている。また、初期研修医の受入数は基幹型で毎年度８８３人、協力型で１３２人を受入れた。 令和６年度に研修を開始する初期研修医の臨床研修マッチング結果は、全国の臨床研修病院がマッチ数８，９６８名、マッチ率９０．５％であるのに対し、ＮＨＯはマッチ数４３１名、マッチ率９０．９％となった。 （２）新専門医制度への対応 平成３０年度から開始されたいわゆる新専門医制度に対応するため、ＮＨＯにおいても平成３０年度より日本専門医機構の認める専門医取得を目指す若手医師である専攻医が安心して研修ができる環境を整えた。例えば、基幹施設（基本領域の専門研修プログラムを有する等一定の基準を満たした病院）を目指す病院では、内科領域で受講が必須となるＪＭＥＣＣ（Ｊａｐａｎｅｓｅ　Ｍｅｄｉｃａｌ　ＥｍｅｒｇｅｎｃｙＣａｒｅ　Ｃｏｕｒｓｅ）を自院で開催し、早期から指導者を育成するため、平成２６年度からＮＨＯ－ＪＭＥＣＣ指導者講習会を開催した。令和５年度においては、全国のＮＨＯ病院より１８名が参加した。さらに、指導者となった医師が講師を務めるＮＨＯ－ＪＭＥＣＣについて、令和５年度においては３４件（対前年比６件増）開催した。 基本領域となる１９領域については、国民に標準的で適切な診断・治療を提供できる専門医を育成できるよう、各病院が多くの領域で魅力溢れるプログラムを作成し、令和５年度においては、４９病院が基幹施設として、１７領域１１９プログラム の認定を受けている。また、１０３病院が連携施設として、大学病院や地域の協力病院等と連携し、専門研修を実施している。	年度計画の目標を達成した。	評定 Ⅳ．評価 「特定行為研修修了者数」の達成度は121.5%と目標値を上回っていることを評価する。 また、「地域の医療従事者を対象とした研修会」については、地域全体での感染拡大防止に貢献したことを高く評価する。 さらに、「職種毎の実習生の延べ受入日数」については、他の受入先では引き続き受入を制限する中、前年度を大きく上回る受入日数とし、新型コロナへの対応による経験、様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院ネットワークを活用し、医療従事者を目指す学生に対して急性期やセーフティネット分野の診療機能の臨床実習を経験させ、また、医師、看護師だけでなく幅広い職種の学生を受け入れるなど、引き続き質の高い医療従事者育成に貢献したことを高く評価する。 このほか、上記以外の目標について所期の目標を達成していることから、評定を「A」とした。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　機構病院の若手医師を対象としたキャリア支援のための情報発信を行うことにより、キャリア形成を支援しているか。	（３）初期研修医・専攻医向け情報誌「ＮＨＯ　ＮＥＷ　ＷＡＶＥ」の発行 平成２２年３月より、ＮＨＯにおける臨床研修の理念や研修体制等について、実際に研修を受けている初期研修医や専攻医の声や指導医の声も交えながら紹介する初期研修医・専攻医向け情報誌「ＮＨＯ ＮＥＷ ＷＡＶＥ」を令和５年度も引き続き発行している。 この情報誌により、初期研修医や専攻医が研修先病院を選ぶ際の参考にするとともに、既にＮＨＯで研修を受けている研修医同士の横のつながりができ、より一層有意義な研修を送れるようバックアップすることを狙いとしている。 また、若手医師の意見を反映したＮＨＯフェローシップ、若手医師フォーラムなどを紹介しており、令和５年度においては、医師の働き方改革に関する特集を掲載し、初期研修医・専攻医に対してキャリア形成支援のための情報発信を行った。 【ＮＨＯ　ＮＥＷ　ＷＡＶＥ　特集記事】 ・Ｖｏｌ．４９　良質な医師を育てる研修 ・Ｖｏｌ．５０　働き方改革アンケート また、初期研修医・専攻医向け情報誌などはＮＨＯのホームページに掲載し、研修開催やＮＨＯの病院の詳細情報などを発信しており、若手医師が有用な情報を得られるよう、令和５年度も引き続き支援を行った。	年度計画の目標を達成した。	評定
				＜評価の視点＞ ・　機構病院の若手医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他の国立病院機構の病院でより専門的な分野について修練できる制度（ＮＨＯフェローシップ）を推進する等により、キャリア形成を支援しているか。	３．ＮＨＯフェローシップの推進 医師のための臨床研修プログラムにおいて、ＮＨＯのネットワークを活用し、連携プログラムを運用することにより全人的な医師育成を行っている。特に、初期臨床研修中及び修了後の専門領域の研修システム構築については、ＮＨＯが我が国でいち早く着手し、良質な臨床医を育成するためのシステム作りを行った。 具体的には、平成２５年度から「ＮＨＯフェローシップ制度」を構築し、ＮＨＯの病院に所属する若手医師が、自身のスキルアップや専門医取得を目的として、他のＮＨＯの病院で一定期間修練するものである。令和５年度においては、名古屋医療センターの「ＨＩＶ／ＡＩＤＳ臨床研修プログラム」を新たに加え、計２３病院４１プログラムを登録しており、これまでに累計で２２名がこの制度を利用した。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					４．大学病院等との連携による質の高い専門医の育成 （１）連携大学院等を通じたキャリア形成支援 医師のキャリア形成の上で、臨床研究活動は重要な要素であることから、ＮＨＯ各病院と大学との連携により連携大学院制度を設け、所属医師が診療しながら研究キャリアを積めるよう指導を行っている。 連携大学院は、令和５年度には、全国１９病院が１５大学との連携により２６講座を設置している。 （２）地域医療再生計画等に基づいた地域との連携による人材育成 ＮＨＯにおいては、各自治体及び大学との連携により、地域で必要とされる人材の教育・育成を推進している。その一環として、大学の講座から医師派遣の受入れや、共同でのセミナーの開催を行っており、令和５年度においては、８病院が９大学と連携を実施している。 ・敦賀医療センター・・・福井大学の寄付講座から１名（膠原病内科）の医師派遣を実施。 ・熊本再春医療センター・・・熊本大学の寄付講座から２名（循環器内科、呼吸器内科）の医師派遣を実施。 ・指宿医療センター・・・鹿児島大学の寄附講座から２名（産婦人科）の医師派遣を実施。 ・霞ヶ浦医療センター・・・筑波大学の寄附講座から５名（消化器内科、呼吸器科、麻酔科、整形外科、循環器内科）の医師派遣を実施。 ・東近江総合医療センター・・・滋賀医科大学の寄附講座から１１名（総合内科７名、総合外科４名）の医師派遣を実施。 ・埼玉病院・・・慶應義塾大学の寄附講座から３名（小児科３名）、日本大学の寄附講座から２名（救急科）の医師派遣を実施。 ・福島病院・・・福島県立医科大学の寄附講座から３名（小児科）の医師派遣を実施。 ・東広島医療センター・・・広島大学の寄付講座から６名（麻酔科２名、小児科２名、産婦人科２名）の医師派遣を実施。		評定 ＜独立行政法人評価に関する有識者からの意見＞ ・地域の医療従事者、患者、及び住民を対象とした研修会を開講した結果、どのような効果があったのか、今後計るようなことも同時に進めていただくとより良いと思われる。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					５．医師確保対策としての各種制度の実施 （１）医師確保対策としての各種制度の運用 定年を迎える医師の蓄積しているセーフティネット分野等の医療の専門的知識を一層浸透させること及び短時間であれば勤務が可能な医師を確保するため、シニアフロンティア制度、期間職員制度及び短時間正職員制度を引き続き運用した。 また、特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対する医師派遣を強化するための仕組みである医師派遣助成制度を引き続き活用し医師の確保を図った。 ①シニアフロンティア制度 平成１８年度に、医師確保が困難なＮＨＯの病院での診療に当たることを希望した定年予定医師が引き続き勤務できるシニアフロンティア制度を創設し、平成２９年度に、本制度を活用しやすくするために、より広く定年退職予定医師から意向確認をとれるように変更し、制度の周知を図るためにリーフレットを作成した。令和５年度においては、定年退職医師４名及び既に本制度を活用している医師２２名の計２６名の医師が、本制度を活用した。 ②期間職員制度 平成２７年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門的知識の伝達のため、ＮＨＯの病院での診療に当たることを希望した６５歳を超えている医師を採用できる制度を創設し、令和５年度においては、１２３名が制度を利用した。 ③短時間正職員制度 平成２７年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門性の向上のため、短時間正職員制度を創設し、令和５年度においては、２２名が制度を利用した。 ④医師派遣助成制度 特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対する医師派遣を強化する仕組みである医師派遣助成制度を引き続き活用し、医師の確保を図った。これにより、令和５年度は特に医師確保が困難となっていた３病院に対して、１４病院（延べ３７６人日（※））が医師派遣を行った。 ※医師派遣助成制度を活用して派遣を行った医師の延べ人日のみを記載。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（２）大学等関係機関への働きかけ 　特に医師確保に問題のある病院については、ＮＨＯ本部の職員が、大学等関係機関へ訪問し、医師派遣の働きかけを行うなど、令和５年度も引き続き、ＮＨＯ全体の医師確保対策の取組を行った。 （３）医師募集パンフレット等の作成及び配布 　医師募集パンフレット「けっこういいぞ！！ＮＨＯ　医師の処遇」について、令和５年度も引き続き１，９８０部作成し、医師確保対策のため各グループ及び各病院に配布、ＮＨＯのホームページに掲示することで、採用活動に活用した。また、研修医・専攻医向けの「研修医・専攻医等募集ガイドブック」についても、令和５年度も引き続き作成し、ＮＨＯのホームページに掲示することで、研修医・専攻医の募集活動に活用した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		②　質の高い看護師等の育成・キャリア支援 看護師等養成所について、国立病院機構が担う医療への使命感を持った質の高い看護師を育成するため、外部有識者を含む第三者によるカリキュラムの評価を実施する等、引き続き教育の質の向上を図るとともに、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえたうえで、必要に応じて見直しを行う。 地域医療への貢献のため、全ての養成所において地域に開かれた公開講座を実施する。国	**②　質の高い看護師等の育成・キャリア支援** 各養成所は、外部有識者を含む第三者によるカリキュラム評価を実施し、教育内容の充実を図る。国家試験で全国平均を超える合格率を目指す。全ての養成所で地域に開かれた公開講座を実施する。養成所教員のマネジメント能力向上を目的に臨床での実務研修を推進する。 また、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえたうえで、必要に応じて見直しを行う。 講師派遣や実習環境の提	＜評価の視点＞ ・　各養成所は、外部有識者を含む第三者によるカリキュラム評価を実施し、教育内容の充実を図っているか。	**②　質の高い看護師等の育成・キャリア支援** １．今後の看護師養成のあり方 看護師養成を取り巻く社会情勢の変化や、看護師等養成所に対する運営費交付金の廃止といった様々な状況変化を踏まえ、機構における看護師の安定供給と質の高い看護師の養成・育成について検討するため、平成２７年度に「今後の看護師養成・育成のあり方に関する検討会」を設置し、４回にわたり議論を行い、報告書を取りまとめた。 報告書の内容を受けて、看護師等養成所においては、教育の質の向上を図りつつ、地域における看護師養成の状況の変化を踏まえ、個別の養成所のあり方を検討し、令和元年度においては附属養成所の今後の方向性を検討するための指標と基準及び運営に関する協議手順を作成、各養成所に周知し、毎年度評価を実施。令和５年度には、２校の閉校を決定した。 ２．第三者によるカリキュラム評価等の実施 看護師等養成所への教育の質の維持・向上と適切な運営に向け、令和元年度からカリキュラム評価等を行い、教育理念、教育目標とカリキュラムの整合性、科目の進度と教育内容、授業展開の工夫、学生への学習支援体制等の改善に取り組んでいる。高等教育修学支援新制度において、附属養成所３２校は一定要件を満たす対象機関となっており、令和５年度は３２校が第三者評価を受け、その結果を各校のホームページにて公表し、教育の質の向上と適正な運営に努めた。 ３．看護師等養成所の適正な運営 ＮＨＯでは、教育水準の維持・向上を目的とした「養成所評価指標」を使用し、各養成所において、養成所評価指標の８指標（１．教育・研究への取組状況、２．カリキュラム評価の実施状況、３．教育支援の実施状況、４．国家試験合格率の状況、５．保健・医療・福祉分野への供給状況、６．公開講座の実施状況、７．地域への講師等としての参加状況、８.教員のキャリア形成支援）に基づき、令和５年度も引き続き自己点検・自己評価を実施し、次年度以降の運営改善の参考としている。 ４．看護師等養成所の入学者充足率 少子化に伴う１８歳人口の減少や大学志向が強まる中、入学者充足率は看護師等養成所全体及び個別の養成所においても高い水準を維持した。 令和５年度においても、各養成所では、学校見学会での模擬授業や看護体験の実施や、新型コロナウイルス感染症の感染状況に対応しＷｅｂを用いた学校紹介（パンフレット作製・動画作成）、またホームページのリニューアルを行う等、受験希望者や保護者、高等学校教諭、及び地域住民に対して学校のアピールを行い、入学者確保に繋げた。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		立病院機構が組織として学生教育に係る協力を通じて看護大学・大学院と連携し、国立病院機構の理念に即した看護を行う良質な看護師の確保に努める。 高度な看護実践能力を持ち、医師など多職種との協働によりチーム医療を提供していくことのできる診療看護師を育成するため、看護大学院と連携し医療と一体となった高等看護教育に資する取組を行うとともに、その活動状況について把握し、卒後教育プログラムの充実を図る。あわせて、特定行為に係る看護師の研修を外部の医療従事者も含	供など学生教育に係る協力を通じて看護大学・大学院との連携を進める。 診療看護師（ＪＮＰ）を育成するため、東京医療保健大学大学院看護学研究科が行う看護教育に対し、国立病院機構として講師派遣など積極的な協力を行う。あわせて、特定行為に係る看護師の研修を外部の医療従事者も含めて適切に実施する。 基盤的な看護実践能力の育成がその後のキャリア形成につながるよう、改訂した看護職員能力開発プログラム（ＡＣＴｙナースＶｅｒ.２）を運用し、良質な看護師の育成	＜評価の視点＞ ・　看護師等養成所について、全国平均を超える国家試験の合格率を達成しているか。	【入学者充足率】 令和４年度　令和５年度 ・看護学科　９７．３％　→　９３．２％ ・助産学科　９８．３％　→　１００．０％ ・理学療法学科　１００．０％　→　１００．０％ ・作業療法学科　８５．０％　→　５５．０％ ５．看護師等養成所の高い看護師国家試験合格率 令和５年度の看護師等養成所全体の国家試験合格率は９６．５％となり、全国平均合格率（９３．２％）を上回るだけでなく、大学（９５．６％）、短期大学（８８．７％）及びその他の３年課程の養成所（９３．０％）の結果と比較しても上回っており、引き続き全国トップクラスの合格率を維持した。 【看護師国家試験合格率】 令和５年３月発表　令和６年３月発表 ・ＮＨＯ看護師等養成所　９８．１％　→　９６．５％ ・全国平均　９５．５％　→　９３．２％ （大学・３年課程の養成所の合格率） ・大学　９７．１％　→　９５．６％ ・短期大学　９２．６％　→　８８．７％ ・養成所　９５．７％　→　９３．０％ 【助産師国家試験合格率】 令和５年３月発表　令和６年３月発表 ・ＮＨＯ看護師等養成所　１００．０％　→　９８．２％ ・全国平均　９５．９％　→　９９．３％ 出典：第１０７回助産師国家試験および第１１３回看護師国家試験の学校別合格者状況について（厚生労働省プレスリリース） ６．看護師等養成所の就職率 看護師等養成所では、ＮＨＯ及び社会に貢献し得る有能な人材を育成し、卒業生のＮＨＯの病院及び地域の医療機関等への就職につなげるため、学生の段階から専門職業人としての自覚を持てるような教育を行っている。 また、カリキュラムの中にセーフティネット分野の医療とその看護に関する教育内容を盛り込み、ＮＨＯのネットワークを活用して実習を行う等、ＮＨＯが担う医療についての理解を深められるように取り組んでいる。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		めて適切に実施する。 看護師のキャリアパス制度について、看護職員能力開発プログラム（ＡＣＴｙナース）の運用等に係る評価を実施するとともに、基盤的な看護実践能力の育成がその後のキャリア形成につながるようプログラムを充実させ、良質な看護師の育成に努める。 今後の医療の高度化・複雑化に対応し、地域の医療動向や医療政策等を踏まえて病院経営に参画できる看護管理者の育成を推進していく。	に努める。 看護管理者の一層の質向上を図るため、認定看護管理者教育課程研修を実施する。	＜評価の視点＞ ・　全ての養成所で地域に開かれた公開講座を実施しているか。 ＜評価の視点＞ ・　養成所教員のマネジメント能力向上を目的に臨床での実務研修を推進しているか。	【卒業生就職・進学状況】 令和５年３月卒業　　令和６年３月卒業 就職率　９３．８％　→　９０．７％ （うちＮＨＯ病院への就職率）　７２．２％　→　７０．５％ （ＮＨＯ病院以外への就職率）　１９．７％　→　２０．２％ 進学率（大学編入、助産学校等）　５．７％　→　５．１％ 就職・進学率　合計　９９．５％　→　９５．８％ ７．公開講座の実施 地域社会への貢献、並びに看護学生への教育、将来の看護学生の確保を目的として、地域の住民、特に高校生を対象とした公開講座を、引き続き全ての看護師等養成所で実施しており、令和５年度においては、１７５回（参加者数４，６２８人）開催し、前年度と同様に看護師を目指す高校生、実習施設の入院患者や職員、地域の住民などの参加があった。 また、看護師等養成所と病院が連携して学生を指導できることを目的にＮＨＯに関わらず他施設の看護師等を対象に、教員の研究授業の公開や実習指導者研修会を実施している。令和５年度においては、研究授業は２４４回、実習指導者研修は２３回、４８７人が参加した。 ８．教員の確保及び質の向上 質の高い看護師等を養成するには、教員の確保及び質の向上、並びに教育活動が行いやすい環境を整えることが必要である。令和５年度においては、以下のような取組を行った。 （１）看護教員を目指す看護師を対象としたインターンシップの実施 将来的な看護教員の質と数の確保、臨床と教育現場の人事交流の促進につなげる取組として、看護師経験５年目以上かつ看護教育に関心のある看護師又は看護教員を目指す看護師を対象に看護教員インターンシップを実施しており、令和５年度は、２４校が研修を受け入れ、７７名の受講者があった。 （２）教員が臨床において看護管理に係る実務研修を受講する取組 養成所を設置する３１病院のうち１９病院にて取組を実施し、７０名の教員が実務研修を行った。臨床の現状と看護管理の実際、看護の質の維持・向上のための管理的視点を理解し、実習環境の調整や講義に活かすことで、学生に対する教育の質の向上に役立てた。研修では、看護管理の実際、組織経営や経営の視点、多職種との連携等について学び、研修後に学校運営に積極的に参画できるよう取り組んでいる。 ・教員養成講習（都道府県主催研修）　看護教員養成コース　８ヶ月～１年間 令和４年度　１８名　→　令和５年度　１５名	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					・教務主任講習（東京慈恵会主催研修）教務主任養成講習会　２年間 令和４年度　　１名　→　令和５年度　　１名 （３）実習指導教員の配置 臨地実習における学生への教育の質向上および将来の教員確保に向け、実習指導教員の配置を行っている。 令和４年度　７校８名　→　令和５年度　５校　５名		評定
				＜評価の視点＞ ・　地域における医療人材やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえたうえで、必要に応じて見直しを行っているか。	９．附属養成所の今後の運営方針に関する協議 令和元年度より附属養成所の今後の方向性を検討するため、附属養成所運営の今後の方向性の検討、附属養成所運営の効率性・生産性の確保、母体病院の経営確保の３つの指標及び基準を作成した。附属養成所においては、毎年度評価を行った上で運営方針を決定し、養成所の運営状況、地域の医療計画、及び看護職員需給状況を踏まえ協議を行った。その結果、令和５年度においては仙台医療センター附属仙台看護助産学校、静岡医療センター附属静岡看護学校の閉校の方針を決定した。	年度計画の目標を達成した。	
				・　講師派遣や実習環境の提供など学生教育に係る協力を通じて看護大学・大学院との連携を進めているか。	１０．東京医療保健大学看護学部及び大学院看護学研究科との連携 高度な看護実践能力を有し、スキルミックスによるチーム医療を提供できる看護師を育成することを目的とする東京医療保健大学東が丘看護学部と同大学院看護学研究科に対し、令和５年度も引き続き、ＮＨＯの病院での実習の場としての提供や、東京医療センター及び災害医療センターの医師が臨床教授として指導に当たるなど積極的な協力を行った。 また、令和５年度は、ＮＨＯの看護師２名がスキルアップを図るため、研究休職制度を利用し、同大学院看護学研究科へ進学した。 なお、同大学院看護学研究科の課程を修了し各病院に復職・就職した診療看護師（ＪＮＰ）は「国立病院機構診療看護師研修病院指定要項」に則り、教育指導体制等が整備された「診療看護師研修病院」に配置することとしており、令和５年度は、診療看護師（ＪＮＰ）の配置数が前年度より４名増加した。診療看護師（ＪＮＰ）は、チーム医療の提供だけでなく、医師のタスク・シフティングにも貢献している。	年度計画の目標を達成した。	
				・　診療看護師（ＪＮＰ）を育成するため、東京医療保健大学大学院看護学研究科が行う看護教育に対し、国立病院機構	【東京医療保健大学看護学部及び大学院看護学研究科の臨地実習への協力状況】 （１）東京医療保健大学看護学部 東京医療センター　　８４４名 災害医療センター　　６８６名 村山医療センター　　２２９名 東京病院　　１６０名 下総精神医療センター　　６０名 千葉東病院　　１５名 神奈川病院　　１５名	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				として講師派遣など積極的な協力を行っているか。 あわせて、特定行為に係る看護師の研修を外部の医療従事者も含めて適切に実施しているか。	東埼玉病院　２７名 相模原病院　２０名 （２）大学院看護学研究科（高度実践看護コース） 医療における「看護」の役割をしっかり理解した上で、救急医療を含むクリティカル領域で医師等と連携・協働して、自律的に医療を提供できる能力育成のためのカリキュラム構成となっており、具体的には、「人体構造機能論」「臨床薬理学特論」等で医学的な基礎知識を再確認した上で、「診察・診断学特論」「臨床推論」等で診断から患者の状況を理解し、的確に診断できる技術を習得する。また、「治療のためのＮＰ実践演習」「統合演習」等でクリティカル領域での治療法を実践的にシミュレーションし、最終的には「統合実習」の１７週の実習を通して、高度実践看護師として状況に応じた診療を実践できる力を身につけられるよう構築されている。 東京医療センター（大学院生２２名） 災害医療センター（大学院生１２名） 東京病院　（大学院生１０名） （３）大学院看護学研究科（高度実践助産コース） 病院内外の助産システムに対応できる実践力を養うため、助産診断技術や助産管理能力を強化し、エビデンスに基づく助産実践を展開できる力を育成する。助産診断技術を強化するため、「助産臨床推論」や「妊娠期診断・技術学Ⅱ」等の科目において知識・技術を修得し、助産管理能力を強化するため、「地域助産活動論」、「地域助産学実習」において地域における助産院が医療システムの中で果たす役割を学び、また、エビデンスに基づく助産実践を展開できる力を育成するため、「ＥＢＰＭ探究論」においてエビデンスの必要性、エビデンスを探す力、作る力、使う力を修得する。 東京医療センター　１０名 埼玉病院　４名 相模原病院　４名		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　基盤的な看護実践能力の育成がその後のキャリア形成につながるよう、改訂した看護職員能力開発プログラム（ＡＣＴｙナースＶｅｒ．２）を運用し、良質な看護師の育成に努めているか。	１１．看護師のキャリアパス制度の充実 ○　看護職員能力開発プログラム（ＡＣＴｙ）と看護管理者能力開発プログラム（ＣＲＥＡＴＥ）を連動させ、自ら主体的に学ぶ環境を整えると共に、組織として学びを支援する研修等の体系を整えている。令和５年度には、グループで実施している副看護部長新任研修の内容を検討し、全ての看護管理者新任研修の目標および研修内容を統一した。また、職位に応じた看護管理実践の学びを深めることができるよう認定看護管理者教育課程（ファースト・セカンド・サード）の段階的な受講を促進し、令和５年度にはファーストレベルの受講支援枠を拡大し、令和４年度１３２人から令和５年度は１９０人（＋１４３％）と受講者が増加した。 　看護職員能力開発プログラム（ＡＣＴｙ）に基づく教育においては、後輩育成における役割を果たすことのできる看護師を育成すると共に、看護学生の実習受入れに当たり、より質の高い教育や学生を尊重した指導が行える者の養成を目的として、各グループにおいて実習指導者講習会を開催している。実際に学生の指導にあたる一般看護師の受講者数を拡大するために、カリキュラムを共通化し、ｅラーニングを活用することで、受講しやすい環境を整えた。令和４年度の２１３人から令和５年度は３４４人（＋１６１．５％）と受講者が増加した。 （１）専任教育担当師長の配置 　院内の教育研修に係る企画や、看護師教育担当者からの教育指導方法の相談等にきめ細かく対応できるようにするため、各病院の状況に応じて専任教育担当師長を配置している。令和元年度は、更なる教育の質向上と復職等の支援を行うため、これまで教育担当看護師長を配置していない施設においても配置を可能とし、令和５年度についても、引き続き配置の増加に取り組んだ。 　【専任教育担当師長の配置病院】 　　令和４年度　１２６病院　→　令和５年度　１２６病院 　【専任教育担当副師長の配置病院】 　　令和４年度　　１７病院　→　令和５年度　　１７病院 （２）研究休職制度 　高度専門的な医療の提供ができる人材を確保するため、意欲のある職員が、退職することなく国立看護大学校研究課程又は看護系の研究科を置く大学院等に進学できるよう、研究休職制度を設けている。 　令和５年度には、新たに２名が休職し、東京医療保健大学大学院等に進学しており、復職後はＮＨＯの医療現場において活躍する予定である。 　【看護職員研究休職者数】 　　令和４年度　　１２名　→　令和５年度　２名	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　看護管理者の一層の質向上を図るため、認定看護管理者教育課程研修を実施しているか。	１２．看護師のキャリアパスに基づく研修の実施・派遣 職責や専門性に応じた知識・技術の習得等を目的に、令和５年度も引き続き、各病院、グループ及び本部において、キャリアパスに基づく研修を実施した。 また、ＮＨＯのネットワークを活用し、各病院の医療分野の特性から自院では習得が困難な看護技術や知識を、他院での研修を通じて習得することで、看護職員の能力の向上につなげるために、病院間交流研修を令和５年度も引き続き実施した。 （１）本部・グループ・病院における研修の実施 ○管理・監督者研修 【本部主催】 ・看護部長等（新任）研修　２日間　４１名 ・認定看護管理者教育課程ファースト（地域開催）　１０５時間　１７８名 ・認定看護管理者教育課程セカンド（本部開催）　１８０時間　５２名 ・認定看護管理者教育課程サードレベル（本部開催）　１８０時間　３０名 【各グループ主催】 ・副看護部長新任研修　１日～２日間　２４３名 ・看護師長新任研修　１日～２日間　２００名 ・副看護師長新任研修　１日～２日間　３９５名 【各病院主催】 ・幹部看護師任用候補者選考前研修　８０５名 ○専門研修 【本部主催】 ・認知症ケア研修　２日間　４９０名 【各グループ主催】 ・医療安全対策研修会　１日～５日間　３７４名 ・教員インターンシップ研修　１日～４日間　７７名	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜定量的指標＞ ・　特定行為研修修了者数	（２）国が進めている特定行為研修修了者の育成（一部再掲） 　ＮＨＯにおいては、質の高い医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフティング、タスク・シェアリングを目的に、高度な判断力と実践能力を持つ特定行為を実施できる看護師の育成を進めている。 　令和５年度は、新たに３病院が指定研修機関となった。機構全体で３８病院（令和５年度３５病院）が指定研修機関となっており、令和５年度特定行為研修修了者数は目標を２９名上回る１６４名（達成度：１２１．５％）であった。 　また、令和２年度より厚生労働省委託事業の「看護師の特定行為に係る指導者育成事業実地団体」に毎年指定されており、令和５年度においても、ｅラーニングによる事前学習とＷｅｂによる双方向性の講習会を５回開催した。研修修了者は２３４名であり、（応募倍率は２．０倍）安全に特定行為を実施するために必要な指導者育成に貢献した。 　本研修は、令和３年度からは完全オンラインによる研修を実施し、ＮＨＯ以外の設置主体からの受講者増加につながった。またオンラインで研修を行うことにより医師の受講がしやすくなり、令和５年度の受講者の職種内訳は、看護師が約５９．０％、医師が約３６．３％を占めている。 ○ 令和５年度新たに特定行為研修指定研修機関となった病院 　弘前総合医療センター、金沢医療センター、名古屋医療センター 【特定行為研修受講修了者数】 　令和４年度１３５名（専門看護師　０名　認定看護師　４９名　看護師　８６名） 　令和５年度１６４名（専門看護師　０名　認定看護師　３５名　看護師１２９名） （３）「専門（認定）看護師」研修の受講状況 　医療・看護の高度化、多様化に伴い、より専門的で水準の高い知識や技能を持った看護師のスペシャリストが必要とされており、各病院の特性に合わせた専門看護師及び認定看護師の取得を令和５年度も引き続き支援した。 　なお、令和５年度末時点で、専門看護師を７６名、認定看護師を１，１７４名配置している。 　①「専門看護師」研修　　６名 　②「認定看護師」研修　６３名	年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（４）教員養成講習等の受講状況（一部再掲） 看護師等養成所の教員確保を安定的に行っていくため、都道府県主催の各看護教員養成課程等の受講支援を引き続き実施している。 ・教員養成講習（都道府県主催研修）　看護教員養成コース　８ヶ月～１年間 令和４年度　１８名　→　令和５年度　１５名 ・教務主任講習（東京慈恵会主催研修等）教務主任養成講習会　２年間 令和４年度　　１名　→　令和５年度　　１名 （５）実習指導者の養成 ＮＨＯでは、全グループが実習指導者講習会を実施し、厚生労働省から示されている保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱の講習科目に加え、ＮＨＯが提供する医療の特徴である重症心身障害児（者）、筋ジストロフィー児（者）、災害医療等についての理解を促す指導が行えるよう、教育内容に盛り込み運用している。令和５年度も引き続き、実習指導者の養成を行い、看護学生の実習指導体制、新人看護師教育担当者への相談やアドバイス等の支援体制の充実を図った。また、カリキュラムの共通化及びｅ－ラーニングの活用により多くの物が受講できる環境整備のための準備を進めた。 【ＮＨＯが実施する実習指導者講習会の受講者数】 ・令和４年度　６カ所　２１３名　→　令和５年度　６カ所　３４４名		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		③　質の高いメディカルスタッフ等の育成・キャリア支援 チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等を育成するため、職種横断的な研修を実施するとともに、キャリア支援に取り組む。	**③　質の高いメディカルスタッフ等の育成・キャリア支援** チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等を育成するため、職種横断的な研修を実施するとともに、キャリア支援に取り組む。	＜評価の視点＞ ・　チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等を育成するため、職種横断的な研修を実施するとともに、キャリア支援に取り組んでいるか。	**③　質の高いメディカルスタッフ等の育成・キャリア支援** １．診療情報の質の向上と標準化を図る研修の実施 診療情報管理士や診療情報管理士を取得予定の事務職員の能力の向上、知識の標準化を目指した「診療情報管理に関する研修」を、令和５年度については、テレビ会議システムと集合形態の併用により開催し、２５病院より２５名の参加があった。 ２．チーム医療推進のための研修等の実施（再掲） 医療の質向上を目指し、メディカルスタッフの専門知識の強化、チーム医療推進の支援を目的とした研修を例年実施しているところだが、令和５年度については、新型コロナの５類移行により再開された集合形態の研修に加え、テレビ会議システムを用いての研修を併用した。 【強度行動障害医療研修】（本部主催） 強度行動障害とは、「直接的他害（噛みつき、頭つきなど）や間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持例えば場所・プログラム・人へのこだわり、多動、うなり、飛び出し、器物破損など）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇困難な者をいい、行動的に定義される群である」とされている。 入所施設で支える仕組みから地域生活を支える仕組みへと変化している中で、医師だけでなく、看護師・児童指導員・心理療法士など患者の２４時間の生活に接する多職種で行うチーム医療で治療等を行う必要性がある。 強度行動障害に対する行動療法や行動分析、医療安全の実施、障害児（者）の地域移行について学ぶことに加え、行動分析の仕方と目標行動の設定の仕方について、具体的な事例をもとにしたグループワークを展開することを目的とした研修を、令和５年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し４３病院から８３名が参加した。 当該研修を通じて強度行動障害医療の専門性をさらに高め、ＮＨＯ内での治療内容（技法・プログラム）の均てん化を目指しており、強度行動障害を専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。 参加職種：医師２名、理学療法士・作業療法士１０名、心理療法士１名、看護師４０名、児童指導員１０名、保育士１２名、療養介助員等７名、言語聴覚士１名 【障害者虐待防止対策セミナー】（本部主催） 障害者虐待防止法を踏まえて、虐待とされる事案を未然に防ぐために、有識者の講演だけでなく、職員自らが障害者目線となったロールプレイを通じて、自らの言動や行動を振り返り、自施設で取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした研修を、令和５年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、５６病院から５６名が参加した。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					参加職種：看護師２８名、児童指導員９名、保育士８名、療養介助員等１１名 【在宅医療推進セミナー】（本部主催） 地域包括ケアシステムの構築における自院の課題を把握し、グループディスカッションを通じ、情報を共有することにより在宅医療提供体制の構築に向けて必要な知識・技術の習得や、訪問看護ステーションの開設に向けての必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を、令和５年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、２４病院から４０名（うち５名は事務職員）が参加した。 【医療観察法ＭＤＴ研修】（本部主催） 医療観察法病棟としてあるべき「治療とは」、そして最終目標である「社会復帰とは」という重要なテーマに対し、多職種によるディスカッションを通じて、精神科医療の底上げを図ることを目的とした研修を、令和５年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、３４病院から１４８名が参加した。 【チームで行う小児救急・成育研修】（本部主催） 小児救急医療に対する医療的重要性及び社会的要望の増大に伴い、小児救急・成育に関する知識、技能、対応の向上を図ることを目的に、ハンズオン形式の集合研修を実施してきた。令和２年度から令和４年度にかけては新型コロナの影響でハンズオン形式での実施が困難なため開催を見送っていたが、令和５年度は新型コロナの５類移行に伴い研修を実施し、２６名が参加した。 【ＮＳＴ（栄養サポートチーム）研修】（グループ主催） 臨床におけるより良い栄養管理の実施に当たり、チーム医療での専門的役割発揮に必要な問題・課題を認識させるとともに、ネットワーク体制の充実と向上を図ることを目的とした研修を継続して年４回実施し、８１名が参加した。 ※本研修において、ＮＳＴ教育認定施設での４０時間の臨床実地修練の単位を取得でき、診療報酬上の「栄養サポートチーム」の施設基準を取得できることとなった。 参加職種：看護師３１名、薬剤師２７名、管理栄養士２３名 【がん化学療法研修】（グループ主催） がん化学療法に携わる各職種が専門性を発揮し、情報を共有し、それぞれの役割を果たすことで質の高い安全で安心ながん化学療法の提供体制が構築され、医療安全対策の充実強化につなげることを目的とした研修を、令和５年度については、テレビ会議システムを活用して年３回実施し、９０名が参加した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					【輸血研修】（グループ主催） 輸血の医療安全業務に関わる医療従事者に対して、輸血における安全かつ適正な業務を遂行するために必要な専門的知識及び関連職種間連携業務等を習得させ、医療安全対策の意識を向上させることを目的とした研修を、令和５年度については、テレビ会議システムを活用して年３回実施し、７０名が参加した。 ３．技術研修実施体制の整備 医療用シミュレーターを用いた疑似臨床実習を行う施設であるメディカル・スキル・アップ・ラボラトリーは、臨床におけるシミュレーション教育での重要性が周知されている。令和５年度には、９８病院でこの施設を有しており、基本手技（静脈内採血・注射、導尿、縫合等）や救急蘇生用のシミュレーター等の機器を活用した研修を実施している。 ４．メディカルスタッフのキャリア支援 医療の高度化・多様化に伴いメディカルスタッフにも高度な専門性が求められている。放射線治療専門放射線技師、認定輸血検査技師については、専門資格取得のための環境を整えることでキャリアを支援する取組を平成２７年度以降実施しており、令和５年度については 【各専門資格の認定者数】 令和４年度　　令和５年度 放射線治療専門放射線技師　１７５名　→　１８７名 認定輸血検査技師　４９名　→　５６名 ５．薬剤師能力開発プログラムに基づく薬剤師育成体制支援 平成２８年度にＮＨＯの薬剤師として、キャリア形成の過程に必要な到達目標を示し、自己評価及び指導者の評価を可能としたチェックシート形式の能力開発プログラムを作成した。 令和５年度においても研修にて呼びかけを行うなど同プログラムの更なる利用促進に努めた。 ６．実習技能研修の実施 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、理学・作業療法士等、児童指導員、保育士に対して、最新・高度の知識・技術等を習得させ、患者サービスの質とサービス提供体制の向上を図ることを目的とした研修を、令和５年度については、以下の通り実施した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					・薬剤師実習技能研修　９３名 ・診療放射線技師実習技能研修　１３２名 ・臨床検査技師実習技能研修　２４４名 ・栄養管理実習技能研修　１１２名 ・理学・作業療法士等実習技能研修　２２１名 ・児童指導員・保育士実習技能研修　１０８名		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（２）地域医療に貢献する研修事業の実施 地域の医療従事者や患者･家族、地域住民を対象とした研究会・公開講座等を幅広いテーマで積極的に開催する。	**（２）地域医療に貢献する研修事業の実施** 地域の医療従事者や患者･家族、地域住民を対象とした研究会・公開講座等を積極的に開催し、開催件数について増加を目指す。	＜評価の視点＞ ・　地域の医療従事者や患者・家族、地域住民を対象とした研修会等を積極的に開催し、開催件数を増加させているか。 ＜定量的指標＞ ・　地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数 ・　地域住民を対象とした研修会の開催件数	**（２）地域医療に貢献する研修事業の実施** １．地域の医療従事者、患者や地域住民を対象とした研修会等（一部再掲） 地域の医療従事者や住民のニーズを踏まえたうえで研修会等を開催した。令和５年度の開催件数は１，８２７件（外部受講者８０,７１３名）となり、これにより地域の医療従事者、患者や地域住民への医療情報の発信に努めた。 うち、感染症対策の観点においては、数多くの病院が新型コロナ対応を行ったという特性を生かし、地域の医療・福祉・介護関係者の感染症対策能力の向上に寄与するために地域の医療従事者向けの研修会など、開催件数は前年度を上回る５３５件（外部受講者２４,８７０名）となった。 （地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数） 令和４年度　１，０４９件（外部受講者３９,２２９名） →　令和５年度　１，２６１件（外部受講者４８,７４７名） （地域住民を対象とした研修会の開催件数） 令和４年度　４５１件（外部受講者２８,６３４名） →　令和５年度　５６６件（外部受講者３１,９６６名） ２．ポストコロナの感染症対策に係る具体的な取組事例（再掲） 【病院実施分】 ・大阪医療センター ＜５類移行後のコロナとどう向き合うのか（セミナー）＞ 新型コロナの現状、重症化を防ぐワクチンや治療薬、新型コロナで得られた教訓をどう生かせるかなどをテーマに令和５年７月１９日から１０月１７日までオンデマンド配信を行い、約２,９００名の参加があった。 ＜感染症に強い社会をつくるために（セミナー）」＞ 新型コロナを踏まえ、今後の新興感染症のパンデミックに備えることをテーマに令和６年１月１０日から３月３１日までオンデマンド配信を行い、約２,９００名の参加があった。 ・下志津病院 ＜新型コロナウイルス感染症５類移行にあたるオンライン相談会」＞ 地域の病院や診療所に対して、新型コロナ５類移行後の患者対応などに関する質疑応答を行う相談会を令和５年５月３０日に開催し、外部機関の医療従事者１６名の参加があった。 ＜新興感染症等発生想定訓練（研修）＞ マスクのフィッティングテストや患者のゾーニングなど、地域の病院と合同で、令和６年２月２９日に研修を実施し、外部機関の医療従事者１０名の参加があった。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					【本部実施分】 ＜ＷＨＯ衛生多角化戦略に基づく手指衛生指導者育成セミナー＞ 病院全体の感染管理プログラムを立案する立場の職員を対象に、今後想定される新興感染症対策の徹底を目的としたセミナーを、事前課題や講義・グループワークなどを通して令和６年２月９日に実施し、６０名（うち外部機関の医療従事者１５名）が参加した。 ＜ＮＨＯの各病院の新型コロナ関連の研修の取組等を掲載した「ＣＯＶＩＤ－１９研修特設ウェブサイト」の運用＞ 特設ウェブサイトにおいて、医療従事者や地域住民の感染対策等に役立つよう、ＣＯＶＩＤ－１９対応を踏まえた、新興感染症も視野に入れたＮＨＯ各病院の感染症対策への取組や、「５類移行後の新型コロナウイルス感染症の現状と対策」などポストコロナの感染症対策に係る研修動画等の公開を実施し、令和５年度においては２８件の記事を掲載した。 ＜重症心身障害（児）グループ院内感染担当者部会において作成した「重症心身障害（者）病棟における感染対策の手引き」の発信＞（一部再掲） 重症心身障害児（者）病棟の患者の感染対策を推進するため、重症心身障害児（者）病棟を有するＮＨＯの７５施設を対象に実態調査を実施し、作成した手引書を、ＮＨＯ内外２１２施設へ送付し、知見等の共有を講じた。 ＜ポストコロナを視野に入れた感染症にかかる研修（職種ごとに開催）＞ 新型コロナに対するこれまでの取組により培った経験や知識に基づき、本部において職種ごとにポストコロナの感染症対策に係る研修を開催した。 （外部受講者数） ［3年度／4年度／5年度］ 臨床検査技師：４１名／３３０名／３６５名 放射線技師：９７名／１８８名／１７２名 栄養士：１９名／５９６名／－名 リハビリテーション：７名／－／－名 臨床工学技士：－／３名／５名 保育士等：－／－／１４１名 ３．ｅラーニングシステムの積極的な活用 新型コロナ流行下において新たに導入したｅラーニングシステムの効率的な活用により、全職員を対象とした研修の実施の他、職員の研修受講機会の確保に努めた。また、ｅラーニングシステムの導入を契機に、研修内容の共通化を進め、均質化された質の高い研修の実施に努めた。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（研修実施件数） 令和４年度：２６件、令和５年度：５８件 ４．テレビ会議システムを活用したオンライン形式での研修 令和５年度は、新型コロナの５類移行後による集合研修の再開に加え、テレビ会議システムを用いての研修を併用するようにしたことにより、開催形態を弾力的に変えることで、効率的な研修を実施した。 （研修実施件数） コース数　受講者数　うちオンライン受講者 令和元年度：３５７コース　１３，０４７名　－ 令和２年度：５９コース　２，７１８名　２，５６４名 令和３年度：２２３コース　１２，２１２名　１２，１３５名 令和４年度：３３３コース　１２，９０１名　１０，６７３名 令和５年度：３４４コース　１３，４３８名　１０，８３５名 ５．強度行動障害医療研修（再掲） 強度行動障害とは、「直接的他害（噛みつき、頭つきなど）や間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持例えば場所・プログラム・人へのこだわり、多動、うなり、飛び出し、器物破損など）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇困難な者をいい、行動的に定義される群である」とされている。 入所施設で支える仕組みから地域生活を支える仕組みへと変化している中で、医師だけでなく、看護師・児童指導員・心理療法士など患者の２４時間の生活に接する多職種で行うチーム医療で治療等を行う必要性がある。 強度行動障害に対する行動療法や行動分析、医療安全の実施、障害児（者）の地域移行について学ぶことに加え、行動分析の仕方と目標行動の設定の仕方について、具体的な事例をもとにしたグループワークを展開することを目的とした研修を、令和５年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し４３病院から８３名が参加した。 当該研修を通じて強度行動障害医療の専門性をさらに高め、ＮＨＯ内での治療内容（技法・プログラム）の均てん化を目指しており、強度行動障害を専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。 参加職種：医師２名、理学療法士・作業療法士１０名、心理療法士１名、看護師４０名、児童指導員１０名、保育士１２名、療養介助員等７名、言語聴覚士１名		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					６．虐待防止研修 【本部主催】（再掲） 障害者虐待防止法を踏まえて、虐待とされる事案を未然に防ぐために、有識者の講演だけでなく、職員自らが障害者目線となったロールプレイを通じて、自らの言動や行動を振り返り、自施設で取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした研修を、令和５年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、５６病院から５６名が参加した。 参加職種：看護師２８名、児童指導員９名、保育士８名、療養介助員等１１名 【グループ主催】 障害者等に対する虐待防止体制を推進していくため、虐待防止に係る意識向上を目的とした虐待防止研修を実施しており、令和５年度の受講者数は計１６８名であった。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（３）卒前教育の実施 医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を実施し、医療従事者の育成に貢献する。	**（３）卒前教育の実施** 医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を実施し、医療従事者の育成に貢献する。	＜評価の視点＞ ・　医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を実施し、医療従事者の育成に貢献しているか。 ＜定量的指標＞ ・　職種毎の実習生の延べ受入日数	**（３）卒前教育の実施** １．医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育 令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により受入れが困難であったために大幅に減少したが、令和５年度においても、他の受入先では引き続き受入を制限する中、コロナへの対応による経験、様々な診療機能を持つＮＨＯの病院ネットワークを活用し、医療従事者を目指す学生に対して急性期やセーフティネット分野の診療機能の臨床実習を経験させ、また、医師、看護師だけでなく幅広い職種の学生を受け入れるなど、引き続き質の高い医療従事者育成に貢献した。 【職種毎の実習生の延べ受入日数】 令和４年度　　令和５年度 医師・歯科医師　２３，４４８人日　→　２５，５２３人日 看護師　３０９，６７２人日　→　３５２，８６４人日 薬剤師　２６，８３６人日　→　２９，３９０人日 診療放射線技師　９，６１１人日　→　１０，９１２人日 臨床検査技師　１０，８５７人日　→　１１，９０２人日 管理栄養士　１２，４８８人日　→　１２，２１９人日 理学療法士　９，７３２人日　→　１０，８３８人日 作業療法士　５，４５３人日　→　６，０６６人日 言語聴覚士　１，０９８人日　→　１，２１２人日 臨床工学技士　１，５４９人日　→　１，５１２人日 精神保健福祉士　２５６人日　→　２０８人日 社会福祉士　５２６人日　→　５１８人日 介護福祉士　５２人日　→　６０人日 保育士　９７２人日　→　５２８人日 視能訓練士　７２２人日　→　８５１人日 歯科衛生士　１，４６３人日　→　１，６１７人日 救急救命士　６，４８５人日　→　６，３５０人日 公認心理師　７８６人日　→　１，０２５人日	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評定

４．その他参考情報

特になし

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
２－１	業務運営等の効率化		
当該項目の重要度、難易度	難易度：「高」 　病院経営を巡る環境が我が国全体として厳しい状況にある中で、結核等の不採算医療の提供や働き方改革に対応しながら、各年度の損益計算において、機構全体として経常収支率 100%以上を達成することは難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	（参考） 前中期目標期間最終年度値	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	（参考情報） 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
機構全体としての経常収支率（計画値）	経常収支率 100%以上		100%	100%	100%	100%	100%	
機構全体としての経常収支率（実績値）		100.8%	100.2%	105.7%	108.6%	105.4%	100.4%	
達成度			100.2%	105.7%	108.6%	105.4%	100.4%	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第４　業務運営の効率化に関する事項 通則法第２９条第２項第３号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 **１　効率的な業務運営体制** 法人全体として経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築すること。 また、法人の業績等に応じた給与制度を構築すること。 さらに、働き方改革を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むとともに、医師の勤務負担の軽減や労働時	**第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置** **１　効率的な業務運営体制** 業務の質を確保しつつ、効率的な業務運営体制となるよう、理事長のリーダーシップが一層組織運営に反映されるための統制環境の充実・強化や、働き方改革への適切な対応などに取り組む。	**第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置** **１　効率的な業務運営体制**			＜評定と根拠＞ 評定：Ａ （自己評定Ａの理由） ・　定量的指標において、達成度が１００％以上であった。 ・　下記理由により、難易度が高い定量的指標について、達成度が１００％以上であり、その他の目標についても良好な結果を得た。 ○　令和５年度は、新型コロナが５類感染症に移行した後も地域で必要とされる救急医療、産科・小児科・精神科等の診療機能を維持しつつ、多くの新型コロナ患者の受け入れを行った。その結果、令和５年度の救急車受入数は２１７，７１２件、手術件数は２０３，７０１件となり、新型コロナ前の令和元年度並みもしくはそれ以上まで増加したが、受療行動の変化により法人全体の患者数は大幅に減少（対令和元年度比で入院患者は▲８．７％、外来患者は▲１０．２％）した状態が続いている。費用削減を含めた様々な取組み等により、経常収支は４７億円の黒字、経常収支率は１００．４％となったものの、病院経営の主軸である医業収支は、３２５億円の赤字となっている。 定量的指標である「経常収支率」は、経常収支率１００％以上という目標に対し、１００．４％、達成度は１００．４％となり、目標を上回った。 ○　コロナ禍においても、効率的な人員配置の実現や費用の削減等について各病院に繰り返し周知を行うとともに、特に資金余力がない病院等に対して本部・グループによる支援を行うなど、様々な工夫による経費節減等の取組を進めた。また、地域から求められる診療機能を維持しつつ、多くのコロナ患者を受け入れた。 ○　働き方改革の一環として、客観的な記録に基づく新たな勤務時間管理方法を実施するため、勤務時間システムの導入を行った。また、ＮＨＯの役割を将来に渡って継続的に維持した上で医療の質の向上・効率化を図るために建物整備やＩＣＴ基盤整備を進めるべく、基盤強化推進基金を令和５年度に創設し、運用を開始した。一般管理費については、平成３０年度と比較して１０．７％節減した。	評定	Ａ
							＜評定に至った理由＞ Ⅰ．主な目標の内容 中期目標・中期計画では、法人全体として経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築することとされている。 (1)効率的な業務運営体制 (2)効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築 また、年度計画において、定量的指標として「機構全体としての経常収支率」については経常収支率 100%以上と設定している。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	間の短縮のため、特にタスク・シフティングの推進等国の方針に基づいた取組を着実に実施すること。					○　将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していけるよう、各病院それぞれが、２０４０年を見据えた経営戦略の策定・見直しや収支均衡に取り組んでいるところであり、その中で、病床機能の見直しや効率的な病棟運営の実現に随時取り組んだ。 　また、地域の医療需要や法人及び各病院の経営状況を踏まえ、厳しい投資判断を行いながらも、医療機能を維持するための投資を着実に行う厳しい措置だけでなく、地域医療構想等への対応に必要な投資や短期間での投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った。 ＜課題と対応＞ 　特になし。	評定	
							Ⅱ．目標と実績の比較 指標　達成度 機構全体の経常収支率　100.4% と目標を超えることができた。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（１）理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境の充実・強化 国の政策や医療に係る経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応し、国立病院機構全体として経営の健全性を保つとともに、適切なリスクマネジメントが行えるよう、理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築する。	**（１）理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境の充実・強化** ２０４０年を見据え、国立病院機構が引き続き地域から必要とされる医療機関であり続けるため、理事長のもとに定めた今後の国立病院機構におけるあらゆる取組を貫く理念（①「現在及び将来の患者、地域住民が必要とする医療を安定的かつ継続的に提供するＮＨＯ」、②「全ての職員にとって安全、安心に働ける職場であるＮＨＯ」、③「災害時等の危機管理に強いＮＨＯ」）を全ての職員と共有し、国立病院機構全体と	＜評価の視点＞ ・　２０４０年を見据え、国立病院機構が引き続き地域から必要とされる医療機関であり続けるため、理事長のもとに定めた今後の国立病院機構におけるあらゆる取組を貫く理念を全ての職員と共有し、国立病院機構全体として一体的な組織運営を進めているか。 ・　適切なリスクマネジメントが行えるよう、理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築しているか。	**１　効率的な業務運営体制** **（１）理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境の充実・強化** １．理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制の構築 （１）国立病院機構全体を通暁する骨格の再構築 今後のＮＨＯの進むべき方向性について議論を進めるために、理事長のもとに発足した「ＳＵＲＥプロジェクト」において令和元年１０月に取りまとめた報告書では、２０４０年を見据え、ＮＨＯが引き続き地域から必要とされる医療機関であり続けるため、今後のＮＨＯにおけるあらゆる取組を貫く次の理念 ①地域等の患者、住民が必要とする医療を安定的かつ継続的に提供するＮＨＯ（地域包括ケアシステムを構築するため、関係機関と連携し、地域で必要とされる医療を提供していくこと） ②全ての職員にとって安全、安心に働ける職場であるＮＨＯ（患者等に寄り添い、良い医療を提供するためにも、職員にとって問題意識を共有でき、また、働きがいのある職場であること） ③災害時等の危機管理に強いＮＨＯ（災害発生時や不祥事の際などの危機管理対応が求められる状況にあっても、迅速、確実に対応できる組織であること） を定め、引き続き病院長会議等を通じて全職員とこの理念を共有し、ＮＨＯ全体として一体的な組織運営を進めた。 （２）テレビ会議の導入等による本部・グループ・病院間のコミュニケーションの深化 令和５年度においても、引き続き病院長会議（病院運営の要となる事務部長及び看護部長も同席）を開催し、理事長自ら各病院長等に対して法人の重要な運営方針等を直接伝達し、法人全体としての意識統一を図った。 また、令和２年度に前倒しで導入したテレビ会議システムにより、グループや病院とのより円滑な意思疎通を図り、即時に連携することが可能となったほか、災害時や新興感染症発生時等の危機管理対応の際に迅速な状況共有と意思決定を行い、適切な法人運営が可能となるマネジメント体制を構築している。なお、令和５年度における能登半島沖地震の対応においても、当機構の現地対策本部や石川県調整本部、日本赤十字社、ＪＭＡＴ（日本医師会災害医療チーム）等とのミーティングにおいて、同システムを活用した。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定 Ⅲ. その他考慮すべき要素 (1)効率的な業務運営体制について 働き方改革の一環として、客観的な記録に基づく新たな勤務時間管理方法として、勤務時間システムの導入を行ったことを評価する。 また、国立病院機構の役割を将来にわたって継続的に維持した上で医療の質の向上・効率化を図るために建物整備やICT基盤整備を進めるべく、基盤強化推進基金の創設をし、運用を開始したことを評価する。 (2)効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築について 経常収支は47億円の黒字、経常収支率は100.4%となった。 これは、新型コロナが5類感染症に移行した後も地域で必要とされる救急医療、産科・小児科・精神科等の診療機能を維持しつつ、多くの新型コロナ患者の受け入れを行ったことや、費用削減を含めた様々な取組を

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			して一体的な組織運営を進める。 その中で、国の政策や医療に係る経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応し、国立病院機構全体として経営の健全性を保つとともに、適切なリスクマネジメントが行えるよう、理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築する。 また、上記の３つの理念に沿って、1.医療の質の向上、2.業務の効率化・生産性の向上、3.危機管理機能の向上をより具体化し、同時に働き方改革を実現する多様な用途への活用・拡張可能なコミュ	＜評価の視点＞ ・　国の政策や医療に係る経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応し、国立病院機構全体として経営の健全性を保っているか。	**２．本部の経営分析部門と病院の事務部門との連携強化** （１）経営分析手法の共有の推進 ＮＨＯにおいては、各病院それぞれが、２０４０年を見据えた経営戦略の策定・見直しや収支均衡に取り組んでいるところであり、その取り組みをサポートするために活用できる経営分析ツール、経営改善事例集、厚生労働省から発出されている平成１８年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース等について、本部において作成・更新をし、各病院に対し、随時共有を図っている。 本部では、経営分析ツールとして、外部環境分析に活用するための近隣医療機関との勢力比較図（バブル図）、内部環境分析に活用するための各種経営指標（１月１００床当たり医療収益など約５０項目）のグループ病院（診療機能・規模が類似する病院）平均との比較一覧や入院期間別単価・在院日数シミュレーション、大型医療機器稼働実績などを更新し、各病院に対し、共有している。 また、当該ツールについては、適宜追加及び見直しを実施しており、令和５年度は新たに、医事業務委託の業務量と契約金額を他院と比較できるツールを作成し、その他の費用についても年度毎の推移を比較できるようツールの見直しを行った。さらに、外来治療継続率等を他院と比較できるツールの作成を行うなど、経営改善に係るツールの充実を図り、各病院で当該ツールを活用できるよう共有した。 （２）病院経営研修の実施 毎年、地域医療構想の趣旨や今後の医療提供体制の展望、病院経営に係る基礎知識などの理解、経営分析ツールを活用した経営分析手法や経営戦略能力の向上を目的として、事務部門に加え、看護職員やコメディカル職員を対象とした病院経営研修を実施している。 令和５年度においては、より多くの職員が研修に参加できるよう、昨年度に引き続きｅラーニングシステムを活用して研修を実施し、対象者を全職員に拡大した。（受講者数：２２２名） また、受講者がこの研修で得た知識を各病院においてより実践的に活用できるよう研修内容の見直しを行い、理解を深めてもらうための練習問題をｅラーニングシステム上で作成し、研修内容の充実を図った。 **３．資金回送の効率化や経営状況の適切な把握** 病院における業務キャッシュフローと財務キャッシュフローを分別管理するために、キャッシュマネジメントシステム（ＣＭＳ）を導入するとともに、病院・本部間の短期・長期貸付金制度を見直して、病院の資金状況を見える化し、令和５年度も引き続き運用している。 また、法人全体の資金の有効活用を目的として、本部病院間での迅速な資金移動を可能とする資金管理システムを導入し、資金移動ができる体制を整備し、令和５年度も引き続き運用している。	年度計画の目標を達成した。	評定 行った結果であり、これらの取組を高く評価する。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			ニケーションインフラを整備し、ＩＣＴソリューションの積極的な活用による効率的な業務運営体制を構築する。 加えて、新型コロナウイルス感染症への対応を含め、各病院が地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していくことのできる環境の整備に向けて、診療機能の確保や職員のモチベーションの維持向上を図るための取組を進める。	＜評価の視点＞ ・　１．医療の質の向上、２．業務の効率化・生産性の向上、３．危機管理機能の向上をより具体化し、働き方改革を実現する多様な用途への活用・拡張可能なコミュニケーションインフラを整備し、ＩＣＴソリューションの積極的な活用による効率的な業務運営体制を構築しているか。 ・　新型コロナウイルス感染症への対応を含め、各病院が地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していくことのできる環境の整備に向けて、診療機能の確保や職員のモチベーシ	４．効率的な業務運営体制の構築 ＳＵＲＥプロジェクト３つの理念に沿って、１．医療の質の向上、２．業務の効率化・生産性の向上、３．危機管理機能の向上をより具体化するため、テレビ会議システムを導入し、令和３年度からＮＨＯ総合情報ネットワークシステム（第４期ＨＯＳＰｎｅｔ）の抜本的な更改に向けた取り組みを開始するなど、ＩＣＴソリューションの積極的な活用による働き方改革の実現に引き続き取り組んでいる。 ５．職員のモチベーションの維持向上を図るための取組 （１）新型コロナウイルス感染症への対応に従事した職員に対する給与等の特別措置 新型コロナウイルス感染症への対応は、危険性・困難性等が伴う勤務であることを踏まえ、全国に先駆けて、感染症患者等の診療等に従事した職員に対する給与等の特別措置として、令和２年度に新型コロナウイルス感染症対策従事手当等を創設し、令和５年５月８日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類へ移行となるまでの間、引き続き特別措置を講じた。 （２）ＮＨＯの将来を担う優秀な人材確保のための基本給の引上げ 法人としての競争力を確保するための新たな優秀な人材の確保と、今後の将来を担う若手職員が安心して働くことができる環境を整備することから、若年層を中心とした職員に対して基本給の引上げを実施した。（令和５年４月１日から適用） （３）診療報酬改定等を踏まえた基本給の引上げ 政府は昨今の食材料費、光熱費をはじめとする物価高騰の状況、３０年ぶりの高水準となる賃上げの状況などの経済社会情勢を背景に、令和６年度診療報酬改定において、医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組として、「外来・在宅ベースアップ評価料」及び「入院ベースアップ評価料」の新設や入院基本料等の評価の見直しを行った。 ＮＨＯにおいては、人事院勧告や診療報酬改定の状況等を踏まえ、常勤職員の初任給（大卒程度）については全職種において国家公務員と同程度の水準となるよう基本給を引上げ、また令和５年度の基本給表（基本年俸表を含む）と比較して全ての号俸で最低＋２．３％程度の引上げとなるよう給与改定を実施することを決定した。（令和６年４月１日から適用）	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定 Ⅳ. 評価 「機構全体としての経常収支率」については、経常収支率 100%以上を目標値として設定している。令和5年度は 100.4%、経常収支は 47 億円となっており、目標を達成している。 様々な工夫による経費節減等の取組を進めるとともに、地域から求められる診療機能をできる限り維持しつつ、多くの新型コロナ患者を受け入れたこと等によるものである。 平成 30 年度以降、経常収支の黒字を維持しており常日頃の業務での努力が結びついた結果であると思料されることから高く評価する。 このほか、上記以外の目標についても所期の目標を達成しており、難易度「高」であることも考慮し、評定を一段階引き上げて「A」とした。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				ョンの維持向上を図るための取組を進めているか。	（４）能登半島地震対応における派遣手当の特例措置 令和６年１月に能登半島地震が発生し、ＮＨＯでは現地への派遣として、ＤＭＡＴによる派遣や医療班等による派遣等を実施した。 今般の派遣は通常の派遣よりも過酷な状況での活動となっていること等、派遣者の実情等を総合的に考慮し、能登半島地震の対応にあたって現地に派遣された職員に対して、特例として派遣手当を支給した。（令和６年１月１日から適用） （５）看護補助者の処遇改善を図るための特別措置 政府は令和５年度補正予算において、人材確保や定着が困難な看護補助者の処遇改善を行うことを目的に、看護補助者処遇改善事業を創設した。 ＮＨＯにおいては、当該事業の趣旨を踏まえて、看護補助業務に専ら従事する看護補助者の処遇改善を図るため処遇改善特別一時金を創設した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（２）職員の業績評価等の適切な実施 職員の実績等を適正に評価し、給与に反映させるとともに、意欲の向上を図る業績評価制度について、適切な運用を継続する。また、法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築に取り組む。	**（２）職員の業績評価等の適切な実施** 職員の実績等を適正に評価し、給与に反映させるとともに、意欲の向上を図る業績評価制度について、適切な運用を継続する。また、法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築に取り組む。	＜評価の視点＞ ・　職員の実績等を適正に評価し、給与に反映させるとともに、業績評価制度について、適切な運用を継続して実施しているか。	**（２）職員の業績評価等の適切な実施** １．業績評価制度の円滑な運用 （１）業績評価の実施 ①年俸制職員 年俸制職員のうち、経営に深く参画すべき病院幹部職員（院長、副院長、事務部長、看護部長等）の年俸は、毎年度実施している各病院の医療面・経営面の評価結果を加味し、令和５年度の年俸に反映させた。 また、令和５年度の昇任等の人事についても、年俸制職員の業績評価結果を踏まえた上で実施した。 ②役職職員及び一般職員 役職職員及び一般職員に実施している個人の業績評価について、令和５年度も引き続き、賞与及び昇給に反映させた。 また、昇任等の人事についても、業績評価結果を踏まえた上で実施した。 （２）業績評価制度の理解促進 毎年度実施している評価者及び職員（被評価者）研修において、受講者の意見を踏まえた上で制度内容をより理解しやすいものとなるようにテキストや演習問題の表記内容を見直すなど、研修内容の充実に努め、令和５年度も引き続き制度を適切に理解できるような取組を実施した。 （３）評価者としての資質向上のための取組 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から集合形態の研修は実施しなかったものの、評価の質を向上させるため、令和５年度は研修の受講対象者３７６人に対しｅラーニングによる研修を実施するなど、より一層、評価者としての資質向上を図った。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築に取り組んでいるか。	**２．法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築に向けた取組** （１）ＮＨＯの将来を担う優秀な人材確保のための基本給の引上げ（再掲） 法人としての競争力を確保するための新たな優秀な人材の確保と、今後の将来を担う若手職員が安心して働くことができる環境を整備することから、若年層を中心とした職員に対して基本給の引上げを実施した。（令和５年４月１日から適用） （２）診療報酬改定等を踏まえた基本給の引上げ（再掲） 政府は昨今の食材料費、光熱費をはじめとする物価高騰の状況、30 年ぶりの高水準となる賃上げの状況などの経済社会情勢を背景に、令和６年度診療報酬改定において、医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組として、「外来・在宅ベースアップ評価料」及び「入院ベースアップ評価料」の新設や入院基本料等の評価の見直しを行った。 ＮＨＯにおいては、人事院勧告や診療報酬改定の状況等を踏まえ、常勤職員の初任給（大卒程度）については全職種において国家公務員と同程度の水準となるよう基本給を引上げ、また令和５年度の基本給表（基本年俸表を含む）と比較して全ての号俸で最低＋２．３％程度の引上げとなるよう給与改定を実施することを決定した。（令和６年４月１日から適用） （３）新型コロナウイルス感染症への対応に従事した職員に対する給与等の特別措置（再掲） 新型コロナウイルス感染症への対応は、危険性・困難性等が伴う勤務であることを踏まえ、全国に先駆けて、感染症患者等の診療等に従事した職員に対する給与等の特別措置として、令和２年度に新型コロナウイルス感染症対策従事手当等を創設し、令和５年５月８日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類へ移行となるまでの間、引き続き特別措置を講じた。 （４）特定の専門分野に精通した医療人材の確保 がんゲノム医療といった新たな治療法や医療技術等の導入に伴い、これらの医療を実施する上で必要となる特定の専門分野に精通した医療人材を常勤職員として機動的に確保できるよう、給与規程に所要の規定を整備し、令和２年度に施行した。 令和５年度においては、当該規定の適用範囲に救急救命士を追加し、常勤職員として確保できるよう規定の見直しを行った。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（５）能登半島地震対応における派遣手当の特例措置（再掲） 令和６年１月に能登半島地震が発生し、ＮＨＯでは現地への派遣として、ＤＭＡＴによる派遣や医療班等による派遣等を実施した。 今般の派遣は通常の派遣よりも過酷な状況での活動となっていること等、派遣者の実情等を総合的に考慮し、能登半島地震の対応にあたって現地に派遣された職員に対して、特例として派遣手当を支給した。（令和６年１月１日から適用） （６）看護補助者の処遇改善を図るための特別措置（再掲） 政府は令和５年度補正予算において、人材確保や定着が困難な看護補助者の処遇改善を行うことを目的に、看護補助者処遇改善事業を創設した。 ＮＨＯにおいては、当該事業の趣旨を踏まえて、看護補助業務に専ら従事する看護補助者の処遇改善を図るため処遇改善特別一時金を創設した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（３）働き方改革への適切な対応 タスク・シフティングの推進や労働時間をより確実かつ効果的に把握・管理するための取組を行い、医師の長時間労働の見直しを含め、職員全員の勤務環境改善を進めるとともに、労働法制の遵守の徹底を図る。	**（３）働き方改革への適切な対応** タスク・シフティングの推進や労働時間をより確実かつ効果的に把握・管理するため、病院が出退勤時刻の記録ツール（ＩＣカード、スマートフォン等）や勤務時間を管理するためのシステムを導入し、適切な運用を支援する等の取組を行い、医師の長時間労働の見直しを含め、職員全員の勤務環境改善を進めるとともに、労働法制の遵守の徹底を図る。	＜評価の視点＞ ・　病院が出退勤時刻の記録ツール（ＩＣカード、スマートフォン等）や勤務時間を管理するためのシステムを導入し、適切な運用を支援する等の取組を行い、医師の長時間労働の見直しを含め、職員全員の勤務環境改善を進めるとともに、労働法制の遵守の徹底を図っているか。	**（３）働き方改革への適切な対応** １．働き方改革への取組 （１）長時間労働の削減に向けた取組 最優先課題である「長時間労働の削減」の取組を推し進めるため、平成２９年度にＮＨＯに「労働環境改善対策本部」を設置しており、令和元年度に取りまとめた「国立病院機構における労働環境改善の取組みについて（第二次中間報告）」を踏まえ、令和５年度においては以下の取組を実施した。 ①長時間労働の改善 医師にかかる時間外・休日労働時間の上限規制が令和６年４月より適用されたが、ＮＨＯでは、原則として、令和５年度までに全ての医師の時間外・休日労働時間数を年間９６０時間以内とすること等を目指して取組を進めてきた。その結果、特定労務管理対象機関としては、令和６年４月現在で９病院（Ｂ水準：９病院、Ｃ−１水準：１病院）が都道府県からの指定を受けている。 また、働き方改革を一層推進していくため、本部がタスク・シフティングの取組事例を収集し、病院長会議等を通じて横展開すること等により、タスク・シフティングを進めるとともに、令和４年度診療報酬改定において病棟における看護補助者の配置を評価する看護補助体制充実加算が新設され、取得のためには看護師等の研修受講が要件とされたことから、本部において教材を作成し、令和５年度から院内研修で活用できるようにした。 ②ＩＣＴソリューションの積極的な活用による働き方改革（再掲） ＳＵＲＥプロジェクト３つの理念に沿って、１．医療の質の向上、２．業務の効率化・生産性の向上、３．危機管理機能の向上をより具体化するため、テレビ会議システムを導入し、令和３年度からＮＨＯ総合情報ネットワークシステム（第４期ＨＯＳＰｎｅｔ）の抜本的な更改に向けた取り組みを開始するなど、ＩＣＴソリューションの積極的な活用による働き方改革の実現に引き続き取り組んでいる。 また、全病院にテレビ会議システムを導入したことにより、グループや病院とのより円滑な意思疎通を図り、即時に連携することが可能となったほか、災害時や新興感染症発生時等の危機管理対応の際に迅速な状況把握と意思決定を行えるようになっており、特にＮＨＯ内における会議、研修等で積極的に利用することにより効率的な業務運営体制の構築に向けた取組みを推進していく。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					③職員配置の見直しによる人員体制の拡充 令和５年度の職員配置の計画に当たっては、働き方改革を踏まえ既存業務の見直しを行ってもなお長時間労働が解消できない場合、職員配置を見直すとともに必要な定数増を行った。 （２）新たな勤務時間管理方法の導入・運用の開始 客観的な記録に基づく新たな勤務時間管理方法を実施するため、モデル病院における検証及び課題等を踏まえ、令和６年１月に発生した能登半島地震の影響を受けて導入が遅れている１病院を除いた全病院でＩＣカード・ＩＣカードリーダーを利用した勤務時間システムを導入した。各病院の勤務時間システムを次期ＨＯＳＰｎｅｔ・人事給与システムへ自動連携させることにより、本部において各病院の勤務時間関連データが集積可能となり、病院への個別調査を削減させるなど業務の効率化を図る。 （取組内容） モデル病院（７病院）での試行を踏まえ、客観的に在院中の労働時間等が把握できる勤務時間管理ルールを導入することとし、 厚生労働省発出の通知等を踏まえ、ＮＨＯの基本的なルールとして、 ア　職員が出退勤時刻を記録すること イ　職員が時間外勤務及び休日勤務の内容・時間を申告すること ウ　職員が出退勤時間と勤務時間との間に生じた乖離の理由を申告すること エ　所属長がア～ウの内容その他の職員の勤務時間に関する情報を確認し、職員の勤務時間を適正に管理すること 等を就業規則に明記したところである。 【モデル病院（７病院）】 宮城病院、横浜医療センター、静岡てんかん・神経医療センター、 呉医療センター、広島西医療センター、賀茂精神医療センター、都城医療センター 令和４年度においては、客観的な記録に基づく新たな勤務時間管理方法を実施するため、モデル病院における検証及び課題等を踏まえ、全病院（電子カルテ更新病院を除く）で ＩＣカード・ＩＣカードリーダーを利用した勤務時間システムを導入した。 令和５年度においては、令和６年１月に発生した能登半島地震の影響を受けて導入が遅れている１病院を除き、電子カルテ更新病院を含めた全病院に勤務時間システムを導入した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					なお、勤務時間システムの導入については、以下の２段階で導入を進めている。 第１段階：①ＩＣカード・ＩＣカードリーダーの設置 ②既存の勤務表作成システムの拡張 ③システム化に伴う職員研修用マニュアルの作成 第２段階：④ＨＯＳＰｎｅｔの次期更新（令和７年度）を念頭に、人事給与システムとの円滑な連携を実現し、接続するデバイスの多様化を検討 ① ＩＣカード・ＩＣカードリーダーの設置 各病院において、機器の設置場所（病院玄関、職員出入口等）及び必要台数を決定するとともに、令和４年９月に本部共同購入を実施。 ＩＣカード（７１，９２０枚） ＩＣカードリーダー（１，３３６台） ② 既存の勤務表作成システムの拡張 ＩＣカードリーダーの設置に併せて、看護部で使用されている勤務表作成システムを全職種対応に拡張し、ＩＣカードリーダーからの客観的な出退勤時の打刻データが自動で取り込まれ、職員毎の勤務表を元に、超過勤務や乖離理由の入力及び確認が可能になるよう勤務時間システム化した。 ③ システム化に伴う職員研修用マニュアルの作成 システム導入に合わせ、勤務時間に関するルールの再徹底及び管理者及び職員の意識改革を行うべく、令和４年１１月に「新たな勤務時間管理方法について（院内説明用）VER1.0」を本部で作成、周知しており、今後、更なる研修素材の充実に努めていく。 ④ 次期ＨＯＳＰｎｅｔへの対応 ・令和４年度に導入を進めた各病院の勤務時間システムの拡張は、客観的な記録に基づく新たな勤務時間管理方法を実施するだけでなく、システムベンダ毎に標準仕様とすることで、次期ＨＯＳＰｎｅｔ・人事給与システムへの連携を円滑に行うことを可能とするとともに、本部側に各病院の勤務時間関連データを集積可能とする。 ・また、システムベンダ毎に標準化されることにより、病院群としての要望を集められることから、今後、追加の休暇申請機能やデバイスの多様化に向けた調整を一病院単位で実施する必要はなく、本部が主導となりシステムベンダ毎全体で対応することができる。 ・これにより、勤務時間に関して、本部への集積機能が実現できれば、病院への個別調査を削減させることはもちろん、個別病院だけでなく、機構全体としての勤務時間に係るデータ（病院別超過勤務状況、出退勤時刻と勤務時間の乖離状況等）を取得することができる。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					２．働きやすい環境づくりの取組 ＮＨＯでは、働き方改革の取組を推し進めており、長時間労働の削減等に向けた取組を行っている。さらに、以下の育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等について取組を行い、職員全員の勤務環境の改善にも努めた。 （１）育児・介護のための両立支援 令和５年度において、令和５年２月からの機構に関する勤務環境に係る一連の報道もあり、これを契機として一部の病院において職員の勤務環境に係る課題が明らかになったことから、改めて機構が一丸となって勤務環境の改善に取組んでいく必要があるとの認識のもと、勤務時間等の取扱いを明確化した上で、全ての職員にこの対応方法を周知し、改めて制度の理解や勤務環境に係る取扱いへの理解を共有し、加えて、「勤務環境取扱いハンドブック」を各病院へ配布（令和５年６月下旬）した。 また、職員の家庭生活と仕事の両立を目的に独立行政法人国立病院機構職員在宅勤務規程（平成２７年規程第１０号）等を改正するための検討を行った。 ○ワーク・ライフ・バランス応援ガイドブック 第四期一般事業主行動計画「仕事と育児・介護の両立支援プログラム」の取組の一環として、母性保護、育児休業、介護休業、休暇、時間外勤務の制限などのワーク・ライフ・バランスに関する各種制度について「ワーク・ライフ・バランス応援ガイドブック」を用いて職員に周知している。 （２）ハラスメント防止対策 ○メンタルヘルス・ハラスメント研修（オンライン研修）の実施 ハラスメントに関する基礎的な知識を習得するとともに、ハラスメントが発生しない快適な職場づくりのポイント及び相談対応を実践的に修得するための研修を各グループにおいて、令和５年１１月～１２月に実施した。 ＜グループ別参加者数＞ グループ　参加者数 北海道東北グループ　４８名 関東信越グループ　７２名 東海北陸グループ　４６名 近畿グループ　５０名 中国四国グループ　５７名 九州グループ　９１名 合計　３６４名		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					○ハラスメント相談員研修（オンライン研修）の実施 ハラスメント相談員となった職員が、ハラスメント相談を受けた際に適切な対応ができるよう、対応の流れやポイントについての知識を習得するとともに、演習により相談の受け方を身に付けるための研修を令和５年度から新たに行うこととし、各グループにおいて、１０月～１１月に実施した。 ＜グループ別参加者数＞ グループ／参加者数 北海道東北グループ／４２名 関東信越グループ／６０名 東海北陸グループ／３７名 近畿グループ／２９名 中国四国グループ／３９名 九州グループ／６０名 合計／２６７名 （３）メンタルヘルス対策 ○メンタルヘルス（セルフケア）研修（e ラーニング又は集合研修）の実施 職場における自分自身のストレスの要因やストレス反応に早期に気づき、自らメンタル不調に至らないように予防・対処できるようになるための研修を全病院において、令和５年１１月～令和６年３月に実施した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		（４）職員の改善意欲向上に資する取組 サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するＱＣ活動奨励表彰などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図る。	**（４）職員の改善意欲向上に資する取組** サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するＱＣ活動奨励表彰（新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、表彰に代わる評価も含む）などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図る。	＜評価の視点＞ ・　サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するＱＣ活動奨励表彰（新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、表彰に代わる評価も含む）などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図っているか。	**（４）職員の改善意欲向上に資する取組** 「できることから始めよう！」をスローガンに職員の自発的な取組を奨励、評価し、表彰するＱＣ活動奨励表彰制度については、コロナ禍における職員の負担増や医療従事者の感染リスク等を考慮し、令和２年度は見合わせたが、令和３年度以降はＷＥＢを活用してＱＣ活動の発表及び審査を実施した。また、令和５年５月に新型コロナ感染症の取扱いが５類に変更されたことや新型コロナの収束を受け、令和５年度はコロナ禍以前と同様に、国立病院総合医学会の場において、優秀な取組の発表と取組者への表彰を行った。（令和５年度応募数：５５施設　１５１件） また、好取組を業務の参考として日常的に活用されることを目的に、多くの職員が過去のＱＣ活動を容易に閲覧・検索できるよう、職員用の掲示板で引き続き公開を行っている。 ※ＱＣ活動：病院職員が自施設内の課題に応じて小グループを構成し、業務の質の向上を目指して取り組む自主的活動。 ※平成１８年度～令和５年度までの応募総数（３，２３９件）	年度計画の目標を達成した。	評定	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（５）情報システムの適切な整備及び管理 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）に則り、ＰＭＯ（ポートフォリオマネジメントオフィス）の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	**（５）情報システムの適切な整備及び管理** 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）に則り、ＰＭＯ（ポートフォリオマネジメントオフィス）の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	＜評価の視点＞ ・　情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）に則り、ＰＭＯ（ポートフォリオマネジメントオフィス）の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行っているか。	**（５）情報システムの適切な整備及び管理** デジタル庁策定の「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）を踏まえ、全ての独立行政法人が現中期計画期間中のＰＭＯ（※）の設置を求められており、ＮＨＯにおいても本部にＰＭＯとしてポートフォリオマネジメント室を設置した。 （※）ＰＭＯ（ポートフォリオマネジメントオフィス）とは「情報システムに係るプロジェクトの企画、予算要求、調達、開発、運用等の各フェーズにおいて、プロジェクト担当者が実際に有している課題やニーズを把握し、類似事例やノウハウの共有、専門人材によるサポート等、実務的な支援を提供する」等の業務を行う管理組織のこと。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	２　経費の節減及び資源の有効活用 人員の配置については、医療の高度化や各種施策を踏まえながら、人件費比率と委託費比率にも留意しつつ、適正な配置に努めること。 調達については、機構が策定する「独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。 医薬品や医療機器等の共同調達については、これまでも国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成２０年法律第９３	**２　効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築** 各病院が地域から求められる医療を着実に実施するとともに、国の医療政策に貢献するためにも、病院と本部・グループ担当理事部門が一体となり、引き続き経営改善に取り組むことにより、収支改善による経営基盤の安定化を図る。 経営改善の取組等により収支相償の経営を目指すこととし、中期計画期間の各年度の損益計算において、国立病院機構全体として経常収支率１００％以上とすることを目指す。	**２　効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築** 各病院が地域から求められる医療を着実に実施するとともに、国の医療政策に貢献するためにも、病院と本部・グループ担当理事部門が一体となり、新型コロナウイルス感染症の対応を含め、地域から求められる医療を着実に実施しながら、引き続き経営改善への取組を進め、収支改善による経営基盤の安定化を図る。 経営改善の取組等により収支相償の経営を目指すこととし、中期計画期間の令和５年度の損益計算において、国立病院	＜評価の視点＞ ・　病院と本部・グループ担当理事部門が一体となり、新型コロナウイルス感染症の対応を含め、地域から求められる医療を着実に実施しながら、引き続き経営改善に取組を進め、収支改善による経営基盤の安定化を図っているか。 ＜定量的指標＞ ・　経常収支率	**２　効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築** １．経常収支及び総収支について （１）経常収支 令和５年度は、新型コロナが５類感染症に移行した後も地域で必要とされる救急医療、産科・小児科・精神科等の診療機能を維持しつつ、多くの新型コロナ患者の受け入れを受け入れた。その結果、令和５年度の救急車受入数は２１７，７１２件、手術件数は２０３，７０１件となり、新型コロナ前の令和元年度並みもしくはそれ以上まで増加したが、受療行動の変化により法人全体の患者数は大幅に減少（対令和元年度比で入院患者は▲８．７％、外来患者は▲１０．２％）した状態が続いている。費用削減を含めた様々な取組み等により、経常収支は４７億円の黒字、経常収支率は１００．４％となったものの、病院経営の主軸である医業収支は、３２５億円の赤字となっている。 こうした状況下でも、今後も当機構の役割を果たしていく上で、従来の機能を維持するための投資に加えて、新たに医療機能の強靭化（感染症対策対応、災害対策対応、医療ＤＸ対応等）に取り組む必要があるが、省令で定められた償還期間の範囲内での借り換えしか認められていないといった資金調達に関する法的制約があること、また、現下の厳しい医業収支の状況などを踏まえると、当機構に求められる役割を果たし続けるために必要となる医療機能の強靭化を含めこれらの投資を行うための資金余力が十分にあるとは言えない状況である。 （２）総収支 令和５年度は、総収支６億円の黒字となった。 経常収支　総収支額 令和４年度　５８７億円　５４３億円 令和５年度　４７億円　６億円	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	号）第３条の２に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。）、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構と連携の上、実施しているところであるが、これまでの効果を検証しつつ、より効率的な調達に努めること。 後発医薬品については、これまでの取組を継続し、今後も他の医療機関の模範となるよう、より一層の採用促進を図ること。 投資については、地域の医療需要や機構及び各病院の経営状況を踏まえながら、効率的、効果的かつ機動		機構全体として経常収支率１００％以上とすることを目指す。	＜評価の視点＞ ・　経営改善の取組等により収支相償の経営を目指すこととし、中期計画期間の令和５年度の損益計算において、国立病院機構全体として経常収支率１００％以上となっているか。	**２．経常収支率１００％以上を目指した収支改善の推進** ＮＨＯでは、「地域から求められる医療を２０４０年に向けた厳しい先行きの中でも安定的に提供する体制を確保できる」ことについて、地域関係者や患者から評価されるよう、ＳＵＲＥプロジェクトの理念に基づき、新型コロナウイルス感染症収束後も見据え次の取組などを行った。 ○　ＮＨＯでは、新型コロナウイルス感染症対応について、令和５年度においては、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れを行うとともに、地域から求められている救急医療、産科・小児科・精神科等の診療機能を維持し、これらの入院患者への受入れにも積極的に取り組んだ。また、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の特例の取扱いについて、令和５年５月８日以降の見直し、令和５年１０月１日以降の見直しにかかる注意事項等を補足して情報提供を行い、本部より各病院へ周知を図った。 ○　また、令和５年度は、ＮＨＯの病院の中で特に経営状況のよい熊本医療センターの院長を本部顧問（経営支援担当）として任命し、同顧問、本部及びグループが協力して、特に経営改善が必要な９病院を訪問し、経営改善の支援を行うとともに、同顧問、本部及びグループ間で各病院の経営改善の取組にかかるディスカッションを実施し、令和５年度は１６病院について議論を行った。 ○　こうした取組に加え、コロナ収束後も見据え、これまでの入院患者の入院経路毎の増減の状況や増減要因の把握・分析をした上で患者数確保の取組、コロナ収束後できるだけ早期に患者数を戻すための準備、病院経営の在り方について、本部から各病院に対し、検討を依頼するとともに、各病院の検討を支援するため必要なデータを提供した。また、各病院においてはこうした検討を踏まえ開業医訪問や患者の受入れ体制の構築等に取り組み、患者数の確保の取組を実施した。 ○　さらに、従来から提供している経営分析ツールについて、更新を行い、外部環境分析に活用するための近隣医療機関との指標推移を過去６年間にわたり比較するためのツール、前年比較が可能な近隣医療機関との勢力比較図（バブル図）、診療報酬上の一部の加算（救急の患者に対して算定可能な加算等）について算定漏れや他院との比較を実施するための算定率の一覧、グループ病院平均との比較可能な各種経営指標の一覧などの作成を行い、ツールの更なる充実や経営改善の取組事例のマニュアル等を提供するなど、各病院で自院の状況の把握、分析やそれらを踏まえた患者確保、診療単価増等の取組の検討に活用できるよう本部から各病院に対し、情報提供を行った。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	的に行うこと。 保有資産の有効活用にも取り組むこと。 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成３０年度と比べ、５％以上節減を図ること。 上記１及び２の取組により、各年度の損益計算において、機構全体として経常収支率を１００％以上とすること。				上記のとおり、患者確保、費用削減などの取組を行ったものの、経営の主軸となる医業収支は▲３２５億円と、極めて深刻な状況となったが、新型コロナウイルス感染症関係の補助金の獲得などにより、一時的な結果として、経常収支４７億円、経常収支率１００．４％と目標を達成した。（対前年度▲５４０億円） しかし、他疾患病床を転用してでも同感染症患者の積極的な受入を行ったことの影響により、コロナ収束後であっても患者数が回復する見込みが立たず、医業収支をコロナ前の水準まで回復させることは容易ではなく、今後、資金残高の大幅な減少を余儀なくされるおそれが高いため、引き続き、ＮＨＯの理念に基づく取組を進めていくこととしている。 【経常（医業）収益】　【経常収支】　【経常収支率】 ・令和４年度　１１，４３６（１０，１０８）億円　５８７億円　１０５．４％ ・令和５年度　１０，８５７（１０，１９０）億円　４７億円　１００．４％ 【費用のうち運営費交付金の割合】　【経常費用】　【運営費交付金額】 ・令和４年度　０．３％　１０，８４９億円　３１億円 ・令和５年度　０．２％　１０，８１１億円　２６億円 ３．病床機能の見直し・効率的な病棟運営 ＮＨＯでは、ＳＵＲＥプロジェクトの理念に基づく病院経営方針を踏まえ、各病院それぞれが収支均衡に取り組むこととしている中で、患者の受療行動が新型コロナウイルス感染症流行前の水準まで戻ることが見込めないといった厳しい環境が続く可能性を見据え効率的な人員配置や収益に見合った費用の実現のため、本部から各病院に対し、結核病棟のユニット化等による病棟集約、患者数・患者の重症度に応じ急性期一般入院料１の７：１看護配置から急性期一般入院料２の１０：１看護配置への移行等を検討するよう周知を行った。 ４．投資の促進と効率化 ＮＨＯの投資は、厳しい経営状況等に鑑み、医療機能の維持や地域医療構想に基づく機能変更・法令対応等に係る投資を基本とし、法人全体の資金状況を踏まえ設定した投資枠に基づく投資を行った。 令和５年度は、法人全体の資金状況を踏まえ、投資枠を拡大することで、５７０億円を投資決定した。（令和４年度投資決定額は４８８億円） また、医療機能を維持するための投資を着実に行う厳しい措置だけでなく、短期間に投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った（投資回収性が高い投資案件への投資決定額：１５．６億円）。 加えて、医療機器については、各病院の投資において、資金余力を踏まえながら、投資の優先順位を明確にして計画的な投資を行っていくため、病院毎の投資枠を示した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					さらに、収益性を高める投資を促進するため、直接投資効果による投資回収期間が短い案件について病院毎の投資枠とは別に重点投資枠を設定して投資を行った（令和５年１２月新設、令和５年度実績２．１億円）。 そのうえで、医業収支黒字病院における建物の給水・給湯・空調設備など１億円未満の単純更新及び５，０００万円未満の医療機器等（大型医療機器を除く）への投資については、投資の迅速性と事務作業の効率化のため病院の裁量として協議を不要とすると共に、普及が進む内視鏡手術用支援機器の導入にあたり医師確保等の特別な事情を踏まえることができるよう、投資基準について柔軟な運用を可能とした。 【地域医療構想等を踏まえた整備事例】 ・ＮＩＣＵ、ＧＣＵ、ＭＦＩＣＵ整備（小倉医療センター） 当該病院は、地域周産期母子医療センターとして、北九州市ではシェア１位（４０．０％）であり、地域で唯一、分娩件数が増加していた。また、母体搬送によるハイリスク分娩の患者数も増加傾向であった。 また、周産期病床の増床について、北九州周産期母子医療協議会及び地域医療構想調整会議を経て、一般病床をＮＩＣＵ、ＧＣＵ、ＭＦＩＣＵに転換するための病棟改修整備について投資決定した。 【令和５年度の投資決定】 令和５年度では、引き続き法人の資金状況を踏まえながら、医療機能の維持や地域医療構想に基づく機能変更・法令対応等に係る投資を基本として、真に必要な整備内容か精査をしつつ、これらにかかる投資を着実に行う一方、地域医療構想への対応に必要な整備や短期間で投資回収が可能な整備等、更なる資金獲得が期待できる投資効果の高い整備への投資を行った 。 ５．本部出資金の運用 投資は医療機能の維持等を基本としている一方、感染防止対策の強化や地域医療構想への対応など先を見据えた取組が必要であるが、外来棟については約半数が耐用年数を過ぎ雨漏り等の老朽化が顕著となっており、特にセーフティネット系病院等を中心として、自力での償還が困難となっているところもある。 このような状況にあっても、医療機能の向上を図り、安定的・継続的な地域医療の提供を実現するため、セーフティネット系病院等を中心として積極的に外来棟等の感染防止対策や老朽化対策のための改修整備を進める方針とした。そのため、本部・病院間の資金のやりとりの工夫と一部の病院からの拠出により自ら資金を捻出し、国等からの補助金に頼らない「本部出資金」を令和３年度に創設し、感染防止対策整備や老朽化対策整備について、１０７病院に６３．２億円の投資を決定した。 令和５年度おいても、引き続き整備を進め、累計で５３．１億円の整備が完了した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					６．法人全体の資金の有効活用による強靭化に向けた取組（基盤強化推進基金の創設） 医療を取り巻く環境の激変を踏まえると、今後の病院経営はこれまで以上に厳しくなっていくが、今後、そうした厳しい環境に直面していく中にあっても、当機構は、地域から求められる医療、感染症や災害医療といった危機管理対応などを含め、国の医療政策を支える当機構の役割・使命を、将来にわたって安定的かつ継続的に維持していく必要があり、また、医療の質の向上と効率的な医療の実現を目指して政府が推進する医療ＤＸにも率先して取り組む必要がある。 　こうした当機構に求められる役割を適切かつ確実に果たすために必要となる、感染症対策・災害医療対策の建物整備やＩＣＴ基盤整備といった医療機能の強靭化に向けた取組を、法人全体の資金を有効活用して早急に進めるため、病院と本部の保有資金から拠出する資金を財源とする基金（約１，０００億円）を令和５年度に創設し、運用を開始した。当該基金を活用して医療機能の強靭化に向けた取組を進めることとしている。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（１）人件費と委託費の適正な水準の確保 各病院が提供する医療内容のほか、医療の高度化や各種施策への対応などを踏まえながら、人件費比率と委託費比率にも留意しつつ、業務の量と質に応じた病院運営に適正な人員配置に努める。 給与水準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。	**（１）人件費と委託費の適正な水準の確保** 各病院の提供する医療サービスの内容や経営状況を踏まえた適正な人員配置に努める。業務委託についても委託内容の病院間比較といった調査・分析や委託契約額等の情報共有に取り組むなど、コスト低減化に十分配慮した有効活用を図る。 こうした取組により、人件費比率と委託費比率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となることを目指す。 給与水準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法	＜評価の視点＞ ・　各病院の提供する医療サービスの内容や経営状況を踏まえた適正な人員配置に努めているか。	**（１）人件費と委託費の適正な水準の確保** １．業務量の変化に対応した柔軟な人員配置 固定費の中で大きな割合を占める人件費について、適切な定数管理等を通じた人件費の適正化に向けた取組を行った。 具体的には、各病院の人員配置計画にあたっては、長引くコロナ禍で通常医療の患者数がコロナ前の水準を下回る状態が継続・長期化していること等を踏まえ、各病院の医療機能や患者数・患者像（重症度等）に応じた効率的・効果的な人員配置による効率的な病棟運営を実現するための病棟集約などこれまで進めてきた費用構造改善の取組を継続する一方で、地域で必要とされる安全・安心で質の高い医療を安定的・継続的に提供する体制の構築に向け、経営効率性等に留意しつつ医療機能の強化等を図るために必要な人員を配置するなど、メリハリを付けた人員配置に取組んだ。 【１月１日時点の現在員数（常勤）】 令和４年度（令和５年１月１日）　令和５年度（令和６年１月１日） 医師　６，２６２名　６，２１６名 看護師　４０，２９０名　４０，２３３名 コメディカル　９，２３９名　９，３１８名 その他　６，７６４名　６，７１４名 合計　６２，５５５名　６２，４８１名 この他、看護師の確保にあたっては、各病院において診療報酬の施設基準や夜勤体制を維持できるよう、例年年度途中で一定数が退職すること等を見越し、年度当初に配置計画数を超える余裕を持った数の採用を行う仕組みとしている。近年、当初見込んでいる退職者数や育児休業者数等と実績乖離している実態等を踏まえ、退職者数等は直近３か年平均値と前年度実績値の範囲内で算出する方法に見直し、採用予定者数の適正化に取り組んでいる。	年度計画の目標を達成した。	評定
				＜評価の視点＞ ・　委託内容の病院間比較といった調査・分析や委託契約額等の情報共有に取り組むなど、コスト低減化に十分配慮した有効活用を図っているか。	２．コスト低減化に向けた業務委託の有効活用 各病院における契約状況を作成し、自院と同規模・機能の病院の契約額等と比較検討が行えるように各病院へ情報提供を行った。 また、ＳＰＤ業務委託の契約内容の改善に向けて、対象病院への研修会を実施した。 その他、ＳＵＲＥプロジェクトに基づく資金余力の改善に向けた取組の一つとして令和５年度も引き続き、保守契約の見直しに取り組み、医療機器保守契約について、０．８億円（累計：２．１億円）を削減した。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画		主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。	＜評価の視点＞ ・　人件費比率と委託費比率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となっているか。	**３．人件費率と委託費率を合計した率の抑制** 技能職の離職後不補充や非効率病棟の整理・集約等を図る一方で、医療法及び診療報酬並びに障害者総合支援法等の人員配置基準による国の制度に沿った体制を令和５年度も引き続き整備した。また、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇改善にも留意しつつ、必要な人材確保を行った。 人件費率と委託費率を合計した率について、新型コロナが５類感染症に移行した後も地域で必要とされる診療機能を維持しつつ、多くの新型コロナ患者を受け入れた結果、医業収益が増加したこと等により、令和４年度を下回ることができた。 【診療事業における人件費率（委託費を含む）】 ・令和４年度　５９．７％　→　令和５年度　５８．６％	年度計画の目標を達成した。	評定
				＜評価の視点＞ ・　給与水準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られる　よう必要な説明ができるものとする。	**４．職員の給与水準** 当法人の給与水準については、独立行政法人通則法に則って適切に対応しており、法人としての競争力を確保するための新たな優秀な人材の確保と、今後の将来を担う若手職員が安心して働くことができる環境を整備することから、若年層（新規採用職員及び役職に就く前の一般職員）を中心とした職員に対して基本給の引上げを実施した。（令和５年４月１日から適用） さらに、人事院勧告や診療報酬改定の状況等を踏まえ、常勤職員の初任給（大卒程度）については全職種において国家公務員と同程度の水準となるよう基本給を引上げ、また令和５年度の基本給表（基本年俸表を含む）と比較して全ての号俸で最低＋２．３％程度の引上げとなるよう給与改定を実施することを決定した。（令和６年４月１日から適用） 医師の給与については、平成１７年度に年俸制を導入して勤務成績を反映させるなど、民間医療機関などの状況を踏まえながら改善を進めている。 看護師については、民間医療機関における給与水準を考慮して、独法移行時に中高年齢層の一般看護師の給与カーブを引下げるなどの措置を講じている。 また、事務・技術職員については、国の一般職給与法を参考にしているが、独法移行時に中高年齢層の一般職員の給与カーブを引下げるなどの措置を講じている。 令和５年度の対国家公務員指数（※）は、医師：１０２．６、看護師：９４．６、事務・技術職：９６．０となった。 ※対国家公務員指数は、独立行政法人と国家公務員の給与の比率を独立行政法人の年齢階層別人員構成又は年齢・地域・学歴階層別人員構成を勘案して算出したものであり、国家公務員の給与水準を１００とした場合の独立行政法人の給与水準を表すもの。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（２）経費の節減 使用医薬品の標準化を推進し、他の独立行政法人との間で医薬品・医療機器等の共同購入を引き続き実施するとともに、これまでの効果を検証しつつ、より効果的な調達方法を検討する。 後発医薬品については、これまでの取組を継続し、今後も他の医療機関の模範となるよう、より一層の採用促進を図る。 その他、共同入札等により経費の節減が可能となる契約案件について、その実現可否を検討し、更なる節減を目指す。	**（２）経費の節減** 医薬品については、医薬品購買情報の分析・活用により、使用医薬品の標準化に取り組むとともに、引き続き国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構との連携による医薬品の共同購入を実施する。また、後発医薬品の使用割合を、政府目標の水準を維持しつつ、数量ベースで８５％以上を目指すとともに、後発医薬品の使用を更に促進するために、使用状況等を把握し、情報共有を行う。 医療機器については、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機	＜評価の視点＞ ・　使用医薬品の標準化に取り組んでいるか。 ＜評価の視点＞ ・　国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構との連携による医薬品の共同購入を実施しているか。	**（２）経費の節減** ＮＨＯでは機構内の病院や他法人等との共同入札に取り組んでおり、各病院の入札業務の軽減を図り、経費の節減に努めている。 スケールメリットを生かして、これまで本部や全国６グループ事務所単位での共同入札により医薬品や医療機器の購入を行ってきたが、新たに令和６年４月から経費の節減に加えて品質確保・安定確保を狙いとして医療材料（ＰＰＥ）の共同購入を始めた。 ＰＰＥについては、ニトリル手袋、ＰＶＣ手袋、プラガウン及びエプロンが第１回共同入札の対象となっており、コロナ禍で物量の不足が課題となっていたことから、共同入札により一定量の備蓄を行うこととした。 感染症法では２か月の備蓄が求められるが、１か月分は落札業者が責任を持つこととなっている（流通備蓄）。 医療材料については年間約４．２億円、医療機器等については、年間約２００億円の費用削減効果があり、今後も対象を広げて経費の節減の取組を進める。 １．ＮＨＯ使用医薬品の標準化（再掲） 平成１７年度から医療安全、医薬品管理の効率化に資するため、ＮＨＯ本部に標準的医薬品検討委員会を設置し、使用医薬品の標準化の取組を進めている。 令和５年度においては、令和４年度に見直した標準的医薬品リストを運用するとともに、医薬品検討委員会における７つの分野の小委員会で２８医薬品について検討を行い、その結果に基づいてリストに２３医薬品を追補し、２，６２２医薬品を標準的医薬品とした。 また、標準的医薬品リストに掲載された品目は原則共同購入で調達しており、医薬品費の低減に努めている。 ２．医薬品の共同購入について 令和５年度の医薬品の共同購入については、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構と連携の上、地域毎の市場価格をより反映させるため、入札エリアを１２として引き続き実施した。 入札品目のグルーピングの見直しや、入札とは別に市場価格の変動を踏まえた価格交渉を実施し、契約価格の変更を行うことにより、更なる医薬品費の低減に努めた。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

<table>
<tr><td colspan="8">３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">中期目標</td><td rowspan="2">中期計画</td><td rowspan="2">年度計画</td><td rowspan="2">主な評価指標</td><td colspan="2">法人の業務実績・自己評価</td><td colspan="2" rowspan="2">主務大臣による評価</td></tr>
<tr><td>業務実績</td><td>自己評価</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>構及び日本赤十字社との連携による共同購入を実施する。また、共同購入の対象機種の拡大等に取り組むとともに、価格情報の共有化による購入価格の標準化を図る。
医療材料については、ベンチマークシステムを活用した価格交渉を行うことで、医療材料費の適正化に取り組む。
その他、各種契約について、費用削減のための様々な方策を検討し、費用削減に努める。</td><td>＜評価の視点＞
・　後発医薬品の使用割合を数量ベースで８５％以上を目指すとともに、更なる使用促進のため使用状況等を把握し、情報共有を行っているか。

＜評価の視点＞
・　価格情報の共有化による購入価格の標準化を図っているか。

・　医療機器について、引き続き労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との連携による共同購入を実施しているか。また、共同購入の対象機種の拡大等に取り組んでいるか。</td><td>３．後発医薬品の利用促進（再掲）
令和２年９月までに後発医薬品の使用割合を８０％とする政府目標に対し、ＮＨＯでは、引き続き後発医薬品使用促進対策を行った。平成２９年度は後発医薬品の採用率が８３．５％となり、政府目標と比較して３年早く達成し、令和４年度は後発医薬品の供給が滞る中、８９．６％と増加することができた。

【これまでの促進対策】
・各病院における取組の共有
・後発医薬品使用割合ランキング、薬効別納入価格表などの配布
・共同入札の見直し
【後発医薬品採用率（新算定式）】
数量ベース　令和４年度　８９．６％　→　令和５年度　９０．５％
採用率７０％以上の病院　令和４年度　１３５病院　→　令和５年度　１３５病院

４．フォーミュラリーの導入（再掲）
フォーミュラリーは、「医療機関等において医学的妥当性や経済性を踏まえて作成された医薬品の使用指針（中医協資料より）」とされ、ＮＨＯでは、令和４年度より標準的医薬品検討委員会にて、ＮＨＯフォーミュラリーの作成を開始した。
令和４年度：８薬効群を作成
令和５年度：２薬効群を追加（計１０薬効群）

５．医療機器購入価格の標準化に向けた取組
令和５年度も引き続き、各病院における医療機器の購入価格を平準化・低廉化するため、購入件数の多い医療機器について、各病院における購入価格（本体価格）の情報を本部で集計・分類し、毎月各病院に情報の提供を行うと共に、対象医療機器等を令和４年度の７９種類から８６種類に拡大した。

６．大型医療機器の共同入札実施
令和５年度の大型医療機器の共同購入については、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社と連携の上、引き続き実施した。
対象品目は、大型医療機器の１０品目（マルチスライスＣＴ、ＭＲＩ、血管連続撮影装置等）とし、入札を実施した。保守費用を含めた総コストで市場価格を下回る価格での購入を実現するとともに、本部での一括入札により、各病院の入札業務の軽減を図るなど、効率的な医療機器整備を行った。
【大型医療機器共同入札　参加病院数及び台数】
<table><tr><td></td><td>３年度</td><td>４年度</td><td>５年度</td></tr><tr><td>病院数</td><td>６８（３３）</td><td>９４（３９）</td><td>９５（４５）</td></tr><tr><td>台数</td><td>１００（４４）</td><td>１４８（５６）</td><td>１５１（７０）</td></tr></table></td><td>年度計画の目標を達成した。

年度計画の目標を達成した。

年度計画の目標を達成した。</td><td>評定</td><td></td></tr>
</table>

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					※（　）はＮＨＯの参加病院数及び台数 さらに、令和５年度は、ＮＨＯ内の新規取組として、 内視鏡手術支援ロボットの共同入札を行い１４施設の参加があった。		評定
				＜評価の視点＞ ・　ベンチマークシステムを活用した価格交渉を行うことで、医療材料費の適正化に取り組んでいるか。	**７．大型医療機器以外の共同入札実施** 令和５年度も引き続き、ＮＨＯ内の取組として、大型医療機器以外の医療機器について共同入札を実施することで更なる経費の節減に努めた。 【共同入札への参加病院数、対象機器等】 令和５年度　４２病院、１３品目（温冷配膳車、超音波診断装置、滅菌装置等） **８．医療材料費適正化事業について** 医療材料費の適正化について、平成２７年度から医療材料に係るベンチマークシステムの導入を推進し、同システムを活用した医療材料費の適正化や価格交渉の方法において研修会を実施するなど、令和５年度も引き続き取り組んだ。	年度計画の目標を達成した。	
				・　各種契約について、費用削減のための様々な方策を検討し、費用削減に努めているか。	**９．各種契約見直し等の取組について** 令和５年度は、令和４年度に引き続き、医療機器保守契約に係る費用の削減について取り組んだ。 医療機器保守契約については、既存の保守契約の価格交渉及び医療機器の修理費用等を対象とする損害保険を導入することで、令和５年度においては０．８億円（累計額：２．１億円）の費用を削減した。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（３）調達の効率化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施する。	**（３）調達の効率化** 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施する。	＜評価の視点＞ ・　公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施しているか。	**（３）調達の効率化** １．「調達等合理化計画」に基づく取組について 競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約については、これまで「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成２１年１１月１７日閣議決定）に基づき、競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行（真にやむを得ないものを除く）、随意契約事由等の妥当性、及び真に競争性が確保されている一般競争入札等であるかの観点からの点検等を行ってきた。 また、「令和５年度独立行政法人ＮＨＯ調達等合理化計画」（令和５年６月２８日）において、一者応札・一者応募の適正化を重点的に取り組む分野とし、公告から開札までの入札公告期間や、契約締結から履行開始までの契約準備期間の十分な確保などについて、各病院等の契約審査委員会及び本部の契約監視委員会において点検等に取組んだ。 なお、令和５年度の競争契約に占める一者応札件数の割合は１８．３ ％であり、評価指標（競争契約に占める一者応札件数の割合を平成２８年度から令和元年度までの４ケ年平均と同程度又は低下させる）を達成することはでき、これは公告期間中に複数の業者に声を掛けたものの、人員が割けないため新規案件を取らない、物価上昇等により経営が悪化しているため落札できる可能性が低い案件には応札しないといった理由で入札に参加しない業者が増えたことなど、一時的なやむを得ない理由によるものである。 ２．ニチイ学館からの違約金の納付について 株式会社ニチイ学館（以下「ニチイ」という。）と株式会社ソラスト（以下「ソラスト」という。）は共同して、複数の公的病院等が入札等の方法により発注する医事業務について、受注予定者を決定し、当該受注予定者が受注できるようにすることにより公共の利益に反して医事業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。この行為は独占禁止法第３条の規定（不当な取引制限の禁止）に違反するものであったため、公正取引委員会は令和４年１０月１７日にニチイに対して排除措置命令及び課徴金納付命令を行った（ソラストは課徴金減免制度が適用され、排除措置命令及び課徴金納付命令は免除）。 これを受けてＮＨＯにおいても、令和４年１０月１８日からニチイに対して１２か月、ソラストに対して６か月の指名停止措置を行った。 また、ＮＨＯの２病院が契約していた医事業務委託について上記行為が行われていたことが認められたことから、契約相手であったニチイに対して、契約書の規定に基づき、違約金を科し、令和５年５月３１日に納付された（合計１０６，３０８，２８８円）。 こういった不正行為も受けて、ＮＨＯは契約書における談合等の不正行為に係る違約金に関する条項を改正し、違約金の率を契約金額の１０％から２０％に引き上げた。 なお、ニチイ及びソラスト（当時の社名は日本医療事務センター）は、過去にも同様に、ほか２社と共同して、国立病院等が発注する医事業務について受注予定者を決定し、当該受注予定者が受注できるようにしていたため、公正取引委員会は平成１２年３月３０日に独占禁止法第３条の規定（不当な取引制限の禁止）に違反したとして排除措置勧告を行ってお	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					り、当時の厚生省国立病院部は当該４社に対して平成１２年４月１２日から２か月の指名停止措置を行った。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（４）収入の確保 地域から求められる医療を提供する上で、施設基準の維持又は上位基準の取得を図り、安定的な収入の確保を図る。 また、医業未収金の低減に引き続き努める。	**（４）収入の確保** 地域の医療機関の機能分化と連携を強化するため、近隣医療機関等への定期的な訪問や、入退院支援看護師の配置による入退院支援を強化するなどの取組を着実に実施し、紹介率及び逆紹介率の向上を図る。 また、施設基準の維持又は上位基準の取得を図るため、全病院における施設基準の取得状況を把握し、情報共有を行うことなどにより安定的な収入の確保を図る。 さらに、医業未収金の低減に引き続き努める。	＜評価の視点＞ ・　近隣医療機関等への定期的な訪問や、入退院支援看護師の配置による入退院支援を強化するなどの取組を着実に実施し、紹介率及び逆紹介率の向上を図っているか。 ＜評価の視点＞ ・　施設基準の維持又は上位基準の取得を図るため、全病院における施設基準の取得状況を把握し、情報共有を行うことなどにより安定的な収入の確保を図っているか。	**（４）収入の確保** １．紹介率及び逆紹介率の向上に向けた取組について（一部再掲） 各病院で新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無に関わらず、新型コロナウイルスとの共存を図った上で全ての患者が引き続き安心して受療できる診療体制の構築に取り組んだ。また、コロナ禍にあって、地域の介護施設に出向いた感染対策の研修やＩＣＴを活用したオンラインによる開業医との連携や地域の医療機関や患者に対する研修会等も実施した。 また、病院長会議において、外来の機能分化に係る国の方針の紹介や入院患者の確保策や開業医、介護施設等との連携に係る取組の推進、患者確保及び地域における自院の立ち位置の分析のためのデータを提供するとともに、コロナ後も見据え、これまでの入院患者の入院経路毎の増減の状況や増減要因の把握・分析をした上で患者数確保の取組、コロナ収束後できるだけ早期に患者数を戻すための準備、収束後における病院経営の在り方の検討の実施を依頼し、各病院においては検討を踏まえた開業医訪問や受入れ体制の構築等の患者確保の取組を行うことにより、紹介率及び逆紹介率の向上に向けて取り組んだ。 そして、各病院においては、急性期医療だけでなくセーフティネット系医療といった地域で求められる医療機能を担っている中で、第三期中期計画期間で既に高い水準となっているにもかかわらず、令和５年度においては、紹介率は８１．６％、逆紹介率は７６．６％となり、達成度もそれぞれ１０６．７％、１１９．５％と計画値を上回った。 ２．施設基準の取得状況について ＮＨＯでは、将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していけるよう、各病院それぞれが収益に見合った費用の実現のためのあらゆる経営改善に取り組むこととしており、施設基準の届出漏れや診療報酬の算定漏れは、スタッフの労働が適正に評価されていないことと捉えるよう周知するとともに、次の取組を行った。 ○　施設基準の取得について、各病院が他病院との届出状況の比較検証及び施設基準の取得可能性について、再点検の実施を行えるよう届出を行っている病院の具体的な取組・運用例をとりまとめた経営改善マニュアルを本部から各病院に対し、配布を行った。 ○　診療報酬等における過去の地方厚生（支）局の適時調査等における指摘事項について、本部で一覧化し、その注意点などを付記した上で各病院に対し、周知を行った。また、各病院においては自院において、指摘事項に該当しないかの点検を実施することにより返還等の事前防止に努めた。 ○　各病院が内部環境分析に活用するため、診療報酬上の加算（救急の患者に対して算定可能な一部の加算等）の算定率の一覧を作成するなど、経営分析ツールの充実を図り、本部から各病院に対し周知を行った。 上記に加え、令和５年度においても、引き続き、本部から各病院に対して、全病院の施設基準の取得一覧、厚生労働省から発出されている平成１８年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース、同感染症に係る診療報酬上の措置のポイントなどについて随時提供するとともに、各病院においては、内部監査チェックシートを活用し、施設基準の新規取	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					得、上位基準取得の可否の検討や、既取得施設基準の要件を満たしているかの確認などの取組状況について自己点検を実施し、適正な施設基準の取得に取り組んだ。		評定
				＜評価の視点＞ ・　医業未収金の低減に引き続き努めているか。	**３．医業未収金の低減に向けた取組について** 　将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、各病院それぞれが、収支均衡に取り組む必要があるため、収益に見合った費用の実現の重要性を強調し、医業未収金の発生防止と早期督促の取組の徹底について周知を行うとともに、各病院において、内部監査チェックシートを活用し取組みの自己点検を実施するなど、医業未収金の低減に取り組んだ。 　未収金対策は、回収に力を入れるよりも、発生を防止することが重要であるという考え方に基づき、患者の入院前から 　・高額療養費制度等の紹介と活用の推奨 　・病院で利用できる支払い方法の案内 　・個人で加入している生命保険等の確認 を実施することで、支払い可能性が低い患者をスクリーニングし、未収金発生前から担当職員による相談及び支援等を行う取り組みを推進することの周知を行った。 　また、督促回収・債権管理業務の効率化に向けた取り組みとしては、未収金発生から概ね３ヶ月を超える債権について、積極的に「弁護士法人へ債権回収委託」を行うことで、 　・発生直後３ヶ月までの未収金の督促に注力すること 　・病院の債権管理量の減少を図ること により督促回収・債権管理業務の効率化を図ることとし、周知を行った。 　さらに、医業未収金を管理するためのエクセルツールを作成し、各病院での業務の参考として活用できるよう共有した。 　そして、医業未収金（患者自己負担分）について、医業収益に対する３ヶ月以上未収となっている医業未収金の割合については、前中期目標期間最終年度である平成３０年度と比較して減少した。 【３ヶ月以上未収となっている医業未収金残高】	年度計画の目標を達成した。	

	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
破産更生債権等（発生後１年以上）	１，５７７百万円	１，５７５百万円	１，５９７百万円	１，５８９百万円	１，４６３百万円	１，４４２百万円
破産更生債権等以外（発生後３ヶ月以上１年未満）	８９４百万円	９５３百万円	８２０百万円	８０９百万円	９５０百万円	１，１１６百万円
医業未収金残高合計	２，４７１百万円	２，５２８百万円	２，４１７百万円	２，３９８百万円	２，４１３百万円	２，５５８百万円
医業収益に対する医業未収金の割合	０．１４１％	０．１４１％	０．１３７％	０．１２５％	０．１３２％	０．１３７％

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（５）保有資産の有効活用の推進 保有資産について、病院機能との連携を考慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築や医療･介護･福祉の連携に資する事業への貸付等を図るなど、有効活用に努める。	**（５）保有資産の有効活用の推進** 保有資産について、病院機能との連携を考慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築や医療･介護･福祉の連携に資する事業への貸付等を図るなど、有効活用に努める。	＜評価の視点＞ ・　保有資産について、病院機能との連携を考慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築や医療・介護・福祉の連携に資する事業への貸付等を図るなど、有効活用に努めているか。	**（５）保有資産の有効活用の推進** 保有資産については、医療・介護の連携の観点から訪問看護ステーション事業や特別養護老人ホーム運営事業等への貸付（１８件）、福祉との連携の観点から障害者就労支援事業や病後児保育事業等への貸付（３４件)、教育・地域との連携の観点から看護大学や看護師養成所運営事業、養護・支援学校等への貸付（２３件）を実施するなど、有効活用に努めた。 その他、全病院で「保有資産利用等検討委員会」を開催し、土地等の利用状況の確認や利用計画の検討を行うとともに、本部においても「保有資産利用計画等フォローアップチーム」により、各病院の保有資産の活用状況について確認を行ってきた。 令和５年度も、引き続き本部においてフォローアップを行い、有効利用計画の策定が必要となる資産を新たに保有することとなった６病院（うち新規は４病院）において利用計画が策定され（利用計画策定：９５病院）、９病院で当該計画に基づく利活用が実施された（計画に基づく利活用実施：８９病院）。 利活用が実施されていない６病院については、引き続き本部においてフォローアップを行い、利用計画の見直しも含め、利活用の実施に向け取り組む。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（６）ＩＴ化の推進 診療事業や臨床研究事業などの進展を図るため医療分野のＩＴ化に向けた戦略的投資を進めるとともに、業務の質を維持しながら効率化を図るためのＩＴの活用を検討する。 また、今後、新たに電子カルテを導入する病院における仕様の標準化に向けて検討を行う。	**（６）ＩＴ化の推進** 電子カルテ情報を収集・分析する目的で構築したＳＳ－ＭＩＸ２標準規格を用いた診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）への参加病院数を引き続き拡大させるとともに、外部データベースとの連携に向けて取り組む。 さらに、電子カルテ等の病院情報システムについて業務効率化や費用削減に繋がる調達モデルの実施に引き続き取り組む。また、オンライン資格確認等の厚生労働省が進める医療情報施策に対して法人が一体となり、運用・維持に引き続き取り組む 。	＜評価の視点＞ ・　電子カルテ情報を収集・分析する目的で構築したＳＳ－ＭＩＸ２標準規格を用いた診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）への参加病院数を引き続き拡大させるとともに、外部データベースとの連携に向けて取り組んでいるか。	**（６）ＩＴ化の推進** １．診療情報のデータベース化の最適な在り方 （１）ＮＨＯ診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）の拡大（再掲） 「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」（平成２７年６月３０日閣議決定）においてＮＨＯに対して求められている「電子カルテデータを標準的な形式に変換して出力・集積する事業を先行的に実施し、対象病院を順次拡大できる汎用的な手順書を作成して公開する」という我が国の電子カルテデータ標準化の全国普及・展開に資するため、国の補助金を得て平成２７年度に構築した厚生労働省が推奨しているＳＳ－ＭＩＸ２標準規格を用いて電子カルテ情報を収集・集積するＩＴ基盤（ＮＨＯ診療情報集積基盤ＮＣＤＡ）を令和５年度も引き続き運用するとともに、この電子カルテデータ標準化のためのＩＴ基盤構築事業を発展・充実させるため、事業参加病院数を、令和５年度に１病院を追加し、７７病院となった。また対応ベンダ数も主要７社でＮＣＤＡとの接続試験を引き続き行うとともに、平成２９年度に当初は収集できなかった診療経過記録や退院時サマリ、紹介状データについても集積ができるよう改修したことで、より精度の高い臨床疫学研究等の実施が可能になるデータベースとして運用している。さらに、今後標準規格となることが予定されているＨＬ７ＦＨＩＲ準拠規格について、データ収集が可能となるよう、導入に向けた検証を行った。 【ＮＣＤＡ保有患者データ数（実患者）】 令和４年度末　３６０万人　→　令和５年度末　４１０万人 （うち新規１病院　２万人） （２）ＮＣＤＡを活用した災害時診療情報の抽出等（再掲） ＮＣＤＡの標準化機能を活かして、様々なベンダの電子カルテから災害診療記録用の電子フォーマットの出力が可能となるよう対応モジュールをバージョンアップし、災害時に必要な診療情報の自動抽出化等の開発及び検証を行い、その結果を導入手順書として公開している。 ＮＣＤＡ参加病院（令和５年度末：７７病院）のうち災害拠点病院を中心に７４病院（前年度比：＋１病院）で本モジュールを導入済みである。 本モジュールの活用により、被災地の病院での医療ニーズをＮＨＯ本部で集計することが可能になり、本部が病院に代わり災害対策本部へ必要な情報を提供する等、災害時の病院の後方支援に役立てている。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（３）外部のデータベースとの連携（再掲） 令和元年度より厚生労働省からの補助事業として、ＭＩＤ－ＮＥＴ（※１）を活用した医薬品等の安全対策の高度化を図ることを目的に、国立病院機構診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）で解析している各種医療データを医薬品医療機器総合機構（ＰＭＤＡ）のＭＩＤ－ＮＥＴ側で解析が可能となるように変換し、提供することで、統合解析（※２）するための環境を構築する「医療情報データベース連携推進事業」を開始した。 ＮＣＤＡから抽出されるデータをＭＩＤ－ＮＥＴの分析用データセットと同様の形式に変換するための医療情報データベース連携用変換ツールを作製し、ＰＭＤＡのＭＩＤ－ＮＥＴ側で実施した利活用がＮＣＤＡ側にて同様の利活用結果が得られるか検証できるように調整を進め、令和３年度は、医薬品製造販売後調査、ＧＰＳＰ省令（※３）対応に対応すべく、ＰＭＤＡ、ＭＩＤ－ＮＥＴの体制を参考とし、整備すべき事項等を双方で協力して確認を行った。令和４年度は、令和５年度のレセプトとＤＰＣの連携データ提供の運用開始に向けて、調整、準備、ＧＰＳＰ省令対応のため各種規程・手順書の整備を進めた。令和５年度は、レセプト及びＤＰＣデータの提供に向けた調整、テスト等を行い、１０月に運用を開始した。これに伴い、データの利活用の前提となる情報提供のための秘密保持契約を１２社と締結し、うち１社については利活用に向けた審査手続きの準備を進めている。 ＮＨＯの「ＮＣＤＡ」は、ＭＩＤ－ＮＥＴより中小規模の病院が多く、慢性期疾患のデータも多く含まれているため、ＮＣＤＡとＭＩＤ－ＮＥＴを連携し、統合解析するための環境を構築することは、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するための医薬品の製造販売後調査等のデータ規模拡大やその他利活用可能データの拡充につながり、医薬品の有害事象リスクの把握、その安全対策の影響評価、処方実態の確認などの「リアルワールドデータ」（※４）の実用化に向けて貢献できる。 ※１ＭＩＤ－ＮＥＴ：厚生労働省の事業で構築されたデータベースシステムで、国内の医療機関が保有する電子カルテやレセプト等の電子診療情報をデータベース化して、それらを解析するためのシステム。 ※２統合解析：各医療情報がどのような関係で成り立っているのかを調べる ※３ＧＰＳＰ省令：医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令。 ※４リアルワールドデータ：臨床研究、治験等以外の日常診療で得られた医療情報 （４）診療情報データベースの利活用の推進（再掲） 医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資するため、ＮＨＯ診療情報データベース（※）に格納されたデータを適切に利活用する際の手続き及び遵守すべき事項等の必要な事項を平成２８年度に定め、診療情報の利活用を推進している。 ※診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）及び診療情報分析システム（ＭＩＡ）		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					【利活用新規申請件数】（再掲） 令和４年度　１７件　→　令和５年度　１２件 （５）外部機関へのデータ提供（再掲） 外部機関からのデータ提供依頼のニーズへ対応するため、令和元年度より新たに民間企業等のＮＨＯの職員以外でも診療情報の利活用の申請手続きが可能となるよう規程等の整備を行った。 令和５年度は、製薬企業等の民間企業１件を含む６件の外部からの利活用申請に対応した。 外部機関からの申請については、患者への不利益が無いよう、外部有識者からの意見聴取を行うこととしている。 次世代医療基盤法に基づき、認定匿名加工医療情報作成事業者である一般財団法人日本医師会医療情報管理機構へ医療情報データの提供に協力することとし、令和３年２月１９日付けで内閣府宛てにＮＣＤＡ参加６７病院のうち４８病院の届出を行い、令和３年４月からデータ提供を開始した。令和４年１０月には、新たに７病院を追加し、５５病院でデータ提供を行っている。 次世代医療基盤法に基づき提供された医療情報のデータの利活用は、例えば、患者の特徴ごとの治療効果等の研究を行えば、患者の体質や既往歴等を踏まえた最適な医療の提供につながり、病気の前兆や初期症状から、病気が重篤化する前に治療開始ができるようになること等が期待されている。しかしながら、本取組に参加する機関が全国で１１９機関（令和６年２月末現在）と少ない中で、ＮＨＯが４６．２％を占めている。ＮＨＯとして、国が進める政策の実現に向けて、今後も取組を進めていくこととしている。		評定
				＜評価の視点＞ ・　電子カルテ等の病院情報システムについて業務効率化や費用削減に繋がる調達モデルの実施に引き続き取り組んでいるか。	２．適切なＩＴ投資 令和５年度も引き続き、各病院の投資の参考となるようＮＨＯ病院の電子カルテ等ＩＴ投資に係る価格情報等を収集するとともに、各病院の規模や診療機能を勘案したうえで適切なＩＴ投資となるよう、投資委員会において審議のうえ投資を決定した。 また、電子カルテ等の病院情報システムの調達方法について検討を進め、業務効率化や費用削減に繋がる調達モデルの取り組みを引き続き推進した。 【電子カルテ整備を投資決定した病院】 令和４年度　１５病院（うち３病院は新規） →　令和５年度　３０病院（うち８病院は新規） 【電子カルテ整備が完了した病院】 令和４年度　１３病院（新規病院なし） →　令和５年度　２１病院（うち３病院は新規）	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　オンライン資格確認等の厚生労働省が進める医療情報施策に対して法人一体となり、運用・維持に引き続き取り組んでいるか。	**３．コロナ禍を踏まえた在宅勤務促進のためのＩＴ活用に関する取り組み** 令和７年度に更新予定の第４期ＨＯＳＰｎｅｔにおいて、ポストコロナを見据えた多様な働き方に対応ができるように、災害時又はコロナ禍における暫定対応として実装した在宅勤務機能を発展させ、平時業務を含むより広い業務についての在宅勤務への対応を必須要件として入札を行うとともに、構築に向けた調整を実施した。 **４．マイナンバーカードの保険証利用等医療ＤＸの推進** マイナンバーカードの保険証利用（以下、マイナ保険証利用）や電子処方箋の導入等の医療ＤＸの推進に向けては、国から率先した対応が求められているところ、本部から各病院に通知を発出の上、説明会を実施して、具体的な取り組みについて提示しながら積極的な対応を求めるなど、推進に向けて取り組んでいる。 （１）マイナ保険証利用の促進 マイナ保険証利用向上のため、先駆的に取り組んでいる病院の好事例を共有し、また、利用者のための専用レーンを受付窓口に開設及び案内看板の設置（５４病院 ※令和６年１月末時点。以下同）、担当者による声掛け・案内の実施（１０９病院）、リーフレットの設置（１０６病院）など、各病院にて取り組みを実施した。 （２）電子処方箋の導入 電子処方箋の運用の前提となる職員のＨＰＫＩカードの取得について本部から各病院へ通知を発出して依頼を行った。また、導入にあたって必要となる電子カルテの改修に向けて、主要な電子カルテベンダと調整を行い、国へのフィードバックも見据えて、ベンダ及びシステム構成がそれぞれ異なる３病院を選定して、運用を開始した。 （３）診療報酬改定ＤＸの推進 診療報酬の改定内容を自動的に医事会計システムに反映させる共通算定モジュールについて、導入にかかる国のモデル事業に４病院が協力する予定である。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（７）経営能力の向上への取組 職員の経営意識の改善や経営能力の向上に資する取組の実施により、職員の資質向上を図る。	**（７）経営能力の向上への取組** 財務データや診療データを活用し、個別病院に係る経営環境や経営上の課題を析出する経営分析を行い、効率的な経営を推進する。 経営分析及び経営改善手法等の経営能力の向上や、診療報酬制度の知識習得等を目的とした研修を実施する。	＜評価の視点＞ ・　財務データや診療データを活用し、個別病院に係る経営環境や経営上の課題を析出する経営分析を行い、効率的な経営を推進しているか。 ＜評価の視点＞ ・　経営分析及び経営改善手法等の経営能力の向上や、診療報酬制度の知識習得等を目的とした医事業務研修を実施しているか。	**（７）経営能力の向上への取組** １．経営分析手法の共有の推進（再掲） ＮＨＯにおいては、各病院それぞれが、２０４０年を見据えた経営戦略の策定・見直しや収支均衡に取り組んでいるところであり、その取り組みをサポートするために活用できる経営分析ツール、経営改善事例集、厚生労働省から発出されている平成１８年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース等について、本部において作成・更新し、各病院に対し、随時共有を図っている。 本部では、経営分析ツールとして、外部環境分析に活用するための近隣医療機関との勢力比較図（バブル図）、内部環境分析に活用するための各種経営指標（１月１００床当たり医療収益など約５０項目）のグループ病院（診療機能・規模が類似する病院）平均との比較一覧や入院期間別単価・在院日数シミュレーション、大型医療機器稼働実績などを更新し、各病院に対し、共有している。 また、当該ツールについては、適宜追加及び見直しを実施しており、令和５年度は新たに、医事業務委託の業務量と契約金額を他院と比較できるツールを作成し、その他費用についても年度毎の推移を比較できるようツールの見直しを行った。さらに、外来治療継続率等を他院と比較できるツールの作成を行うなど、経営改善に係るツールの充実を図り、各病院で当該ツールを活用できるよう共有した。 ２．病院経営研修の実施（再掲） 毎年、地域医療構想の趣旨や今後の医療提供体制の展望、病院経営に係る基礎知識などの理解、経営分析ツールを活用した経営分析手法や経営戦略能力の向上を目的として、事務部門に加え、看護職員やコメディカル職員を対象とした病院経営研修を実施している。 令和５年度においては、より多くの職員が研修に参加できるよう、昨年度に引き続きｅラーニングシステムを活用して研修を実施し、対象者を全職員に拡大した。（受講者数：２２２名） また、受講者がこの研修で得た知識を各病院においてより実践的に活用できるよう研修内容の見直しを行い、理解を深めてもらうための練習問題をｅラーニングシステム上で作成し、研修内容の充実を図った。 ３．医事業務研修 診療報酬請求事務における算定の知識に加え、今後の経営戦略に寄与できる（診療部門に対し経営的視点から積極的に提言等を行える）人材育成を中期的な目標に掲げ、医事業務研修を実施した。 令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止したが、令和３年度、令和４年度はオンライン形式で実施した。令和５年度は能登半島地震対応等により予定していた日程での実施が困難となったことから、開催を見送った。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定 （受講者数：２２２名）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					令和元年度　８６名　→　令和２年度　実施せず　→　令和３年度　３７９名 →令和４年度　２１７名　→　令和５年度　実施せず ４．適切な診療報酬請求事務処理体制の確立 令和５年度においては、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の特例の取扱いについて、令和５年５月８日以降と令和５年１０月１日以降の見直しの注意事項等により情報提供を行った。また、引き続き診療報酬等における過去の地方厚生（支）局の適時調査等における指摘事項について、本部で一覧化し、その注意点などを付記した上で各病院に対し、周知を行うとともに、各病院が自院において、指摘事項に該当しないかの点検を実施すること等により、適正な診療報酬請求ができるよう取り組んだ。 また、令和６年度診療報酬改定に向けた中央社会保険医療協議会の議論や令和６年度診療報酬改定のポイント等について、本部より情報共有を行うとともに、病院向けの説明会を実施した。 さらに、本部より各病院に対し、ＮＨＯの各病院において実施した外部機関によるレセプトチェックで多数指摘されている算定漏れ等の具体例を示し周知するとともに、診療報酬の積極的算定について算定を行っている病院の具体的な取組・運用例を本部にてとりまとめ、各病院に対し、経営改善マニュアルの配布を行った。 なお、令和５年度においても、本部から各病院に対して、病院が実施した外部機関によるレセプト点検を踏まえた診療報酬の算定漏れ等の事例、厚生労働省から発出されている平成１８年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベースなどについて随時提供を行い、適正な診療報酬請求に取り組んだ。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（８）一般管理費の節減 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成３０年度と比べ、５％以上節減を図る。	**（８）一般管理費の節減** 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において平成３０年度と比べ５％以上節減することを念頭に置きつつ、前年度以下となるよう取り組む。	＜評価の視点＞ ・　一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において平成３０年度と比べ５％以上節減することを念頭に置きつつ、前年度以下に向けた取組を進めているか。	**（８）一般管理費の節減** 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、調達価格の妥当性の精査などに取り組んだ結果、令和５年度は、２３９百万円となり、平成３０年度と比較し１０．７％節減することができた。 平成３０年度　２６８百万円　→　令和５年度　２３９百万円（▲１０．７％） ※令和４年度　２２１百万円	年度計画の目標を達成した。	評定

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
３－１	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	（参考） 前中期目標期間最終年度値	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	（参考情報） 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第５　財務内容の改善に関する事項 通則法第２９条第２項第４号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。 「第４ 業務運営の効率化に関する事項」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、前中期目標期間末の繰越欠損金の早期解消に努めること。 また、長期借入金の元利償還を確実に行うこと。 なお、毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	**第３　財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置**	**第３ 予算、収支計画及び資金計画**			＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ （自己評定Ｂの理由） 下記理由により、概ね計画どおりに実施し、良好な結果を得た。 ○　長期債務の償還については、約定どおり償還を行ったことにより、目標を達成し、長期借入金の残高は大きく減少した。 なお、令和５年度に新たに２８６億円の借入を行った。 ＜課題と対応＞ 特になし。	評定	Ｂ ＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため、評定を「B」とした。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		１　予算、収支計画及び資金計画 「第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、中期目標期間中に、繰越欠損金を解消するよう努める。なお、繰越欠損金を解消するため、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表する。 また、長期借入金の元利償還を確実に行う。 なお、令和２年度補正予算（第３号）により追加的に措置された運営費交付金については、新型コロナウイルス感染症	「第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善に努める。 また、令和５年度の長期借入金の償還を約定どおり行う。	＜評価の視点＞ ・　財務内容の改善を図り、繰越欠損金の削減に努めているか。	**１　予算、収支計画及び資金計画** １.繰越欠損金の解消 第三期中期計画期間の最終年度である平成３０年度末時点での繰越欠損金９３．５億円を第四期中期計画期間中に解消するため、具体的な繰越欠損金解消計画を作成した。 国・都道府県の要請に応じ、積極的な新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行ったこと等により、経常収支率１００％以上を達成したため、繰越欠損金（累計）は、令和３年度末時点で解消した。 【繰越欠損金の推移】 （１）紹介率及び逆紹介率の向上に向けた取組（再掲） 各病院で新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無に関わらず、新型コロナウイルスとの共存を図った上で全ての患者が引き続き安心して受療できる診療体制の構築に取り組んだ。また、コロナ禍にあって、地域の介護施設に出向いた感染対策の研修やＩＣＴを活用したオンラインによる開業医との連携や地域の医療機関や患者に対する研修会等も実施した。また、病院長会議において、外来の機能分化に係る国の方針の紹介や入院患者の確保策や開業医、介護施設等との連携に係る取組の推進、患者確保及び地域における自院の立ち位置の分析のためのデータを提供するとともに、コロナ後も見据え、これまでの入院患者の入院経路毎の増減の状況や増減要因の把握・分析をした上で患者数確保の取組、コロナ収束後できるだけ早期に患者数を戻すための準備、収束後における病院経営の在り方の検討の実施を依頼し、各病院においては検討を踏まえた開業医訪問や受入れ体制の構築等の患者確保の取組を行うことにより、紹介率及び逆紹介率の向上に向けて取り組んだ。 そして、各病院においては、急性期医療だけでなくセーフティネット系医療といった地域で求められる医療機能を担っている中で、第三期中期計画期間で既に高い水準となっているにもかかわらず、令和５年度においては、紹介率は８１．６％、逆紹介率は７６．６％となり、達成度もそれぞれ１０６．７％、１１９．５％と計画値を上回った。	年度計画の目標を達成した。	評定 ＜独立行政法人評価に関する有識者からの意見＞ ・機構というより制度の問題となると思われるが、防衛費という目的で積立金の一部を前倒し国庫納付することに対して、非常に疑問を抱いている。 ・積立金の要因別に金額をお示しいただくと外部に対して説明する上での説得材料の一つになったのではないか。病院側の思いも分かるが、収支状況を見た時に国民が「もらい過ぎ」と思うことも妥当な金額が積み上がったのも事実である。 ・国庫納付については色々な思いがあると思うが、国立病院機構の役割、使命を考えてみるともっと主体的な姿勢を見せてもらいたい。 ・国庫納付制度について、なるべく医療の中で再投資ができるような仕組みが必要ではないかと思う。 ・新型コロナに関して国や自治体の要請によく応えていただいたことを感謝したい。病床確保料等の金額が積み上がっ

【繰越欠損金の推移】

	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
累計額	９３．５億円	１３５．７億円	３９．７億円	０円
対前年度比	－	＋４２．２億円	▲９５．９億円	▲３９．７億円

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		の感染拡大防止を図るために措置されたことを認識し、地域の医療機関や介護・障害福祉分野等の関係者を対象とした感染症対応にかかる研修に活用する。			（２）コスト低減化に向けた業務委託の有効活用（再掲） 　各病院における契約状況を作成し、各病院が自院と同規模・機能の病院の契約額等と比較検討が行えるように各病院へ情報提供を行った。 　また、事務部長会議において、特に、収益に見合った費用の実現の重要性を強調し、職員との役割分担等、費用対効果の十分な検証、委託業務範囲や業務に要する時間の再点検を行った上での委託契約（新規又は見直し）の実施、同規模・機能の病院と比較して委託費率が高い病院における価格交渉の実施などについて要請を行うなど、委託費の低減に取り組んだ。 　その他、ＳＵＲＥプロジェクトに基づく資金余力の改善に向けた取組の一つとして業務委託契約に関する現状、問題点、方向性等について議論を行い、令和５年度も引き続き、保守契約の見直しに取り組み、医療機器保守契約については、０．８億円（累計：２．１億円）を削減した。 （３）経費の節減（一部再掲） ①医薬品については、医薬品購買情報の分析・活用により、使用医薬品の標準化に取り組むとともに、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構との連携による共同購入を実施した。 ②医療機器については、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との連携による共同購入を実施した。また、共同購入の対象機種の拡大等に取り組むとともに、価格情報の共有化による購入価格の標準化を図った。 【大型医療機器共同入札への参加病院数、入札台数】 　令和４年度　３９病院　５６台　→　令和５年度　４５病院　７０台 　また、令和５年度の新規取組として、ＮＨＯのみで内視鏡手術支援ロボットの共同入札を行い１４施設の参加があった。		評定 たというが、医療従事者の努力に対する仕組み、応援というものがあっても良いのではないか。また、新型コロナ後の医療行動の変化に対し、対応できる準備を進めていってほしい。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（４）投資水準の設定 継続的・安定的な投資のため、中長期において法人資金を計画的にコントロールする手法として、毎年度投資水準を設定し、その範囲内で投資を行うことで支出の平準化を図った。 その中で、投資回収性が高い投資案件についても、積極的に投資を行うための枠を設定することで、更なる法人資金の獲得に努めた。 【投資回収性が高い投資案件への投資決定額】 ２５件　１５．６億円（手術室改修整備（横浜医療センター ）等） また、医療機器については、各病院の投資において、資金余力を踏まえながら、投資の優先順位を明確にして計画的な投資を行っていくため、病院毎の投資枠を示した。さらに、収益性を高める投資を促進するため、直接投資効果による投資回収期間が短い案件について、病院毎の投資枠とは別に重点投資枠を設定して投資を行った（令和５年１２月新設、令和５年度実績２．１億円）。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（１）予算 別紙１ （２）収支計画 別紙２ （３）資金計画 別紙３	（１）予算 別紙１ （２）収支計画 別紙２ （３）資金計画 別紙３	＜評価の視点＞ ・　長期借入金の償還を約定どおり行っているか。	**２．長期債務の償還** 長期借入金の償還を約定どおり行ったことにより、令和５年度末の長期借入金の残高は４，０５２億円と、大きく減少している。 【財政融資資金】 令和４年度　　令和５年度 元　金　４５４億円　　元　金　３９８億円 利　息　１１億円　　利　息　９億円 合　計　４６５億円　　合　計　４０７億円 ※令和５年度末時点での長期債務残高は４，０５２億円となっている。このうち平成１６年度、国から承継した長期債務残高７，４７１億円については着実に返済しており、令和５年度末時点での残高は４２５億円となっている。 【長期債務残高】 令和４年度末　　令和５年度末 国から承継した分　５９４億円　　４２５億円 独法以降後に借り入れた分　３，５７０億円　　３，６２７億円 合　計　４，１６４億円　　４，０５２億円 **３．防衛力の抜本的な強化等のための積立金の国庫納付について** 令和５年６月２３日に「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和５年法律第６９号）」が施行されたため、同法第４条により、当機構の積立金のうち４２２億円を令和６年３月２５日に国庫に納付した。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		２　短期借入金の限度額 （１）限度額 ６０，０００百万円 （２）想定される理由 ① 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 ② 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応 ③ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	**第４　短期借入金の限度額** １　限度額 ６０，０００百万円 ２ 想定される理由 ① 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応 ② 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	＜評価の視点＞ ・　短期借入金について、借入理由や借入額は適切なものと認められるか。	**２　短期借入金の限度額** 令和５年度における短期借入金はない。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		３　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし	**第５　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画** なし		**３　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画** なし		評定
		４　３に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし	**第６　第５に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画** なし		**４　３に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画** ・旧中信松本病院（平成３０年５月１日廃止） まつもと医療センターへの病院機能の移転のため、令和４年６月２７日に厚生労働大臣より旧病院土地処分に係る認可を受け、令和６年２月８日に一部を一般事業者に売却し、令和６年３月１３日に残る部分を長野県に売却した。		

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	５　剰余金の使途 中期目標の期間中に各年度の決算で生じた剰余は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。	**第７　剰余金の使途** 決算において剰余が生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。	＜評価の視点＞ ・　決算において剰余が生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てているか。	**５　剰余金の使途** 令和５年６月２３日に「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和５年法律第６９号）」が施行されたため、同法第４条により、当機構の積立金のうち４２２億円を令和６年３月２５日に国庫に納付した。 令和５年度の決算では６億円の剰余が生じた。剰余金のうち、今後の感染症対策・災害医療対策強化のための病院建物の整備・修繕及び国の施策に沿った先進的なＩＴ整備に充てるための積立金として前述の４２２億円を含めた１，３６８億円の積立金協議を行った結果、厚生労働大臣から７４０億円の承認を受け、２０６億円を追加で納付することとなり、第４期中期目標期間においては、総額６２８億円を納付する予定。 【目的積立金等の状況（参考情報）】 （単位：百万円、％）	年度計画の目標を達成した。	評定

	30 年度末（参考）	元年度末（初年度）	２年度末	３年度末	４年度末	５年度末（最終年度）
前期中期目標期間繰越積立金	0	0	0	0	0	0
目的積立金	0	0	0	0	0	0
積立金	0	0	0	81,940	136,242	94,626
うち経営努力認定額						74,038
その他の積立金等	0	0	0	0	0	0
運営費交付金債務	0	2,702	8,887	5,042	2,326	0
当期の運営費交付金交付額（a）	14,828	15,528	15,936	0	0	0
うち年度末残高（b）	0	2,702	8,887	0	0	0
当期運営費交付金残存率（b÷a）	0.0	17.4	55.7	0	0	0

※　令和５年度決算確定後の積立金は９４６億円となった。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（１）積立金の国庫納付について 【国庫納付制度について】 独立行政法人は、現行制度上、５年毎の中期期間終了に際し、積立金について、主務省庁と協議し、次期期間の投資等のための繰越額と国庫納付額への振り分けが決められる。 （注１）経営努力が認定される以下の場合には繰り越すことが可能 ・自己収入（運営費交付金及び補助金等に基づかない収入）を増加させること ・費用を節減させること （注２）繰越ができる額の基準 ・自己収入から生じた利益については１０割 ・運営費交付金で賄う経費の節減から生じた利益については５割 【第４期中期目標期間の積立金の国庫納付について】 令和５年６月の立法（※）により、ＮＨＯの積立金のうち４２２億円を納付する義務が課され、納付した。 ※ 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和５年法律第６９条） （注３）本来、第４期中期期間最終年度である令和５年度末にその時点の積立金に対して、振り分けが決められるが、前倒しの納付となった。 第４期中期目標期間終了時点の積立金である１，３６８億円については、厚生労働省と協議の上、２０６億円の追加国庫納付を行うこととなった。上述４２２億円と合わせて納付額は６２８億円（４６％）、繰越額は７４０億円（５４％）となった。 【積立金の状況】 R元 / R２ / R３ / R４ / R５ 当期純利益／当期純損失：△４２ / ９６ / ８５９ / ５４３ / ６ 積立金／繰越欠損金：△１３６ / △４０ / ８１９ / １，３６２ / ９４６ ※令和５年度の積立金（１，３６８億円）＝令和４年度の積立金（１，３６２億円。前倒し納付した４２２億円を含む）＋令和５年度純利益（６億円） 【国庫納付制度のＮＨＯにおける課題】 ・今回の経営努力認定においては、コロナ禍において危険を顧みず最前線で対応した職員７万人の尽力により一般医療とコロナ患者の受入れの両立を図った実績や、これまでの投資抑制等の努力は反映されていない。 ・診療事業等によって得た利益は、患者に還元して地域医療を守り、国民の生命・健康の向上に寄与することが求められるところ、国庫納付により活用できなくなった。 ・国からのＮＨＯへの運営交付金は、令和３年度以降ゼロであり、また、独法移行時に承継した長期借入金７，６００億円を償還する必要がある。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					・５年経過毎に国庫納付額が決められる現行制度では、中長期的に予見可能性をもって病院運営を続けることが難しい。 【課題解決に向けた今後の対応】 　ＮＨＯが今後もその役割を十全に果たせるよう、関連制度の見直しに向け、各方面の理解が得られるよう努めていく。		評定

４．その他参考情報
特になし

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
４－１	その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	（参考） 前中期目標期間最終年度値	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	（参考情報） 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第６　その他業務運営に関する重要事項 通則法第２９条第２項第５号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。	**第４　その他主務省令で定める業務運営に関する事項**	**第８　その他主務省令で定める業務運営に関する事項**			＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ （自己評定Ｂの理由） 下記理由により、概ね計画どおりに実施した。 ○　病院毎の患者の状況や経営状況、業務量の変動等を総合的に勘案し、必要な職員を配置した。 ○　令和５年１２月に発覚した大牟田病院での障害福祉サービス利用者に対する虐待事案について、現在、大牟田病院が設置した第三者委員会による原因等の調査が進められるとともに、病院では既に全職員に対する研修を実施し、今後、利用者との交流の場の整備などに取り組むこととしている。 　また、本部においても、今後、第三者の参画を得ながら、教育研修体制の強化とともに、虐待防止に係る病院の取組体制や、虐待疑い事案の通報状況についてモニタリングする仕組みを整備していく。 ○　政府統一基準群に基づき定めているＮＨＯの情報セキュリティポリシーを全職員に浸透させるべく、機構全職員向けのｅ－ｌｅａｒｎｉｎｇコンテンツを作成した。また、研修コンテンツ「医療機関向け情報セキュリティボードゲーム」の普及に努めた（オンライン上で無償提供を続けている。）。 ○　ホームページを活用し、新型コロナウイルス感染症に関するＮＨＯの取り組みを掲載し、情報発信している。 ＜課題と対応＞ 特になし。	評定	Ｃ
							＜評定に至った理由＞ Ⅰ．主な目標の内容 　中期目標「第6その他業務運営に関する重要事項」として、人事に関する計画、内部統制の充実・強化、広報に関する事項等に取り組むこととされている。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	自己評価	主務大臣による評価
１　人事に関する計画 良質な医療を効率的に提供していくために、医師等の医療従事者を適切に配置する一方、技能職について、アウトソーシング等に努めるなど一層の削減を図ること。 また、必要な人材の確保及び育成について、計画的な取組を実施すること。 さらに、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築すること。	**１　人事に関する計画** 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。 働き方改革を推進する観点から、育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等の各種施策について適切に取り組む。 有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組も	**１　人事に関する計画** 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策、女性医師やシニア医師の活躍の場が広がる方策などを引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。 働き方改革を推進する観点から、育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等の各種施策について適切に取り組む。 有為な人材の育成や能力の開発を行う	＜評価の視点＞ ・　良質な医療を効率的に提供するため、医師、看護師等の医療従事者について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応しているか。	**１　人事に関する計画** １．業務量の変化に対応した柔軟な人員配置（再掲） 固定費の中で大きな割合を占める人件費について、適切な定数管理等を通じた人件費の適正化に向けた取組を行った。 具体的には、各病院の人員配置計画にあたっては、長引くコロナ禍で通常医療の患者数がコロナ前の水準を下回る状態が継続・長期化していること等を踏まえ、各病院の医療機能や患者数・患者像（重症度等）に応じた効率的・効果的な人員配置による効率的な病棟運営を実現するための病棟集約などこれまで進めてきた費用構造改善の取組を継続する一方で、新型コロナウイルス感染症対応をはじめ地域で必要とされる安全・安心で質の高い医療を安定的・継続的に提供する体制の構築に向け、経営効率性等に留意しつつ医療機能の強化等を図るために必要な人員を配置するなど、メリハリを付けた人員配置に取組んだ。 【１月１日時点の現在員数】 令和４年度（令和５年１月１日）　令和５年度（令和６年１月１日） 医師　６，２６２名　６，２１６名 看護師　４０，２９０名　４０，２３３名 コメディカル　９，２３９名　９，３１８名 その他　６，７６４名　６，７１４名 合計　６２，５５５名　６２，４８１名 この他、看護師の確保にあたっては、各病院において診療報酬の施設基準や夜勤体制を維持できるよう、例年年度途中で一定数が退職すること等を見越し、年度当初に配置計画数を超える余裕を持った数の採用を行う仕組みとしている。近年、当初見込んでいる退職者数や育児休業者数等と実績が乖離している実態等を踏まえ、退職者数等は直近３か年平均値と前年度実績値の範囲内で算出する方法に見直し、採用予定者数の適正化に取り組んでいる。 ２．良質な人材の確保及び有効活用 院長については、適材適所の配置の考え方を徹底して選任に当たるとともに、看護師、事務職等の職員については、グループ単位での職員一括採用を行うほか、グループ内での人事交流を促進するよう人事調整会議を開催して人事異動等について意見交換を行い、良質な人材の確保及び有効活用を図った。 また、看護師及び事務職については、職員一括採用に当たり、従前から新卒者を対象としたグループ主催の就職説明会や民間企業主催の合同説明会等で説明会を行ってきた。令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響の中で始まったオンラインによる非対面での説明会について、就職活動の多様化や、地方の学生の参加のし易さを考慮し、引き続き非対面での説明会を実施し、良質な人材の確保に取り組んでいる。	年度計画の目標を達成した。	評定 Ⅱ．目標と実績の比較 内部統制の充実・強化にあたっては、大牟田病院における虐待事案を受け、所期の目標を下回っているが、このほか、上記以外については所期の目標を達成した。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		推進する。 技能職について、アウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図る。 法人の事業規模や医療機関の特性を踏まえた多様で柔軟な働き方を可能とするための人事制度に関する検討を行い、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築する。	ための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組も推進する。 技能職について、アウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図る。 法人の事業規模や医療機関の特性を踏まえた多様で柔軟な働き方を可能とするための人事制度に関する検討を行い、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築する。	＜評価の視点＞ ・　医師・看護師不足に対する確保対策、女性医師やシニア医師の活躍の場が広がる方策などを引き続き推進しているか。	事務職一般職員については、社会人経験者等を早期に、かつ短期間で採用できるよう、新卒者とは別の試験日程で採用試験を実施し、中途採用・経験者採用の促進に向けた取組みを実施している。 なお、令和５年度から、事務職係長の社会人経験者採用選考を実施できることとした。 がんゲノム医療といった新たな治療法や医療技術等の導入に伴い、これらの医療を実施する上で必要となる特定の専門分野に精通した医療人材を常勤職員として機動的に確保できるよう、給与規程に所要の規定を整備し、令和２年度に施行した。 令和５年度においては、当該規定の適用範囲に救急救命士を追加し、常勤職員として確保できるよう規定の見直しを行った。 ３．患者のＱＯＬの向上及び療養介護事業の実施 患者のＱＯＬの向上のため、看護師の指示の下、入浴、食事、排泄等のボディータッチを主として行うとともに夜勤にも対応できる職種として、「療養介助職」を設置している。 令和５年度は、１８歳以上の重症心身障害者に対する障害者総合支援法に基づく療養介護サービスの実施に必要な人員も含め、ＮＨＯ全体では７６病院で１，３２９名を定数配置している。 ４．医師確保対策としての各種制度の実施（再掲） （１）医師確保対策としての各種制度の運用 定年を迎える医師の蓄積しているセーフティネット分野等の医療の専門的知識を一層浸透させること及び短時間であれば勤務が可能な医師を確保するため、シニアフロンティア制度、期間職員制度及び短時間正職員制度を引き続き運用した。 また、特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対する医師派遣を強化する仕組みである医師派遣助成制度を引き続き活用し医師の確保を図った。 ① シニアフロンティア制度 平成１８年度に、医師確保が困難なＮＨＯの病院での診療に当たることを希望した定年予定医師が引き続き勤務できるシニアフロンティア制度を創設し、平成２９年度に、本制度を活用しやすくするために、より広く定年退職予定医師から意向確認をとれるように変更し、制度の周知を図るためにリーフレットを作成した。令和５年度においては、定年退職医師４名及び既に本制度を活用している医師２２名の計２６名の医師が、本制度を活用した。	年度計画の目標を達成した。	評定 Ⅲ．その他考慮すべき要素 大牟田病院における障害福祉サービス利用者に対する虐待事案が発覚した。全病院長に対し、虐待防止や人権擁護への意識の徹底を図るよう指示し、虐待に係る相談・通報受付窓口の周知徹底及び第三者の参画を得た教育研修体制の強化、虐待防止に係る病院の取組体制や通報状況についてモニタリングする仕組みの整備等の再発防止策を講じるなど改善に取り組んでいる。厚生労働省としても、職員による患者への虐待事案が発生したことは誠に遺憾であり、速やかに徹底した原因究明と同様の事案の再発防止に向けた取組等を徹底するよう要請を行うとともに、引き続き国立病院機構の取組をしっかりと注視していく。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					② 期間職員制度 平成２７年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門的知識の伝達のため、ＮＨＯの病院での診療に当たることを希望した６５歳を超えている医師を採用できる制度を創設し、令和５年度においては、１２３名が制度を利用した。 ③ 短時間正職員制度 平成２７年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門性の向上のため、短時間正職員制度を創設し、令和５年度においては、２２名が制度を利用した。 ④ 医師派遣助成制度 特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対する医師派遣を強化する仕組みである医師派遣助成制度を引き続き活用し、医師の確保を図った。これにより、令和５年度は特に医師確保が困難となっていた３病院に対して、１４病院（延べ３７６人日（※））が医師派遣を行った。 ※医師派遣助成制度を活用して派遣を行った医師の延べ人日のみを記載。 （２）大学等関係機関への働きかけ 特に医師確保に問題のある病院については、ＮＨＯ本部の職員が大学等関係機関へ訪問し、医師派遣の働きかけを行うなど、令和５年度も引き続きＮＨＯ全体の医師確保対策の取組を行った。 （３）医師募集パンフレット等の作成及び配布 医師募集パンフレット「けっこういいぞ！！ＮＨＯ　医師の処遇」について、令和５年度も引き続き１，９８０部作成し、医師確保対策のため各グループ及び各病院に配布、ＮＨＯのホームページに掲示することで、採用活動に活用した。また、研修医・専攻医向けの「研修医・専攻医等募集ガイドブック」についても、令和５年度も引き続き作成し、各病院に配布、ＮＨＯのホームページに掲示することで、研修医・専攻医の募集活動に活用した。 ５．看護師確保対策の推進 （１）看護職員就職説明会の実施 各グループにおいて、看護職員就職説明会を複数回開催し、看護職員や事務職員などが病院の紹介、看護体制、卒後教育、処遇などを説明し、病院のインターンシップ参加やその後の採用試験受験へとつなげている。		評定 Ⅳ. 評価 大牟田病院における虐待事案について、病院としても自治体への通報を適切に行い、患者・家族の方等関係者に対して謝罪するとともに、第三者の協力も得ながら徹底した原因究明と再発防止策を講じるよう取り組んでいるところであるが、当該事案における社会的影響や機構において改善に向けた取組の最中であることを考慮し、内部統制の対応が所期の目標を下回っていることなどを踏まえ評定を「C」とした。機構としても当該事案を大変重く受け止め、患者相談窓口の周知や機構の職員に対する研修を実施するなど、虐待防止対策の更なる徹底に全力で取り組み、信頼の回復に努めていくこととしており、次年度以降において、そうした取り組みが確実に行われたかどうか、着目していくこととする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（２）奨学金の貸与状況 　ＮＨＯの各病院に就職を希望する看護学生を対象に、奨学金を貸与する制度を平成１８年度に創設し、多くの学生が制度の活用の下に卒業、機構病院に就職した。令和５年度においても看護師確保対策として５７７名に奨学金を貸与した。 （３）看護師募集パンフレットの作成及び配布 　看護師募集パンフレット「けっこういいぞ！ＮＨＯ　看護職版」について、令和５年度も引き続き作成を行い、看護師確保対策のため各グループ及び各病院に配布し、採用活動に活用した。 【作成部数】 令和４年度　４６，６３０部　→　令和５年度　５１，３００部		評定 ＜独立行政法人評価に関する有識者からの意見＞ ・大牟田病院における患者への虐待事案については、世論からもかなり厳しい指摘が出ている。報道でも糾弾されたが、法人としても重く受け止める必要があると思われるため、評価を「B」から「C」とするべきではないか。
				＜評価の視点＞ ・　離職防止や復職支援の対策を講じているか。	６．看護師の離職防止・復職支援策の実施 　令和５年度も看護師のキャリア形成支援などによる離職防止・復職支援に取り組み、ＮＨＯで令和５年度に調査した看護職員の離職率は、全看護職員で１０．０％、新卒者は９．６％であった。 （参考） 日本看護協会による離職率調査（出典：２０２３年病院看護実態調査） 常勤看護職員　１１．８％　　新卒者　１０．２％ （１）キャリア形成支援による離職防止 　機構のネットワークを活用し、急性期医療を提供している病院と慢性期医療を提供している病院に勤務している看護師とが病院間相互交流を行い、セーフティネット分野の医療や看護等について理解を深め、病院間異動を推進し、職員のキャリア形成及び組織活性化のための素地を創るための取組を引き続き行った。また、中途採用の看護師に対して丁寧に評価し、看護職員能力開発プログラム（ＡＣＴｙナース）に組み込むキャリアを継続させる取り組みを行った。 （２）潜在看護師の復職支援 　潜在看護師に対する離職後のギャップを解消することを目的に、最近の看護の動向などをテーマとした公開講座や講習会を引き続き実施した。令和５年度は、５病院において合計２２回、３１名の参加があった。 【グループの取り組み】 近畿グループ：ホームページで再就職支援として看護師や助産師の経験がある方を対象に近畿グループ内の採用選考に関する情報などを提供する情報サイトの運用を継続。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　働き方改革を推進する観点から、育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等の各種施策について適切に取り組んでいるか。	東海北陸グループ：復職支援センター「おかえりナース」を設置し、ＮＨＯへの再就職を希望する者への支援を継続。 ７．働きやすい環境づくりの取組（再掲） ＮＨＯでは、働き方改革の取組を推し進めており、長時間労働の削減等に向けた取組を行っている。さらに、以下の育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等について取組を行い、職員全員の勤務環境の改善にも努めた。 （１）育児・介護のための両立支援 令和５年度において、令和５年２月からの機構に関する勤務環境に係る一連の報道もあり、これを契機として一部の病院において職員の勤務環境に係る課題が明らかになったことから、改めて機構が一丸となって勤務環境の改善に取組んでいく必要があるとの認識のもと、勤務時間等の取扱いを明確化した上で、全ての職員にこの対応方法を周知し、改めて制度の理解や勤務環境に係る取扱いへの理解を共有し、加えて、「勤務環境取扱いハンドブック」を各病院へ配布（令和５年６月下旬）した。 また、職員の家庭生活と仕事の両立等を目的に独立行政法人国立病院機構職員在宅勤務規程（平成２７年規程第１０号）等を改正するための検討を行った 。 ○ワーク・ライフ・バランス応援ガイドブック 第四期一般事業主行動計画「仕事と育児・介護の両立支援プログラム」の取組の一環として、母性保護、育児休業、介護休業、休暇、時間外勤務の制限などのワーク・ライフ・バランスに関する各種制度について「ワーク・ライフ・バランス応援ガイドブック」を用いて職員に周知している。 （２）ハラスメント防止対策 ○メンタルヘルス・ハラスメント研修（オンライン研修）の実施 ハラスメントに関する基礎的な知識を習得するとともに、ハラスメントが発生しない快適な職場づくりのポイント及び相談対応を実践的に修得するための研修を各グループにおいて、令和５年１１月～１２月に実施した。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を	＜グループ別参加者数＞ グループ／参加者数 北海道東北グループ　４８名 関東信越グループ　７２名 東海北陸グループ　４６名 近 畿 グ ル ー プ　５０名 中国四国グループ　５７名 九 州 グ ル ー プ　９１名 合計　３６４名 ○ハラスメント相談員研修（オンライン研修）の実施 ハラスメント相談員となった職員が、ハラスメント相談を受けた際に適切な対応ができるよう、対応の流れやポイントについての知識を習得するとともに、演習により相談の受け方を身に付けるための研修を令和５年度から新たに行うこととし、各グループにおいて、１０月～１１月に実施した。 ＜グループ別参加者数＞ グループ／参加者数 北海道東北グループ　４２名 関東信越グループ　６０名 東海北陸グループ　３７名 近畿グループ　２９名 中国四国グループ　３９名 九州グループ　６０名 合計　２６７名 （３）メンタルヘルス対策 ○メンタルヘルス（セルフケア）研修（ｅラーニング又は集合研修）の実施 職場における自分自身のストレスの要因やストレス反応に早期に気づき、自らメンタル不調に至らないように予防・対処できるようになるための研修を全病院において、令和５年１１月～令和６年３月に実施した。 ８．研修の実施（一部再掲） 有為な人材育成や能力の開発を行うため、研修計画（令和５年度）を策定し、研修の適正化を図った。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				実施しているか。	令和５年度は、新型コロナの５類移行後による集合研修の再開に加え、テレビ会議システムを用いての研修を併用するようにしたことにより、開催形態を弾力的に変えることで、効率的な研修を実施した。 【本部・グループ主催研修の実施状況】 令和元年度：３５７コース　１３，０４７名 令和２年度：　５９コース　　２，７１８名 令和３年度：２２３コース　１２，２１２名 令和４年度：２５２コース　１０，１９７名 令和５年度：３４４コース　１３，４３８名 【本部主催の主な研修】 ○管理・監督者研修 ・院長研修　２３名 ・副院長研修　２９名 ・統括診療部長研修　１７名 ・看護部長等（新任）研修　３７名 ・事務部長研修　１９名 ・薬剤部（科）長研修　１６名 ・新任課（室）長研修　５０名 ・認定看護管理者教育課程（サードレベル）　３０名 ○専門研修 ・ＨＩＶ感染症研修　１６名 ・放射線関係法令研修　８３名 ・リハビリテーション研修（セーフティネット）　７３名 ・リハビリテーション研修（急性期）　１３１名 ・良質な医師を育てる研修　１９１名 ・臨床研究のデザインと進め方に関する研修　３９名 ・治験および臨床研究倫理審査委員養成研修　４９名 ・初級者臨床研究コーディネーター養成研修　５５名 ・治験・臨床研究事務担当者研修　７４名 ・療養介護サービス研修　７０名 ・診療情報管理に関する研修　２５名 ・チーム医療研修　２９０名 ・クオリティマネジメントセミナー　１２１名 ・在宅医療推進セミナー　４０名 ・障害者虐待防止対策セミナー　５６名 ・認知症ケア研修　４９０名 ・臨床研究・治験コーディネーター実務者研修　１４名		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　障害者雇用の取組を推進しているか。	**９．障害者雇用に対する取組** 障害者の積極的な雇用に引き続き努めた結果、障害者雇用促進法に基づく、障害者雇用状況報告の基準日（６月１日）時点の障害者雇用率は、２．８４％と法定雇用率（２．６％）を上回った。 基準日時点の雇用障害者数は、昨年の基準日（６月１日）時点から３５．５名増加した。 今後も障害者雇用を一層促進していく必要があることから機構内の全病院に対して障害者雇用に係るアンケート調査を実施し、好事例等の収集と共有を行った。 ・令和４年６月１日時点　１，５０８．５名 ・令和５年６月１日時点　１，５４４．０名 （参考）独立行政法人等（国立大学法人・地方独立行政法人を含む３６５法人）の障害者雇用の状況（令和５年６月１日時点） 雇用障害者数　障害者雇用率 独立行政法人等（全体）　１２，８７９．５名　２．７６％ うちＮＨＯ　１，５４４．０名（約１２．０％）　２．８４％	年度計画の目標を達成した。	評定
				＜評価の視点＞ ・　技能職について、アウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図っているか。	**１０．技能職の削減** 技能職については、令和５年４月１日時点の職員数６５９名から令和６年４月１日時点の職員数は５７４名となり、８５名の純減となった。また、離職後は不補充とし、業務をアウトソーシングに努めている。	年度計画の目標を達成した。	
				＜評価の視点＞ ・法人の事業規模や医療機関の特性を踏まえた多様で柔軟な働き方を可能とするための人事制度に関する検討を行い、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築しているか。	**１１．人事制度に関する検討・構築** 良質な医療の提供等、ＮＨＯが期待される役割を果たしていくためには、必要となる人材の安定的な確保を図ることが重要であり、それに向けた多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度に関する検討や構築に取り組んでいる。 （１）特定の専門分野に精通した医療人材の確保（再掲） がんゲノム医療といった新たな治療法や医療技術等の導入に伴い、今後、これらの医療を実施する上で必要となる特定の専門分野に精通した医療人材を常勤職員として機動的に確保できるよう、給与規程に所要の規定を整備し、令和２年度に施行した。 令和５年度においては、当該規定の適用範囲に救急救命士を追加し、常勤職員として確保できるよう規定の見直しを行った。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（２）医師確保に資するための制度の新設等について さらなる医師確保に資するため、一定の要件のもと、大学等機関とＮＨＯの任命権者間において協定を結び、大学等機関とＮＨＯ双方の職員となることができるクロスアポイントメント制度に係る規定を整備し、令和６年度より運用を開始することとした。 （３）労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表 正規雇用労働者の中途採用比率の公表を義務化した労働施策総合推進法の改正（令和３年４月１日施行）を踏まえ、令和３年度以降、過去３年間分の中途採用比率をＮＨＯホームページへ掲載し、公表している。 （参考）ＮＨＯにおける正規雇用労働者の中途採用比率 ・令和２年度　４０％ ・令和３年度　３７％ ・令和４年度　３５％ ※令和５年度については、今後公表予定 （４）転居を伴う人事異動における金銭的負担の軽減 引越業界の人手不足を背景に、春の引越シーズンの引越代金が高額となっている問題を受けて、職員の転勤に伴う引越代金の負担を軽減するため、赴任旅費（移転料）を増額して支給する取扱いを、令和４年度以降は恒常的に措置するよう改め、令和６年４月１日以降の異動に係る移転料については、その上限額を従来の２倍から３倍にすることとし、職員の負担の軽減を図っている。 また、安価な引越事業者の予約が埋まってしまい、割高な事業者へ依頼せざるを得ない事態を防ぐため、職員から事業者への見積依頼・申込時期を早めることが可能となるよう、人事に関する措置を講じている。 さらに、個人申込よりも割安な法人申込としての取扱が可能な事業者の情報を広く職員に周知することで引越料金そのものの低減を図るための取組を行っている。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		２　施設・設備に関する計画 地域の医療需要と合致した病院機能とするため、機能的改修を含めた老朽棟の整備や医療機器等の整備を効率的、効果的かつ機動的に行う。 その際、経営状況を勘案しながら、継続的かつ安定的な投資を行うため、現状の医療機能を維持・強化するために必要な投資水準を設定し、その範囲内で投資を行うこととする。 中期目標の期間中に整備する施設・設備計画については、別紙４のとおりとする。	**２　施設・設備に関する計画** 地域の医療需要と合致した病院機能とするため、機能的改修を含めた老朽棟の整備や医療機器等の整備を効率的、効果的かつ機動的に行う。 投資に当たっては、法人の資金状況を踏まえながら、現状の医療機能を維持・強化に留まらず、国の危機管理に際して求められる医療等に対応できる医療機能の強化に必要な投資の水準を設定し、その範囲内で投資を行う。	＜評価の視点＞ ・　地域の医療需要と合致した病院機能とするため、機能的改修を含めた老朽棟の整備や医療機器等の整備を効率的、効果的かつ機動的に行っているか。 ・　投資に当たっては、法人の資金状況を踏まえながら、現状の医療機能を維持・強化に留まらず、国の危機管理に際して求められる医療等に対応できる医療機能の強化に必要な投資の水準を設定し、その範囲内で投資を行っているか。	**２　施設・設備に関する計画（再掲）** ＮＨＯの投資は、厳しい経営状況等に鑑み、医療機能の維持や地域医療構想に基づく機能変更・法令対応等に係る投資を基本とし、法人全体の資金状況を踏まえ設定した投資枠に基づく投資を行った。 令和５年度は、法人全体の資金状況を踏まえ、投資枠を拡大することで、５７０億円を投資決定した。（令和４年度投資決定額は４８８億円） また、医療機能を維持するための投資を着実に行う厳しい措置だけでなく、短期間に投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った（投資回収性が高い投資案件への投資決定額：１５．６億円）。 加えて、医療機器については、各病院の投資において、資金余力を踏まえながら、投資の優先順位を明確にして計画的な投資を行っていくため、病院毎の投資枠を示した。 さらに、収益性を高める投資を促進するため、直接投資効果による投資回収期間が短い案件について病院毎の投資枠とは別に重点投資枠を設定して投資を行った（令和５年１２月新設、令和５年度実績２．１億円）。 そのうえで、医業収支黒字病院における建物の給水・給湯・空調設備など１億円未満の単純更新及び５，０００万円未満の医療機器等（大型医療機器を除く）への投資については、投資の迅速性と事務作業の効率化のため病院の裁量として協議を不要とすると共に、普及が進む内視鏡手術用支援機器の導入にあたり医師確保等の特別な事情を踏まえることができるよう、投資基準について柔軟な運用を可能とした。 【地域医療構想等を踏まえた整備事例】 ・ＮＩＣＵ、ＧＣＵ、ＭＦＩＣＵ整備（小倉医療センター） 当該病院は、地域周産期母子医療センターとして、北九州市ではシェア１位（４０．０％）であり、地域で唯一、分娩件数が増加していた。また、母体搬送によるハイリスク分娩の患者数も増加傾向であった。 また、周産期病床の増床について、北九州周産期母子医療協議会及び地域医療構想調整会議を経て、一般病床をＮＩＣＵ、ＧＣＵ、ＭＦＩＣＵに転換するための病棟改修整備について投資決定した。 【令和５年度の投資決定】 令和５年度では、引き続き法人の資金状況を踏まえながら、医療機能の維持や地域医療構想に基づく機能変更・法令対応等に係る投資を基本として、真に必要な整備内容か精査をしつつ、これらにかかる投資を着実に行う一方、地域医療構想への対応に必要な整備や短期間で投資回収が可能な整備等、更なる資金獲得が期待できる投資効果の高い整備への投資を行った。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		３　積立金の処分に関する事項 前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第４４条第３項の処理を行ってなお積立金があるときは、厚生労働大臣の承認するところにより、将来の投資（病院建物の整備･修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。					評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	２　内部統制の充実・強化 内部統制の更なる充実・強化を図るため、内部監査のほか、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組むこと。	**４　内部統制や外部監査等の充実** 内部統制の更なる充実・強化を図るため、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組む。 また、会計監査人による会計監査を全病院に対して実施するとともに、内部監査や監事と連携した抜き打ち監査を実施する。 さらに、コンプライアンス徹底のため、各組織における取組の強化（法令遵守状況の確認方法の確立）を行うことや研修会の開催等により職員の倫理観を高めていく。	**３　内部統制や外部監査等の充実** 内部統制の更なる充実・強化を図るため、内部監査、情報セキュリティ監査及びリスク管理等の取組を推進する。 内部監査については、重点事項等を監査計画において定めるとともに、監査対象事項のリスクを考慮して計画的・効率的に実施する。 情報セキュリティ監査については、情報セキュリティの専門的知識を有する者による外部監査、内部統制・監査部による内部監査及び監査結果のフォローアップを実施するなど監査体	＜評価の視点＞ ・　内部監査について、重点事項等を監査計画において定めるとともに、監査対象事項のリスクを考慮して計画的・効率的に実施しているか。	**３　内部統制や外部監査等の充実** １．内部監査等によるリスク管理 （１）内部監査の実施 内部監査については、業務の適正かつ能率的な執行と会計処理の適正を期すことを目的とし、実施期間、監査の区分、重点事項、対象監査部門及び実施方法を内部監査計画として策定し、かつ、監査対象事項のリスクを考慮して計画的・効率的に実施した。 （主な重点事項） ・支出原因契約に関する事項（競争性のない随意契約指針基準の適合状況、一者応札の解消への取組状況、競争性・公正性・透明性（特に分割発注による随意契約）の確保状況、契約監視委員会からの指摘に対するフォローアップ） ・収入原因契約に関する事項（契約方法（特に公募型企画競争の評価基準等）、再委託の状況、徴収料金の適正性） ・支払に関する事項（納品検収体制（検収担当者の規定、複数人による納品検収実施、発注、検収、支払担当者の相互牽制等）、会計伝票のチェック体制） ・収入管理に関する事項（窓口収納現金の取扱状況、医事会計システムの対応状況） ・現金等の管理に関する事項（金庫管理、病院外現金、簿外経理、小口現金） ・債権管理に関する事項（記録・管理状況、督促実施状況、未収金対策） ・勤務時間管理に関する事項（勤務時間管理簿と使用記録の突合などの抽出点検、始業時刻及び終業時刻の確認、時間外勤務における事前命令・事後確認の証跡、長時間労働削減の取組状況、長時間労働者への面接の実施状況等） ・情報セキュリティ対策に関する事項（組織・体制の整備状況、教育の実施状況、情報セキュリティ対策の自己点検実施状況等） ・診療報酬管理体制に関する事項（施設基準の確認状況、実診療額と医業収益の検証、請求漏れ対策、適時調査等の指摘・指導事項に対する改善状況等） ・院内規程に関する事項（機構の諸規程等の改正等に合わせた定期的な点検・見直し状況） ・過去の内部監査指摘の改善状況、会計監査人及び会計検査院等の指摘事項　など ①　書面監査 令和５年度も引き続き、各病院の院長は本部で作成した自己評価チェックリストに基づき、実施責任者として、自院の内部統制状況をモニタリングするとともに、自己判定結果を内部統制・監査部に報告した。また院長は、自己評価チェックを通して各業務担当者に対し、業務への取組方法、ポイント等を再確認させるとともに、是正すべき事項を発見した場合は、当該業務担当者に対し、速やかに改善措置を講じるよう指示を行った。 本部においては各病院から報告された自己判定結果を実地監査・リモート監査へ反映させるとともに、翌年度の内部監査計画の重点事項の設定に役立てた。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			制の強化に取り組む。 　リスク管理については、本部及び各病院において引き続き「リスク事象リスト及びリスクマップ」を活用したリスク対策に取り組むとともに、本部において、各病院のリスク管理の取組状況についてモニタリングを行う。 　通報制度については、通報対応業務従事者を指定することや、通報相談窓口の設置に関して職員へ周知徹底することなど、実施体制の充実を図る。 　また、会計監査人による会計監査を全病院に対して実施するとともに、内部監査や監事と連	＜評価の視点＞ ・　監査や監事と連携した抜き打ち監査を実施しているか。 ＜評価の視点＞ ・　情報セキュリティに係る専門的知識を有する者による外部監査、内部統制・監査部による内部監査及び監査結果のフォローアップを実施するなど、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組んでいるか。	②　実地監査・リモート監査 　令和５年度においても前年度に引き続き、監査対象施設のリスクに応じ、実地監査又はリモート監査による内部監査を実施した。 　実地監査は、前回の内部監査において内部統制が十分に機能していなかった施設を対象とし、内部監査指導要領に基づき、すべての監査項目について監査を行った。また、監査項目とは別に、契約担当者からのヒアリングを行い、新たに契約を担当することになった事務職員が、適切な引継、研修、指導を受けているかどうかを調査するなど、実地監査の重点化を図った。 　リモート監査は、監査の質が低下しないような監査手法の検討を行い、可能な限り実地監査と同程度の質を保った監査を実施し、病院業務の品質管理を推進した。 　また、リモート監査はリスクの比較的低い施設を対象に行っているため、必要以上の負担をかけることは非効率的であることから、前年度から更に監査事項を『重点事項』中心に絞り込み、２日間かけて行っていた監査を１日で完結させ、 施設及び本部双方の負担軽減を図った。 ア　通常監査 　令和５年度においては、４６病院、３グループ担当理事部門及び本部を対象に実地又はリモートによる監査を実施した。また、内部監査による指摘事項は、改善措置を講ずるよう通知し、改善が確認できるまでフォローアップを行うとともに、ＨＯＳＰｎｅｔ掲示板に掲示し、全病院に対して注意喚起を行った。 【通常監査の実施件数】 　令和４年度：３７件（実地：１９件　リモート：１８件） 　令和５年度：５０件（実地：２８件　リモート：２２件） イ　抜打監査 　令和５年度は、２病院に対して、抜打監査を行った。 【抜打監査の実施件数】 　令和４年度：　２件 　令和５年度：　２件 （２）情報セキュリティ監査の実施 　ＮＨＯが管理する情報資産をあらゆる脅威から守るために必要な情報セキュリティの確保と、その継続的な強化、拡充に最大限取り組むため、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に基づく統一的、横断的、かつ適切な、「国立病院機構情報セキュリティ対策規程」を平成２８年度に定め、同規程に基づく情報セキュリティ対策推進計画及びＮＨＯ情報セキュリティ監査計画書を策定し、情報セキュリティ監査を実施した。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			携した抜き打ち監査を実施する。 さらに、コンプライアンス徹底のため、各組織における取組の強化（法令遵守状況の確認方法の確立）を行うことや研修会の開催等により職員の倫理観を高めていく。		①　往査による監査 令和５年度は、２２病院を対象に、会計監査人のＩＴ専門家による第三者監査として、情報セキュリティ対策規程等に準拠した対応状況を確認するマネジメント監査を実施した。 【往査による監査の実施件数】 令和４年度：　８件 令和５年度：２２件 また、令和５年度も引き続き内部監査においても内部監査指導要領に基づき情報セキュリティ対策の状況を確認するとともに、会計監査人と連携し第三者監査の結果について、フォローアップを行った。 ②　セキュリティ診断 令和５年度も引き続き、年々巧妙化、高度化する最新のサイバー攻撃を想定し、本部が管理する情報系ＨＯＳＰｎｅｔに対し、脆弱性診断及び侵入テスト等セキュリティ診断を実施した。		評定
				＜評価の視点＞ ・　通報対応業務従事者を指定することや、通報相談窓口の設置に関して職員へ周知徹底することなど、実施体制の充実を図っているか。 ・　本部及び各病院において引き続き「リスク事象リスト及びリスクマップ」を活用したリスク対策に取り組むとともに、	（３）内部統制 ①　内部統制の充実強化 令和５年度も引き続き、リスクの顕在化の防止又はリスクが顕在化した場合の損失の最小化を図るため、理事長、内部統制担当役員及び内部統制推進責任者は、業務の有効性及び効率性並びに法令等の遵守に関するリスクを把握し、評価するとともに、リスク管理による内部統制の改善を図った。 ⑤　通報制度の運用 「独立行政法人国立病院機構通報事務手続規程」に基づき、通報の受付・調査等必要な対応を実施することにより、通報制度を適切に運用した。 令和５年度からは、改正公益通報者保護法の施行（令和４年６月１日施行）に伴い、通報者保護の強化、職員への通報相談窓口周知の毎年度実施など、通報を迅速かつ確実に把握し速やかに是正措置ができるように通報制度を見直した。 その上で、本部から病院担当者に対して通報制度についての説明会を開催するとともに、病院において、全ての職員等に対する通報相談窓口の周知を図った。 【通報の状況】 令和元年度：(受付）１８件（調査・事実確認）１７件 令和２年度：(受付）２１件（調査・事実確認）１５件 令和３年度：(受付）１６件（調査・事実確認）１１件 令和４年度：(受付）３６件（調査・事実確認）１７件 令和５年度：(受付）４３件（調査・事実確認）２８件	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				本部において、各病院のリスク管理の取組状況についてモニタリングを行っているか。	③　リスク管理の徹底（リスク管理を活用した内部統制の取組） リスク管理については、法人内共通のリスクとして２６事象を定め、病院において、リスクごとの発生可能性、影響度の評価を行い、「リスクマップ」として可視化した上で、リスクへの対応策を講じている。 令和５年度は、各病院においてリスクマップやリスク対応策等について年１回自己点検を実施した。また、内部監査において、各病院のリスク事象リストをもとにしたヒアリングを実施する等のモニタリングを行い、リスク管理の徹底を図った。		評定
				＜評価の視点＞ ・　会計監査人による会計監査を全病院に対して実施しているか。	**２．会計監査人による監査の実施** 令和５年度も引き続き、全病院、グループ担当理事部門及び本部が会計監査人による会計監査を受け、会計処理等の指摘事項を踏まえて業務改善を図った。 会計監査人の会計監査において発見された業務上の改善事項や内部統制に係る指摘事項は、本部及びグループでも情報共有し、内部監査で活用している。 指摘事項は、病院評価（経営面）の基準として使用し、２年以上繰り返し同一事項の指摘を受けている場合は減点することにより、改善を促進するためのインセンティブとした。	年度計画の目標を達成した。	
				＜評価の視点＞ ・コンプライアンス徹底のため、各組織における取組の強化を行うことや研修会の開催等により職員の倫理観を高めているか。	**３．コンプライアンス徹底への取組について** （１）不適切行為に係る再発防止策について ①　不正発生の３要素である「動機・正当化・機会」のうち「機会」をなくす仕組の構築 令和４年３月、「取引業者との不適切行為に係る再発防止策」を次のとおり定め、全ての病院で対策が講じられていることを文書で確認した。 ⅰ　取引業者との接し方に関する基本ルールの徹底 ⅱ　他の職員が確実に業者とのやり取りを確認できる体制 ⅲ　特に重視すべき取引状況は病院幹部が必ず確認する体制 ⅳ　上司が部下の契約手続の適正性を必ず確認する体制 ⅴ　取引業者に対しても契約事務ルールの遵守を改めて依頼 内部監査においても通常監査を実施した５０施設及び、抜打監査を実施した２施設について、対策が講じられていることを確認した。 ②　不正発生の３要素のうち「動機」及び「正当化（言い訳）」に対抗する取組 令和５年３月、全ての事務職員を対象とする倫理研修を行い、ＮＨＯ職員に倫理の保持が求められる理由や、契約のルール違反行為に関する過去事例等について学んだ。 令和５年１１月、対象を拡大し医師や看護師、技師等の医療専門職及び役員を含む全ての役職員に対する倫理研修を行い、事務職員に限らず全てのＮＨＯ職員が倫理保持の必要性について学んでいる。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					③　不正が小さなうちに端緒を把握し是正する取組 　通報制度について、公益通報者保護法上は法令違反行為だけが対象とされていたところ、ＮＨＯでは、法令違反行為に該当しない事案や、信憑性が低い情報であっても通報として幅広く受け付け、適正でない事実が認められた場合には是正を図ってきた。 　さらに、改正公益通報者保護法の施行（令和４年６月１日）に伴って通報制度を改正し、通報者が、不利益な取扱いを受けないよう法律に基づいて保護され、より安心して通報を行える環境を整えることや、毎年、全ての職員等に通報相談窓口を周知するようにすることで、より小さな不正の端緒を把握できるよう制度を見直した。 （２）大牟田病院での入院患者への虐待事案 　令和５年１２月に、大牟田病院において障害福祉サービス利用者に対する虐待事案が発覚した。事案発覚後、速やかに自治体へ通報し、その後一部の事案については自治体より虐待認定がなされた。 　本事案については法人として重く受け止めており、全病院長に対し、全職員への虐待防止や人権擁護への意識の徹底を図るよう指示するとともに、臨時の病院長会議を開催し、改めて全病院が当事者意識を持つこと、また、各病院の虐待防止に係る取り組み事例を共有するなど、法人一体となって虐待防止に取り組んでいる。 　現在、大牟田病院が設置した第三者委員会によって原因等の調査が進められており、調査結果がまとまり次第、当該結果を踏まえた再発防止策を講じていくこととしている。 　その一方で、既に大牟田病院においては、全職員に対する研修を実施し、今後、利用者との交流の場の整備などに取り組むこととしている。 　また、既に本部においても、虐待に係る相談・通報を受け付ける窓口を職員や患者・家族等に改めて確実に周知するよう各病院に指示するとともに、当該窓口の周知状況等に係る病院間での相互チェックを今年度から行うべく、医療安全相互チェックの項目を緊急的に追加した。更に今後、第三者の参画を得ながら、教育研修体制の強化とともに、虐待防止に係る病院の取組体制や、虐待疑い事案の通報状況についてモニタリングする仕組みを整備していくこととしている。 （３）勤務環境に係る取扱いの明確化について 　令和５年２月からの機構に関する勤務環境に係る一連の報道もあり、これを契機として一部の病院において職員の勤務環境に係る課題が明らかになったことから、改めて機構が一丸となって勤務環境の改善に取組んでいく必要があるとの認識のもと、勤務時間等の取扱いを明確化した上で、全ての職員にこの対応方法を周知し、改めて制度の理解や勤務環境に係る取扱いへの理解を共有し、加えて、「勤務環境取扱いハンドブック」を各病院へ配布（令和５年６月下旬）した。 　また、当該対応方法について各病院の運用状況を確認するとともに、追加の対応方策を検討するため、全ての職員を対象としたアンケートを実施し（令和５年１０月２日～３１日 ）、その結果を踏まえて勤務環境に関するアンケート対応プロジェクトチーム（構成員：		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					役員、幹部、弁護士、看護専門職等）より必要な対応の提言を行った。 　当該提言内容を踏まえて、本部において病院長会議といった場を利用して病院の幹部に対して勤務環境の充実に向けた一層の取り組みを促すこととしている。加えて、本部は「勤務環境取扱いハンドブック」の充実など、更なる制度周知に向けた対応を検討しており、各病院は病院の実態に即した更なる勤務環境の充実を図る予定。 ＜提言の概要＞ １．共通事項 ・　人員不足の課題については、引き続き適切な人材確保に取り組むとともに、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎える中で、業務の質を維持しながら、今後の医療・介護のニーズや人口動態の変化を踏まえた業務効率化の推進 ・　勤務環境に関する制度理解を進めるため、内容・方法など周知の工夫や職場でのコミュニケーションの更なる促進を図るための取り組み ２．勤務環境の取扱い ・　通知およびハンドブックなどの周知ツールが手元に行き届いていない職員を極力少なくするような方策の検討 ３．時間外勤務 ・　業務・業務外の違いについて、引き続き現在の通知・ハンドブック等をより分かりやすく改訂するなど、職員が一層理解を進められるような周知内容の工夫 ４．休憩時間 ・　休憩時間を取得しやすい職場づくりのために、各職場内でのコミュニケーションの更なる促進、及び理解の醸成を図るための取り組み ・　休憩は必ず取得しなければならないこと、やむを得ず休憩が取得できずに業務を行った場合は、当該時間について超過勤務手当を支払う必要があることを、改めて各病院へ周知・徹底 ５．年次休暇 ・　年次休暇を取得しやすい勤務調整等の職場環境・雰囲気を醸成し、各職場内での年次休暇取得への理解促進につながるような方策の検討 ６．妊産婦支援 ・　妊産婦支援（深夜勤務・時間外勤務・休日勤務の免除）を利用しやすくするため、改めて各病院へ周知・徹底 ７．育児支援 ・　働き方の多様化を踏まえ、引き続き、支援を受けやすい育児支援制度の充実に向けての検討 ・　男性職員においても、育児支援制度をより利用しやすくするため、制度定着への周知・徹底及び職場環境・雰囲気の醸成		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					＜取組み＞ ○　令和５年３月２８日　理事長メッセージを全職員に対して発出 ○　令和５年４月２７日～２８日　病院長会議や事務部長会議、看護部長会議において、理事長及び担当部長から今後の対応方針等を説明 ○　令和５年５月１７日　理事長通知「勤務環境に係る取扱いの明確化について」を各病院長等へ発出 ○　令和５年５月１７日付理事長通知に基づき、各病院において運用を実施 ○　令和５年６月下旬　「勤務環境取扱いハンドブック」を各病院へ配布 ○　令和５年１０月２日～３１日　全ての職員を対象とした アンケートの実施 ○　令和５年１２月２１日　アンケート結果を踏まえ、勤務環境に関するアンケート対応プロジェクトチームより必要な対応を提言 ○　令和６年２月２９日　提言と共に理事長メッセージを全職員に対して発出		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	３　情報セキュリティ対策の強化 情報セキュリティ対策の強化については、政府統一基準群に基づき定めている機構の情報セキュリティポリシーを引き続き遵守するとともに、職員の情報セキュリティ対応能力の向上に資する取組を実施するなど、我が国の医療分野における情報セキュリティ強化にも貢献すること。	**５　情報セキュリティ対策の強化** 情報セキュリティ対策の強化については、引き続き、政府統一基準群に基づき定めている国立病院機構の情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、職員の情報セキュリティ対応能力の向上を図りつつ、さらに、国立病院機構の情報セキュリティに関する知見を他の医療機関にも共有することで、我が国の医療分野のセキュリティ強化に貢献する。	**４　情報セキュリティ対策の強化** 情報セキュリティ対策の強化については、我が国の医療分野におけるセキュリティ対策強化に貢献するために開発した研修コンテンツ「医療機関向け情報セキュリティボードゲーム」を普及させることに加え、引き続き、政府統一基準群に基づき定めている国立病院機構の情報セキュリティ対策について全職員に浸透を図るため、eラーニングコンテンツを活用した情報セキュリティ教育を実施する。	＜評価の視点＞ ・　我が国の医療分野におけるセキュリティ対策強化に貢献するために開発した研修コンテンツ「医療機関向け情報セキュリティボードゲーム」を普及させているか。 ・　政府統一基準群に基づき定めている国立病院機構の情報セキュリティ対策について全職員に浸透を図るため、機構全職員向けのe-learningコンテンツを活用した情報セキュリティ教育を実施しているか。	**４　情報セキュリティ対策の強化** ＮＨＯでは、従来から情報セキュリティ対策に係る取組を行っているが、近年の行政機関や公的医療機関等に対するサイバー攻撃は、高度化・巧妙化の一途をたどっており、組織的に高度化された標的型攻撃やランサムウェア等による公的医療機関に対する攻撃などが増加している。 ＮＨＯにおいては、日本年金機構をはじめとした個人情報漏洩事案等を踏まえた国等からの要請や、国が行う不正通信の監視、監査、原因究明調査等の対象範囲が拡大されたサイバーセキュリティ基本法の改正（平成２８年１０月施行）等に基づき、以下のような取組を実施した。 ①　政府統一基準群に基づき定めているＮＨＯの情報セキュリティポリシーを全職員に浸透させるべく、情報セキュリティ対策に関する自己点検や情報セキュリティ監査の評価をもとに不十分となっている項目を重点に　ｅラーニングコンテンツを作成し、機構全職員向けに情報セキュリティ教育研修を実施した。 ②　医療機関での情報セキュリティインシデント発生時における対応を体験することができる研修コンテンツ「医療機関向け情報セキュリティボードゲーム」を令和２年度にセキュリティベンダと共同開発した。引き続き、オンライン上で無償提供をしている。 ③ ＮＨＯ総合情報ネットワークシステムにおけるメール、インターネットのフィルタリング、ＳＯＣ（※）による２４時間３６５日のセキュリティ監視等を前年度に引き続き継続的に実施している。当該セキュリティ対策により、情報セキュリティに係る重大なインシデントは発生しておらず、十分なセキュリティ体制を維持している。 ※ＳＯＣ：Ｓｅｃｕｒｉｔｙ　Ｏｐｅｒａｔｉｏｎ　Ｃｅｎｔｅｒ（セキュリティ・オペレーション・センター）の略で、セキュリティ監視の拠点として、サイバー攻撃の監視・分析を行い、情報システム統括部と連携してセキュリティインシデント対応を行う専門組織。 また、ＵＳＢメモリ等可変媒体紛失時に早期発見を可能とするスマートタグの導入にむけて検討を進めた。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	４　広報に関する事項 機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報に努めること。 **５　その他** 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。	**６　広報に関する事項** 国立病院機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページの見直しやＳＮＳ活用方法の検討など、引き続き積極的な広報・情報発信に努める。 **７　その他** 中期目標で示された「第６　その他業務運営に関する重要事項」の５について適切に対応する。	**５　広報に関する事項** 国立病院機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページの見直しを始めるなど、引き続き積極的な広報・情報発信に努める。	＜評価の視点＞ ・　国立病院機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページの見直しを始めるなど、引き続き積極的な広報・情報発信に努めているか。	**５　広報に関する事項** ＮＨＯ及び各病院の使命、果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるように、総合パンフレットやホームページの活用等により、積極的な広報・情報発信を行った。また、各病院の果たしている役割や業務等について、地域の行政機関、関係医療機関、大学、地域住民等から理解を得られるよう、各地域で積極的な広報・情報発信を行っている。 （１）機構全体の総合パンフレットの活用 ＮＨＯの使命や役割、業務等について記載した総合パンフレットを、毎年度制作し、ホームページで広く公開するとともに、地域の医療機関や大学、看護学校等養成所に配布し、ＮＨＯ及び各病院が果たしている役割・業務等への理解を深めることにより、医師や看護師をはじめとした職員の確保にも活用している。 令和５年度版の総合パンフレットでは、法人の使命や、果たしている役割・業務等をより伝わりやすくする観点から、総合パンフレットのコンテンツを一部見直した。新型コロナウイルス感染症に関するＮＨＯの様々な取組（クルーズ船における感染者の受入、医療従事者の派遣、コロナワクチン接種への協力など、国内発生当初から国や都道府県からの要請に応えてきたこと）を紹介するページでは、ＮＨＯが蓄積してきたコロナに関する知見を広く共有するために行った地域の医療従事者等への研修や市民公開講座の実施など、一般診療等だけではない法人の多面的な活動内容を理解いただけるよう紹介した。 （２）初期研修医・専攻医向け情報誌「ＮＨＯ　ＮＥＷ　ＷＡＶＥ」の発行（再掲） 平成２２年３月より、ＮＨＯにおける臨床研修の理念や研修体制等について、実際に研修を受けている初期研修医や専攻医の声や指導医の声も交えながら紹介する初期研修医・専攻医向け情報誌「ＮＨＯ ＮＥＷ ＷＡＶＥ」を令和５年度も引き続き発行している。 この情報誌により、初期研修医や専攻医が研修先病院を選ぶ際の参考にするとともに、既にＮＨＯで研修を受けている研修医同士の横のつながりができ、より一層有意義な研修を送れるようバックアップすることを狙いとしている。 また、若手医師の意見を反映したＮＨＯフェローシップ、若手医師フォーラムなどを紹介しており、令和５年度においては、医師の働き方改革に関する特集を掲載し、初期研修医・専攻医に対してキャリア形成支援のための情報発信を行った。 【ＮＨＯ　ＮＥＷ　ＷＡＶＥ　特集記事】 ・Ｖｏｌ．４９　良質な医師を育てる研修 ・Ｖｏｌ．５０　働き方改革アンケート また、初期研修医・専攻医向け情報誌などはＮＨＯのホームページに掲載し、研修開催やＮＨＯの病院の詳細情報などを発信しており、若手医師が有用な情報を得られるよう、令和５年度も引き続き支援を行った。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（３）積極的な広報・情報発信 令和６年１月１日に発生した能登半島地震では、地震発生直後からＤＭＡＴ、ＤＰＡＴによる災害急性期の医療活動を展開するとともに、切れ目のない医療活動のために、医療班を継続的に派遣し、被災地における診療を行っている。 これらの被災地におけるＮＨＯ病院並びに現地災害対策本部等の活動状況は、ＮＨＯ本部のホームページ及びＳＮＳを活用し、活動写真等を交え、継続的に発信している。ＮＨＯ病院が積極的に災害医療に取り組む姿を通じて、一般診療等だけではない法人の多面的な活動を理解いただけるよう広報に取り組んでいる。 紹介内容として、 ・国立病院機構（ＮＨＯ）全体の動き ・ＮＨＯ医療班の活動 ・被災された患者等のＮＨＯ病院の受入 ・国の災害救助活動への参加（ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ、広域看護師派遣） ・災害対策本部の設置 ・現地災害対策本部の設置運営 ・活動状況（活動人数、活動班数、活動日数、活動期間等のデータ） また、インフルエンザの流行状況、臨床評価指標、診療科別医師募集情報等もホームページに掲載している。更に、Ｘ（旧ｔｗｉｔｔｅｒ）やｆａｃｅｂｏｏｋ等のＳＮＳも引き続き活用し、各病院の様々なニュースや、市民公開セミナー等のイベントの案内、採用情報などの情報発信を行っている。 病院においても患者や医療関係者向けの広報誌を発行している。病院パンフレットや広報誌等は地域の医療機関や行政機関、医師・看護師等採用説明会等で配布すると同時にホームページにも掲載するなど、積極的に広報活動を行っている。 また、地域の医療従事者や地域住民等を対象として、市民公開講座、健康相談等の広報イベントを実施した。それぞれの地域における行政機関、関係医療機関、大学等との連携や会合等において、各病院の果たしている役割や業務等について理解を得るための活動を積極的に行っている。 (広報イベントの主な実施例) ・宮崎病院「健康フェスティバル」 令和５年１１月、地域の住民を対象に、健康を見つめ直すことを目的とした健康フェスティバルを開催した。医師による講演のほか、各種相談コーナーや各種計測・測定コーナーの設置、気管支鏡シミュレーター体験などの実施により、住民のヘルスケアの促進に貢献した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					・仙台医療センター「東北ＨＩＶ／ＡＩＤＳ看護研修」 令和５年１０月、東北６県の医療機関の看護師を対象に、各職種の役割を理解しＨＩＶ感染症の知識を得る看護研修をオンラインと会場のハイブリッドで開催した。医師、薬剤師、看護師、心理療法士、医療ソーシャルワーカー等、他職種による講義・事例紹介を行い、地域の医療連携の強化に貢献した。 ・長良医療センター「ふれあい看護体験」 令和５年７月及び８月、看護職に興味を持つ地域の高校生を対象に、看護の魅力を体験するイベントを実施した。病棟での看護体験など実際の医療現場に触れることで、職業の実像をつかみながら看護職への関心や自己の理解を深めることに貢献した。		評定

４．その他参考情報
特になし